

356-14

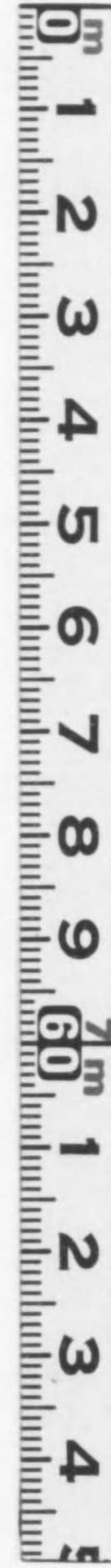


356

14

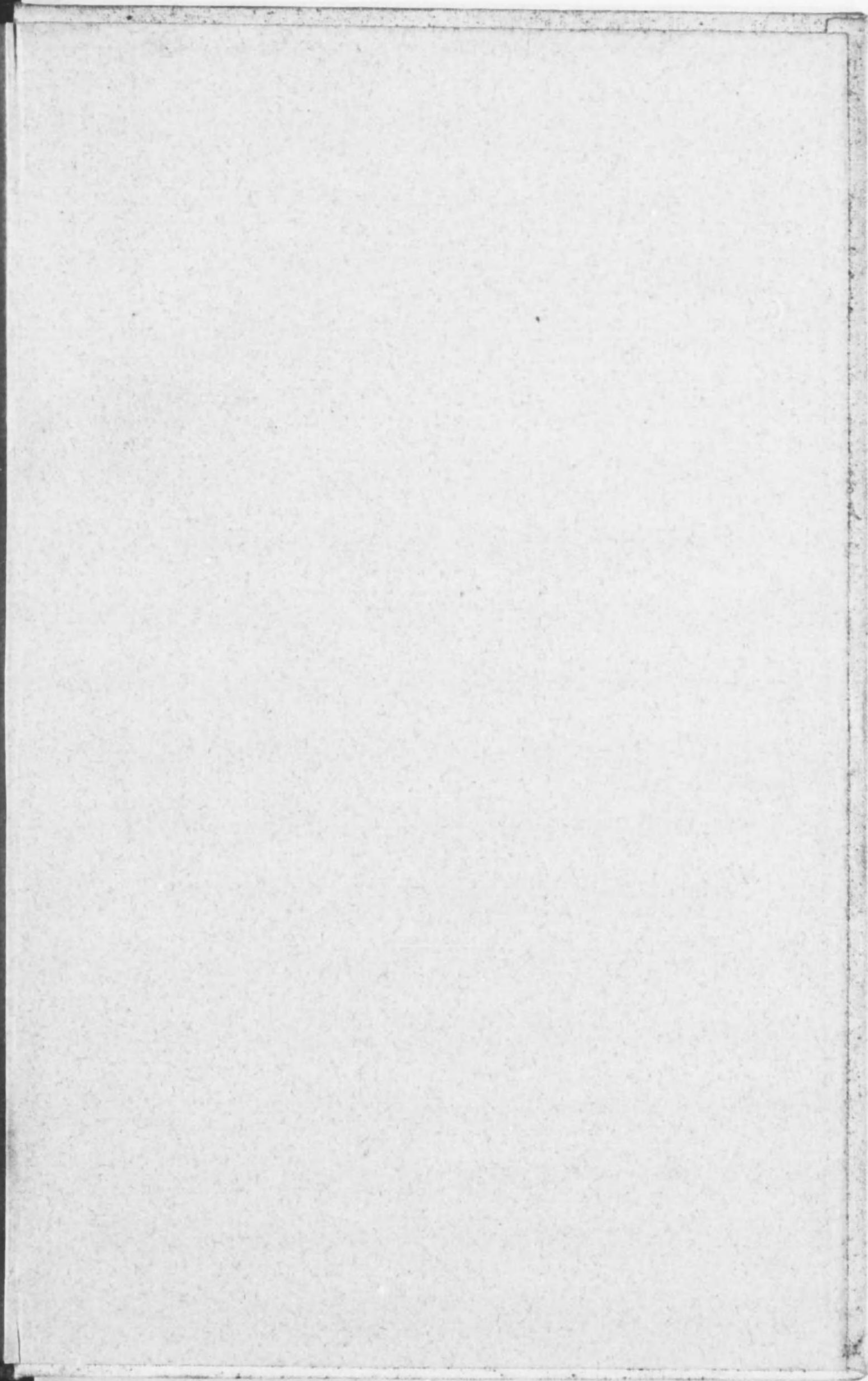
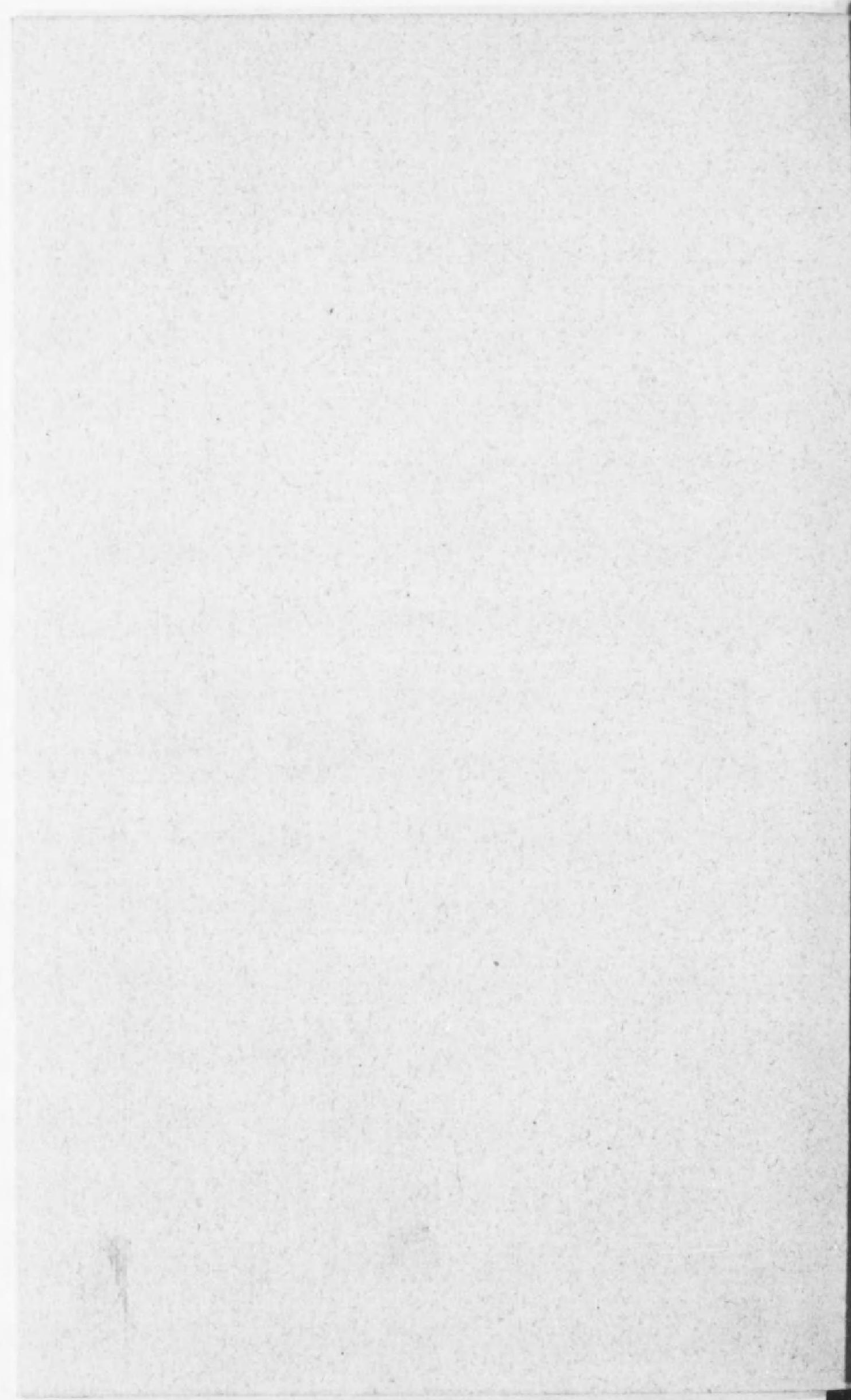
泉 河 攝

文 石 金



始





好尚木崎愛吉著

撰河泉金石文

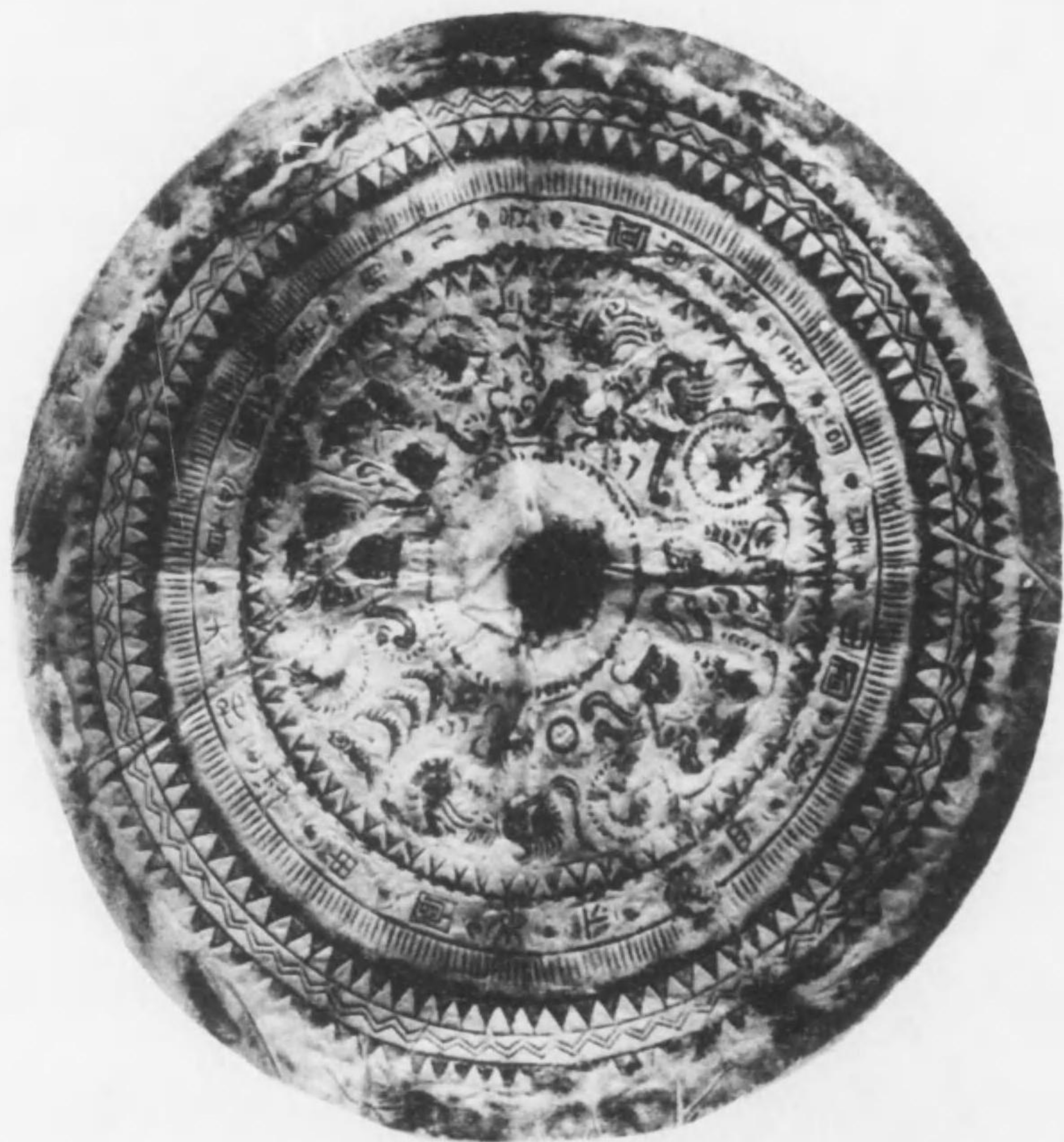
郷土史研究会發行



吉田待郎氏 寄贈本







(鏡獸四神四式漢) 鏡愛遺附辰王祖氏船定推
(頃年十三百二千一元紀) 代時皇天達敏
(土出墳古氏船山白茶) 藏社神分國村分國郡內河南

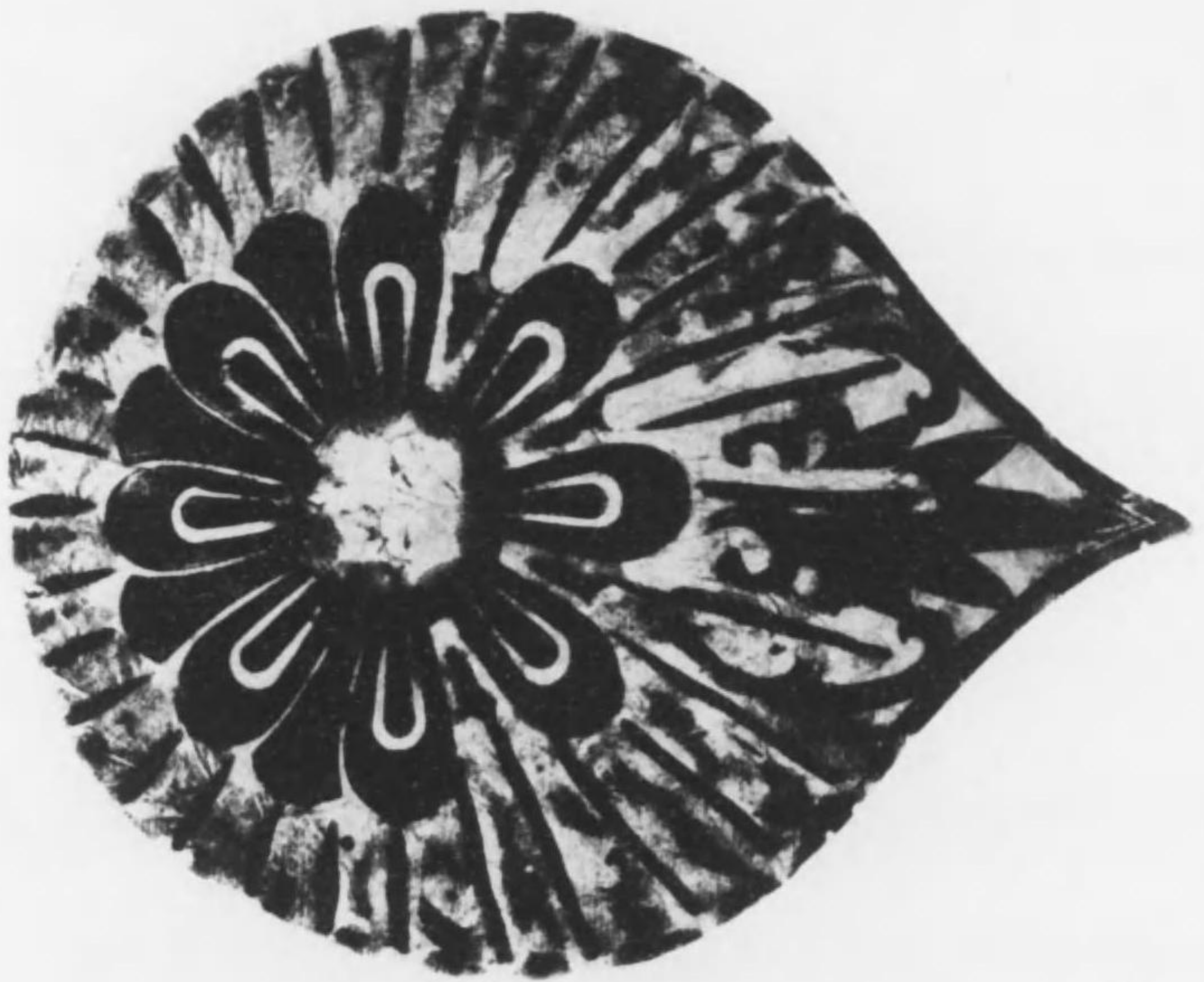
二寸 一寸 零寸



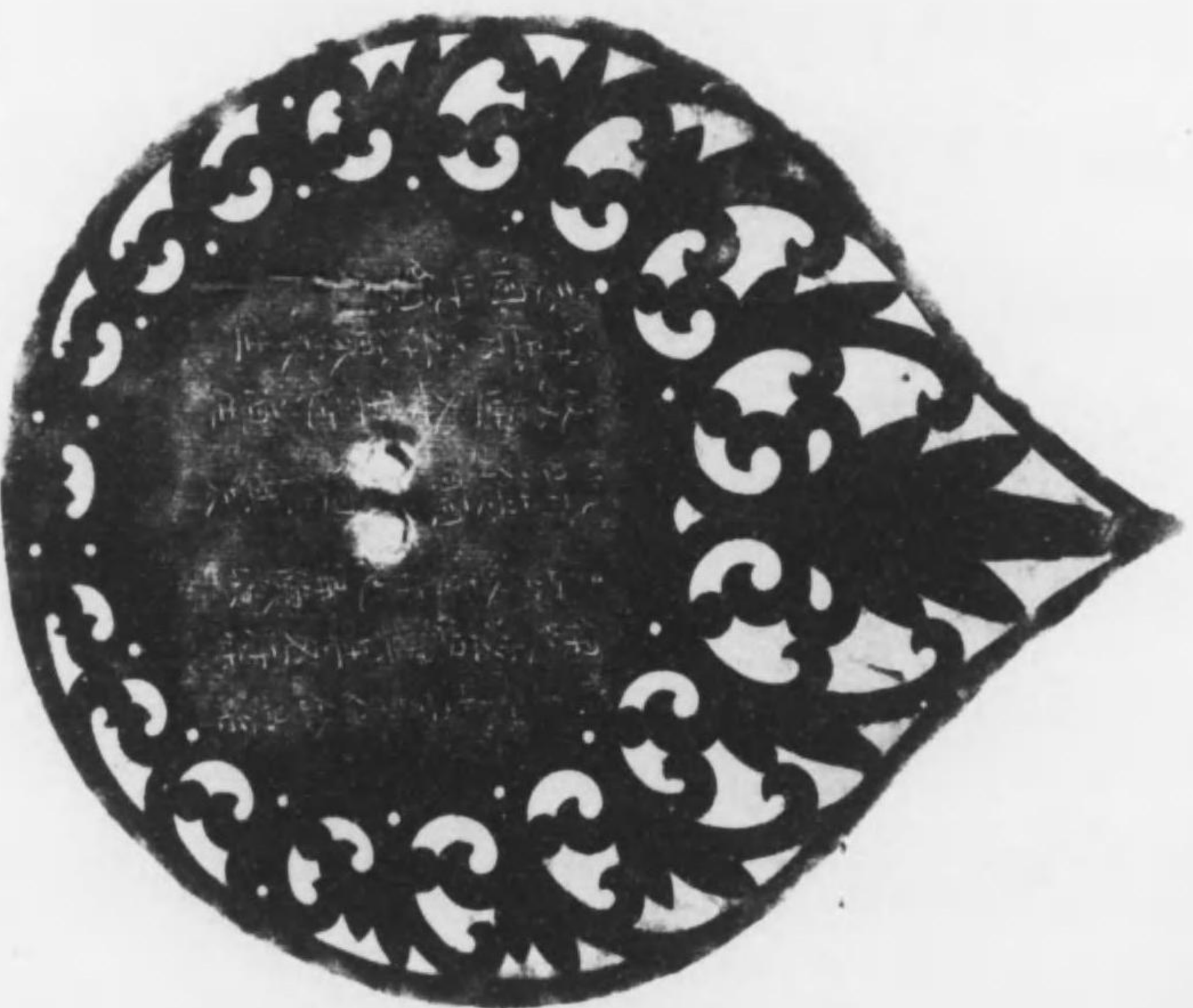
上 同
二寸 一寸 零寸



上 同
二寸 一寸 零寸



二寸
一寸
零寸



(夏表背光) 佛像造菩薩觀寺心觀 寶 國
(年八十三元紀) 年四皇天明齊
藏寺同村上川部内河南

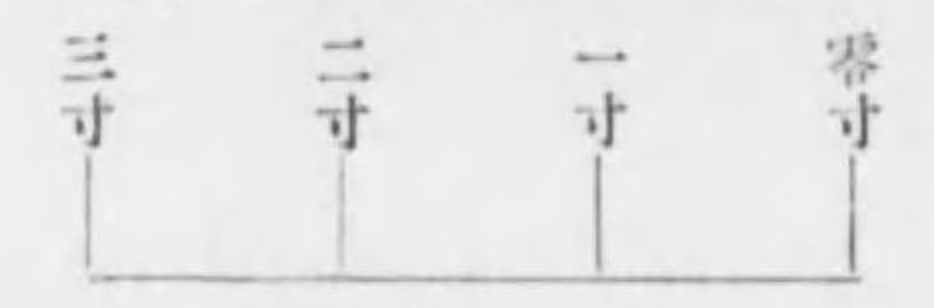
惟船氏故 王後首者是船氏中祖 王智仁首男 那沛故
 首之子也 生於乎娑陀宮治天下 天皇之世奉仕於茅由
 羅宮 治天下 天皇之朝至於阿須迺宮治天下 天皇之
 朝 天皇照見知其才異仕有功勳 勅賜官位大仁品為第
 三頭亡於阿須迺 天皇之末歲次辛酉十二月三日庚寅故
 辰年十二月殯葬於松岳山上共婦 安理故能乃自
 同墓其大亮乃羅古首之墓並作墓也 即為女保乃
 代之靈墓牢固永劫之寶地也

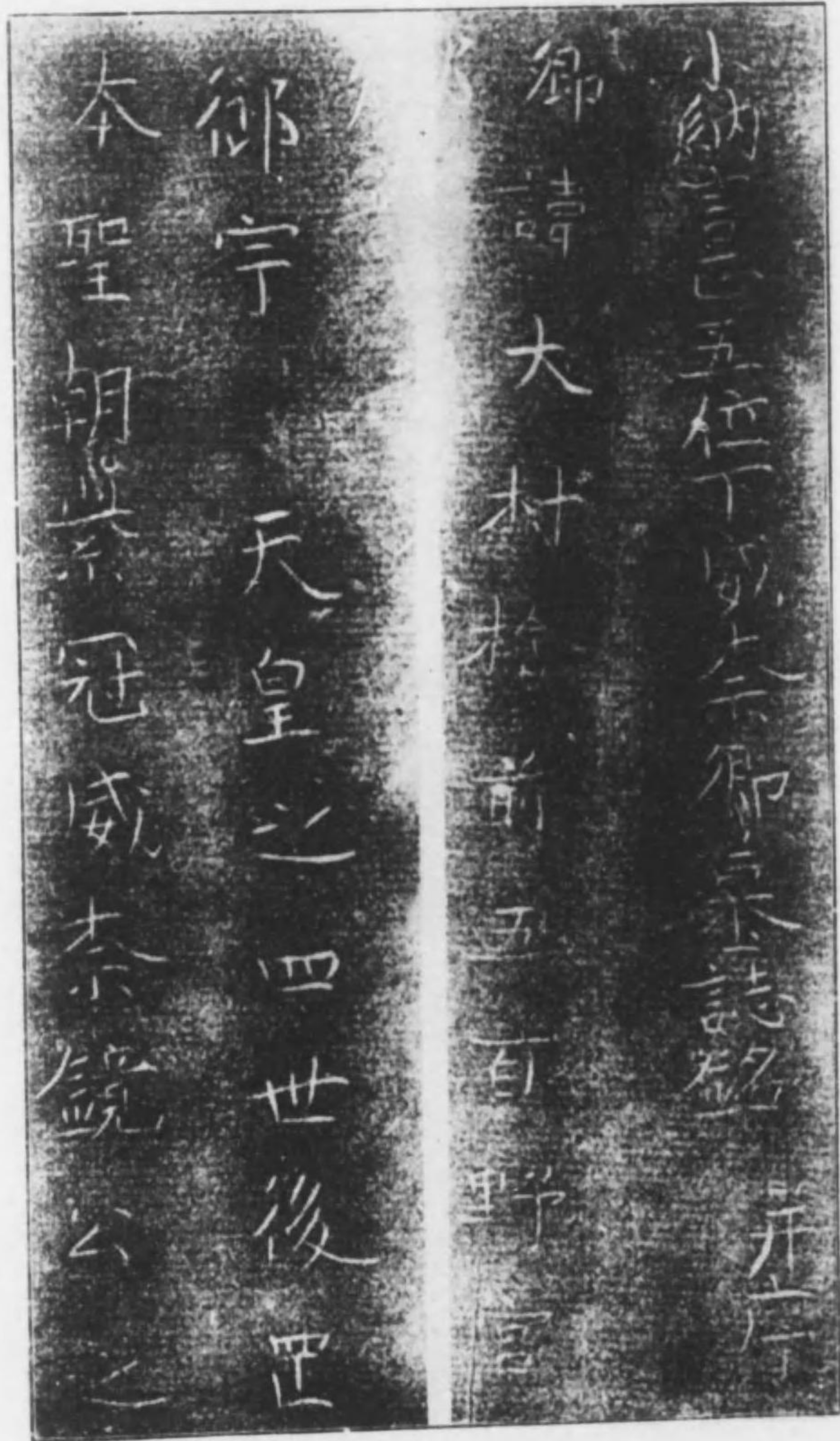
(面兩裏表版銅) 誌墓後王首船
 (年八十二百三千一元紀)(年元位即)年七皇天智天
 (土出山分國內河)藏氏門衛右源井三京東





河南采女氏壘城持統天皇三年(元紀一千三百四十九年)
 (今見妙村山郡内河南)



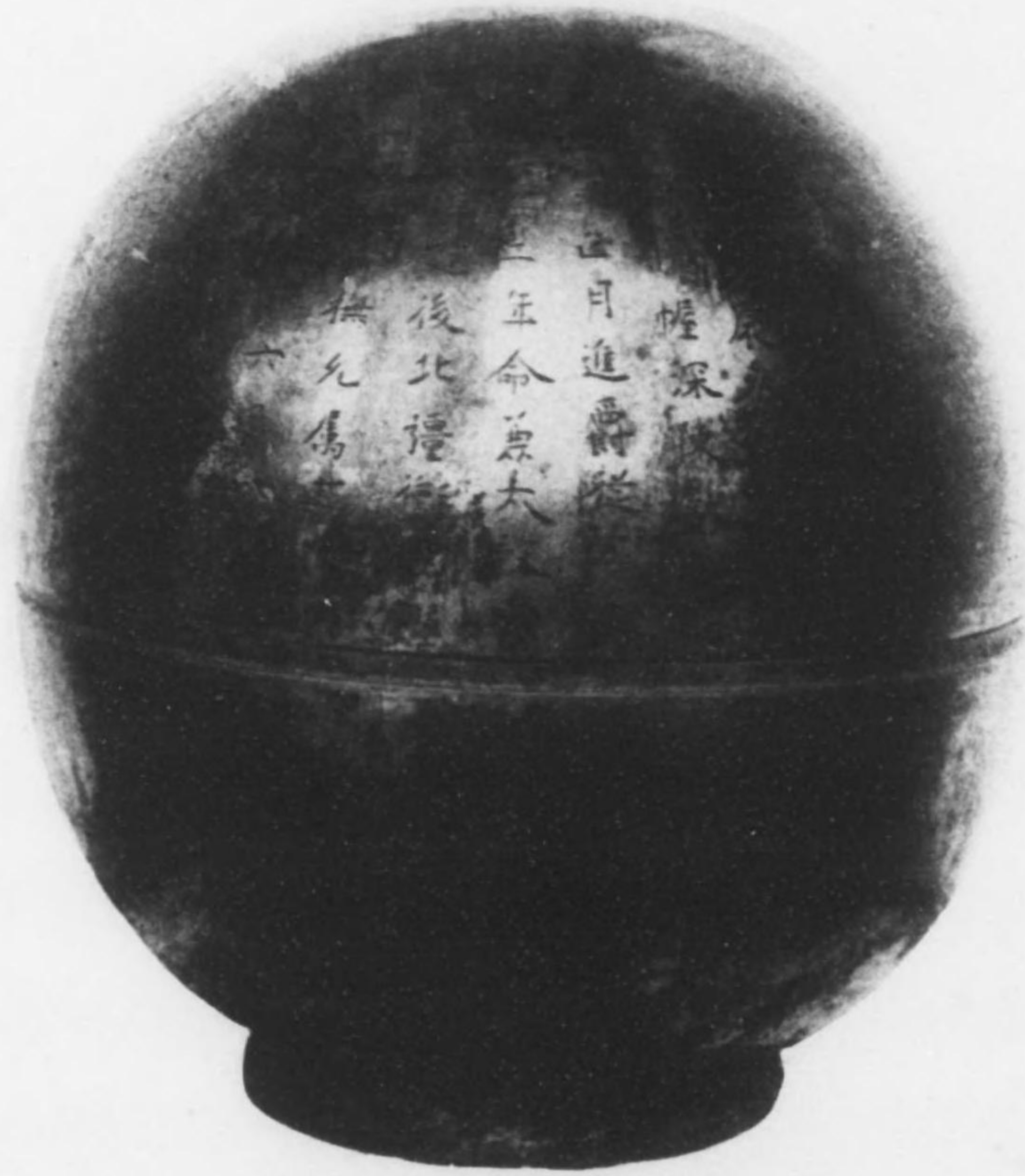


(子合銅器骨藏) 銘誌墓村大奈威 寶國
 (年七十六百三千一元紀) 年四雲慶皇天武文
 (土出虫穴和大) 藏寺王天四市阪大

二寸

一寸

零寸

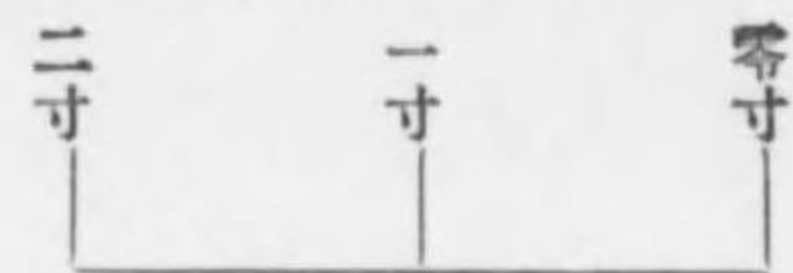


大威奈村藏骨銅合子

二寸	一寸	零寸
----	----	----



(版銅)銘誌墓足年臣朝川石 寶國
 (年二十二百四千一元紀)年六字寶平天皇天仁淳
 (土出山神荒舊村同)管保氏門衛右錄中田村水清郡島三

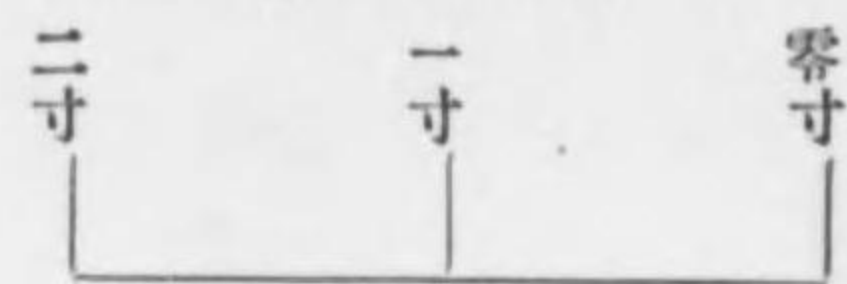


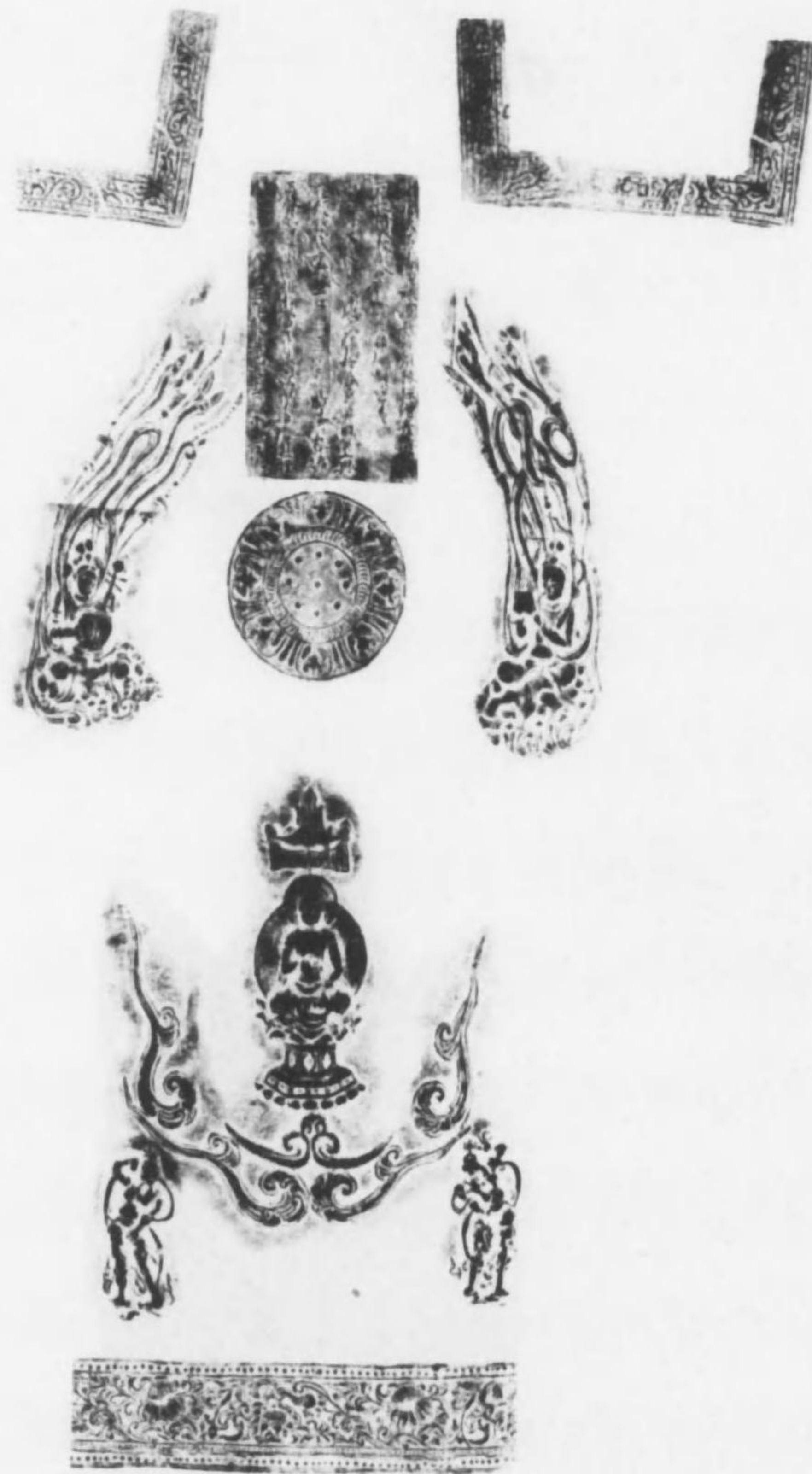
維迺曆五年歲次甲子朔癸酉丁
 百叅議從四位下陸奧國按察使
 兼守鎮守副將軍勳四等紀氏
 諱廣純之女吉繼苗全志

(額) 志墓女氏紀 寶國

(年四十四百四千一元紀) 年三曆延皇天武桓

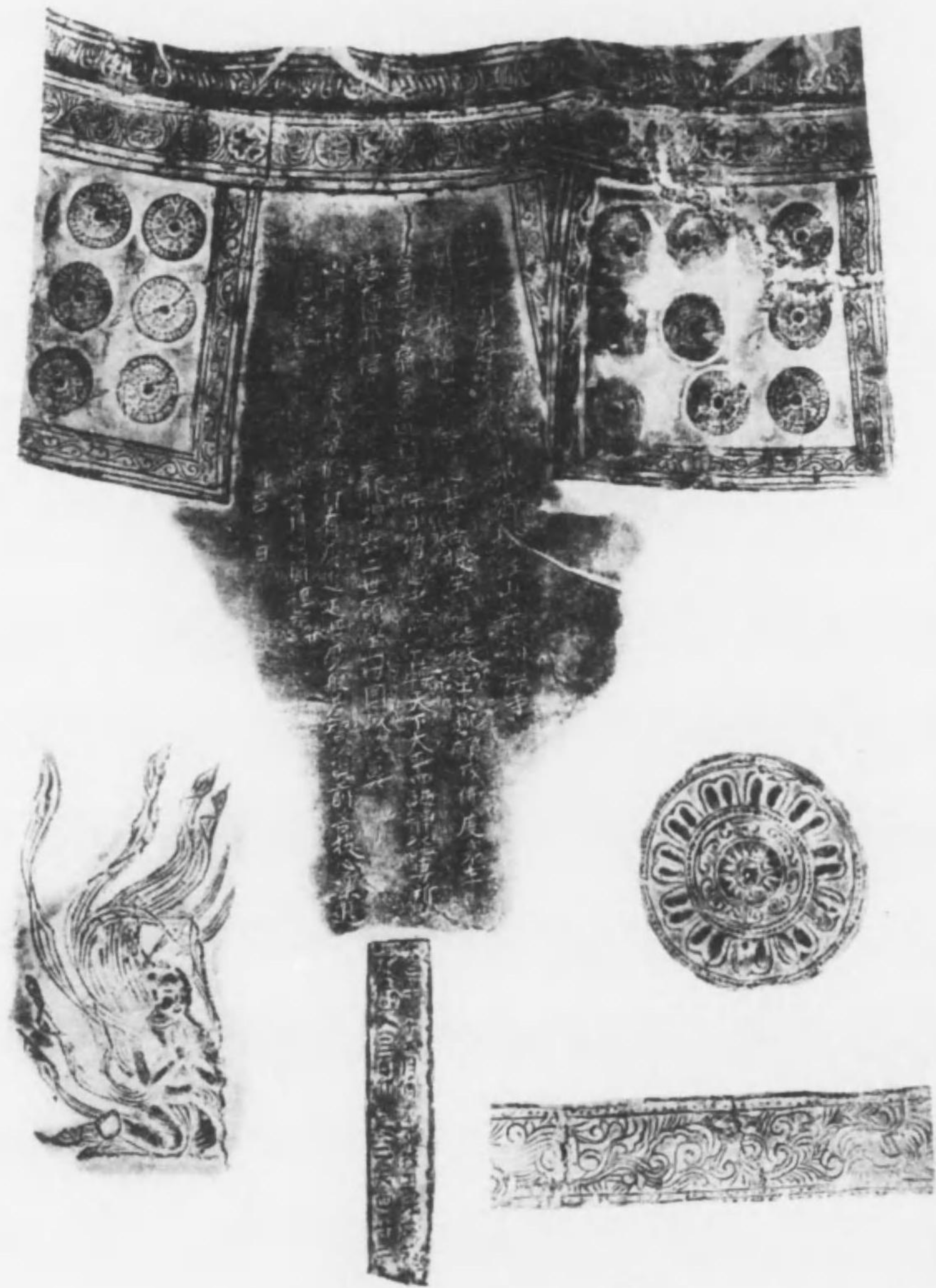
管保寺福觀村長磯郡內河南





鐘 鮮 朝 寺 祐 正 寶 國
 (年九十七百六千一元紀)(年三禧天宋)年三仁寬皇天條一後
 藏 寺 同 町 本 上 市 阪 大

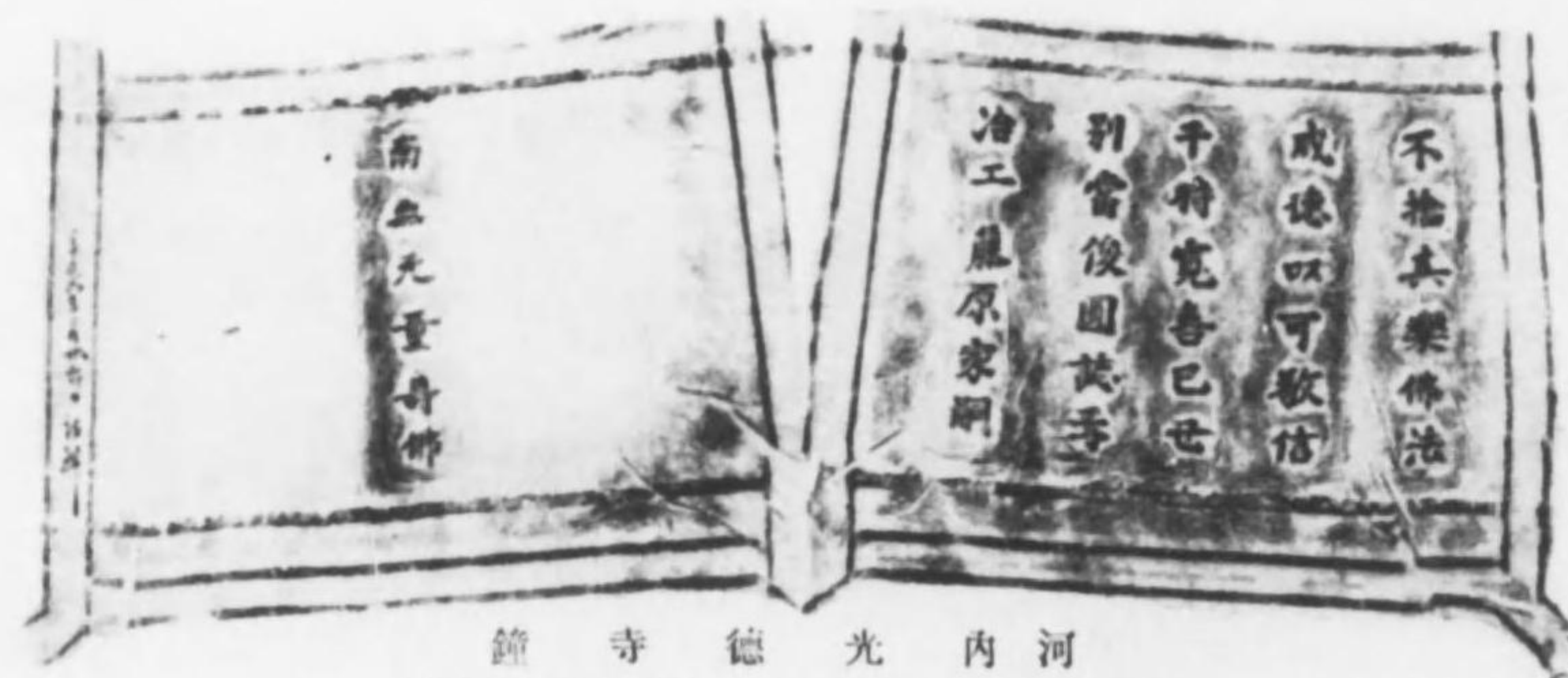
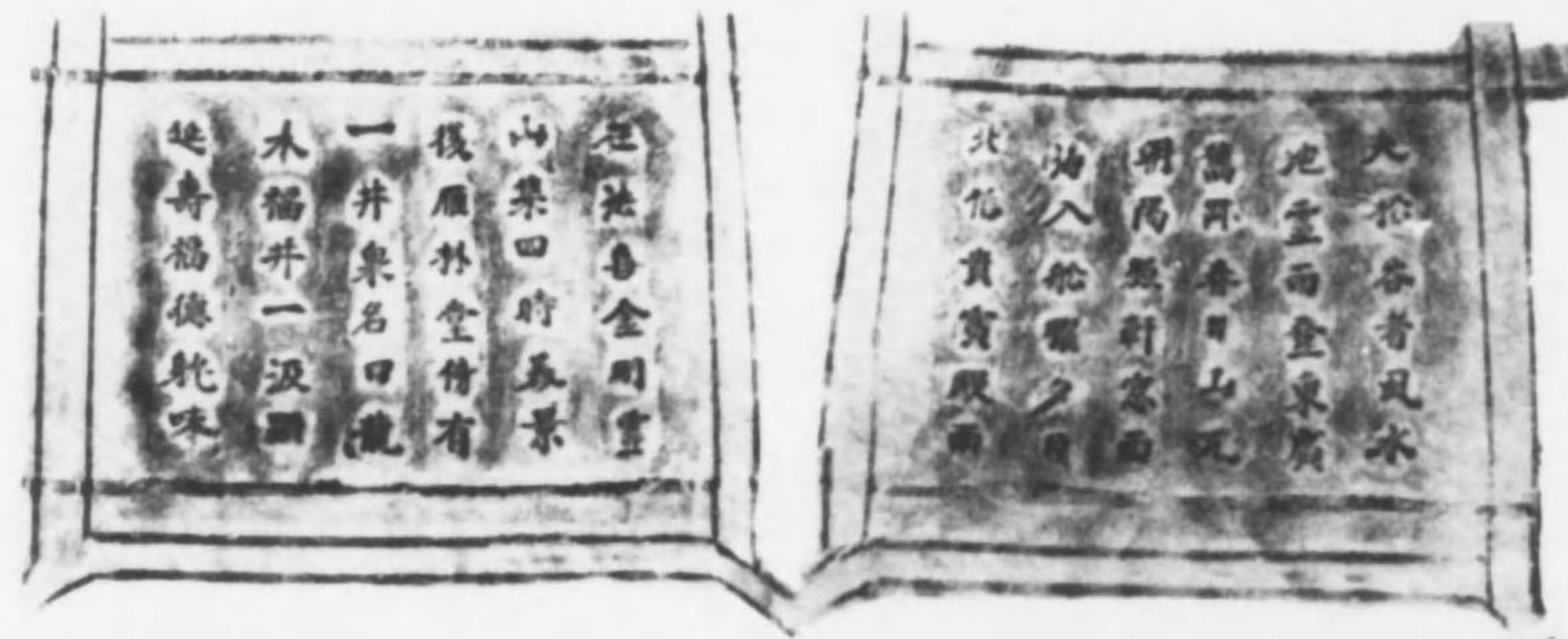
一尺
 零尺



鐘 鮮 朝 寺 滿 鶴 寶 國
 (年十九百六千一元紀)(年十平太遠)年三元長皇天條一後
 藏寺同町崎豐郡成西

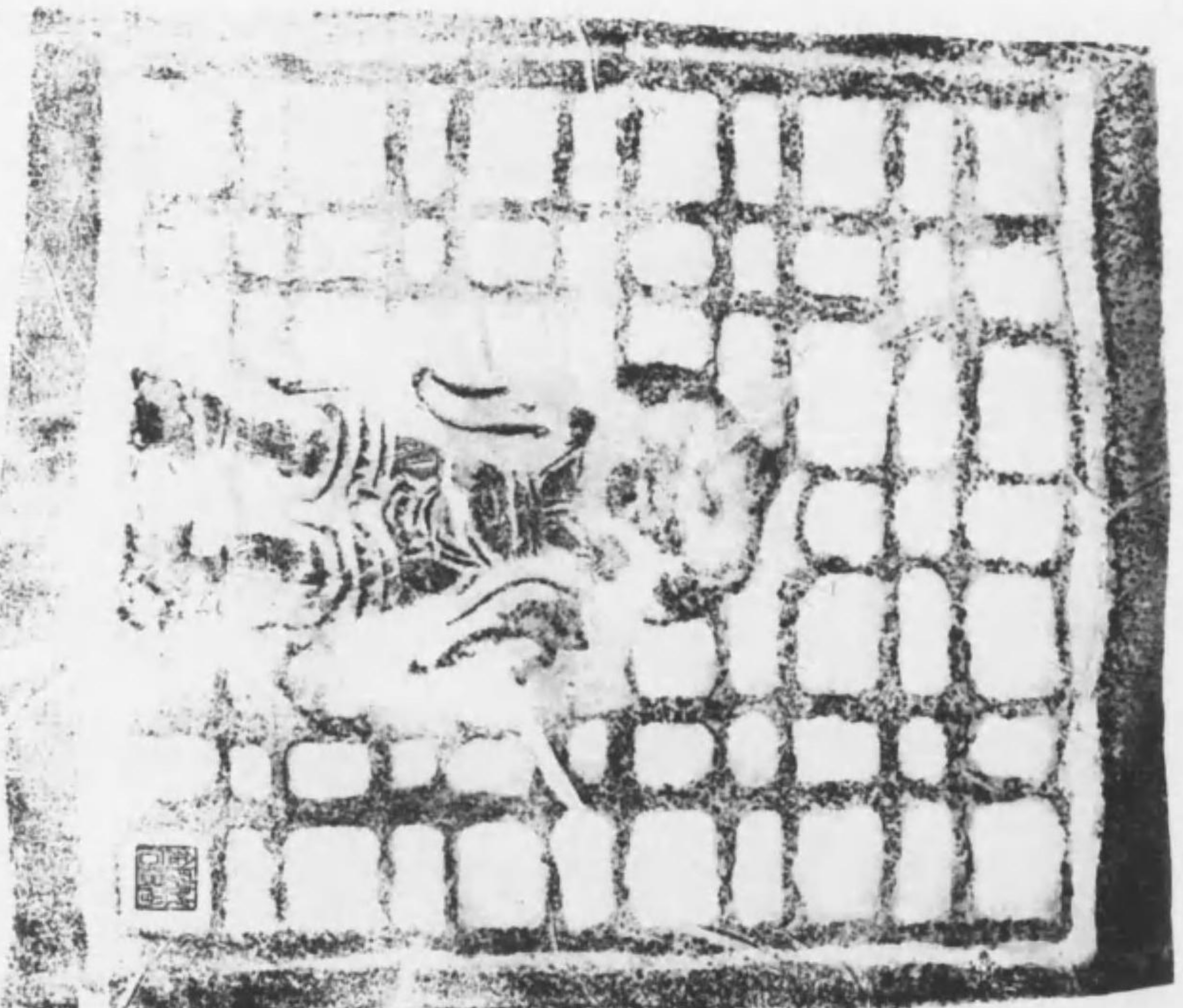
一尺

零尺



鐘 寺 德 光 内 河
 (年九十八百八千一元紀)年元喜寬皇入河原後
 藏 寺 同





(部一のと神と屏) 靈巖寺心観
 (年三十九百八千一元紀一年元順天) 年二永貞皇天條四
 巖寺同村上川郡内河南

三寸 二寸 一寸 零寸

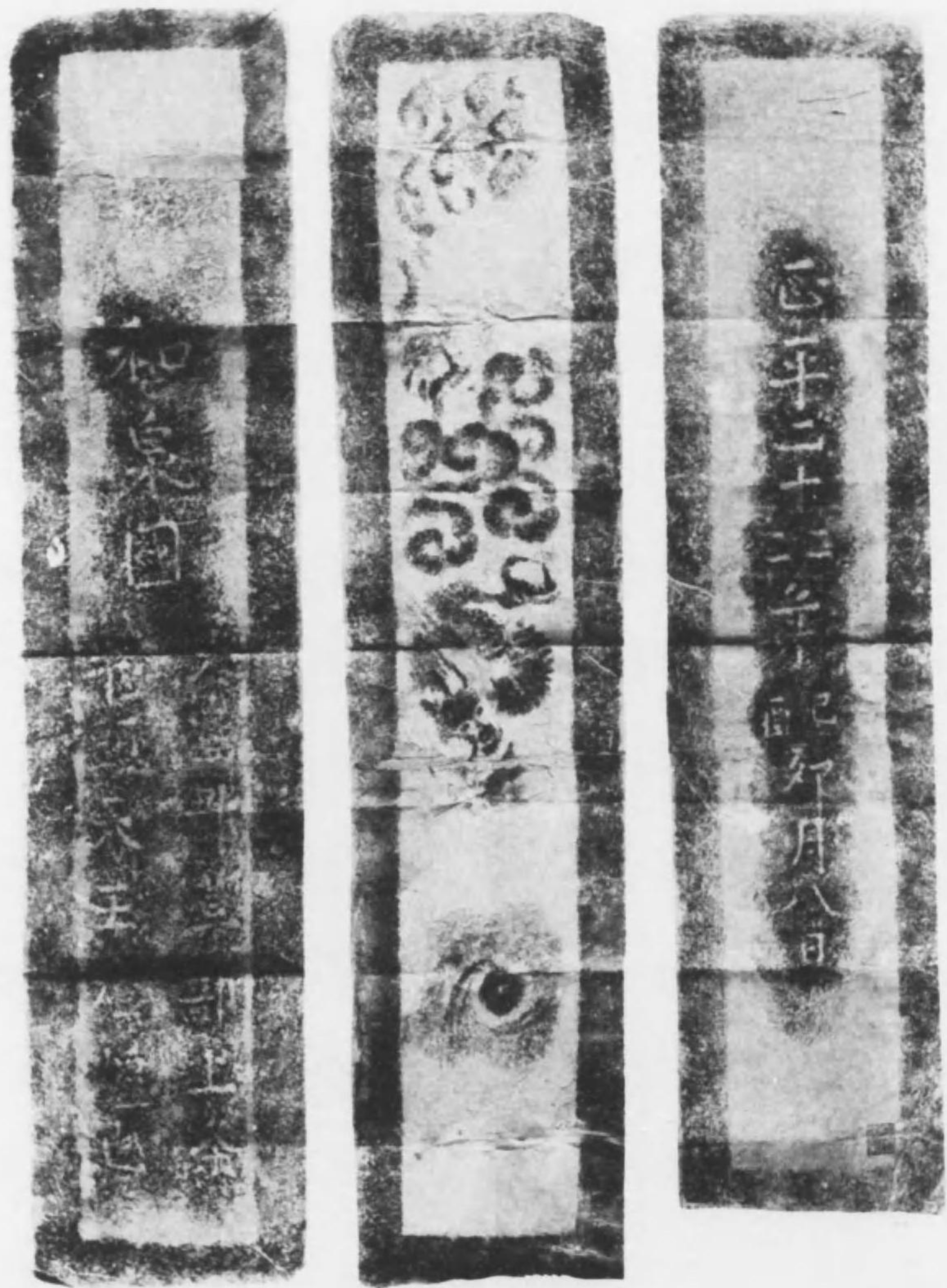
門前
 僧長
 坂上助基
 坂上助光
 安部吉祿
 砂部五人
 坂上數桓
 物部賴五
 山本吉

大河内馬部敬
 左一結部家因八人
 法隆寺僧長
 去平寺利登齋奉得也
 安部平成
 大正十一年五月

物部
 坂上助守
 菅野友忠
 坂上數助
 坂上才兼
 物部兼次
 僧喜誠
 僧長廣
 僧行春
 坂上數吉
 美乃吉

二寸
 一寸
 一寸
 一寸

河内 教興寺 鐘
 天多字後
 弘安三年
 伊高野金山剛峰寺
 紀元九百九十四年



(石棹) 燈石附寄氏木楠傳
 (年九十二千二元紀) 年四十二平正皇天上村後
 藏社神部日村田鶴郡北京

二尺

一尺

零尺

天文元壬辰年

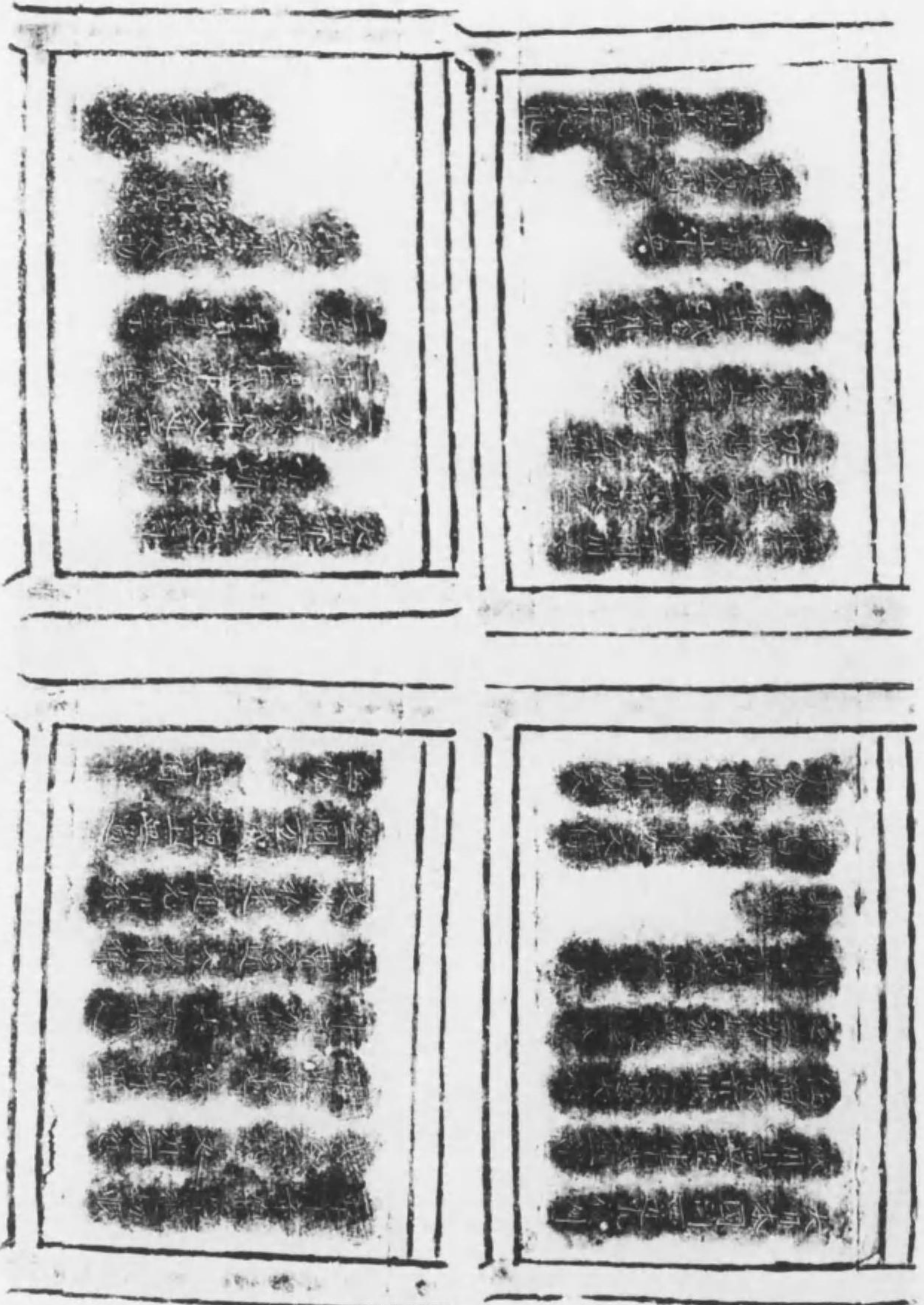
右 堀内右所春日社是

願主山名磯兵衛建之



大阪市福島野田藤石標
後奈良天皇天文元年(紀元二千九百二十年)





三寸
二寸
一寸
零寸

(物寺聖興後肥原)鐘 寺 明 道
 (年九十二百二千二元紀)年二十歲永皇天可興正
 藏寺同村寺明道郡内河南



鐘(堂御南)院別波難市阪大
(年六十五百二千二元紀)(年元長慶)年五祿文皇天成陽後

一尺

零尺



大 阪 法 案 寺 鐘
 後 關 德 皇 十一 年 (紀 元 二 千 二 百 六 十 六 年)
 今 在 京 都 本 禪 寺

一尺
 一尺

356
14

凡 例

- 一、古來の慣例に據りて、三百年（慶長）以下のものは收載せず、又錢貨、刀劍等は、今みなこれを除外す。
- 二、曾て三州に在りて、今他地方に移されしもの、及び他より入り來れるものは、並ひにこれを採録す。
- 三、字學上の方面より觀て、一々原拓本に基づき、その正、俗、通、別及び古今體などの別を明かにする爲、新たに多數の活字を鑄成して、研究上に資すべきは言ふまでもなけれど本書は微力、予の自刊本とて、これに及ぶ能はず、その大成は姑らくこれを他日に期するの已むを得ざるを遺憾とす。
- 四、本書の材料蒐集上、諸先輩、友人の助力を辱くしたるもの多し、各々の條下に特記して感謝の意を寓す。

標題『攝河泉』の字面

攝河泉金石文の發刊に方りて、予は予の標題の字面を成るべくは三州金石文の中より縮寫せんことを期しつゝありしに、圖らずも堺市開口神社の銅燈臺を親て、この三文字を獲たり。

この燈臺は、同社拜殿前向つて左側に建てらる、今を距ること二百三十二年前、天和二年の造立にして「開口坐三村宮寶前」に寄進されしものに係る。燈臺の物は、嘉永、明治(四年)の兩度修補を加へられ、原と大寺の境内なりし三村宮、即ち今の開口神社に引繼がれたり。

開口神社の位地は、恰も攝河泉三州境界の處に當り、初め境内なる開口、木戸、原の三村共にこれを祀し、三村明神と稱せり。燈臺の款識は、右の一行に對して、別に「泉河攝之境」の一行を刻じ、以て三州境界の地點を表示せるは、一面「堺」といふ地名の説明とも讀まる。

今の攝河泉金石文の發刊に臨みて、この好字面を、この地點に獲たるは、一奇縁といふべし、乃ち橋本香汪君の巧手を煩はして、これを縮寫し、本書の標題に用ゐたるなり。切銘の變銅にして、手法に一種の風韻あるは、この種裝飾的
字樣として、予の恰好なるを喜ぶ。

表裝の題字は、すべて福田青山君の手に成れり。

攝河泉金石文

目次

緒論

一	一
二	二
三	四
四	七

年表

.....	一三四
-------	-----

第一章 墓版

一 船首王後墓誌拓影.....(原南河内郡).....	一
二 威奈真人大村墓誌銘拓影(一部放大)銅合子.....(大阪市).....	八

三 石川朝臣年足墓誌銘拓影 日本金石叢國寶……………(三嶋郡)……………一六

四 高屋連枚人墓誌拓影 日本金石叢國寶……………(南河内郡)……………二三

五 紀廣純女墓誌拓影 日本金石叢……………(同上)……………二六

附 載

六 高津宮址埴版……………(大阪市)……………二九

七 聖德太子墓誌拓影……………(南河内郡)……………三三

第二章 墓碑塔

一 采女氏塋域碑拓影……………(南河内郡)……………三六

二 藤原永手公墓拓影二種……………(同上)……………四二

三 犬鳴山犬塚日本金石叢……………(泉南郡)……………四三

四 廢小松寺七重塔……………(北河内郡)……………四四

五 傳淨海入道十三塔拓影……………(神戸市)……………四六

六 慈眼寺層塔……………(北河内郡)……………四七

七 星田新宮塔……………(同上)……………四九

八 廢今福寺供養碑拓影……………(川邊郡)……………四九

九 傳和泉式部寶篋印塔……………(同上)……………五一

一〇 徳林寺同塔拓影……………(川邊郡)……………五二

一一 男里五輪塔……………(泉南郡)……………五四

一二 廢玄正寺寶篋印塔……………(川邊郡)……………五五

一三 道教寺無縫塔拓影……………(泉南郡)……………五六

一四 寶國寺和田家供養碑……………(泉北郡)……………五七

一五 觀音寺寶篋印塔……………(川邊郡)……………五八

一六 勝尾寺同塔拓影……………(三島郡)……………五九

一七 廢勝福寺同塔……………(川邊郡)……………六〇

一八 戰國諸將の墓……………(同上)……………六一

一九 眞觀寺高山滿家十三塔……………(中河内郡)……………六一

2	廢正覺寺島山政長五輪塔……………(同上)……………六二
3	大廣寺池田筑後守五輪塔……………(豐能郡)……………六八
4	顯本寺三好海雲同塔……………(堺市)……………六八
5	善長寺三好宗三同塔拓影……………(同上)……………六八
6	久米田寺三好實休同塔……………(泉南郡)……………六八
7	靈松寺三好義興同塔……………(三島郡)……………六九
8	普門寺細川晴元寶篋印塔……………(同上)……………六九
9	善源寺鹽川家同塔……………(川邊郡)……………八四
10	法園寺佐々成政同塔……………(同上)……………八四
11	千原玉井源秀同塔……………(泉北郡)……………八四
12	大門寺木村常陸介同塔……………(三島郡)……………八四
13	千原川上家同塔……………(泉北郡)……………八四
14	大廣寺池田家同塔……………(豐能郡)……………八五
一九	向莊寶篋印塔……………(南河内郡)……………八九

二〇	同上……………(同上)……………八九
二一	一乘院五輪塔……………(豐能郡)……………九〇
二二	湊町八幡祠寶篋印塔……………(神戸市)……………九一
二三	蓮花寺五輪塔……………(川邊郡)……………九一
二四	向莊寶篋印塔……………(南河内郡)……………九二
二五	家原寺同塔拓影……………(泉北郡)……………九三
二六	同寺五輪塔……………(同上)……………九三
二七	久米田寺碑……………(泉南郡)……………九四
二八	明光寺碑……………(北河内郡)……………九五
二九	道教寺五輪塔……………(泉南郡)……………九六
三〇	鹽穴寺同塔……………(堺市)……………九七
三一	堺の五輪塔群(三十八種)……………(同上)……………九七
三二	湊村五輪塔……………(泉北郡)……………一〇五
三三	蓮華寺同塔……………(東成郡)……………一〇六

三四 水間寺同塔……………(泉南郡)……………一〇六

三五 百濟供養碑……………(泉北郡)……………一〇七

三六 廢正覺寺祐智阿闍梨五輪塔……………(中河内郡)……………一〇八

三七 長野村法明上人供養碑……………(南河内郡)……………一一〇

附 載

三八 駒谷反正天皇御袂碑……………(同上)……………一一一

三九 地藏院行仙人寶篋印塔……………(川邊郡)……………一二三

四〇 廢普門寺傳平重盛公塔……………(東成郡)……………一二四

四一 畠中源行家墓……………(泉南郡)……………一二七

四二 蘆屋傳猿丸大夫供養碑……………(武庫郡)……………一二九

第三章 鐘

一 國寶 正祐寺高麗鐘 拓影 日本金石彙……………(大阪市)……………一三一

二 國寶 鶴滿寺同鐘 拓影(一部)……………(西成郡)……………一三一

三 國寶 德照寺鐘 日本金石彙……………(神戸市)……………一三九

四 長寶寺鐘 拓影 日本金石彙……………(東成郡)……………一三一

五 國寶 願泉寺鐘拓影……………(泉南郡)……………一三三

六 國寶 光德寺鐘拓影……………(中河内郡)……………一三六

七 淨橋寺鐘 拓影(一部) 日本金石彙……………(武庫郡)……………一三八

八 金剛寺鐘拓影……………(南河内郡)……………一四二

九 慈光寺鐘拓影……………(中河内郡)……………一四三

一〇 道教寺鐘 拓影(一部)……………(泉南郡)……………一四四

一一 廢新福寺鐘……………(同上)……………一四四

一二 廢安曇寺鐘 日本金石彙……………(原大阪市)……………一五七

一三 廢高福寺鐘拓影……………(原河内)……………一五八

一四 勝福寺鐘拓影……………(川邊郡)……………一六〇

一五 惣持寺鐘……………(三島郡)……………一六三

一六 福祥寺鐘拓影……………(武庫郡)……………一六七

一七 道明寺鐘拓影……………(南河内郡)……………一六九

一八 難波別院鐘拓影……………(大阪市)……………一七二

一九 大廣寺鐘拓影……………(豐能郡)……………一七四

附 載

二〇 譽田八幡宮鐘……………(南河内郡)……………一七五

二一 廢布忍寺鐘……………(中河内郡)……………一七六

二二 得勝寺鐘……………(南河内郡)……………一七七

二三 巨堂寺鐘……………(泉南郡)……………一七八

二四 廢長樂寺鐘拓影……………(中河内郡)……………一七九

二五 教興寺鐘拓影……………(原中河内郡)……………一八一

二六 延福寺鐘……………(原神戸市)……………一八四

二七 搥穴寺鐘……………(堺 市)……………一八五

二八 太平寺鐘……………(泉北郡)……………一八五

第四章 佛 像

二九 廢勝福寺鐘……………(同 上)……………一八五

三〇 眞光寺鐘……………(泉南郡)……………一八九

三一 萬代八幡宮鐘……………(原泉北郡)……………一九〇

三二 舊一庫大梵天王祠鐘……………(川邊郡)……………一九三

三三 廢常樂寺鐘拓影……………(堺 市)……………一九五

三四 法安寺鐘拓影……………(原大阪市)……………一九七

一 ^{國寶} 觀心寺佛造像記拓影……………(南河内郡)……………二〇一

二 淨谷寺石地藏……………(同 上)……………二〇三

三 廢禪興寺石釋迦……………(泉南郡)……………二〇四

四 安松石地藏……………(同 上)……………二〇四

五 龜井石地藏……………(中河内郡)……………二〇六

六 住吉石焔魔……………(東成郡)……………二〇六

七 阿彌陀寺石地藏……………(南河内郡)……………二〇七

八 久寶寺同上……………(中河内郡)……………二〇八

九 叡福寺同上……………(南河内郡)……………二〇九

一〇 同 上……………(同 上)……………二〇九

一一 湊 村同上……………(泉北郡)……………二一〇

一二 明光寺十三佛……………(北河内郡)……………二一一

一三 足代石地藏……………(東成郡)……………二一二

一四 正覺寺石彌陀……………(堺 市)……………二一二

一五 藥師寺石藥師……………(中河内郡)……………二一三

一六 慈光寺十三佛……………(同 上)……………二一三

一七 長瀧村石地藏附金川氏石井欄……………(泉南郡)……………二一四

附 載

一八 石切劍箭神社塑佛……………(中河内郡)……………二一五

第五章 燈 臺

一九 廢曼寶院同上……………(北河内郡)……………二一五

二〇 勝軍寺同上……………(中河内郡)……………二一五

二一 青谷石棺地藏……………(中河内郡)……………二一七

二二 舊岸和田城石地藏……………(泉南郡)……………二一八

一 觀心寺鐵燈 拓影(一部)……………(南河内郡)……………二一九

二 土師神社石燈……………(同 上)……………二二一

三 興善寺石燈……………(泉南郡)……………二二三

四 日部神社石燈拓影……………(泉北郡)……………二二五

五 天澤寺石燈……………(川邊郡)……………二二六

六 櫻井神社石燈 拓影(一部)……………(泉北郡)……………二二八

七 杭全神社石燈……………(東成郡)……………二三〇

八 土師神社石燈……………(南河内郡)……………二三一

九 譽田八幡宮石燈……………(南河内郡)……………三三一

一〇 蟻通神社石燈……………(泉南郡)……………三三一

一一 光瀧寺石燈……………(南河内郡)……………三三三

附 載

一二 殿村氏東大寺鐵燈……………(大阪市)……………三三四

第六章 鏡

一 長田神社鏡……………(武庫郡)……………三三五

二 同 上拓影……………(同 上)……………三三六

三 同 上拓影……………(同 上)……………三三六

四 中天神社鏡拓影……………(大阪市)……………三三七

附 載

五 杜本神社埴鏡……………(南河内郡)……………三三八

六 同 上……………(同 上)……………三三八

七 船氏墓出土鏡拓影……………(同 上)……………三三九

八 同 上拓影……………(同 上)……………三三九

九 同 上拓影……………(同 上)……………三三九

一〇 廢大野寺出土鏡拓影……………(泉北郡)……………三四一

一一 高林氏鏡拓影……………(同 上)……………三四三

第七章 金 口

一 大田氏金口……………(三島郡)……………三四五

二 福祥寺金口……………(武庫郡)……………三四五

三 正井氏金口拓影……………(堺 市)……………三四六

四 友末氏金口拓影……………(東成郡)……………三四八

附 載

五 河内二ノ宮金口……………(北河内郡)……………三四一

第八章 擬寶珠

- 一 枚岡神社擬寶珠拓影……………(中河内郡)……………二五二
 - 二 檜福寺擬寶珠……………(南河内郡)……………二五三
 - 三 金剛寺擬寶珠拓影……………(同上)……………二五四
 - 四 同 上拓影……………(同上)……………二五五
 - 五 同 上拓影……………(同上)……………二五五
 - 六 同 上拓影……………(同上)……………二五五
- 附 載
- 七 高麗橋同上……………(原大阪市)……………二五六

第九章 瓦

- 一 葛井寺瓦拓影……………(南河内郡)……………二五六
- 二 西方院瓦拓影……………(同上)……………二五九
- 三 淨橋寺瓦拓影……………(有馬郡)……………二六〇

- 四 同 上拓影……………(同上)……………二六〇
- 五 前田氏瓦拓影……………(堺市)……………二六一
- 六 觀心寺瓦……………(南河内郡)……………二六一
- 七 同 上……………(同上)……………二六一

附 載

- 八 廢大野寺人名瓦拓影……………(泉北郡)……………二六三
- 九 四天王寺瓦拓影……………(大阪市)……………二七〇

第十章 雜

- 一 菅原神社水盤……………(堺市)……………二七一
- 二 住友家經筒……………(大阪市)……………二七三
- 三 高倉寺鏡拓影……………(泉北郡)……………二七四
- 四 坂上氏經筒……………(大阪市)……………二七六
- 五 出野經筒……………(原豐能郡)……………二七七
- 六 證空上人舍利器拓影……………(南河内郡)……………二七八

七 祥福寺鉦……………(神戸市)……………二七九

八 譽田八幡宮石函……………(南河内郡)……………二八一

九 温泉寺銅經函拓影……………(有馬郡)……………二八三

一〇 橋本氏符版……………(大阪市)……………二八三

一一 廢阿彌陀寺銅鑼拓影……………(泉南郡)……………二八四

一二 柴田氏銀厨子……………(大阪市)……………二八七

一三 野田藤石標拓影……………(同上)……………二八八

一四 石切劍箭神社符版拓影……………(中河内郡)……………二九〇

一五 竹林氏陶製茶釜……………(大阪市)……………二九一

一六 狭山池樋門……………(南河内郡)……………二九二

一七 平野郷伏樋蓋拓影……………(東成郡)……………二九四

結 論……………二九六

〇三浦蘭坂先生(傳記)……………三三三

〇小山田靖齋先生(同上)……………三三三

攝河泉金石文

木崎愛吉 著

緒論

金甌缺くることなき、我が大日本帝國の國體が、宇内萬國に超越して尊とくもめでたき所以のものは何ぞや、申すまでもなく、上に萬世一系の皇室を戴き、下に忠愛義勇なる國民を有するが爲なり。國民の祖先が、皇祖皇宗の臣子としてその至仁厚澤に浴し、その忠愛義勇の誠を捧げまつりしと同じく、吾等現在の國民も、猶吾等の祖先の如く、將來も亦現在の如かるべし。君民一致、上下一體の大精神は、天壤無窮の皇統と共に億萬斯年渝るべくはあらず、その情誼の厚きこと、恰も一大家族の如き國體の眞髓は、一言以てこれを約せんか、曰くその本を忘れざるにあり。而してその基はその家を知るに由る、家を知るには郷土を知ら

ざるべからず、郷土を知りて國を知り、國を知りて而して我が國體の爾かく萬邦にその比を見ざる所以を解して後、わが國民性始めて道ふべし。予は大阪人なり、大阪市民たると共に大阪府民たり、府の管するところ、攝河泉の三州に跨がる。攝河泉といふ辭そのものが、古來三州別々の意味に用ゐられずして、三州の精髓を萃めて三條の綱の締め括りをなせる、この大阪といふ土地にその根據を置き、その中心を求めたるは争ふべからず、大阪の研究は、即て攝河泉の研究たらざるを得ず。凡そ郷土の研究は、その頭緒極めて複雑なり、而も予は先づその精神的方面より入る、精神的方面よりして郷土を研究せんとするには、先づその端を史乘に求めざるべからず。

二

史乘の根本資料たるべきものは、古文書を第一とし、日記書簡の類これに亞げり。古文書は、その性質として公けのものに屬し、日記書簡の類は、私的關係の深きを見る。公けに屬するものは、その筆者が成るべく疏漫を避けて、事實の的確を期

せしに因り、史料としては倔強のものたるべく、日記書簡類は、飾らず、銜はず、有りのまゝの事相を宛がらに取扱へる點に於て、その重んずべきは決して古文書の下に在らず、換言すれば彼は外面的にして、此は内面的なり、内外相應じて茲に動かすべからざる史實は生れ出づるなり。されば近來古文書は言ふを須たず、日記書簡類の史學界に絶大の價値を認められつゝあるは、素よりその所にして、古文書學の如きは、立派に専門の一新學科として、その地歩を占むるに至りしに視て、金石文を手掛くることが、今尙一部集古家好古者流の間に玩弄視せられつゝ、その研究上未だ學界に一旗幟を翻すに至らざるは、洵に遺憾なり。

古文書の外面的、日記書簡類の内面的史料に對して、斯學の上に争ふべからざる價値を有するものは、金石文の外に、これを求め得ざるのみならず、金石文の内容こそ、内外両面に涉りたる上、更に公私の兩様にさへ通じて、閑却すべからざる史料を包容し、詔書の尊きを首め、公用文書あり信仰の表現あり、功臣名將の事歴あり、有らゆる國家の大問題より、これを小にしては、一人一家の私事に至るまで、苟くも、後代に不朽たらしむべき限りは、直に悉く金石文に影響したるに論なく更

に金石そのものゝ形式種別を檢するも、驚くべき多方面に亘れるのみならず、その質としては、甌や塑や乃至陶磁木角やすべての硬質をその中に含有せしむべければ、その製作の手法は美術工藝建築の各方面に至大の關係を有し、延いては人世の制度儀禮風俗に對して、その資料は源々として竭くるところを見ず。文化史の上に斯くばかり絶大の權威を有する外、字學書學に對して、又爭ふべからざる權威を有し、更に地理學に在りても、輕からざる資料を附與するに加へて、近時國語調査會の事業として、大矢透君の如きは、藉りて以て假名源流の考證に資せるが如き、その破天荒の快舉は、實に夷の思ふ所に匪ずして、金石及び金石文の眞價は、蓋し測るべからざるものあるを見るに足らん。

三

夫れ金石は、物すでに不朽なり、鐫刻彫鏤以て文字の不滅を托す、古人意を用ゐることの周密なる、以て見るべく、或はこれを地中に深藏して、陵谷の變遷に備へ、或はこれを龕裡に安置して、信仰の對象に供す、その意決して區々物質的にあらず

一種崇高靈妙の信念、長へに後人の精神に感應するものなくんばあらず、吾人が金石文の賜ものによりて啓發せらるべきは、豈獨り學術上に於けるのみならずや。

古來の學者誰か指を金石文に染めざるべき、エヂプト、アッシリアのそれは尙し支那に在りては梁の元帝(碑英)、唐の曾鞏(金石錄)以來、斯道の研究者その人に乏しからず、宋の歐陽修に至りて、實に大成の名あり。彼は慶曆五六年我が紀元一千七百年代の初めの交より、その拓本を蒐集し、嘉祐八年に至り、十數年の功を以て一百年以上のもの約一千張を獲て、自から稱して「可謂富哉」といへり。然れどもその研究法たる、決して組織的ならず、而も爾來金石を以て家に名くるの士、前後相望み、清朝考據の學盛んに起るに及び、金石文の價値は今更に高められたり。翻つて我邦に於ける趨勢を見るに、伊藤東厓は經學の餘業を以てし、水戸の義公は修史上の要求よりして、始めて日本金石文の光輝を發揚し、韓大年、高芙蓉、藤井貞幹、穗井田忠友、市河寬齋、屋代輪池、西田直養、栗原信充、黒川春村等、後先踵を接し、集古十種の中に金石文の拓影を取入れたる白河樂翁公の如きあり、考證精微始

めてその藪を發したる古京遺文の著者狩谷掖齋の如きあり、その他岡崎廬門、大田南畝、木村兼葭堂、松崎懽堂、山崎美成、中山信名、伴信友、藤井高尙、桂川桂林、山川正宣等の士、みな斯界に力を用ゐ、河内の三浦蘭阪(金石古文摸勒帖)、大阪の小山田靖齋(證古金石集)、豊後の後藤碩田(大化帖、尙古延壽等の名は、未だ甚だ高からざれど、その功績決して没すべからず。近時考古學の勃興に伴ひ、斯界の學者輩出せるが中にも、故平子鐸嶺君の如きは、特にその研究に勉め、考證發明の觀るべきもの多し、清朝光緒十五年(明治二十二年)、我邦に官遊せし遊歴官傅雲龍は、その著日本圖經の中に、日本金石志を加へ、拓影をさへ覆刻して、我邦學者の目を驚かしたりき。雲龍はその自序中、さきに中國人にして日本の金石を録せる傳書なしと云へれど、安くんぞ知らん、日本人自身の手にて日本金石を録したる成書の、却て見當らざるを。

さて、如上諸家の著書を見るに、拓影の蒐集に於ては、集古十種を推し、文字の考證にありては、古京遺文を最とすれど、甲は覆刻の手際、その面目を存するに足らず、乙は一千年以上のものに限られて、而も遺漏多きが、厭かぬ心地す。一昨年に至

り、山田孝雄君は香取秀真君と共に、古京遺文を校勘複刻せる外、その殘缺を補ひ拓影をさへ加へたれど、惜むらくは拓影未だ完美ならず、且その非賣品たる故を以て廣く世に行はれず。予の淺陋なる、決して斯學を以て自から任ずるものにあらず、但數年來その實物に就き手拓し得たるもの數百種、中に就きその觀るべきものを擇び、順次玻璃版に再製して、日本金石彙を續刊しつゝあり、傍ら日本金石文の著述を思ひ立てるものから、一人の力、到底望洋の歎に終るを免がれじ、歐陽修又言はずや、余が集録するところは、衆君子の之を共成するに非ざるよりは、此くの如く多きこと能はざるなりと、予は乃ち先づその最も手近なる攝河泉金石を第一歩として、郷土史を尊重せんとする觀念の下に、聊か研究の程を進めんと欲し、自から拙らざる敢てその試みを提供するに至れるなり

四

金石文の蒐集披玩は、他の徵證的資料と共に、昔時集古家の間に行はれ、江戸の耽奇會、雲茶會、及び花月會、京師の以文會などの如き、時にこの舉ありき。その新た

に學術的展覽會の開かれしは、明治四十四年五月の大阪府立圖書館に於けるを第一着とし、次で昨年十月、名古屋市史編纂掛の主催として同市役所に開かれ、予は何れもその事業に微力を致せり。かくて學界の機運は幾分か専門的にその注意の拂はれ來たるものあるを疑はず。而も金石その物は、年所を歴るに連れて、百減あるも一増なし、よしや物それ自身は朽ち果てぬまでも、刻文の漫漶防止し難きものあり。眞やら賈やら見分けもつかぬ書畫骨董に、千金萬金を投ずるを吝まざる人はあれど、宇治の斷碑に一亭を建設して雨露の蝨殘を防ぎ、備中なる吉備公祖母藏骨器に一具の外函を調じて、これを愛護せしむる篤志家は現はれず。あゝ貴重なる金石に對して世人の涙なきや久し、今にして適應の計圖を立てずんば、古人の芳躅はた何くにかこれを尋ねん。而も機運はその曙光を漏らせり、大和に於ける小治田安萬侶（おさむらたやすまろ）の墓版が最近斯界の大發見たりしに加へて、久しくその所在を晦ましたる山城の小野毛人朝臣の墓版は、いつの間じやら現出して、國寶の列にさへ加へられてあり。最近本年八月高橋健自君一行の手拓されたる、紀伊國伊都郡隅田八幡宮の古鏡（こきょう）同君はこれを神功皇后應神天皇時

代のものかど考證し、我邦最古の金石文と斷定し、これを考古學雜誌十月號に掲げたり（の）の如き、亦新たに斯界の大問題とならんごせり。この勢を以てすれば、因幡の伊福吉部（いふきちべ）氏の墓誌銅器も、大和の揚貴氏墓版も、あながち斷念は出來ず、現に予及び予等同人間に在りて、未見の金石を攝河泉三州に探求し得たるもの、その數實に意料の外に出でたり。庶幾くはこの機運に乗じ、新らしき一専門學科として大に日本金石文の組織的研究を進むることを得ん歟。予や力及ばずと雖も、その志の存するところ茲に在り。要は、從來開却されたる金石文の上より、その郷土を知り、史實を補訂し、進んでは我が大日本帝國の國體と國民性を味ふに資せんとするに在り。攝河泉三州の金石文研究は、即ちその第一歩たるなり

攝河泉金石文年表

紀元	年	紀	所	任	種	類	備考
……	敏達天皇		南河内郡國分村國分神社		王辰爾遺愛鏡		一三四〇 三面、同村西尾氏保
二五四	推古天皇	二	東成郡鶴橋町比咩古曾神社		高津宮址壇版		一三二〇 今在某處
二八二	同	二九	南河内郡磯長村叡福寺		聖德太子御墓誌		二九三
一三八	齊明天皇	四	同上	川上村觀心寺	阿彌陀佛造像記		二五八 國寶
一三八	天智天皇	七即位元	同	古市村廢西琳寺	船首王後墓誌		二三六 今在東京三井氏
一四九	朱鳥	四	同	山田村妙見寺	采女氏塋域碑		二三五 今亡
一三七	慶雲	四	大阪市四天王寺		威奈卿墓誌銘		二〇七 國寶 原大和穴虫出土
一三九	和銅	二	武庫郡御影町吉田氏		瓦		二〇五 今亡
一三六	靈龜	二	同	本山村森稻荷祠	鏡		一九八
一三九	天平	元	泉北郡信太村廢觀音寺		石地	藏	二八五
一三〇	同	二	南河内郡駒ヶ谷村社本神社		壇	鏡	二八四 二面
一三九	同	一〇	武庫郡今津村前田氏		石	燈	二七六

□今亡 ×不知
 眞偽 ●他へ
 移ルへ ○他ヨリ
 ▲新發見

一四四延	一四六同	一四三同	一四三寶龜	一四三天平寶字	一四三同	一三九天
曆						平
三同	七	三	二	六	一五	一一
(保管)	南河内郡慶長村觀福寺	神戸市市川崎氏	南河内郡駒ヶ谷村杜本神社	三島郡清水村年足神社	泉北郡向井町向泉寺址	大坂市慶安曇寺
紀氏女墓誌	高屋連墓誌	石	永手公殘碑	年足朝臣墓誌銘	行基井碑	石地藏
一二三同原妙見寺物	一二三六國寶	一二四三和氣清廣公奉納	一二四三	一二五三國寶	一二七二	一二七五今在安堂寺橋一丁目

以上奈良朝以前

一四九天	同	同	一四九天	一四七弘	一四七大
長			長	仁	同
七	同	同	七	元	二
中河内郡龍華村勝軍寺	北河内郡楠葉村發見光寺	南河内郡丹南村慶曼寶院	中河内郡大戸村石切劍蓋神社	武庫郡須磨村長田神社	東成郡依羅村慶大歲神社
同	同	同	辨財天十五童子像版	鏡	石燈
一〇八四同	同	同	一〇八四傳空海作	一一〇四	一一〇七

一八〇九同	一八〇七久	一八〇一永	一七五永	一七五長	一七〇六寬	?	一六九長	一六七寬	一六五長	一五八承	一五七延	一五〇寬	一四二同
	安	治	久	治	德(永承)	久	元	仁	德	平	喜	平	
五	三	元	三	二	三	?	三	三	三	八	一二	二	八
泉北郡四陶器村高倉寺	南河内郡藤井寺村葛井寺	大坂市殿村氏	大坂市北區光智院	大坂市住友家	川邊郡西谷村蓮花寺	大坂市四天王寺	西成郡豐崎町鶴瀨寺	大坂市正祐寺	堺市菅原神社	泉南郡安松村	三島郡三島村德持寺	泉南郡犬鳴山	南河内郡河内村眞念寺
鏡	瓦	鐵	炬	經	十	瓦	同	高	水	石	鐘	犬	石
		燈	臺	筒	三			麗	盤	地		碑	佛
七六五	七六七	七三三	七九今亡	八〇九原?	八六八今亡	?	八八四同	八九九國寶	九一七	九七六同	一〇〇二今亡	一〇二四	一〇八三
		原東大寺物											

▲	○	●	○	○	□	□	□	□	□	●		
一九三同	一九八同	一九七文	一九七康	一九三同	一九二同	一九二建	一九〇寬	一九〇仁	一八四文	一八九貞	一八九寬	
		永	(正嘉)元		長	元	治	曆	(天福)	永	喜	
八	五	四	(元)二	五	四	三	三	二	元	(元)二	元	
有馬郡有馬町温泉寺	家藏	北河内郡康福寺	南河内郡道明寺村土師神社	神戸市祥福寺	南河内郡天野村金剛寺	泉南郡福瀬村巨堂寺	豐能郡南豐島村正法寺	有馬郡生瀬寺淨橋寺	中河内郡布忍村慶布忍寺	南河内郡川上村觀心寺	南河内郡北八下村慶得勝寺	中河内郡堅上村光徳寺
金銅經函	風鐸	金口	石燈	銅鉢	喚鐘	同	同	鐘	瓦	鐘	鐵燈	同
六四三	六四六	六四七	六五七	六六一	六六二	六六三	六六九	六七〇	六七三	六八〇	六八一	六八五
	原大和?	後大和法貴寺	原太宰府 天地院物	刺鎌倉建長寺云々	今亡	原京都善法寺物	今亡	國寶	二種	後同村高木東坊 今亡	曾存山城等持院?	

五

○	□	□	○	×	○	×	×	○	▲			
一八四貞	一八七承	一八五同	同	一八五建	一八四文	一八四養	同	一八九治	一八五承	一八四長	一八九平	
(元)應	曆	元		久	治	和		承	(安元)	寬	治	
(元)三	元	四	七	同	三	元	同	三	(元)五	二	元	
泉南郡貝塚町願泉寺	南河内郡磯長村觀福寺	泉北郡舊一ノ宮	南河内郡古市村譽田八幡宮	武庫郡須磨村長田神社	東成郡平野町長寶寺	泉南郡近義村	東成郡田邊廢普門寺	同	古市村譽田八幡宮	南河内郡金剛山	神戸市徳照寺	南河内郡金剛山
鐘	舍利器	鐘	鐘	鏡	鐘	源行家塔	經筒	重盛公五輪塔	石函	同	同	經筒
六九〇	七〇三	七〇四	七二八	同	七三	七八	七三三	同	七三五	七三九	七五〇	七五五
原大和福壽寺物 康正二年天正十三年追銘			今亡	傳源賴朝公奉納 今亡	原京都金光寺物		今在東京常室博物館	今亡		今在大阪坂上氏	原大和成身院 國寶	

以上平安朝

四

一九三三 乾元 (嘉元)	一九六二 同 (乾元)	一九六二 同	一九九二 正 安	一九五九 永 仁	?	一九五三 正 應	一九四六 同	一九四三 同	同	一九四〇 弘安	一九三六 同 (弘安)	一九三三 同	一九二四 同
(元)一	(元)四	三	元	二	?	五	九	六	同	三	(元)四	三	一
中河内郡堅上村慶新福寺	南河内郡古市村譽田八幡宮	三島郡三島村太田氏	豐能郡秦村釋迦院	北河内郡四條村慈眼寺	泉南郡麻生郷村道教寺	中河内郡枝岡村慈光寺	神戶市兵庫庫	北河内郡星田村慶小松寺	中河内郡中高安村教興寺	大阪市橋本氏	泉北郡上條村慶善福寺	中河内郡布施村慶長樂寺	東成郡都島村慶盛福寺
鐘	鏡	金口	石塔	多寶塔	同	鐘	傳清盛公十三塔	七重塔	鐘	石山寺符版	同	同	鐘
六二	六二	六三	六五	六〇	?	六三	六八	六三		六四	六六	六七	六四
正平廿二年追銘	今亡	原大和秋篠寺物	今亡		原河内勝軍寺物			今在中河内郡辻子寺田氏	今在高野山	原石山寺物	後大和橋寺	後洛西衣笠龍安寺	後在四宮六滿寺茂松庵嘉慶元年追銘今亡

同	一九九六 同 (延元)	同	一九九三 元 弘	一九九二 元 (元弘德)	同	一九八八 嘉 曆	一九八四 正 中	同	一九七五 同	一九七三 正 和	一九七二 應 長	一九六九 延 慶	一九六六 嘉 (德治)
三	(元)三	同	三	(元)三	同	三	元	同	四	二	元	二	(元)四
大阪舊三井吳服店	泉南郡長瀧村慶興寺	東成郡墨江村極樂寺	泉北郡北上神村太平寺	堺市鹽穴寺	川邊郡西谷村慶今福寺	大阪市西區舊兼葎堂	武庫郡須磨村長田神社	同 舊一ノ宮	北河内郡交野村和田寺	中河内郡堅上村青谷	南河内郡富田林町淨谷寺	北河内郡星田村慶新宮祠	大阪市南區慶安曼寺
石燈	石迦	石燈	同	鐘	供養碑	五輪塔	鏡	同	金口	石棺地藏	石地藏	石塔	同
同	五七八	同	五八一	五八三	同	五六六	五九〇	同	五九九	六〇一	六〇三	六〇五	六〇八
原大和根成柿天神物 今亡		文字滅	同 恩山寺物	舊阿波勝浦神光寺物 今亡		原備中 今亡?	傳足利尊氏奉納	同	今亡			今亡	今在山科安祥寺

三三五同	同	三三四同	三三四同	同	三三四同	同	三三九同	三三六同	同	同	三三七同
一三三同	同	一一	一〇	同	九	同	八	同	同	同	五
同	同	堺市廢地賢寺	泉北郡山瀧村内畑西山	堺市廢地賢寺	武庫郡木山村森稻荷祠	同	八同	同	同	同	堺市廢地賢寺
同	同	同	同	五	金	同	同	同	同	同	五
同	同	同	同	輪	口	同	同	同	同	同	輪
三三九	同	三三一	三三一	同	三三三	同	三三四	同	三三五	三三六	同

三三六同	三三四同	同	同	三三三同	同	三三〇龜元	同	三二九同	三三六同	三三七同	三三六同	三三五同
四	二	同	元	同	同	元	同	一二	一一	一〇	九	八
川邊郡東谷村善源寺	泉北郡湊村長源寺	堺市廢地賢寺	川邊郡東谷村城部善源寺	泉南郡岸和田正覺寺	豐能郡東郷村地黃清壽寺	大阪府竹林氏	泉北郡山瀧村内畑西山	南河内郡道明寺村道明尼寺	豐能郡南豐島村原田法華寺	同	泉南郡有真香村久米田寺	堺市廢地賢寺
鹽川家五輪塔	同	五	鹽川家五輪塔	石	能勢頼幸石塔	瓦	五	鐘	碑	同	碑	同
同	同	輪	同	彌陀	同	茶	輪	同	同	同	同	同
三三八	三三〇	同	同	三三一	同	三四四	同	三四五	三四六	三四七	三四八	三四九
						原和泉郡國府妙泉寺物		原肥後興聖寺物	今亡			

三五四同	同	同	同	三五文	?	同	三五同	三五同	同	同	同	三四同	三四同
同	同	同	同	祿	?	同	一八家	同	同	同	同	一六	三四同
三	同	同	同	二家	?	同	一八家	同	同	同	同	川邊郡尼崎町法園寺	一四同
堺市廢地賢寺	同	同	堺市廢地賢寺	藏	藏	中河内郡杖岡村慈光寺	堺市南宗寺	藏	同	堺市廢地賢寺	泉北郡上條村千原	佐々成政大五輪塔	同
同	同	同	五輪塔	五輪塔	五輪塔	十	千利休碑	鐵燈籠	同	五輪塔	玉井源秀五輪塔	同	同
三三〇	同	同	同	三三	?	同	三三	三四	同	同	同	三六文字滅	三六
				三三原京都方廣寺物							今亡		二十

同	同	二六〇同	三五九同	三五七同	同慶長	同慶長	三五同慶長	同	同	同	同	同	三五五同
同	同	同	同	同	慶長	慶長	慶長	同	同	同	同	同	同
同	同	五	四	二	元	元	元	同	同	同	同	同	四
同	堺市廢地賢寺	南河内郡磯長村教福寺	同	堺市廢地賢寺	泉南郡木島村水間寺	東成郡田邊村蓮華寺	大阪市難波別院	泉南郡北掃部村津田	南河内郡道明寺村土師神社	堺市廢地賢寺	三島郡三島村大門寺	堺市興覺寺	南河内郡川上村觀心寺
同	同	同	同	同	同	五輪塔	鐘	津田左衛門墓	石燈	五輪塔	木村常陸介五輪塔	供養碑	瓦
同	同	三四	三五	三七	三八	同	三八	同	同	同	同	同	三九
								曾在岸和田東東光寺遺今亡?					

同	三六八	同	同	三六七	同	同	同	三六六	同	三六五	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一二三	同	同	一二二	同	同	同	一一一	同	一〇〇	同	同	同
堺市廢地賢寺	南河内郡狭山池	泉北郡上條村千原	南河内郡高向村光瀧寺	泉南郡長瀬村蟻通神社	泉北郡上條村千原	大阪市生玉法案寺	堺市廢地賢寺	同 天野村金剛寺	南河内郡譽田八幡宮	豐能郡池田町大廣寺	堺市廢地賢寺	大阪市高麗橋	泉北郡東百舌島村百濟
五輪塔	樋門	川上家五輪塔	同	石燈	川上家五輪塔	鐘	五輪塔	擬寶珠	石燈	池田家五輪塔	五輪塔	擬寶珠	供養碑
同	三〇六	同	同	三〇七	同	同	同	三〇八	同	三〇九	同	同	同
						今在京都本禪寺		三〇八 四種				今在福島縣松本祐順氏	

三六四	同	同	三六三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三六一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九	同	同	八	七	同	七	七	同	同	同	同	同	同	同	六
豐能郡池田町大廣寺	同	堺市廢地賢寺	南河内郡磯長村觀福寺	堺市南旅籠町願正寺	同	中河内郡枚岡村枚岡神社	藏	同	同	堺市廢地賢寺	泉北郡上條村千原	同 磯長村教福寺	同	南河内郡國分村安福寺	
池田家五輪塔	同	五輪塔	擬寶珠	銅花瓶	鍍金銅燈	擬寶珠	鐵燈籠	同	同	五輪塔	川上宗西五輪塔	石燈	風鐸		
三二〇	同	同	三二一	三二二	同	三二三	三二三	同	同	同	同	同	三二三		
				今在南河内郡岡村氏		原泉前郡信達神社物									

	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
以上織豊時代	同	同	同	三三三同	同	同	同	同	三三三同	三三二同	同	三三九同	同	三三六同
	同	同	同	一九	同	同	同	同	一八	一六	同	一四	同	一三
	堺市廢地賢寺	中河内郡北高安村玉祖神社	南河内郡長野村	家藏	東成郡平野郷町	中河内郡加美村正覺寺	三島郡茨木町某氏	同	同	堺市廢地賢寺	豐能郡池田町大廣寺	堺市廢地賢寺	同	泉南郡長瀬村
	五輪塔	石燈	法明上人供養碑	印塔	伏樋蓋	祐智阿闍梨五輪	同	同	五輪塔	鐘	五輪塔	石井欄	石地藏	
	同	同	同	三〇〇二基	同	同	同	三〇一	三〇三	同	三〇五	同	三〇六	

第一章 墓 版

一 船首王後墓誌

我邦の金石文は、大抵佛教思想の影響を蒙らざるは無きがうちに、際立ちてその支配を受けず、別に巋然たる大使命を帯びて、千載の下にその光輝を投ぐるのみならず、古代の文學史上に特筆大書せらるべき船氏の墳墓より出土せし王後わののおよび首むねその人の銅版墓誌は、今日までの發見に就き斯種最古のものなれば、攝河泉金石文の著者に取りては、そのこれを取扱ふことの此上もなき名譽たるべきを思はずんばあらず。

船首ふねのむねの銅版墓誌たる物や微なり、而もその日本文化史の上に立てる大價値は、擾々たる他の有らゆる史料の上に超越して、無限の惠澤を吾等斯道にたづさはる者の上に垂れつゝあるを觀る。金石文の研究が、文化史の上に齎らすべき効果の甚大なるを知らば、一片の船首墓誌の考證は、即て日本の文化の由りて來ると

ころを、事實の上に論斷するに於て、争ふべからざる權威を有するものと謂ふべし。單に漢字によりて傳へられたる斯種の遺物として觀るも、船首墓誌より古きはなく、所謂飛鳥時代の産みたる文化の結晶として尊重すべき、この墓版の主人公たる王後とは、果して如何なる人なりしかの点より、先づこれを觀察せざるべからず。

惟船氏故 王後首者、是船氏中祖 王智仁首兒、那沛故

首之子也、生於乎婆陁宮治天下 天皇之世、奉仕於等由

羅宮治天下 天皇之朝、至於阿須迦宮治天下 天皇之

朝、天皇照見、知其才異、仕有功勳、初賜官位大仁、品爲第

三、殞亡於阿須迦 天皇之末、歲次辛丑十二月三日庚寅、故

戊辰年十二月、殯葬於松岳山上、共婦 安理、故能刀自

同其墓、其大兄刀羅古首之墓、並作墓也、即爲安、保萬

代之靈基、牢固永劫之寶地也。

銅版の面背に刻せるこの墓誌に見ゆる如く、王後は船氏の中祖たる王智仁の兒の那沛故の子、即ち王智仁の孫に當り、乎婆陁宮天皇敏達天皇の世、即ち紀元千二百三十四十年代に生れ、用明天皇、崇峻天皇の世に成人して、等由羅宮天皇推古天皇に仕へ、阿須迦宮天皇舒明天皇の世を働き盛りとして、大仁位第三品といふ榮爵を辱うし、同天皇の末年、即ち千三百一年に殞亡したる人にして、六十幾歳といふ齡を保ちしなり。

王後を知るには、又、その祖父にして船首の中祖なる王智仁を知らざるべからず。王智仁は王辰爾なり、敏達天皇の時、高麗國より上つりし烏羽の表文、大臣の手より諸史の間に廻されしに、諸史が三日間、腦漿を搾りて、尙且讀解し兼ねたるを、王辰爾獨りこれを讀み明らめて、天皇は申すも更なり、大臣の讚美にあづかり、是より宮中に近侍し、諸史は爲に譴責を蒙りしことあり。王辰爾はこれより先、欽明天皇の十四年に、船賦の事を掌ざりて、船史の姓を賜ひし上に、又この重遇を得るに至りしかば、その祖たる百濟始祖都慕王の十世の孫貴須王の孫に當れる辰孫王、應神天皇の時、徵されて皇太子の師となりし人より、太阿耶王、仁德天皇の近侍

亥陽君を経て、その父たる午定君の代に至りし間に、格段の名聲を揚げたればこそ、その中祖とは呼ばれたれ。

北河内郡枚方町の三松俊雄君は百濟王氏の嫡裔なり、栗原信充の考證せしその家譜を閲するに、



とあり。

然るに、藤井貞幹の説に、墓誌中の大兄、古へは王子を稱していへば、辰孫王(智宗王)の長子太阿耶王なるべし、續日本紀に百濟王仁貞等の上表に、仁徳天皇、以辰孫王長子太郎王爲近侍と見わたり、刀羅と太郎と音近ければなりとあるは、時代を無視したる暴説なりといふの外なし、大兄とは王後の兄と解すべきが至當なれば、王辰爾の子那沛古、その子刀羅古、王後を兄弟と見て毫も不都合なし。この事及び船氏墓地の考證は、文學博士喜田貞吉君の文、載せて、歴史地理(十九)に在り、相

参照すべし。

さて墓誌に見ゆる王智仁は、前にも述べたるが如く王辰爾その人にして、智仁と辰爾とは均しくチニと讀まれたるなり、王智仁は三人兄弟の仲子にして、兄の味沙は葛井史の祖、弟の麻呂は津史の祖となりしなり。

船氏の中祖王智仁の嫡孫に生れたる王後は、未だ三十歳ならずして、早く推古天皇に奉仕し、文官殊に文筆を以てその名聲を擅まゝにしたるらしく、隋使裴世清の來朝を迎接すべき外交上の文事をも掌どり、舒明天皇の朝には、いよゝ重用せられて、推古天皇御制定の冠位十二階の第三等を賜ひしより、觀るも、その文勳の隆きを想見するに足るべく、假名源流考の著者大矢透君の如きは、推古期遺文の重なるもの、即ち元興寺露盤銘、天壽國曼荼羅繡帳銘などの大文章は、愚か、その後同苗、惠尺が身命を顧みずして、燒燼中より取り出し、國記をも、一にこの王後の手に成れり、とさへ斷せられたり。

されば、韓半嶋は言ふに及ばず、隋代の交通盛んなる世に當りて、我邦の文化史上に特筆さるべき、この大文勳ありし船首王後その人の遺芳は、長へにこの墓誌銅

版の上に存じて、千載の古香髣髴として掬すべきものあるに論なく、この銅版の出土によりて、船氏の墓地を確知し得たるは、古墳墓の研究上、何よりの幸なり。この墓誌銅版は、南河内郡(舊安宿郡)の國分山より發見されしなり。貞幹は、古市の良一里に松岡山といふあり、往年邱陵の崩れしところより、銅牌一枚出でたり。即ちこの船史王後首の墓誌なり、因て松岡山は初めて船史の塋域なることを知り、れりといへり。銅版の出でたる年月詳かならず、今を距る二百八十五年前寛永六年の春、松岡山のうち茶臼山は、賊の爲に發かれ、その際賊の委棄したる漢鏡三面、今現に國分村西尾頁一君の手に保管せらる。同年四月廿八日附を以て村の宿老より、この鏡は同村平野屋勘三郎、茶臼山にて發見したるが、式外天王祠(今の國分神社)の寶物なるべしとて、同祠に納めたる旨をその函蓋に記せり。銅版はいつの程よりか同郡古市の西琳寺(今廢す)に傳はりて、維新後に至りしに、明治の初年、堺縣の置かれし後、或人(故さらにその名を逸す)の手に收められしを、近年奈良の某骨董舖を経て、東京の三井源右衛門君の手に歸し、予は同君よりその精拓本を獲たり。銅版長さ九寸七分、幅二寸二分、厚さ五厘ばかりにして、誌文は即ち

その面背両面に刻まる、又その模造品あり、亦世に傳へてこれを珍とす、銅版の兩面に刻字あるもの、他に多くその例を見ず。

右の逸名氏は銅版を獲たる前後、再びこの墓地を發掘して、種々の埋藏品を取出したり、當時その實行に當りしは、同村の區長東野鐵次と、今一人十津川より來れる沼田某といふ縣官の二人なりしに、石棺に近くして無數に蟠まりし巨蛇の眼光するどきに肝をつぶし、驚駭の餘、區長は遂に耳を聳するに至りしと、村民は語り傳へたり。

船氏墳墓の事は、上記喜田博士の討查記事に詳かなり、今予の探檢し得たるところを附加せんに、山腹の國分神社は、即ち舊天王祠にして、古墳内より獲たる漢式鏡三面は、この神庫のものなるを、今西尾君方に保管せるなり。この鏡は疑ふべくもあらぬ所謂漢式時代前期の名品にして、四神四獸鏡、四神二獸鏡および龍鏡なり、いづれも銘帶儼然として文字を存し、外區の鋸齒紋帶、その他の文様意匠など、我邦の古鏡鑑中、優にその首位を占むるに足るものといふべし(鏡の部參照)予は茶臼山に於て、埴輪に交りて直刀の破片の散亂せるを目撃せり。

當國河内の出身にして古墳墓研究を半生の事業となせし、伴林光平の手に成れる船氏墳墓の考證稿本、傳へて國分神社に在りしよしなるが、今その所在を失したりといふは遺憾なり。三浦蘭坂の川内撫古小識には、この墳墓を以て明日香皇女の御墓地なりとの或説をも掲げたり。

二 威奈真人大村墓誌銘 國寶

少納言正五位下威奈真人大村卿の墓誌銘を刻せる銅合子出土當時の真相は、攝津住吉靈松寺の住僧義端の記するところに據りて明かなり。今を距ること百四十四年前、明和七年(好古小錄には明和中とあり、古京遺文に天明中とあるは誤り)大和國葛下郡馬場村の農夫が、同村の西手に當る穴蟲山開墾の折、土中より一大甕を掘り出せしに、甕の中に一の銅合子あり、その中に更に遺骨を盛りたる漆器兼葭堂の說に圓形とあり)あり、遺骨は改めて京都の大谷に納め、銅合子は同村安遊寺に施入せり、この年七月義端は布教の爲同寺に入りし時、住僧より示され

てその奇品なるに驚き、歸來しきりにその事を吹聴せしに、その友たりし大阪の木村兼葭堂いかでか聞き外さん、義端にせがみて現物を大阪に取寄せしめ、盛んに手拓を試み、且石刻の摹本を製して諸友に頒ち、又銅器來由私記を著はせしは同年八月にありき、この噂を聞き附けし四天王寺の子院にして俗に二舍利と稱へし明淨院(遺文に明淨院とあるも誤りなり)の僧諦順は兼葭堂の好事にも勝り、遂に現品を手許に譲り受けて庫中の寶となせしが、傳へて四天王寺の有となり、今は國寶に編入さるゝに及べるなり。

かくて義端は、この墓誌を仔細に考證し、諦順の意見をも取り入れて、威奈卿墓誌銘私考を著はし、この墓誌始めて世に喧傳さるゝに至れるなり。今の稿本も現に四天王寺に藏す、惜いかな漆器は甕と共にその所在を失せり。

小納言正五位下威奈卿墓誌銘并序

卿諱大村、槍前五百野宮

御宇 天皇之四世、後岡

本聖朝紫冠威奈鏡公之

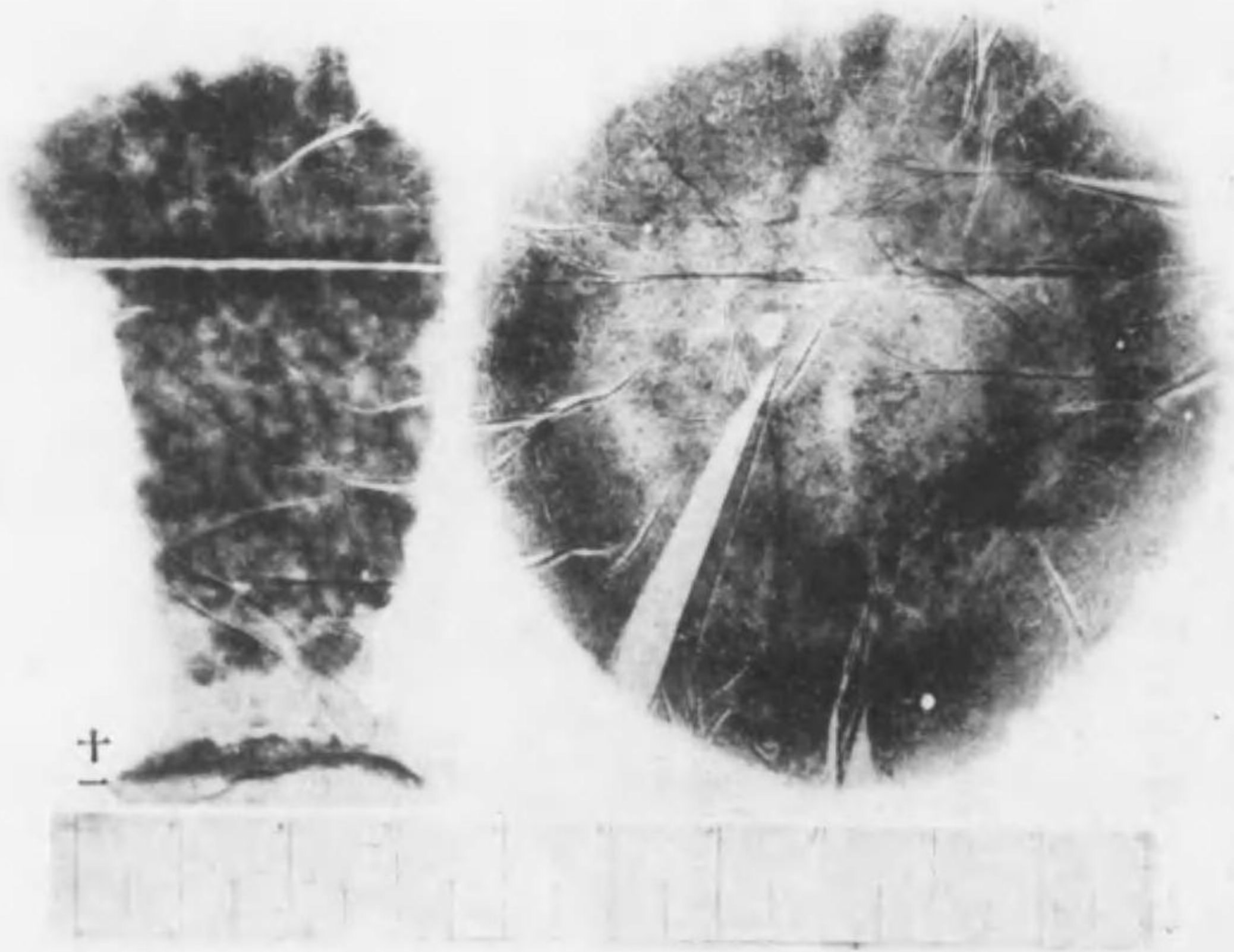
第三子也、卿温良在性、恭
儉爲懷、簡而廉隅、柔而成
立、後清原聖朝、初授務廣
肆、藤原聖朝、小納言、闕於
是高門貴胄、各望備員、
天皇特擢卿、除小納言、授
勅廣肆、居無幾、進位宜廣
肆、以大寶元年律令初定、
更授從五位下、仍兼侍從、
卿對揚宸展、參贊絲綸之
密、朝夕帷幄、深陳獻替之
規、四年正月、進爵從五位
上、慶雲二年、命兼太政官
左小辨、越後北疆、衝接蝦



像木古の爾辰王
(藏君雄俊松三)(有參誌墓首船)

十

廣、柔懷鎮撫、允屬其人、同
歲十一月十六日、命卿除
越後城司、四年二月、進爵
正五位下、卿臨之以德澤、
扇之以仁風、化治刑清、令
行禁止、所冀享茲景祐、錫
以長齡、豈謂一朝遽成千
古、以慶雲四年歲在丁未
四月廿四日、寢疾終於越
城、時年卅六、粵以其年冬
十一月乙未朔廿一日乙
卯、歸葬於大倭國葛木下
郡山君里栢井山崗、天潢
疏派、若木分枝、標英啓哲、



十一

子合銅るせ刻を銘誌墓廟奈威 阪 大
(照參繪口) (列排の字文)

載德形儀、惟卿降誕、餘慶
在斯、吐納參贊、啓浚陳規
位由道進、榮以禮隨、製錦
蕃維、令望攸屬、鳴絃露寗
安民靜俗、愷服來蘇、遙荒
命足、輔仁無驗、連城折玉、
空對泉門、長悲風燭、

この銅合子は、義端のいへる如く、形、鉅球の如く、高さ一尺弱、腹の周り八寸餘、絲底の徑三寸同じく高さ五分、全体の三分の二は被せ蓋にて、その腹に屋霽式なる三十九行の墓誌銘を刻せり。鍍金の剝落して斑爛たるもの、その紫黒のところは栗の殻の如く、青緑の部分は瓜の皮に似て、瑩潤玉を欺き、蒼然たる古色、人をして摩挲措く能はざらしむ。格古論に見ゆる、銅器土に入るごと千年なれば、うの色純青にして翠の如しといへるもの、實に吾を欺かず。銅器すでに此く貴重なりかの漆器といへるもの、若し世に傳へられましかば、いかばかり美術工藝上の好

模範なりけんを、今その存否を知らざるは返すも残念なり。

兼葭堂曰く、この銅器、その制、唐に倣へるか、或は我邦上古の制なるか、未だ審ならず、清の徐乾學が讀禮通考に、吉金貞石志の、應州馬神祠前、施食臺、石刻八卦於旁、又書二十八宿、字上有篆文、曰唐故汾州刺史朱祈府君墓誌銘、蓋沙陀之俗死、焚其骨、盛以石函、此其蓋也を引いて、その器、金石方圓の異はあれども、火葬の骨を藏せる器の蓋に誌銘を刻せる據どころとすべきか、その餘形似の器なしといへり。

この誌文「少納言」を「小納言」に作る、傳教大師の謝勅差求法使表文、亦「小」に作る、「小」は「少」に比して、稍不滿に屬する嫌あれば、後世「少」となせること、猶「卑官」といふべきを「被官」に改めたるが如き意味なるべし。威奈は姓氏錄に「爲奈」日本書紀に「草那」猪那に作る、「檜前五百野宮」は宣化天皇、後岡本聖朝は齊明天皇なり、「紫冠」は孝德天皇の三年に制定の七色十三階の冠位にして、その第三階に當る、大小二級あり、大紫冠は今の正三位、小紫冠は從三位相當とす。鏡公は史傳に見えず、されど書紀に天武天皇元年十二月、大紫常那公高見薨すと見え、高見に鏡の義あれば、或は斯の人ならん。又大寶三年の條に、正五位下猪名石前を備前守に付すとあり、この石前は

鏡公の兄弟なるべし」後清原聖朝は天武天皇なり、諸書多く淨見原（よしみはら）に作れど、古事記舊序及び大和薬師寺塔櫓銘には、清原に作れり、「務廣肆」「勅廣肆」「直廣肆」は、天武天皇の十四年に改められたる爵位にして、明、淨、正、直、勅、務、追、進各位の中なり、これを各四階に分ち、大と廣とあり、即ち正從の意なり、更に八級に分ち、廣肆は廣級の第四等といふ意味なり、藤原聖朝は持統天皇なり、從五位下は、直廣肆相當にして、大寶元年賜冠の制を位記に易へられたれば、引直してこの位記を授けられしなり、「左小辨」の「小」の字、後には「少」に作ることも同じ。越後城司に叙せられしこと、續日本紀には慶雲三年閏正月とあり、蓋し誌文に見ゆる二年十一月は叙任の時にして、赴任は新年以後となりしなるべし。卿は同四年四月任地に於て卒去し、その冬十一月に至り歸葬とあり、遺骨を銅合子に盛りたるを見れば、遺骸は無論火葬に附せられしなり。文武天皇の四年に、僧道照入寂の時、遺旨に従ひ火葬にせしは、我邦僧徒火葬の濫觴にして、爾後持統天皇、文武天皇は皆火葬し奉れり。「葛木下郡」は、後の「葛下郡」なり、「山君里」の名は、風土記その他にも見えず、今の穴蟲の地なり、「アナムシ」は、威奈墓所の轉訛にもや。「狛井亦所見なし、後に道場山と呼べる處

なり。以上、義端及び諦順の考證を取る。古京遺文に曰く、「更授從五位下を、好古小録には誤まりて「更從五位下」に作れり（義端の考證にも「更」の字を脱せり）又曰く「進爵從五位上」の事、書紀に見えず、疑ふらくは史の缺脱ならん。越後城司に除せらしこと、誌に見ゆる年月を正とすべし。小納言兼侍從左小辨正五位下、皆書紀に記載を失せり。「小」と「少」とは、古人通用せり。「葛木下郡」は、當時未だ國郡の名を二字に限るといふ制あらざりしなり、廣本倭名類聚抄に見ゆる山直郷は、「山君里」の誤ならんと云へり。

この墓誌は、前述の如く歴史地理上の參考に資すべきもの尠なからず。その文辭に至りては、立派なる唐朝の古文體を具へ、これを推古天皇時代に於ける金石文その他の如く、或は眞假名を交へ、或は當代の國語に本づきて作れる所謂史部の文法隆寺佛光背造像記などは、全然見かはすやうになり、漢文學摸倣の苦心を見るべく、殊に銘詞の如き、自由自在に漢土の典故を取りて、刻意撰作したるは、驚くべき手腕と謂ふべし。この文の成りし慶雲四年は、唐中宗景龍元年に當り、彼に在りては胡皓の文、郭謙光の書の崔敬嗣碑、景龍二年武盡禮書の寧照寺鐘銘

(同三年)と同時代の作にして、歐陽修の説に據れば、前者の如きは文辭採るに足らず、唯書法を取り、鐘銘も書法優りたりとあり。彼土文章の軟靡不振なる際に對して、我にはこの流麗にして而も高古なる大文章あり、義端はこの文章の撰者書を舍人親王若くは藤原不比等、太安麻呂と推定して、親王作と傳へらるゝ藥師寺塔擦銘と辭氣筆法俱に相類すといへれど、文辭は兎もあれ、その書に至りては、刻手の巧拙にもよるべけれど、擦銘は遙に數等の下に落ちたり。この墓誌銘の字體小楷、遒勁雅健の妙を極め、刻字亦能くその眞を失はず、而も完好にして、些の缺損の迹なき、洵に希世の寶と稱すべし。然るに以文會筆記抄(考古學雜誌所引)には大村卿の墓誌銘、藥師寺の塔柱銘の類、奇品なれども書體彫崩せりとあり、藥師寺のは同感なれど、この大村卿墓誌銘に至りては、彫崩しどころか、却つて彫活かしたるばかりの手法殊にめでたし、こは撲刻の拙なきなどを見て、その眞面目の美を知らぬ人の言と見わたり。

三 石川朝臣年足墓誌銘 國寶

この銅版は、文政三年十月、江戸の本間游清が秋山光彪(京師の小倉藩御留守居にして春海門の歌人なり)より又借りして寫し置ける旅路の打聞といへる書に據るに、同年三月十五日(古京遺文には正月とあり)攝津國嶋上郡眞上光德寺村庄屋田中六右衛門(同書に德右衛門とあるは誤り)の宅後の丘なる、荒神松の邊りより出土せしなり。

その年の元日に、六右衛門の弟與兵衛、兄に向て物語るやう、年のはじめの雜煮祝ひに如何とは思へど、自分一昨日と昨日と二夜つゞけて、荒神松が倒れ、家も押し潰されたる夢を見たりといふ。六右衛門心太き男にて、兼ねて思ひけるは、荒神松の岡邊五百坪ばかりの地所を捨地とせること無益なり、こゝらの土質は林檎に適すれば、など胸算用の折からとて、今の弟の夢物語を好き機會ぞと、その夢の告げの如く、三ヶ日を過さば、二人して掘り均らさんと約せし程に、三日の日になりて隣家のなにかし(別本に伊右衛門とあり)とかいふ男が年禮のついでに、内々お話ししたき事ありといふに、一室に導きて來意を問ひしに、その男は六右衛門に向ひ、貴殿は若しや年の暮に人を殺害して、遺骸を何處にか埋み隠されしことは

なきかご、言ひにくさうに問ひかけられ、六右衛門打驚き、身に覺わなきよし答へしに、かの男、否とよ、その埋み處さへ荒神松の下と知り居れりとて、さて語り出すやう、自分は昨曉ふと荒神松の下を見れば、昔よりこゝに限りて草の生へぬといふ場所が掘返されてあるにより疑ひを起しつゝ、心安だてにかゝる事言ひ出せぬなりといふ(別本には此怪聞なし)。何は兎もあれ、現場を見届けん、丘へ登り見しに、成程土を掘返して、何物をか埋みたるやうなるに、與兵衛の夢さへ思ひ合はされて、二人がより掘り起せば、松の下四尺ばかりにて、鍬の尖は止まれり、土を掻き出して見れば、下は木炭にて堅く填められ、その層一尺ほどの下には、朱を見出し、一尺三寸に七寸ばかりの角なる木函あり、函の中には白骨を盛れり。思ひも寄らぬこととて、二人は互に他言を禁じ、そのまゝ立別れしに、六右衛門の今一人の弟にて、京都六孫王の多聞院といふ寺に出家したるが、程歴て訪ね來りしに、世捨人の事よと、六右衛門は件の物語に及び、荒神松の下にて念佛稱へ呉れよといふに、多聞院は(中略)兄と力を合せて更に掘り試みしに、此度は一枚の金牌を獲たり、この出土の日が三月十日の事にや、餘りのめづらしさに、そのまゝ寺に持

ち歸り、和歌の師匠なる西本願寺門跡に仕ふる瀧詮といひし人の許に携へ行きしに、瀧は更に門跡にこれを示し、遂に好事家の間に喧傳するに至れりといふ、別本には仁和寺宮を経て獻覽に供へ奉れりとあり。

かくて多聞院は掘起したる跡へは、續日本紀に見わたる朝臣の傳を刻したる碑を立て、碑陰にはこのたびの故よしを刻み置かんと言ひし由なるが、今は次代の六右衛門(當主はそれより三代目にて録右衛門君なり)の代に、嘉永二年八月、領主永井侯の臣長頼といひし人の文を勒したる一碑の樹てるを見るのみ。木函の四縁とおぼしき木片(長さ約一尺、幅四寸餘)の四片(組合せの切込を存す)と、木炭若干とは、今もさながらに銅版と共に同家に保存され、明治十年ごろ丘上に年足神社といふ小祠を興して、朝臣の靈を祀れり。明治四十一年四月十七日亡友武富瓦全君は、予等同人を伴ひ遺跡を探討して、その發行せる雜誌(淀川)に、その考證を掲げ、この銅版の事更に世に顯はれたり。

この銅版は、威奈卿墓誌を刻せる銅合子と同じく、鍍金銅製にして、文字の周縁には、唐草もやうの欄を鐫り、行間には細き界線を施したる手法美はしく、金色の斑

爛たるさまは、威奈卿のにも優りて目を射るばかりなり、その摸刻は梅園奇賞のもの、尤も精巧と稱す。

萬山日録に穂井田忠友の説なりとて載せたるを見るに、誌中「平成宮」とあるが面白くて、わざ／＼實物を執りて詮議するに、早く偽物の譯知れたり、今は江戸にて或御方の所持になり、中々偽物のよしなどは申出されず云々とあり。次の條に、多賀城の碑も偽物なりと斷じたるはさて措き、この銅版を爾かく速斷したるは忠友の千慮の一失なりとすべし。狩谷棧齋は銅版出土の年、京都の山田錦所（以文よりその手拓本を贈られ、余が家奈良朝の金石文の中、こればかりは初物なりと打喜び、頓て又清水月齋（濱臣）の京土産に一本を贈られしが、錦所本を木刻に附して廣く同人間に頼ちし由、同年冬至前三日に識せし版文に見ゆ。

公卿補任に、履仲天皇の時執政の臣に蘇我滿智宿禰あり、蓋し石川宿禰の子なるべし、その子韓子、その子高麗、その子稻目、その子馬子、その子雄正子、その子連子、その子安麻呂、その子石足、その子年足なり、平成宮（平城宮）なり、成（成）城（城）とは古へ通

用せらる、即ち淳仁天皇の御代なり。「白髮郷（まけ）は眞上郷なり、清寧天皇置く所の白髮部の居りし地なり、續紀延暦四年の詔に、君の諱の字を避けしめられしが、光仁天皇の御諱は眞髮、これはその以前に在れば、後に改めたる眞上の字を用ゐざりしなり。「酒垂山（さか）は荒神山の古名なるべし、歴世墓地を尊奉して樵採を禁じたり、は、荒神山と呼び來り、古名は亡びしなりと棧齋は曰へり。

年足卿の官銜みな續日本紀に合す、續紀に曰く、卿は率性廉謹、治體に習へり、公務の間、惟書を是れ翫ぶ、出雲守となりて嘉績あり、聖武帝賞してこれを旌はす、晩に別式二十卷を作る云々、その出雲守となりしは天平七年に在り、從五位下、九年從四位下に至り、春宮大夫兼左中辨となり、參議を拜し、天平勝寶五年從三位を授けられ、累遷して中納言に至り、文部卿神祇伯を兼ね、天平寶字二年、正三位を授けられ、御史大夫に任せり。萬葉集に、襟詠一首あり。その子名足は、從三位中納言となり、兵部卿皇后宮左京大夫大和守を兼ねたり。

この誌は、威奈卿のご共に文辭文體の優秀を觀るべく、墓版中の白眉と謂ふべし、この墓誌今墓地の丘上なる年足神社の神物（國寶）として、田中家の當主録右衛門

君の手に保管せらる。

山田錦所の説に據れば、發掘の原因を同じく夢物語の事とすれど、單に土地陥没したるより倅と共に身を清めて掘り返すこととなせしよしを記し、金牌には箱なく、外に檜櫃の内外朱塗の箱あり、長六寸、幅五寸、深さ五寸、やらう蓋、銅鋳にて打付け、箱の中に水入りて骨あり、その下には石灰のたゞきありとなり、又多聞院の僧をも六右衛門の子とし、多聞院は京都に持歸りしが、山脇道作(東洋の男東門なるべし)これを借覽し、北小路大學助(竹莊)も、瀧詮(彈正)と同じく手拓し、錦所もその考證を加へんが爲、手拓を許されたりと見ゆ、清水濱臣の拓本は、同年(文政三年)五月中、錦所宅にてせしものなりとあり。錦所は右發掘の由來を、狩谷掖齋に宛てゝ消息せりとの事に就ては、考古界(五ノ八五)にその集説(黒川眞道君校訂)を掲げたり。

年足朝臣の官銜に就きことに追記すべきは、黑板博士所藏の大般若波羅密多經第二百卅二(寫眞)に據れば、(考古學雜誌四ノ十一)同經の奥書に、維天平十一年歲次己卯七月辛卯朔十日庚子、佛弟子出雲國守從五位下勳十二等石川朝臣年

足云々とあり、同年には仍從五位下たりしを見る、又朝臣の文辭は萬葉集襟詠一首の外、傳はらずといへる掖齋の説に對して、この奥書の現はれたるも、喜ばしきことなり、こは無論普通納經の陳套的文辭にはあれど、朝臣の餘芳として、珍惜すべきものたるを失はず。

四 高屋連 枚人墓誌 國寶

この墓誌を刻せる甌は、今を距る約百七十年前、延享年間に河内上ノ太子敷福寺の東方田間なる愛染堂のほとりより出土せるなり(後藤碩田の説、貞幹は石河郡) □□山崩れて現はるといひ、掖齋もこの説を取れど、如何にや。長さ八寸三分、幅五寸八分、厚さ約二寸にして、その色赭味を帯び、火化を経ざるものゝ如し。頃日その附近なる山田村の蘇我石川麻呂墓と傳ふる處より、同質の少しく大きく、稍薄手なる甌を發掘せしものあり、以てこの地方古代製甌の迹を徵すべし。

この墓甌は、舊と敷福寺の東南院に在りしが、今は同寺の寶庫に藏められ、國寶と

なれり。物質完好なれど、唯左下方に少しくヒヅミありて、正しき長方形を保たず。

故正六位上常陸國
大目高屋連枚人之
墓寶龜七年歲次丙
辰十一月乙卯朔廿
八日壬午葬

枚人の名は、史傳に見えず、高屋の文字は古事記に安閑天皇の陵は河内古市高屋村に在りといひ、延喜式には河内國古市村高屋神社ありと見ゆ、高屋氏の河内國神別なることは、姓氏錄に據るに同國神別神魂命十世孫伊已止尼



河南内郡 高屋連枝人墓誌

大連の後なりと記し、續紀には文武天皇大寶三年六月乙丑、河内國古市郡人高屋連藥女一産三男、賜緇二疋綿二屯布四端とあれば、枚人はこの三つ兒の一人なりしやも知れず。

大目は、古へ國々に守介、孫目の四官あり、孫と目とは、大少の二級あり、國の大中小にて、相當も亦異なり、元來六位まで昇るべき例なきを、枚人の正六位上となりしは故あるべく、常陸は大國にして大目とし、その相當從八位上なるが例なりとは、西田直養の説なり。

輒の大きさに就ては、日本圖經に

貞幹説	金石錄帖一覽(被齋説)
長 八寸	八寸三分
幅 六寸	五寸七分
厚 二寸餘

の兩説を掲げ、この度は自國人已に參差せりと疑ひ居れど、實物に就て測度すれば、長さ八寸三分(短き處にて七寸八分)、幅は五寸八分(短き處五寸四分)とするを確實なりとす。

五 紀 廣 純 女 墓 誌 國 寶

同じく甌製にして、その堅緻なること唐製の澄泥硯の如く、これを上下二片に分ち、その一片の表面に誌を刻し、一片を蓋となせること、椽齋の説の如く、長さは八寸三分、幅五寸三分、又は五寸一分、厚さ三寸餘とあれど、實際は長さ八寸三分、幅五寸二分にて、左上の方少く缺けたり。但彼は二枚とも現存し、此は一枚を亡へり。二甌、その面を向ひ合せて、これを重ね埋め、刻文の磨損を防ぐに備へしこと、魏晉六朝時代の制に同じく、誌文は四方細き界線にて圍み、縦に四線を刻して五行とし、末の一行は空欄のまゝなり。

維延曆三年、歲次甲子、朔癸酉、丁

酉、參議從四位下、陸奥國按察使

兼守鎮守府副將軍、勳四等、紀氏

諱廣純之女、吉繼墓誌

この甌は、往年河内石河郡春日村天白山妙見寺の境内、茶白山と呼ぶ邱陵より出

土せりとは、貞幹の説なり。春日村は今山田村の内なり、初め妙見寺の所藏なりしが、その後一旦同郡蓮華寺にて保管せしを、今高屋連のと同じく叡福寺の庫中に保管され國寶となれり。その色や、黒味を帯び、同質の甌は、頃日山田村の石川磨墓と傳ふる邊り、及び敏達天皇陵附近よりも發掘せられしものあり。

茶白山、今均らされてその址確知し難けれど、同寺本堂左手の邊りたること疑ひなし、この地は即ち紀氏の塋域なりしなるべし。

紀廣純卿の官銜、みな正史に符合せり。年月の書き方、正月とあるべきを省き、直ちに「朔癸酉」とあるは、別例なりと、椽齋は言へり。丁酉は、即ち正月廿五日に當る。

市河寬齋曰く、吉繼女の死は、父廣純將軍の卒去を距ること五年なり、その父に係けたるは、女の未だ嫁せざりしを知るべしと。

寬齋、又續紀を引いて曰く、寶龜十一年三月、陸奥國上治郡大領從五位下伊治公、皆麻呂反し、徒衆を率ゐて按察使參議從四位下紀朝臣廣純を伊治城に殺す、廣純は大納言兼中務卿正三位麻呂の孫、左衛士督從四位下宇美の子なり、寶龜中出で、陸奥守となり、尋いで按察使に補す、職に在り事を視るに幹濟を稱せらるるとあり

その廣純の履歴を載すること正に誌と合す。

直養は、これに對して曰く、右十一年の紀のみにては、誌なる鎮守副將軍のことたじかならず、是は同紀に、寶龜五年七月、河内守從五位上紀朝臣廣純兼鎮守副將軍となるとあり、これにて誌と史と符合し、又この文にて紀氏の河内守たりしことも知れ、その女の墳墓のこの國に在りし故も明かなり。國守となりては直ちにその國へ妻子を率ゐて下るべきを、夷賊の亂れし時なれば、連れ行かざりしにや。この説、動かすべからず。

靈松寺義端は、威奈卿墓誌銘考證の際、この墓誌をも併せて考證し、これをその附録となせり。その中に、日本紀に見ゆる、寶龜十一年三月、無位紀朝臣東女に正五位上を授く、延暦十年五月、無位紀朝臣河内子に從五位下を授くとある東女は、吉繼か、若くはその姉妹なるらしく、河内子はその妹ならんかと云へり。又「兼守」と兼行の別を説明して、兼行は高階卑官、兼守は卑階高官の別ありと云へり。

輓造の墓誌、今日までの發見にては、この二物と、大和の楊貴氏のと、僅に三點に過ぎず。而も大和のは、今その存否覺束なしといへば、金石文中最も珍らしき輓造

の二物が、同じく叡福寺に在るは奇なりといふべし。

附 載

六 高津宮址埴版

攝河泉三州の金石文を研究する第一歩として、大阪開創の古に遡り、光輝ある仁徳天皇高津宮の歴史に密接の大關係あるは、いふも更なり、大阪灣の海史に特筆せらるべき、天稚彦命の磐船の故事をたどるに逸すべからざる、下照姫の一大史蹟を髣髴せしめんと企てしものは、この版なり。

覺峯阿闍梨の高津宮舊蹟者を讀むに、高津の宮の名は、天稚彦命天降り玉ふとき天探女と共に、磐船に乗りてこの地に泊てしゆゑ、高津と號せしよし風土記にも見ゆ、下照姫もろとも住せ玉ふところなり、萬葉集に「久かたのあまのさくめが磐船のはてし高津はあせにけるかも」の歌あり、天正年中までその地に在りて、仁徳天皇を祭れる高津宮比賣許曾神社と共に祭祀し來れり。然るに豊臣太閤天正

十二年に府城を築き玉ひし時、遙南に移し玉ふ、今の高津宮これなり、星移り物換はれば、高津宮の舊地を、定かにそこなりと知る人も稀なり、偶舊址を談ずる人もその證を取るなし云々、下照姫は大國主神の女にして天稚彦命これを娶り玉ふその事古事記に詳かなり、仁徳天皇はその御舊址を慕はせ玉ひ、高津宮の宮造りし玉へりとあり。

比咩古曾神社の祭神は、下照姫におはしまし延喜式に下照比賣社一座、或は比賣許曾社と號くとあり。舊蹟者に、又足利義晴將軍、天文七年十一月十二日の高津宮祭祀寶録を見れば、そのころまでも大宮と、比賣許曾とは、各別に祭祀をもせしと見わたり、其後元龜のころ二社を配祭せしなるべしとあり。攝津志には、後に仁徳天皇を配祀すと見ゆ、今も比賣許曾は高津宮の地主神として別社に祭られ玉ひ、市外鶴橋町には比咩古曾神社あり。

同社の寶物に、曾て舊桃山(山小橋寺町の南手一帶)の内なる、産湯稻荷の近地に於て出土せりと傳へらるゝ一枚の埴版あり。方五寸の表面に、輪廓と太き七線の欄とを劃して、

等由良宮 天皇二年甲寅歲次夏四月、承國政君□□高津之宮皇居荒廢地於石花女關西北、白鴨御池上、大小橋山地、以石墻疊之者、即永保天下聖趾、安固萬世靈蹤故也、(六行)

奉行左大史攝津上官臣

武 夫 磨

埴 土 度

日 東

伍策之内末

と刻し、末二句は、船首王後墓誌をまねたり。裏面中央に、徑一寸五分の圓形を問め、と陽刻せり。蓋し、五枚の内の末といふ意味なるべし。

今の産湯稻荷の丘の地は、大小橋命の産湯を召し、舊址として傳へらるゝを、この文に據れば、この丘地こそ高津宮の舊址、即ち下照姫の御舊蹟となせるものゝ如し。

等由良宮、即ち推古天皇二年に武夫磨といふ人、宮址の荒廢を惜み、聖址を萬世に傳へんが爲に、この文を埴版に刻したりと見ゆれど、その偽託に出づることは、單に字體を見るだけでも、多言を要せざるは明白なり。

この物、今は比叅古曾神社の庫中より逸して、所在知り難しといへば、この上の考證を望むべきにあらざれど、從來世上に喧傳されたるものなるを思ひ、三州金石文の研究上、たとひその眞物にあらざるまでも、予はこれを度外に措くに忍びざるなり。

七 聖德太子御墓誌

河内上の太子敷福寺に藏する、聖德太子瑪瑙墓誌と稱するもの、掖齋は後人の僞託なりと断定し、その他の諸家みなこれを疑問に附せるに、異議はなけれど、是れ亦久しく世に聞ゆるものなれば、一わたりこれを考究するを妨げじ。
質は大理石にて、長さ四寸八分(以下断石)、濶さ六寸、厚さ二寸四分、故意に三つに折りたるやうなるを函中に藏め、文字は錐書のやうなり、被覆の唐織は、寶曆十年二月廿二日、大阪鴻池善右衛門内壽海禪尼の寄附にして、時の塔中聖光明院立勝の取次のよし、函底の片紙に書附けある外、黄金の袋物金具一箇、紙包にしたるが、今

もそのまゝ納めあるを、予は檢出せり、蓋し禪尼の遺愛品なるべし。

この墓誌、日本圖經には高さ四寸有奇、寛さ五寸有奇とあるは、少しく不穿鑿なり。又第一行は泐すとあるも、誤りにて、最初より刻字の跡あるなし。第二行に「今年辛巳」の四字ありといへど、仔細に檢すれば「今年歲次辛巳」とあり。第三行には「足稱美政」の四字ありとさせるも、足の上、今一字あり、政の字は扁缺げたれば、爾かく断言すべからず。第四行には「千四百餘」の四字とあれど、「千」は「子」にして、「餘」の上にも尙朦朧たる一字あり。第五行「王大臣寺」といふも、



河内郡内聖德太子墓誌
(断片中の三片接合)

寺の上に又一字「起」の字あり。即ち予の讀みたるところにては、

今年歲次辛巳

□尤足稱美□（旁の文のみ現はる）

于四□□□餘

王大臣□起寺

この本文は、舊記に見ゆるところ左の如く、

今年歲次辛巳河内國石川郡磯長里有一勝地尤足稱美故點墓所已畢吾入滅以

後于四百三十餘歲此記文出現哉爾時國王大臣發起寺塔願求佛法耳

恰も山城宇治橋の斷碑と同じく、全長下部三分二は、缺け失せたるやうになせり然るに日本圖經の拓影には、故らに原物に見わざる下の一欄を設け、上部三分の一の處にて打切りたるは、誤りなり。欄は太きもの上邊にあるのみにて、左右の欄は極めて細し。辛巳は、推古天皇廿九年、即ち一般に太子薨去の年となせる干支なり。第四行の「四百」の二字は、今見るところにては、いと缺損せり、集古十種にはその缺損の迹未だ今日ほど甚しからぬやうなり。端祥齋帖にも、亦これを載

せたり。

さてこの文體を按ずるに、餘りとしても後世僞託の迹はありく、と見わ透き、眞贋は素より論ずるまでもなく、おまけに舊記には今一枚、左の文を刻したるものありとなせり。

吾爲利生出彼衡山、入此日域、降伏守屋之邪見、終顯佛法威德、於處々造立四十六箇之伽藍、化度一千三百餘僧尼、制記法華勝鬘維摩等大乘義疏、斷惡修善之道、漸以滿足矣。

この文が前置きにて、「今年歲次辛巳」の一段、これに續くやうになせり。これ亦例の太子未來記の類ならん。又古事談に左の記事あり。

天喜二年九月廿日、聖德太子御廟近邊、坤方爲立石塔、引地之間、地中有似石筥、掘出之、筥也、長一尺五寸許、廣七寸許、有身蓋、開見之處、御記文也、仍天王寺奏聞事之由、伴御記文狀云、

吾爲利生（下略）（下文石也）

今年歲次(下略)上石文也

此事、天王寺別當桓舜僧都、依執柄仰、參向彼御廟、歸洛談申云、其所住僧、前年爲建立私堂、掃除其邊地、其夜夢、人來云、此地不可立堂舍、早可停止、此傍地可宜云々、依此夢、止初地、建立地所了、而初所々年掃除之間、所掘出此石函也、件函有身蓋、如几帳足、其色如薦色、以如針之物、銘件字也、自彼年及今年、四百卅六年云々。

この記事に據れば、其の出土は今を距る八百六十年前なる天喜二年(後冷泉天皇)〔二七一四〕にあり(和漢年契にもこの記事あり)この書は建保七年(承久元年)の奥書ある寫本にして、出土の後百六十五年に出來たり、參考の爲こゝに附記す。

又叡福寺藏板の靈寶目錄に據れば、御廟窟未申方、太子自埋給記文也、不違御誓願、御入滅以後四百三十餘歲、天喜二年九月廿二日(古事談と日附合はず)忠禪上人塔婆造立之時、此記文出現とあり、何れにしても未來記は手際好く適中したるよ。尙右塔婆の條には、その出土を九月廿三日未の刻に作れり。

この墓版を瑪瑙石と傳ふることに就き、參考の爲尙一言を費さん。好古日録玉石の項に、拾芥鈔首書に太極殿金銅鑑玉石礎と、往年太極殿の廢址より礎石の破壊

せるもの出でたり、肥後の白石に似たり、諾樂西京藥師寺緣起に、藥師堂の壇、瑪瑙石云々、亦肥後の白石に似たり、東大寺要錄、奈保山太上天皇陵碑文、養老五年十二月元明瑪瑙石鑄之云々、鍊石にして石に非ず、新成の時、白瑪瑙石の如く光澤ありしにや、と云へり。これに對して、佐藤中陵の説に、肥後の白石島の石片を見るに、全く水府の寒水石と同質にして、頗る勝れり、その最美なるは、乃ち瑪瑙の下品なり

この島中の大石の源に掘入れば、上品の瑪瑙出づべし云々とあり。天武天皇、持統天皇の御合葬の大和檜隈大内山陵ひのくまの天井石を首め、正倉院御物中の大理石板は世呼んで白瑪瑙となせり、この墓版を瑪瑙と稱へ來れること、亦據らなきにあらず。

第二章 墓碑塔

一 采女氏埜域碑

石文の最も古きもの、推古天皇四年(二五六)の伊豫道後温泉碑を首とし、大化二年(一三〇六)の宇治橋碑などに次ぎ、この采女氏碑を數ふる順序にして(小子部蓮、藤原鎌足公碑その他は別問題として)正しく我邦に於て一二を争ふ古石文として、最も珍重すべかりしなり。而もこの碑今亡びて、纔かに拓本により、その面影をしのぶべきのみ。山田孝雄君の説に、妙見寺の檀家鎌田氏の家に保管中、庭園修理の際、誤つて使用せしとか稱して、今亡びたりと。予は同村小學校の新築に當り、石材中に使用したりとか聞けり。

この碑は、河内春日村(今山田村の内)の俗に帷子山かたびらと呼ばし形浦山かたうらより出土し、後妙見寺の境内に立てありしといふ。高さ一尺二寸五分、幅七寸三分あり、(掖齋説の一尺七寸五分に七寸は誤り、又貞幹の二尺許とは論外なり)石面、右の肩に大缺

攝河泉金石文

損あり、右下方も少しく缺けたりしなり。

采女は姓氏録の右京神別の條に、采女朝臣は、石上朝臣と同姓にして、神饒速日命六世の孫大水口宿禰の後なりとあり。書紀には、天武天皇即位十三年十一月、采女の臣に姓朝臣を賜ふとあり。貞幹の説に、この姓を賜はりしは、即ち竹良卿なり、書紀に竹羅に作り、又筑良、筑羅に作るを見ゆ。

飛鳥淨原大朝庭、大弁官直大貳、采女竹良卿、所請造、墓所、形浦山地四十代他人莫上毀木犯穢傍地也、(五行)

己丑年十二月廿五日

飛鳥淨原大朝庭(庭を庭に作る)は、天武天皇なり、この御代に定められし、冠位四十八階の第十一等が直大貳なり。墓地の幅員は、四十代とあり、貞幹も四十代と讀みしを、掖齋は、四千代の誤りなりといへり。代とは古代の測地法にして、古來兩説あり、即ち

大方六尺を歩とし、二百五十歩を五十代とす (政事要略)

方六尺を一步とし、卅六歩を一段頭とし、三百六十歩を一段積とし、七十二歩を

十代とし、百四十歩を廿代とし、百四十の下二百六十歩を卅代とし、六十は十二百八十歩を四十代とし、八十の下五十代を一段とす(拾芥抄)

右二説同じからず、孰れか是なるを知らずと、椽齋は云へり。貞幹は、方五尺を一歩とし、四十代は二百歩なりと釋けり。椽齋は貞幹の四十代説を駁して、四千代を正しとすと云へど、原拓本を檢するに、正しく十の字にして、石面の泐せるにより、或は千の字のやうに見ゆるものらし。況んや椽齋も古京遺文の初稿には、按ずるに四千代は頗る過廣に似たり、貞幹の四十代、或は然らんと云へるをや。今斷じて四十代と定め置かん。大寶令抄に「謂一段曰五十代」とあり、一段の租税に五十束の稻を以て代ふるが故に、一段の地を五十代の地といふ云々と、故平子鐸嶺君は云へり。

尙測地法の「代」に就ては、頃日下章土佐國正法寺の金口(かねぐち)に對して沼田頼輔君の考證を煩はせしに、圖らずも土佐國安藝郡羽根村廢正法寺の事を記せる天正地檢帳に、「正法寺中拾代、内六代堂床」の文あり。予はこの代の字に就き、更にその詳細を聞き質せしに、同君は、維新前まで土佐にては、土地の坪付にこの稱呼を用ゐし

ことあり、五十代を以て一反に換算せりと答へられたり。五十代の一説は、上世の「代」とその廣狹果して如何を知らずと雖も、假に采女氏の墾域を一反歩とみなさんには、尙に恰當したる廣さとなすを得べし、記して以て異聞を廣む。己丑は持統天皇の稱制四年、貞幹の五年説は誤、即ち朱鳥四年(一三四九)に當る。

昔し宋の歐陽修、童兒たりし時、唐の虞世南撰書の孔子廟堂碑の拓本を手本として書を學びしに、當年完好なりし碑文も、二十餘年を経て、これを打搨せしものを見れば、文字の殘缺いたゞしかりしかば、物の終に敝ること、金石の堅と雖も自から久しうすること能はざるを歎じ、それより始めて金石文の集録に志したりといへり。孔碑は殘缺なりにも、原物は人間に存じたりしに、今この采女氏の碑は、碑その物の亡失したるなれば、又奈何ともすべからず、而も幸ひに拓本の世に傳はるあり、責めてもの心やりとなすべく、拓本だに存すれば、金石文の研究には事足る譯なりとあきらめ置くべきか。この原拓本は、予が嘗て譽田八幡宮に參拜せしをり、同村の某家より割愛されしものにて、本來の面目を窺ふには十分なり。山田、香取兩君が古京遺文の覆刻に當り、この拓本に事を缺き、已むなく耳

比磨利帖中の不完全なる木刻を原本として再製されしは、その苦心のほどを窺ふべきなり。又河内志に「大弁官」以下の本文磨滅して完からずとあるは、不穿鑿なり。日本圖經にも、この拓本を得ずとありて、その拓影は遂に收められずして已みき。

二 藤原永手公墓



河南内郡藤原永手公墓
(舊拓と新拓)

正一位贈太政大臣藤原永手公は、房前公の第二子なり、光仁天皇の寶龜二年二月(二四三)薨す、年五十八、公の第は山城長岡に在り、世に長岡大臣と稱す。南河内(舊古市郡)駒谷廢金剛輪寺の丘に、その墓と傳ふるものあり、自然石の側面に、只「永手之墓」の四字を刻し、その

上部は或は斷石なりとも見らる、今杜本神社の境地に編入す。永手公の墓石として果して肯げがはるゝものなりや否、こゝに斷定の限りにあらず。椽齋の如きは、明かに後人の偽託と斷定せり。但その篆体なるが、我邦の金石文中には珍らしきと、筆意の古勁なることによりて、古來その名高く、予が藏せる百餘年前の古拓影の如きは、風趣の津々として盡きざるものあれど、予の手拓せしものは字體崩れて些の韻致を認めず。勿論百餘年間の風餐雨蝕、これをして然らしめたりとも言ひ得べけれど、原物いつしか亡失して、今のはその模造たるやも知れずと思ふ。金剛輪寺は名高き眞言宗の碩學にして、國典の造詣深かりし覺峰阿闍梨の終焉を卜せし處にして、原拓の當時には、定めて阿闍梨の摩挲愛重せしところなるべきか、乃ち兩拓を並存して世に傳ふ。

三 犬鳴山犬塚

犬鳴山は和泉國舊日根郡に屬し、山中に七級の瀑泉あり、寺を七寶瀧寺と稱し、不動堂を以て聞ゆ。寺の上敷町にして犬塚あり、獵夫の命を助けたりといふ義犬を葬るなり。自然石の高さ二尺許り、幅一尺餘りなるに、

寛平二年

犬灵大菩提

三月十五日

と刻し、上に阿字を鐫れり。「灵」は「靈」なり。

寛平二年(一五五〇)の物として首肯すべき物たるや否、研究に値すべし。傍らに一基の梵字碑を添へたり。

四 廢小松寺七重塔

川内撫古小識の河内舊交野郡の條に、星田村小松寺に弘安四年、明應三年の斷碑ありと見ゆ。而も斷碑は今見當らず、同村薬師尼寺に小松より移したりといふ

九重塔あり、又村外れの某家の扉外に、多寶塔の崩れたるが散亂せるを目撃したりといふ者あり、予は實地訪到せしに、近ごろ中河内の方へ買取られたりといふ然るに別に予の聞く所にては、中河内郡大戸村神並の山手なる辻子(今石切停留所)の寺田家に、弘安の七重塔ありといふがそれなるべしとありしかば、同家園内のそれを一見せしに

六年

成遵?

弘安

五月七日

願主

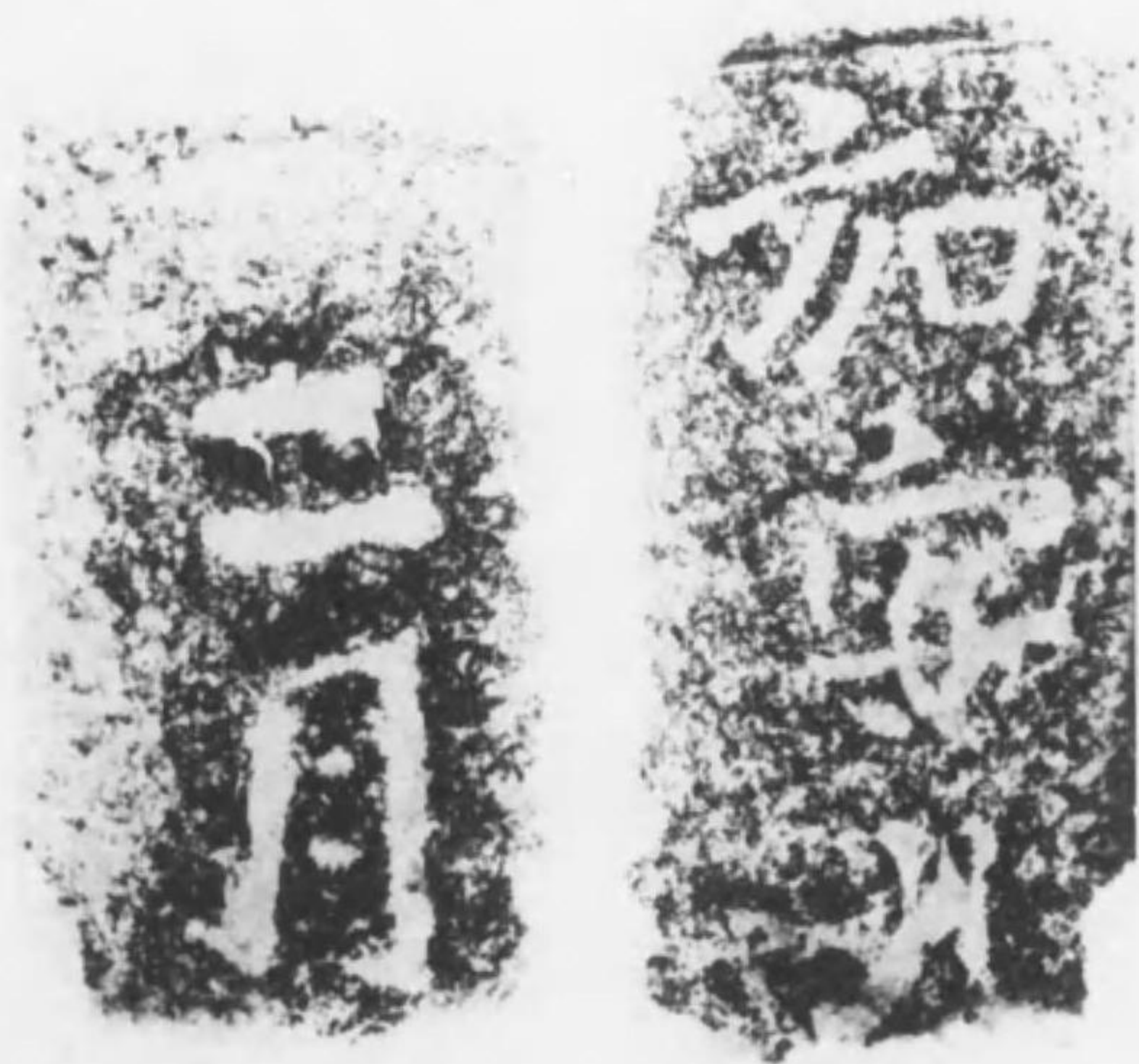
癸未

と臺石の三面に刻したり、所謂弘安四年は、或は六年の誤りなりしか。尼寺の九重塔は石面磨滅してあれど、これを明應三年のものとするれば、廢小松寺の多寶塔(小識の斷碑を誤りとして)は、是にて兩つながら所在を知り得たる譯なり。

この弘安六年の七重塔は、臺石の上に六角の石柱(高さ一尺一寸)を据へ、面々に佛像を鐫れり。臺石は高さ一尺、幅二尺一寸四方にして、總高さ一丈に餘り、全體に完好なり。而も文字の波磔奇偉、他にその比類少きを見る。

五 傳淨海入道塔

兵庫東逆瀬川町に在り、高さ二丈六尺、臺石方五尺、十三層にして、その形式の雄大なる、この種多寶塔中の巨擘たるべし。臺石裏面に「弘安九年三月」と大書深刻し、「年」の字は土中に埋れたり。字體老勁、その大きさ各約五寸四方、傳へて北條貞時の建立にして、淨海入道の追福に供へたるものなりとす。この地は、廢太平山八棟寺の址なりといふ。弘安九年は、入道の薨後百五年に當る。



兵庫傳淨海入道三十塔
(臺石の一面)

六 慈眼寺塔

河内野崎の觀音參りは、近松の「油地獄」以來、今も大阪年中行事の一つなり。毎年初夏に賽香の客を目あてにしつらはるゝ、山上茶店のほとりに、倒れかゝれる多寶塔層數缺失せりがこれなり。秦氏の何人なるを知らずと雖も、この附近は、一帯に、古代秦宿稱秦忌寸等秦族の移住せし土地にて、秦河勝の墓と傳ふるもの、現に附近秦村に在り。又後鳥羽上皇に徴されし、鍛工秦行綱の宅址と傳ふるものありと云へり。

文に曰く

□

志者爲 □

□ □ 二親 □

靈頓證善提

造立塔 □

寄進 □

□ □

□ □

出離乃至

平等利益矣

永仁二年

□月八日

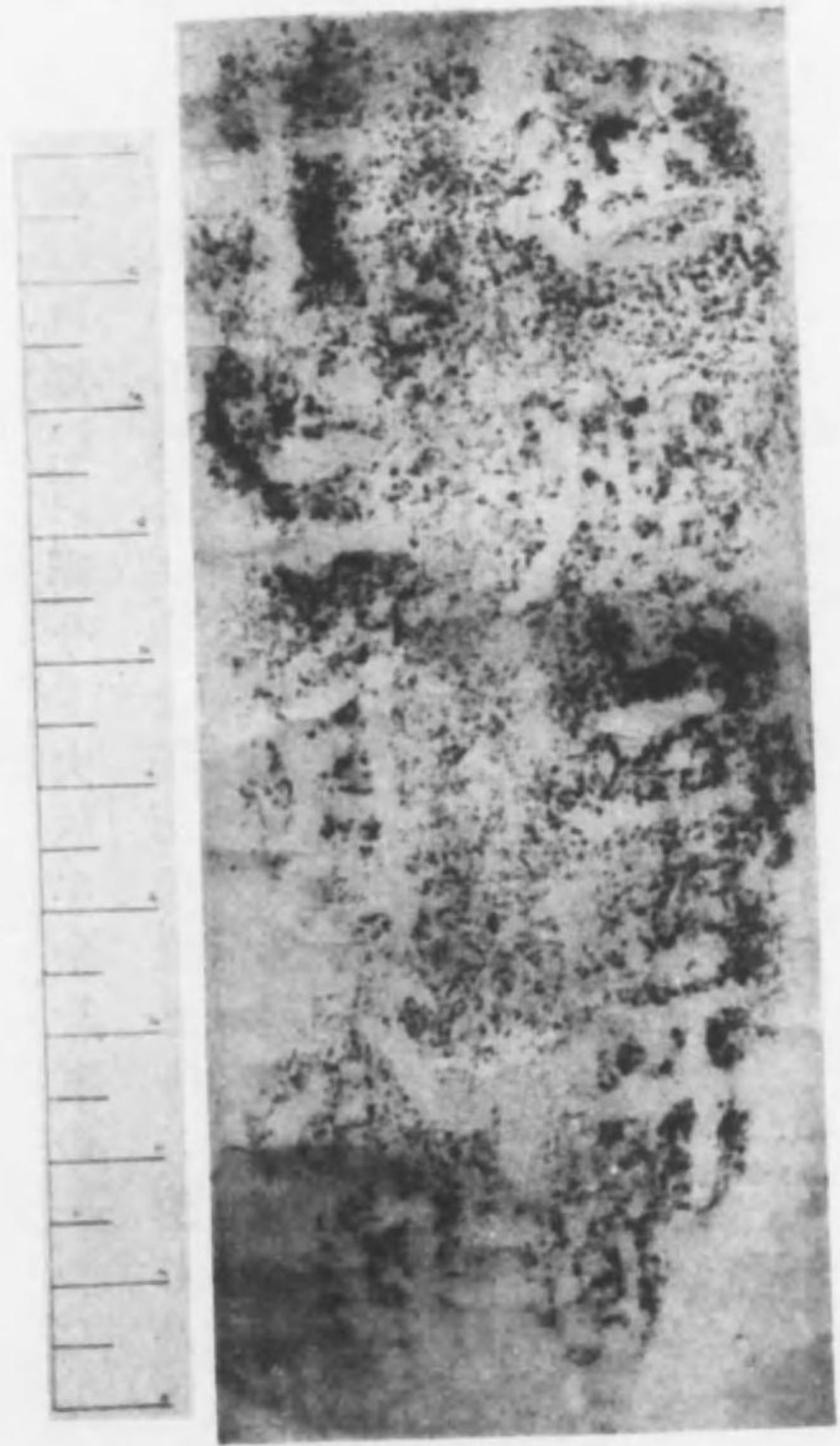
願主沙彌

□ □ 敬白

□ 願主

秦氏

敬白



碑 斷 宮 新 田 星 郡 内 河 北

七 星田新宮石塔

河内志に、交野郡星田村の八幡祠の前、影向松の傍らに石塔あり、延慶二年(一九六九)と刻す。川内撫古小識に、星田村新宮祠斷碑、延慶二年と見ゆ。新宮の丘(新宮とは八幡祠の異名)を探りしも、古松と共に今見當らず。予は幸ひに三浦蘭坂先生の手拓一張を藏せり、こゝに玻璃版に附す。文に云ふ、

延慶二年 酉巳

十二月八日

その物、寶篋印塔なりしか、五輪塔なりしかを知らず、排字のさまより見れば、恐らくは後者に屬すべし。文字存するところ、長さ一尺一寸、幅五寸。

八 廢今福寺供養碑



川邊郡今福寺供養碑
(中の一の部)

五十
攝津多田莊の内、波豆川(川邊郡)に八幡祠あり、その神宮寺を今福寺といふ、今皆廢絶せり。本堂址附近に、丘地を負ひて一大碑の半ば倒れかゝれるがあり。高さ地上に現はるところ、五尺ばかり、幅三尺に近く、
爲二親法界……………
嘉曆三年戊辰初……………
願主抄信(尼)……………
の文字のみ現はれ、以下深く埋没し、上部には梵文を刻せり。攝津志にも、この碑の事見ゆ。

九 傳和泉式部寶篋印塔

攝津池田町の西半里、豊能郡細河村(舊細郷莊)古江の無二庵に、和泉式部供養の爲造立せりと傳ふる寶篋印塔あり。高さ九輪とも七尺許、龕石長さ一尺餘、幅一尺九寸。その正面に

造立結縁人

藤原□□僧辨□

僧嚴海沙彌(佛)□

桑原依景同景□

沙彌□□僧(永)□

桑原景正爲

伴(永)□□(心)□□

橘□□(貞)□□□

左側中央蓮座の右側に、

貞和五_丑己五月三_日

と刻し、僧俗聯合の寄進なるを見る。この塔、初め同村片岡なる廢海光山等覺寺
(傳天平四年行基開創)の物なりしが、寺は壽永年間に兵火に罹りしを、降りて延寶
四年、大阪の井關長右衛門といひし人、無二庵の境内に形ばかりの觀音堂を再興
して、等覺寺傳來の木彫正觀音を安置し、塔をその堂側に移せしなりとぞ。井關
家は今も村内の舊家なりといへば、長右衛門は郷土の爲この舉を遂げしものな
るべきか。無二庵は池田大廣寺末にして、同寺三世南峰和尚の時の開創に係る。
和泉式部の事、何等の徵證なし。この塔の考證、荒木無聲君の文あり、池田の明治
新聞(大正二年三、四月)に掲げられき。

一〇 徳林寺寶篋印塔

川邊郡東谷村黒川の徳林寺本堂左手に、小寶篋印塔あり、

爲父母之 願主直家造立敬白

文和四年十月廿日

と刻せるを、攝津志及び貞幹の分國訪古録には、共に誤りてまことしやかに、

文和十一年十月廿日

特爲父母冥福孝子直家建

と記せるは無責任なり。予の手拓に
よりて、寺主は始めて寺内にこの古塔
あるを知れりと語れるは、浮世ばなれ
の山寺らしくて尊し。無きものを捏
造してまでも、寺名を賣りたがるとは
雲泥なり。



川邊郡徳林寺寶篋印塔

この孝子直家とあるは、何人とも知れざれど、當村の舊家本射氏の先代直三とい
ひし人、生前に己が祖先の石塔を尋ねたしとて、種々苦心せりきといへば、或は本
射氏(家號を頼屋といふ)の祖先ならんかとも云へり。「爲父母」とあるべきを「爲父

母之_レ之_レの字を附け加へたり。この地は文和元年より赤松範資に代りて、佐々木秀詮領主たりき。

寺に享保十三年鑄造の鐘あり、壽福山徳林寺、文和年中開闢之地………恨巨鐘破滅、募緣十方、再鑄、洪鐘一口、云々の刻文あり、即ちこの印塔は草創時代のものにして、兼ねて文和の古鐘を有せしこと、亦概見せらるべし。然るに攝津志には當寺に嘉暦二年の四天王像、及び康永三年の古文書を藏すとあり、文和開創の説、疑ふべきに似たり。

一一 男里五輪塔

泉南郡樽井村男里（男里）の共同墓地内西手に在り、

正平廿四年（西十月十三日）

爲法界衆生願主□圓

分國訪古録に「男里村石塔、正平廿六年建、道音墓」とあり。然れども正平には廿六

年なく、道音の墓といふもの、同郡箱作村に在りと聞けど、今は亡し、和泉志にも同じく正平廿六年と誤まり、その名稱を石塔家となせり。臺石の中央に、阿字を鑄す。石面長さ一尺六寸、幅二尺。

一二 廢立正寺寶篋印塔

攝津志にも、分國訪古録にもこの目あれど、立正寺（川邊郡東谷村國崎今廢して、寶篋印塔は同處慶昌寺といふ禪刹の南手の丘上に存せり。舊寺は廢絶したれど、塔は今も鞘屋おぼつかないに構へられて、里人の崇敬淺からず。臺石の一面に、

皆應安五年

壬子十一月廿二日

と刻せり。志録ともに、廿二日を誤りて、廿五日に作れり。慶昌寺の住職も、余の拓本を見て、始めてこの年紀を知るを得たりといへり。立正寺は、蓋しこの丘上に在りしなるべし。

一三 道教寺無縫塔

泉南郡麻生郷村大字半田の道教寺に、その先住道宣の無縫塔あり、

至徳三丙寅年

始皇帝氏釋道宣大和尚

十月十六日

泉南郡 道宣寺 無縫塔 刻す文字存すところ、長さ一尺、幅四寸五分。

道教寺の事は、その鐘の部に説けるが

ごとく、この地、原と秦氏の所領にして、

「秦を改めて今の半田に作りしより見るも、秦氏の子孫この村に蕃殖し、南北朝時代に道宣といふもの、道教寺主となり、その祖先を思うて「始皇帝氏」を名乗りしものと知らる（永祿の五輪塔参看）。北河内郡の秦氏は、その裔舊讃良郡秦村に在り、



一四 寶國寺和田家供養碑

村内に秦河勝墓といふものゝ存せる上、同郡野崎村慈眼寺にも前項秦氏の供養塔といふがあり、又攝津舊豊島郡秦村（今畑村）にも秦氏に由緒ありげなり、尊鉢塚あり、かたゞ秦氏の一族が攝河泉の三州に蔓衍せしさまを想ふべし。さてこの塔形即ち無縫塔は、僧侶の墓石にして、その形状によりて一に卵塔とも稱し、故平子鐸嶺君の説に、我邦に在りては殆ど徳川以降に建てられたるものゝみといひ（支那にては唐代よりあり）、八木英三郎君も、墳墓制の第九期即ち卒塔婆時代の末期（徳川以降現今に至る角塔）に次ぐに數へ、足利の末より徳川の初世に屬するものとせり。然るにこの無縫塔は、遠く南北朝時代に屬し、この種塔婆中の最も古きものと見るべし。南北朝時代に於ける和泉の金石文、予が實見せる限りを以てして、いづれも南朝の年號を用ゐたるに引きかへ、この塔ひとり北朝至徳三年（元中三年）二〇四六の紀年あるは、異例に屬せり。

和泉の大津より東に當る、府中の寶國寺に、和田和泉守建立の碑あり。和泉志に見ゆ。和泉守重次は、應永中當國々守として名あり、碑は和泉守が一族供養の爲に建てしものにして、總體に磨滅甚だしく、中央、南無阿彌陀佛、左右の肩に日月を現はすと大書し、右脇に「應永十六年己丑四月十五日」、左下方に「和泉守和田重次」の文字あり。高さ四尺に餘り、幅一尺八寸の板碑式なり、全體三片の斷石となり、墓地の片隅に轉がり居りしを、和泉守の後裔なる同村の和田醫師と共に、予はこれを接ぎ合せて拓本にせり。村外に廢和泉寺の址あり、古瓦片を出だす。

一五 觀音寺寶篋印塔

攝津志に、川邊郡西谷村大原野觀音寺印塔の事見ゆ。磨滅最も甚しけれど、

應永三十一年

三月二日敬白

の文字だけは拓本によりて讀まる、寺は今半ば廢せり。

一六 勝尾寺寶篋印塔

西國三十三所第二十三番の札所なる三島郡勝尾寺の山内、如法堂の西手の、寺傳源頼朝公石塔の傍に梶原景季の塔といふものあり、元祿版の縁起には、塔中火自から發して、今僅に基石を存すどあり。同書に、如法堂の西に、法華三千部の石塔ありと見ゆるを、今寺傳には、梶原景季の塔なりと傳へたれど、梶原云々とは何等の交渉もなく、講中二十八人の寄附にて、法華經三千部を納めたるなり、この塔、攝津志には見えず。



三島郡勝尾寺寶篋印塔

妙法蓮華經三千部

(表)

奉造立供養之

一結衆廿八人

(左側)

永享三年辛亥

十二月十八日敬白

(右側)

大工藤原俊次

乃至法界衆生

(裏)

平等利益故也

一七 廢勝福寺寶篋印塔

川邊郡西谷村波豆川の勝福寺は今廢し攝津志所載の印塔だけ今尙丘上竹林の裡に存せり、臺石の左右に、

永享七卯三月日

一結衆等敬白

と刻せり。字體存するところ、長さ七寸、幅各二寸三分。

一八 戰國諸將の墓 (一)

真觀寺畠山滿家墓

廢正覺寺畠山政長墓

中河内郡舊澁川郡龍華村龜井の真觀禪寺に、足利家の管領、畠山尾張守滿家入道道端の墓(十三塔)あり。同郡加美村大字正覺寺の内ダントウといふ處に、同じく管領畠山尾張守政長の五輪塔あり。

滿家は應永の堺役に、大内左京大夫義弘を斬り、將軍義滿これを紀伊に封せり。義弘は明徳三年(二〇五)紀泉二州に封せられ、今の堺市發展の基を開きしなり。さて畠山滿家の父管領基國入道徳元の兄法名德基は、洛東南禪寺金地院の開祖にして大業禪師といふ(應永二十一年寂)滿家は法名真觀寺、伯父大業禪師の名の下に真觀寺を創めたり。滿家初め將軍義持の薨後、將軍の第三弟青蓮院僧正義

圓を擁立す、還俗將軍義教これなり、又義教の命を以て後花園院天皇を迎へ立て威權赫々たり。永享五年九月十九日(二〇九三)卒し、眞觀寺に葬る、法號を直源道端大居士といふ。寺内の十三重塔は層頂少しく缺損して、文字亦磨滅せり。同寺は室町時代の古文書に富み、又裔孫畠山基玄(もとくは)母は片桐且元の女の墓あり。嘉吉の變、將軍義教の赤松滿祐に害せらるや、滿家の子左衛門督持國は、管領細川右京大夫持之と議して、義教の幼子義勝を立つ、持國子なし、末弟持富の子彌三郎政長を養うて嫡嗣となし、尾張守に任ず、程なく三郎義就生る、右衛門佐、持國これを愛して政長を廢せんことす、家老游佐河内守、持國の意を承けて義就を輔け、同じく家老神保徳右衛門は、游佐の勢力を嫉みて政長を立てんとす、政長は山名持豊細川勝元に結託し、遂に家督を得たりしが、是より畠山は二黨に分れ、河内を争ふに至れり。寛正元年、將軍義政の命により、政長は義就の若江城を陥る、勝元は又自から將として政長を助け、義就の據れる岳山、金胎寺の二城を攻め、義就は高野山に脱走し、後山名持豊の力により、義政の赦しを得て、熊野より河内に入り、若江城を恢復して河内を一統し、入京恩を謝す、右衛門佐の拜領二つ、御所の盃と山

名の足の落首あり、勝元、政長一味の所爲なるべしとて、その確執ますく、解けず、應仁の大亂は、一つはこの兩畠山の確執その原因をなせしこと、今更これを説かず、政長は一旦管領職を同族義統に譲りしが、文明一統以來、義就を始め、山名細川相繼で死し、政長獨り時めきて、位は從三位に歴陞り、再び管領となりしかば、義就の子彈正少弼義豊は、桃井、京極、山名、一色の諸將を語らひて、畠山城に在陣す。明應二年四月、將軍義材(後義植)は政長に心を寄せ、正覺寺の城に出で、政長をして義豊を討たしむ。義就は細川勝元の子政元の、政長と權を争ふを知り、政元に勸めて兵を合し、正覺寺へ還寄せす、畠山の兵號して四萬餘騎、味方は漸くに二千餘人、爰を先途と防ぎしものから、夜に乗じて將軍を大和筒井城に落とし、天明を待ちて主従自殺の覺悟を極めしが、政長は今はの際に、平某を召して、今年十三歳の御兒九尙慶(後尙順入道卜山)を托して、興復の計を爲さしむ、某は最後の御供とて、一族平三郎左衛門をして代らしむ、三郎左衛門も是非最後の御供を望みしに、政長屹と容を改め、死を一時に定むるは却て易し、若君を落し、御代に付け申さんは大事なるべしと言ひ放つ、三郎左衛門泣くく立上り、此程公方様滯陣の御慰み

に参りて、舞ひ歌ひなどしける桂の遊女共の装束を取りて、若君を遊女に扮り、女共の中に混りて、己れは男衆の風情になり、装束などを包みに入れ、高山重代の粟田口則國の長刀を竹筒に藏め、眞顔になりて、譽田勢の前を通り、首尾よく奈良街道を大和に落延びたり。明應二年四月九日(一説廿三日)の夜に入りて、政長今は心安しと、葉室權大納言藤原光忠卿はじめ、籠城の將士と最後の盃して、並み居て腹を切る、政長は藤四郎の刀にて三度引きたれど、曾て切れざりしかば、投げやるはづみに、傍なる藥研やけんに中りて、表裏を二重通したりとて、この刀を藥研藤四郎と呼びなせり。さては重代の刀にて、主を惜むと見たり、いかゞせばやと打案ずる程に、丹下たにげ備後守は冠落しの信國の刀を抜き放ち、先づ己が腿を二突き突き通し、刃味よろしとたてまつる、政長にツこ打笑みつゝ、道手に取直し、見事に腹十文字に掻き破り、これを光忠卿に上つる、次第に腹を切るもの二百餘人、一人も残らず自害して、城に火をこそかけたりけれ(高山記)。この悲壯の一齣は、今や正覺寺の村の東外れなる、ダントウの墓地に残れる五輪塔(高さ三尺)の外、これを知るもの絶わて無く、今も毎年四月九日には、村内有志の催しにて、回向の意を表する

習はしありと聞けど、毀けられたる政長の塔、只一つ立てるのみ、それさへ文字は磨滅して、同時に切腹せし籠城將士の形見とも見らるゝ無數の塔、婆算を亂して、併れ合ひ、當年城濠の迹とも見ゆる(正覺廢寺)瀧川の流れに、纔に嗚咽の響きを傳ふるのみ。室町將軍家の管領として、時めきし英雄最後の遺蹟は、現狀實に此くの如し。越えて同八年の同じ月、義豊は正覺寺にて空しく戦死を遂げたりといへば、義豊の塔も、或はこの草蒸せるあたりに散亂せるにやあらん。

この墓地には、今一基、最も注意すべき五輪塔の存在せるありしを疑はず、故乃木大將希典伯の第五旅團長たりし日、その祖先佐々木源次左衛門清高が、正覺寺の陣中に殉死せし昔を思ひ、追遠の至情に、篤き大將は、特に書を郡役所に寄せ、正覺寺の墓地探査の事を託せられしに、墓石并びに記録を見當らざるよし、回答せりといへり。乃木家系譜に據るに、佐々木清高は、近江源氏の嫡流にして、佐々木四郎高綱の子、次郎左衛門尉光綱の出雲國野木村(乃木)に在りしより、始めて乃木姓を用ゐしが、源氏の始祖雅信九代の孫に當り、その後十五世を経て、清高に至れるなり、高山尾張守政長に従ひ、明應二年四月、河内正覺寺城に於て、打死の趣、明らか

に家譜に載せたり。今やダントウ墓地の荒廢此くの如し、如何にもして、その草を去り、その土を掘り、埋没したる幾多の塔婆を清めて、その文字を検し、その考證を嚴にしたらんには、大將祖先の塔も、或ひは世に顯はれんも知れず、而も事ここに出でず、大將をして空しくその追遠の志を遂げしめざりき、これを思ひ、彼を想へば、ダントウ墓地の清掃は、決して一日も忽がせにすべきにあらず、記して以て郷人士の志あるものに告ぐ。

予、今夏ダントウなる高山政長の五輪塔を展して、墓地荒廢の現狀に驚き、夏草いやが上に生ひ茂れるあたり、せめては一鎌入れて清掃せよかしと、それとはなく、里人にほのめかし置きつ、政長の塔下に四邊の腕白ごもが足蹴にせんばかり、横さまに打倒されたる、一基の小五輪塔をオモチヤに嬉戲せるさまを見て、胸つぶれしが、傾く夕日影にすかし見れば、刻字の迹半ば讀まるゝに似たるを殘惜しげに、日の暮るゝまゝに歸路に就き、數日を経て拓本ものせんごて更にこの墓地に抵りしに、おもひきや墓地は見かはすばかり掃ひ清められて、政長の塔を中心に、いづこより現はれけん、左右に、尙二基の五輪塔、いづれも缺損

せり、を列ね、件の打倒されたる小五輪をも取つくるひ□□政長墓といふ墓しるべの石さへ發見して建て添へられありき、余が老婆心、幸ひに里人の顧みるどころとなり、政長以下二三將士の塔婆、今更に世に現はれしは、その甲斐ありけり。この小五輪塔は、慶長年中廢正覺寺址に建てられたる、東之坊祐智阿闍梨の墓なりしことは後章に詳かなり。

ダントウ墓地の保存に就ては、同村の豪農中谷元造君、年來意を用ゐるところありしよしなるが、予の探討考證するに及びて、更にその忽諸に附すべからざるを思ひ、新たに地域を整理して、石門をさへ取設け、往々一碑を建て、その由來を後代に傳へんとするに意あり、爾來村民の香花を捧ぐるもの、概ね虚日なしと聞けり。

因みに記す、この役、河内國住人三松秀俊(河内五郎)同貞俊(河内又太郎)又勘解由左衛門(父子)同國恩地兵衛次郎、同四郎三郎、丹比五郎、同六郎と共に細川虎犬丸に屬して正覺寺陣に加はり、將軍義材より威狀を賜はりしこと、詳かに栗原信充の手稿本、百濟王氏三松系圖に見ゆ、秀俊は百濟王氏の嫡流にして、船首王後と同じく、

その系遠く百濟王始祖都慕王高温祚に出で、延暦朝の名臣、陸奥守兼鎮守將軍俊哲第十九世の孫に當り、その裔孫三松俊雄君は、現に枚方町長たり、事のついでに記し添へつ。

予は宗祇法師筆と傳ふる連歌卷(結葉綴)を藏す、中に左の發句二首あり、正覺寺の風光
今もさながらなるを覺ゆるまゝ、こゝに附載す

河内國正覺寺許にて

青柳の葛城遠し朝霞み

おなじ所の會に

水霞み春草匂ふ堤かな(下草第十)

戰國諸將の墓 (二)

大廣寺池田筑後守墓

顯本寺三好海雲墓

善長寺三好宗三墓

久米田寺三好實休墓

靈松寺三好義興墓

普門寺細川晴元墓

管領細川政元は、病魔退散の爲に好んで異法を修し、婦女を近づけず、子なかりければ、公家武家の斡旋にて九條攝政太政大臣政基公の末子を養子とし、將軍義澄の一字を冒して、源九郎澄之と名乗らせぬ、然るに細川一家の人々は、本國阿波の同苗贛岐守之勝の子を、政元の養子に見立て、同じく將軍の偏諱を賜ひて六郎澄元と名乗れり、澄元は三好筑前守之長等を後見として上洛す、細川の被官攝津守護代藥師寺三郎左衛門一元等は、三好の權力を嫉み、九郎澄之に管領職を襲がしめんとて、政元を戕ひ、遂に澄元を攻む、澄元の軍利あらず、之長等は澄元を奉じて近江に奔る、藥師寺等は澄之を奉じて管領と仰ぎしに、程なく澄元の軍逆寄せ來りて、澄之は自殺し、澄元代りて管領となりしが、之長等の專横に不滿の輩多く、細川民部少輔政春の子、武藏守高國を奉じて、禱に正覺寺より大和に逃れ、間もなく周防の大内義興に寄りし將軍義材を迎へて事を起さんとす、澄元等亦近江に奔り、將軍義澄も同國朽木に退けり、義材は堺に着して、義尹と改名、後に義植す、大内

義興等これに従ひ、故畠山政長の一子尙慶亦馳せ參じ、威容堂々として京畿自を聳つ、攝津池田の城主池田筑後守は、獨り澄元に黨し、善く防ぎ戦ひしかど、一族池田遠江守、欸を敵軍に通せしかば、籠城の將士、今は是迄なりと悉く自殺す、時に永正五年五月十日(二一六八)。池田の大廣寺に一基の五輪塔あり、文字半ば磨滅して讀み易からず、攝津志には、同寺に文明十四年池田筑後守光政の墓ありと見ゆれど、この塔はそれとも見えず、又永正紀年のものとも思はれず、今はたゞ疑ひを存じ置く。

筑後守の子三郎五郎は、父の遺志を繼ぎ、永正十六年十月、細川高國の手に屬する攝津の川原林(今瓦林と書く)城主川原林對馬守正頼、奥河邊鹽川孫太郎等の軍を逆打したる功により、澄元は豊島郡を三郎五郎に與へ、彈正忠となせり。その墓同じく大廣寺に在りしなるべけれど、今これを存せず。

時に澄元は阿波に在り、四國の兵を募り、播州の赤松家これに加はり、その軍すでに兵庫に着す、池田三郎五郎の戦は、即ちその先陣としてなりけり、川原林正頼は廣田莊越水城に據りてこれを防ぐ、澄元は進んで神呪寺かんのを附近に在り、三好筑前守

長輝入道希雲(之長)以下、西宮一帶に陣地を布けり、高國自から將としてこれに向ひ、伊丹の城主伊丹兵庫助國扶等戦ひ最も力む、而も全軍遂に利あらず、長輝の長子元長(後に長基入道海雲又海運)は難波に陣して、尼崎一帶に在る高國の軍に對し、高國遂に京都に退陣せり、この役高國正月十日(永正十七年)を以て戦を始む、この日は今も十日戎と稱へて西宮の神事あり、然るに高國神慮を憚からず合戦を始めたまへば、神罰にて斯くは打負けたまふと、人皆沙汰しけりとなり、高國遂に近江に奔り、澄元は伊丹に移る。高國は頓て佐々木氏に頼り、京師を攻む、希雲防戦利あらず、澄元これを聞いて生瀬なませに免る、川原林正頼時に堺に在り、舟を飛ばしてこれを追ふ、澄元身を以て播磨に逃る、三好希雲は洛東百萬遍寺に於て自殺せり、將軍義植は近江より入洛し、澄元は程なく阿波に死し、高國の權勢肩を比ぶるものなし、已にして將軍義植、高國と好からず、淡路に下る、高國は先將軍義澄の遺子義晴を播州より迎へ立て、自から管領たり、義植は大永四年四月阿波に薨す、高國は從弟右馬頭尹賢の爲に、尼崎城を築かしめしに、家臣丹波の出身香西四郎左衛門附の人夫、右馬頭の人夫と事を以て相闘ふ、右馬頭は日頃香西の勢威に快か

らず、遂にこれを高國に讒し、香西遂に殺されしかば、その兄波多野備前守、丹波矢上城に據り、その甥池田彈正忠と相應じて、攝津大に亂る。三好神五郎政長(後越前守可竹齋入道宗三)等は、故澄元の餘黨を率ゐて、阿波より攻上りて堺に着し、攝津中島(今の天滿一帯)に陣す。香西の弟柳本彈正、亦丹波より攻上り山崎に陣す。政長山崎に至りて軍議を定め、桂川を隔て、高國の軍に對す。政長河を渡りて戦ふ。高國は將軍義晴を奉じて近江に入る。細川澄元の嫡子聰明丸晴元、阿波の若御所義維を奉じて堺に入り、元長を將として尼崎に向ひ、高國方の伊丹城を攻めしむ。已にして政長、元長と相好からず、これを晴元に讒す。高國は頓て伊勢に入り、國司北畠中將晴具に頼り、常桓(入道道永)と改名す。享祿二年、柳本彈正の伊丹を攻むるに當り、元長は伊丹を援けんせしかば、彈正は一旦枚方に奔りしを、晴元下知して早く伊丹を攻陥せしめしより、元長の怨望一方ならず、遂に阿波に歸れり。高國入道常桓、その間に乘じて晴元を攻む。晴元大に悔い、元長を召還せり。四年六月、元長大に高國等を天王寺に敗り、高國は尼崎に走り、紺屋(その址大覺寺町に在りき)の藍甕の中に匿れしを捕へられ、大物の廣徳寺にて自殺す。時に享祿四年六

月八日(二一九一)なり、享年四十八。此役、人馬の遺骸山を築けり、その跡今も馬塚、糠塚など呼ばるとなり。高國の墓もこの寺中に在りしなるべし、今皆存せず。

元長は河内の畠山上總介義宣等と結託し、堺の南莊に籠城し、晴元への申し開きとして入道海雲と號す。晴元の意なほ釋けず、政長等をしてこれを圍ましめ、又自から山科の本願寺光教上人に結ぶ。光教乃ち大阪に下り、近畿の一向門徒三萬人を募る。時に天文元年五月なり。これより先、本願寺中興蓮如上人は、明應五年秋(東成郡生玉の庄内大阪といふ在所)今の大阪城の高地を相して、一字の坊舎を建立し、石山本願寺と稱せり、これを大阪の名の初見とす。三十七年後のことし天文元年、その僧兵はこゝに崛起せるなり。

海雲は南莊(堺)の城を開いて、顯本寺に入り、圍みいよく急なるを見て、腹十文字に切り、腸を抉り出し、本堂の天井に擲ちければ、その跡今に残れり。三好山城守一秀以下これに殉す。時に享祿五年(天文元)六月二十日(二一九二)なり、海雲の子千熊丸長慶は阿波に逃る。

海雲の墓は即ち顯本寺に在り、高さ二尺ばかりの五輪塔なり。

(表) 歸本海雲善室大居士

(裏) 天文二癸巳六月廿日

知るべし、海雲の一周忌辰に、供養の爲建立されたるを、位牌には、

(表) 歸本 海雲大居士位

(裏) 俗名三好筑前守元長 和泉國合戰不得勝利於當寺

過去帳には、釋南宗寺殿、後被贈正二位右大將云々（裏）あり、長慶は堺船松（おまつ）の附近に小庵を結びし普通國師大林和尚を敬仰し、弘治二年、地を宿院の南に移して國師を請じ、海雲の功德場として、今の龍興山南宗寺を草創せり（海雲二十五年忌、同時に長慶は又顯本寺に於て海雲の爲に遠忌を修し、千部經、千僧供養を行へり。三好記「三好別記」も顯本寺を堅法寺に作れるは、古くケンボウ寺と訓ませたるなるべし。

海雲父子が堺を根據地として、本國阿波との間に連絡を取りしさまは、全堺詳志に引くところの禪樂寺大心の海船政所記に詳かなり。曰く永正元年（二一六四）二月十八日、三好長輝、一大宅を泉州海船の濱に起さんと欲し、京都より堺浦に來

り、此の歲四月八日、土木の役を始む、その封疆東西三百六十步、南北これに倍す、中間に高く樓を構へ、以て遙方の眺望に備へ、且非常成衛に備へたり、樓中に鐘鼓陳貝等の兵器を貯へ、恒に樓上より非常を窺ひ、親戚名士をして月を限りて輪直せしめ、軍用の設け一も缺ぐることなし、長輝は常に京に在りて自から政を執り、地の四國の運送に宜しきを以て、これを本館となし、攝の尼崎城、泉の新堀城、岸和田城、河の小山、古市の諸城を以て、諸將の居るところとさせり、その本館の役甚だ大にして、長輝はその落成を見る能はず、尋いでその子海雲齋長基（元長）の世に至り、輪奐全く成れり、大永元年辛（二一八一）三月、勅して政所の號を賜ふ（後柏原院天皇、蓋し禁中の政事堂に準擬せるなり、それより諸州侯伯、こゝに來りて朝宗の禮を申ぬ、長基没後、長慶、義興、義繼の三代、その儀を淪へずして、政事をこゝに聽けり）とあり。阿波の古鐘の多くが和泉に輸されしも、かゝる由緒に據るなるべく（鐘の部参照すべし、當年三好氏の勢力、亦以て想見すべきなり。

已にして晴元、本願寺と相好からず、門徒等は攝河泉及び大和の一揆を語らひ、天文元年八月來りて、堺を攻む、近江の六角定頼は晴元の舅なりければ、山科本願寺

へ押寄せける程に、門徒の宗敵たる京の法華衆は、力を合せて山科を攻め落せしが、堺は遂に一揆の爲に攻め立てられ、晴元は一旦淡路に奔りしが、頓て一揆は鎮まり、晴元は還りて池田城に入り、同年五月五日より大阪石山城を攻め、備和の後京師に入り、足利將軍義晴を江州朽木より迎へて、自から管領となれり。時に故高國の養子氏綱等は、故畠山植長の弟政國を擁立し、兵を攝津河内に起し、大阪の一向僧と力を合せて北向せんとす。晴元は三好政長等を將としてこれを拒かしむ。政長の兵利あらず、乃ち故海雲の子長慶を召す。長慶時に十九歳をさく、勇名あり、父の故を以て容易に命に應せざりしが、弟之虎の言を納れて兵庫に至り、越水城に入る。政長これを迎へ、兵を合して氏綱、政國を撃つ。政長又長慶を晴元に讒す、長慶これを怨み、十八年政長を攝北一庫城（この城もと豊川伯耆守の本據たり）に攻む。政長援兵を晴元に乞ひ、晴元進んで野江の榎並城（宗三の子右衛門大夫勝政これを守る）に入る。六月長慶、弟十河民部大輔一存と共に榎並を抜く。政長乃ち三千騎を率ゐて江口に陣す、長慶も三千餘騎を以て三番堤を筋違に、江口の東木戸に押寄せたり、城中糧食盡き、士卒の打死一千三百餘人、政長入道宗三

は川を泳ぎて逃れんとせしに、河内衆の足輕勢の中にて打取られ、自滅の最期を遂げたり、晴元は江州坂本に奔る。



界 又その香爐は後に千利休に傳はれりといふ。その子因幡守政勝は、父宗三の爲に菩提所として、天文十八年六月、堺（神明町東二丁）に一寺を建立し、智恩院末として善長寺（政勝の法名善長に取る）と名づけ、後粟生（あはま）光明寺の顯空上人を請じて住持となせり。宗三の

天文十八己酉年

一 峯宗三居士

六月廿四日

第二章 墓碑塔

五輪塔の題字長さ一尺、幅六寸。政勝は削髮して爲三と稱し、後織田信長公に降り、復た徳川家康公に仕へ、寛永八年を以て歿し、善長寺殿前因州賢通爲三大居士の五輪塔を同寺に留めたり。

三好豊前守義賢入道實休は、三好筑前守元長(長基)入道海雲の第二子なり、天文十三年始めて京師に入り、後勢威を擅まゝにし、同二十一年削髮して實休と號し、物外軒といふ、時に年二十七。その頃河内高屋の城主畠山次郎高政(後紀伊守)は足利將軍の旨に悖り、紀州に潜匿せしが、幕府は實休に當らしめんが爲、高政の罪を赦せり、永祿五年、高政兵一萬五千を率ゐて、來りて岸和田城を攻む、時に實休の弟十河十左衛門尉存保、岸和田に據る、實休は手兵八千を督して、久米田に陣す、三月、原長房一隊を率ゐ、根來の僧兵と戦ひてこれを敗る、時に實休中軍に在り、胡床に倚る、偶ま流彈に中りて斃れ、一軍ことごとく潰ゆ。

實休も、茶事を武野紹鷗に受け、實休徳肩衝といふは、その道に名高き茶入なりしといふ。その妙國寺に寄附せし空蟬くわんせみの茶杓と、北野茄子の茶入とは、元和兵火の後、同寺再建費として、甲は白銀三千枚、乙は銀四十五貫目に換へられしとぞ。

根來の僧兵を率ゐし僧左京の墓は、實休の墓の南手に在り、實休に中りしは左京の彈なりとて、實休の家の子某、奮進敵に赴き、左京の首級を獲て還り、實休の墓に奠せりと言ひ傳ふ。

久米田なる前左大臣橘朝臣諸兄公墓は、この役、實休この丘地に因りて固めをなせしが、その靈廟は爲に焼拂はれたりしといふ。

和泉額原わづみぬかひらなる實休の墓はその實、墓にはあらで、二尺にも満たぬ短かき棹石に「實休戰歿遺蹟」と刻したるを建てたるなり。今泉南郡八木村大字小松里こまつりなる、岩田豊松方の屋敷地西南の一角を除けて、二坪ばかりの墓域を占む。

小徑を隔て、その南手なる山出辰次郎方の勝手口、ヌレヌレに相對して建てるが、即ち根來左京の墓なり。こは三尺ばかりの棹石にて、石面いたく毀されてあり、敵味方兩者の墓石が建ち列べるさま、大小のしなこそ變れ、恰かも河内若江に於ける木村長門守重成、山口伊豆守重政の兩墓碑の双立せると同じさまなり。額原ぬかひらの名は、里人單に「額」と省きて呼びならひ、積川神社一の鳥居に名高き額面あるに起る、今小松里の内の小字となれり。

實休の墓に就き、中盛彬の遺稿本（加）李素免草紙（泉南史料）に曰く、荒木村源太夫は攝州伊丹の城主攝津守荒木村重没落の時、めものとなる女、幼主を抱きて此わたり（のしるべをたのみ）……荒地を開き、終に一村を建立して荒木村と呼べり（岸和田の東）……近年この家漸くおそろへ侍りて、家をこぼちたる時、四角につくりたる柱石一つありしを、其村の百姓もらひて井戸の脇に持行き、つるべ石てふものに据わたりしが、目を歴て水にさらされて、文字こそあらはれたれ、いかにご見れば、

永祿五年

實休禪定門

三月五日

ごあり、その頃までは此村龜田三郎兵衛てふ御代官の支配なりしが、其手代源太夫此事を聞き、やがて乞得て、久米田寺多聞院へ送り、龜田ごのは三好が一族の末に侍れば、此事を聞侍れば、參詣し侍らんとてかへりしとなり、そのあけての年ゆくりなく退役せられし、余草紙の著者も去年見侍り、是こそ實休塚のふる石碑に

こそ。

又曰く、額原村のすこし東に、實休が塚侍り、いつの頃にか石碑なくなりし後は、雨ふり風さわぎて、ものすこき夜は、必ず此塚より火出で……此村の小兒又こそとて、にげ入り、おそれあへりしこと、年久しかりしが、先おごし阿波の國人、小き碑を持來りていふ、やつがれは實休が末裔の者に侍るが、此ほど實休夜々來りて、わが久米田の塚しるしなし、早く建てよといふとおもふ夢を見侍るゆゑ、わざわざのぼり侍るとて、此碑をたて、佛事いとなみて歸りしが、その後はこの火絶わていですなり侍りぬと、多聞院隱居亮雅和尚かたられき云々。和泉志にも、三好實休墓、額原村に在りごあり。久米田寺には、今その墓を存せず。

加李素免草紙に據れば、實休の墓は初め荒木村に在り（額原村に在りしもの）、轉せしか、後久米田寺の多聞院に建てられしが、原物にして、後に額原村に建てしものは、後年阿波人の造りしものなり。

又泉州記（泉州史料六）に左の記事あり。

三好筑前守實休の石塔、北額（小松里村）にあり、根來法師紀伊軍兵塚、俗に供塚（ともつか）と稱し、同

所にあり、菩薩の井(同地)天神社に行基井戸ありは、三好實休が家來、敵を討取り、主君に手向けし處、則ち合戦地なり。

三好は元來四國の主なり、然る處、實休細川謹岐守を撃たし、謹岐を無下に殺害して、阿波より當國に住居せし時、紀伊國高山紀伊守は、熊野根來法師を誘らへ、當山に押寄せ三好勢と合戦す、此時紀伊勢は松村領檜木山に陣を構へ、實休を攻む、三好勢打負け、實休は翌謹岐を殺害せし月日に、敵の矢先にかかり戦死す、誠因果と云ふべし、實休が弟三好筑前守義賢、殘黨を率ゐ、岡山御堂に驅込む、紀伊勢火を御堂にかけ焼打にす、三好の殘黨、本國阿波に落行き、本城を守り居ると聞き、紀伊勢又彼地に押寄せしが、三好のために残らず討取られしと云ふ、而して敵の首を泉州に持來り、主人實休の石塔前に埋む、是れ則ち供塚なり。

これに據れば、和泉志に所謂根來左京の墓といへるものは、或はこの供塚の事なるやも知れず。

堺の妙國寺は、實休の弟義長が、永祿五年、兄實休の堺の別墅を寄附して、菩提の爲寺觀となせしものなり、開基日珙上人は、堺の豪商油屋伊達常言の子にして、實休厚くこれに歸依せり、同寺に名高き蘇鐵の樹も實休の遺愛なりといふ。寺寶に

實休寄附の青磁小豆形花瓶あり、實休歿後松永久秀の有となりしが、久秀戦死に臨み、あたら名器の敵手に歸するを嫉み、打壞さんとせし跡を存す。これより先、永祿三年十二月、十河民部大輔一存は瘡を患ひ、有馬温泉湯治の途に死去せり、温泉の神は葦毛の駒を御咎めあるよし、三好家の家老松永彈正少弼久秀諫止せしも肯かず、葦毛の馬に跨りて登山の途ゆくりなく落馬して命を殞せりと傳ふ。永祿四年正月、三好修理大夫長慶は、嫡子筑前守慶興を伴ひて上洛し、將軍義輝に謁す、義輝は慶興にその偏諱を賜ひ、義興と改め、父子御相伴衆に列し、桐の紋を賜ふ、同三月廿九日、義輝は三好館に御成あり、細川晴元と和親の計らひありければ、(これより先永祿元年長慶は晴元を芥川城に囚ふ)、同五月六日長慶は晴元を攝津富田庄普門寺に迎へ、富田庄を知行所に充てたり。同六年三月朔、晴元入道一清は、行年四十五歳を以て病歿す、法號を龍昇院殿心月一清庵主と稱す。

舊島上郡富田村の普門禪寺(今半ば廢す)に寶篋印塔あり、臺石高さ約一尺、幅一尺六寸、中央の刻文は讀み難く、左右に永祿四年仲秋□□と刻せり。蓋し追善の塔なるべし。中央磨滅したる刻文は、或はこの法號などにやあらん。この塔の事、

攝津志に見ゆ。

この年(永祿六年)八月廿五日、長慶の嫡子筑前守義興は、芥川城に於て黄疽に罹りて歿せり、或は傳ふ、近侍の者毒殺せるなりと。舊島上郡眞上村靈松寺に、その五輪塔(瑞應院前筑州太守光岳璉公大禪定門)あり、今存せず。芥川城は三好希雲の第三子孫二郎長則、永正中の居城にして、その子孫十郎これに據りしが、天文二十二年八月、長慶これを逐うて、孫次郎慶興(義興)をして守らしめしなり。

戰國諸將の墓(三)

善源寺鹽川家墓

法園寺佐々成政墓

千原玉井源秀墓

大門寺木村常陸介墓

千原川上家墓

大廣寺池田家墓

攝津志に見ゆる、川邊郡東谷村篠部善源寺の天正元年十月四日の古碑といふもの、正しく今に存じ、同寺後山の墓地に立てる小五輪塔に、心月妙傳大姉天正元四年十月四日と刻せり。この寺は多田源氏の建立にして、(六孫王經基公三回忌追善の爲にて公の法名善源より取る)一旦大阪城北(今東成郡都島村)に移されしが、九世長舜和尚の時(領主鹽川伯耆守國滿)更に舊地に復せられたり、寺に北攝の豪族鹽川家の史料を藏す、心月妙傳大姉と聞はしは、伯耆守家の夫人なり。その右に大五輪塔あり、天岑祥光大居士、天正四年十二月十四日と刻し、中興伯耆守の塔たること寺記に見ゆ、攝津志の遺漏を補ふべきものあり。附近大昌寺にも、伯耆守家の墓あれど、年紀の微すべきものを見ず。從四位下侍從佐々陸奥守成政の大五輪塔は、尼ヶ崎町法園寺の本堂坤隅の塀際に在り、高さ一丈に近く、臺石の正面に、成政寺庭月洞開大居士と刻したるらしけれど、文字半ば漫滅せり。

成政は肥後に封せられ、土寇の起るに會して豊太閤の譴責を蒙り、天正十六年(二

二四八)正月、安國寺惠瓊と共に尼ヶ崎に來り、惠瓊に依りて哀を乞ふ、聽かれずして拘禁せられ、頓て死を賜ひ、閏五月十四日自殺して國除せらる、享年五十一(一説五十三)。肥後にては明治三十六年陰曆閏五月十四日、その三百十五年祭を菊池郡城北村なる記念碑前に執行し、苗裔佐々豐登君以下これに參列せりといふ(考古界^三の佐々豐水君の文に據る)、記念碑には明治十七年三月、福羽美靜翁の撰文を刻せり。

泉北郡上條村千原の四十九山(村外れの一培壠)に、玉井壹岐守行家入道源秀の墓ありと「和泉志」に見ゆれど、今その半ば壞はされたる片石を存するのみにて、天正十六年五月十四日(二二四八)の歿年を刻したりといへる臺石を亡へり。壹岐守は千原城主にして、本地二百七十町を領し、又曾禰の城を築き、細川氏綱を輔けて功あり(氏綱これより先、攝津舊住吉郡喜連城に據り、壹岐守これを輔く)。行家の家老川上右衛門尉義重入道宗西は阿波の三好郡篠原家の士にして、來りて玉井家に仕へ、舊大島郡綾井城主にして和泉半國の觸頭たりし、沼日向守(一に越後守)入道如萍齋任世の女を娶り、威名あり。予はその十八世の孫川上愼七郎君を訪ひ

遺事を聞くこと詳かなり。義重の墓は小五輪塔にして、四十九山の石籠中に藏せられ、

慶長六年

心月宗西禪定門

十一月八日

と刻せり、壹岐守の法名は寂照院殿蘭香源秀大居士と呼べりといふ。川上家は泉州十八郷士の一人にして、その宅の附近は、廢善福寺址なり、同寺の古鐘(建治四年(弘安元年)傳へて大和橋寺に在り)。

玉井行家源秀法師は、沼任世、根來左京等と共に、織豊時代に於ける和泉三十六士中の巨擘にして、その事歴は「和泉國三十六士傳」及「在役士傳(泉州史料)」の中に見たり。これに據るに、その食地は森村千原村に亘り、その歿日を天正十六年六月十六日となせり、墓は川上家の庭に在り、弟川上新十郎は徳川幕府に仕へ、祿二百四十石を食めり。川上家の庭といふもの、蓋し今の四十九山の地なるべし、天保二年、本居大平門人にして堺の與力たりし上條作之右衛門(良材、柳居と號す)泉

州一圓の名家を調べしをり、この墓に就き一首の歌を手向けたり。

玉水はむすびてぞしるそのかみの

きよきことばのあればなりけり

玉井は源秀の邸地に在りし清泉なり、本朝麗藻に藤原爲時卿が玉井山莊に題せし詩あり、又江吏部集にも大江匡衡卿の題詩あり。
宗西入道のご同じく、千原の四十九山に二基の五輪塔あり。

慶長十一年

妙全禪尼

正月□日

慶長十二年

妙圓禪尼

六月十日

甲は入道の室沼間氏の墓なるべきか
豊能郡池田町の大廣寺に

慶長九甲辰年

備州太守一相乘實大禪門

三月十八日

慶長十乙巳年

俊嶽常賢禪定門

七月廿八日

右二基の小五輪塔あり。攝津志に見ゆる文明十四年、筑後守池田光政塔といふものらしきが尙一基、その傍らにあれど、字體すべて漫滅して識別すべからず、寺に又池田光重の喜捨文書を藏せりといふ、尙同寺鐘の部を參看すべし。

二〇九

向莊塔寶篋印塔

南河内郡磯長村舊向莊墓地の辻堂なる、石地藏の臺座に充用せられたる印塔の臺石に、

歸眞 道阿居士道□

長祿四年十月十日

とあり。長祿四年(十二月二十一日改元)は、寛正元年(一一二〇)なり、刻文ある臺石のみ遺されて、印塔の姿は見えず。乙は墓地内に在りて、

妙榮大師

寛正四年癸未六月十日

と刻す、「大師」は「大姉」の誤記なるべし、これも斷石なり。

一一一 一乘院五輪塔

豊能郡秦野村字尊鉢そんぱちなる多羅山一乘院の墓地に、その轉がりたるを發見せり。

常悅禪門

應仁元年七月廿五日

と刻せり。大正元年七月三日、東京の織田鷹州翁、兵庫の武岡豊太君と共に、服部なる川邊左大臣藤原魚名公墳墓跡、及び尊鉢の古墳探検のついでに、訪到發見せり。

一一二 兵庫湊町八幡祠寶篋印塔

近年域内に太鼓庫建設の際に於ける出土品なり。今祠下に建つ。

文明十五年

一 結敬

衆

二月□□

結縁塚と呼ばれて、氏子の崇敬篤しといふ。この塔、武岡博三君の發見に係る。

一一三 下槻瀬蓮花寺五輪塔

攝津志に見ゆる川邊郡西谷村下槻瀬蓮花寺の寛徳三年(永元元年)の多寶塔、應永二十年の金口は、共に今亡びて傳はらず。その代りに予は同寺内に於て、

長 享 三
爲 頁 眞

の小五輪塔を發見し得たり。長享三年八月二十一日(二一四九)延徳と改元せらる。

二四 向莊寶篋印塔

河内敵福寺の對丘なる向莊の墓地に、又延徳三年(二一五一)の印塔あり。川内撫古小識に、碑といふは誤りなり。正面欄内に例の蓮花紋あり、「奉開眼」の三字を刻し、その左右に

逆修結衆三十人
延徳三年八月廿二日

ごあり、亦斷石なり。

二五 家原寺寶篋印塔 二六 同 五輪塔

泉北郡峰田郷(後半陀郷)今八田莊村となり、大字家原の家原寺域内より出土したる塔二基あり。

大 永 六 年
法 界 衆 生
平 等 利 益
七 月 十 三 日

祐 旭 逆 修
大 永 六 年
戊 二 月 廿



泉北郡家原寺寶篋印塔

甲は石面方一尺、乙は方六寸。
 家原城は當年寺町左近、雀部次兵衛の二將これに據りしが、永祿十一年三好海雲（元長、後長基）の四子にして、長慶の弟なる山城守康長入道笑岩（一に笑岸）兵二千を以て河内の高屋城に據り、織田信長公と戦ひ、一旦阿波に歸りしが、十二年正月元日、兵を堺浦に會し、進みて家原城を攻め、その外郭を抜いて本丸に據れり。この二基の塔、或は寺町、雀部二家の盛時に當り、その一族從屬の建立せしものにあらずか。三上桂風君の發見に係る。

二七 久米田寺印盛大徳碑

泉南郡八木村久米田寺の後丘なる、傳橋諸兄公墳墓に近く一區の墓地あり、中央の行基菩薩の墓に對して、この碑は立てり。大徳は蓋し塔中多聞院の住僧なるべし、高さ二尺八寸、幅一尺の板碑式にして、頂邊を三角形にし、その下に太き二線の裝飾あり、その下中央に圓相の阿字を刻し、その下に、

印盛大徳天文九年庚子
 卯月五日

と刻せり。その附近に又永祿九年の住僧某の碑あるを見る、小形にして、様式を同じうせり。

二八 明光寺碑

北河内郡水木村打上の明光寺門前左側に碑石あり、高さ四尺三寸三分、幅二尺三寸、厚さ一尺二寸、表面に

天 檀主安全子孫繁□
 照 天下和順日月清明
 山 伽藍常榮與佛法□
 弘治三丁巳九月吉日 可信

とあり。

二九 道教寺五輪塔

泉南郡麻生郷村大字半田の道教寺に、小五輪塔あり、形式大小普通のものなれど、その刻文に異彩あり。

□ 西禪定門

氏 道 敬

永祿二年十二月一日

コ 一 秦

テ 一 川

シ 一 勝

右の如く臺石の四面に刻し、普通前面各輪に刻める空風火水地の五大の種子の代りに、その「水」部の四面に「シコテ氏」の文字あり、即ち秦氏の祖と稱する秦始皇帝をシコテと訓み、その苗字を刻したるものなること、至徳の道宣和尚の無縫塔に

歴然「始皇帝氏」と刻したるを見て知るべく、この塔の「主道敬」は至徳の道宣より數へて、幾代かの遠孫に當る住僧なるべし。然るに「□西禪定門」の法名を傍らに刻したるは如何にや、明解を得るに由なきを苦しめど、祖先秦川勝の追善供養を兼ね、道敬の五輪塔建立の序でに、檀那「□西禪定門」の法名を刻したるものならんかと思はる。

三〇 鹽穴寺五輪塔

堺市新在家寺町鹽穴寺の墓地なる五輪塔に、

永祿五年壬戌

義仲宗節禪定門

九月十日

と刻せるものあり。同處に又天正紀年のものあり、文字の缺損甚だし。

三一 堺の五輪塔群 三十八基

堺市字禪通寺通なる地賢寺の廢址、今同市山田庄平君の所有に屬し、鋤かれて民家の背戸口なる圃地となり、その際無數の五輪塔を出せり。いづれも永祿を首め、天正文祿、慶長を経て、元和、寛永頃に至るまでのものにして、現に掘出したるうち原形の完好なるもののみを置き列べあり。試みにその年紀順によりて、慶長以前のものを一括すれば、

道	永祿	六年	松	永祿	八年
道	祐	法	師	童	子
	七月	廿一日		正月	十八日
道	心	禪	定		
	八月	三日			
淨	慶	元			
	七月	廿五日			
妙	善	禪			
	八月	廿日			

宗	清	禪	定	門	年
	五月	十五日			
妙	善	禪			
	八月	九日			

道	昌	禪	門	年			
	八月	廿日					
聲	屋	妙	善	禪	定	尼	年
	十一月	十五日					
妙	以	禪	定	尼	年		
	五月	十四日					
圓	月	常	空	禪	定	門	年
	二月	朔					
道	祐	禪	門	年			
	二月	五日					
宗	文	禪	定	門	年		
	正月	廿三日					

珠	林	妙	玉	禪	定	尼	年
	八月	廿七日					
妙	岸	禪					
	三月	十三日					
道	春	禪	定	門	年		
	十月	廿五日					
宗	心	禪	門	年			
	二月	二日					
道	林	禪	門	年			
	九月	十八日					
道	圓	法	師				
	九月	廿日					

第二章 墓碑塔

見星 文祿二癸巳
 九月廿三日
 妙玖 文祿四年乙未
 十月十一日
 宗仲 慶長二年
 十一月二日
 妙長 慶長五年
 二月十五日
 妙玖 慶長六年辛丑
 正月十五日
 妙貞 慶長六年
 〇〇〇〇

妙忠 文祿三甲午年
 正月五日

妙春 慶長四年
 九月廿四日
 心蓮 慶長五年
 十二月廿三日
 道因 慶長六年
 六月十一日
 宗智 慶長八年
 三月廿八日

妙正 慶長八年
 九月廿九日
 花屋 慶長十一年丙午
 正月廿五日
 深譽 慶長十四年
 六月七日
 妙清 慶長十九年
 六月廿六日
 宗善 慶長二十二年
 元龜二壬申十二月廿五日
 妙祐 慶長二十六年
 天正十六戊子七月十一日

妙壽 慶長九年
 二月十三日
 梅岸 慶長十三年戊申
 正月十五日
 淨原 慶長十八年
 七月廿一日

以上永祿三基、天正十四基、文祿五基、慶長十五基、及び元龜天正兩様の年紀あるも

第二章 墓碑塔

の一基(天正に屬すべきもの)通計三十八基の多數に上り、尙發掘を續行したるんには、この上幾許の數に上るべきか豫想するを得ざれど、一先づ打切りたるなりといふ。

形式、大小とも普通の小五輪塔と異なるなく、發掘の際、甕の中に鬮體だけになりたる屍體などを發見したれど、副葬品は別段これ無かりしやうなりしと人夫は語れり。この甕は和田千吉君の所謂甕棺(考古界^三)にして、五輪塔との關係上、同君の考證を確かむべきものとす。

さてこの五輪群をその域内に有したりし地賢寺の事は、今考證の記録とてあらず、纔に寶曆七年の稿本全界詳志に、天台淨土宗、江州坂本西教寺に隸すと見ゆ、久しく無住なりしを、江戸時代の末期に六齋念佛の徒假りにこれに住せしことあり、以て明治の初年に及べりといふ。

山名、大内、細川、三好の諸家は、前後堺浦に據り、南海四國の要衝となせしが、永祿の初めには根來僧兵の劫掠をほし、いまにするあり、天正中に至り、織田信長公は南莊(堺の南部)に營を構へ、松井友閑をして泉州一圓の國務を司ごらしめ、これを

政所と稱せり、同十三年、豊太閤は根來寺を討ち、營を北莊(堺の北部、當時攝州に屬す)に移し、南莊北莊は大小路にて分割せらる、地賢寺址は大小路の一筋北に在り、小西攝津守行長をして府事を統べしめたりき。

要するにこの五輪群の示せる年紀の當時に在りては、蜀錦齊統、家ごとに藏し人ごとに玩ぶと呼ばれし、堺港の黄金時代にして、我邦の一大貿易港として高くその名聲を揚げ、鐵砲鍛冶、打物師を始め、今も堺の特産物たる利器の製作は當年の名残りなるべし、所謂錢屋織、松屋織の名ありし金爛、綾緞、紋紗の屬は云ふを須たず、木綿縞の製織、絲物の仕上げなど、由りて以て堺港の富を誇りし時代に、この地の中堅たりし人物の忘れ形見は、誰かこの群中の石塔に求め得べからざるを知らんや。今日考古家の間に珍惜さるる絲印も、亦この時代の遺物たるべし。

永祿天正の交、織豊二公の鑒賞に入りし茶事の名器は、記録の上に示さるる如く、堺の名族より出せるもの、その第一位を占むるを思はゞ、この地名族の豪奢を極めしさまは想察するに難からず、小西行長の後を承けて堺奉行たりしは石田治郎少輔三成、大谷刑部少輔吉繼、柴田清右衛門政澄、成瀬隼人正正成、朝倉藤十郎定

重、芝山小兵衛正知等にして、いづれも豊臣氏の腹心たらざるはなく、一面官府の鼻息を窺はず、獨立獨行、能く世界の大勢を洞觀して、覇を海洋の上に唱へし大貿易家、大冒險家は或はこの累々たる群塔の主たりしやも知るべからず。この時代にありてこの形式の石塔を有するは、決して下賤薄資の輩の得て企つべきにあらざれば、この五輪群は謂はゞ三百年以前に於ける堺港代表的人物の面影として、後人に景慕せらるべきものたり、而も現狀は此くの如く、幾かに地均らしの歟先にかゝりて、せめてもの名残を今に留むるに過ぎず。それさへ予等同人の金石文研究の事業を起すこと微かりせば、長しへに末代に湮滅せんも亦知るべからず、たとひ金石文の研究を企つるも、その對象たる墓塔その物を發見せざらんか、可惜當年堺港の人物の片影すら、烟散霧消に歸すべかりしをおもはゞ、一俯一仰、感懐のいと切なるものあるを見るなり。

永祿六年(二二二三)より慶長十九年(二二七四)まで、前後通じて五十二年、その間同じく堺の地に死して、その墓穴を同じうせるもの實に三十九人(三十八基のうち一基は夫婦連名)を數ふること右の如し。昔人の謂はゆる「往者、來者、先者、後者、雖

窮達壽夭、參差不齊、而斯五百人者(唐華嶽題名)卒歸於共盡也、其姓名歲月、風霜剝裂、亦或在、或亡」といへるもの、古今内外その迹を一にするを見るべし。考古學雜誌(六四)に、大和榮山寺(道澄寺鐘にて名高き)に、文安より天文に至る小五輪塔五十餘基ありと見わたり(天沼俊一君發表)、この五輪群は、正にこれと一對のものご見るを得べく、年代よりすれば、彼を兄とし、これを弟とすべし。

三三一 湊村五輪塔

泉北郡湊村長源寺(法華宗)に在り、

天正三年

華經隆(簡)靈

七月十日

妙法蓮の三字は頂上の普通地水火の文字ある部分に刻まれたり、石面の高さ一尺五寸、幅八寸。

三三 蓮華寺五輪塔

舊住吉郡(今東成郡)北田邊の蓮華寺に、缺損したる小五輪塔あり、

永祿五年 丙申

十月廿六日 敬白

と刻し、中央の法名らしき一行は、磨滅して見分けがたす。永祿五年(二二五六)は、慶長元年にして、この歳十月廿七日改元あり。この塔は即ち改元纔に一日前の建立に係れり。

三四 水間寺五輪塔

泉南郡木島村大字水間の水間寺は、天平十六年行基が聖武天皇の勅を奉じて草創せしところ、域内愛染堂の土壇に、小五輪塔あり。

慶長元年

□ 貞法師

十二月十二日

と刻す。この堂は、西鶴、近松の傳奇に名高き「お夏清十郎」にゆかりあり。

三五 百濟村供養碑

例の板碑式なり、泉北郡百舌鳥村百濟の村外れに仆れあり、頂邊を三角形に造りて二線を劃し、三角部の中央に○狀を鐫り、二線の下に日月を現はし、その中間より下に名號を刻せり。

道法禪定門 慶長九甲辰
妙法禪定尼

南無阿彌陀佛三界萬靈六親法界

妙善逆修 卯月十五日
妙圓逆修

西道 □ 修

下部には蓮臺を表はし、左右に一線を劃す。右側は兩親、左側の三行は子女の逆修なるべし。高さ二尺六寸、幅一尺餘。前田文林、三上桂風兩君の發見に係る。

三六 廢正覺寺祐智阿闍梨墓

河内志に、舊澁川郡(東成郡)正覺寺村(加美村の内)なる廢正覺寺の事を記して、「東坊一字猶存」とあり、東之坊は畠山政長塔の在るダントウ墓地の乾位にある形ばかりの一字なり。政長の位牌を藏す。

(表) 晴光院殿尾張守政長至勇大居士

(裏) 明應二癸丑四月二十三日

正覺寺東之坊現主

權大僧都祐智阿闍梨立之

と見ゆ、即ち祐智阿闍梨が明應戰歿の政長の爲に、この位牌を造りしなり。阿闍梨は何許の人なるを知らず、堂守りその他の人々、みな稱して旅僧なりしと

のみ言傳ふといへり。阿闍梨の自記せる東之坊由來記(假題)の寫し、今同坊世話人林氏の家に在り、これに據るに阿闍梨は慶長十一年(政長歿後百十四年後)を以て東之坊に入り、正覺寺の開基(天長二年)弘法大師唐土將來の觀音像八分を感得して、十五年に本堂、不動堂を再興せり、正覺寺には舊と池之坊、大寺坊、柳之坊、馬場坊などの諸坊ありしが、當時唯一の東之坊のみを存せるなり、今本堂脇に掲ぐる「東之坊」の木額は、阿闍梨の筆蹟なるべくおもはる、阿闍梨の遺物として、その自作木彫坐像を同坊に藏せり。

阿闍梨の墓に就き、世話人その他にたづねたれど知れる人更になし、然るにダントウなる畠山政長の墓側に一基の小五輪塔あり、横さまに打倒されて村童の土足に蹂躪されつゝあり、予の初めて訪到せしとき、このさまを見て胸先づ潰れしが、刻字の迹隠々たるを認め、又の日更にこれを手拓せしに、

慶長十八年

祐智阿闍梨

七月廿三日

の文字を読み得たり、紛ふべくもあらぬ阿闍梨の墓にして、尙その便に「山」政長の墓の石標あり、これ亦阿闍梨の筆蹟なるべく、要するに政長最期のしるしを今日に留め得たるは、阿闍梨その人の賜ものと謂はざるべからず、余はかゝる發見によりて、ゆくりなくも阿闍梨の名を後世に傳へ得るを喜ぶものなり。

三七 長野村法明上人供養碑

融通念佛派の中興法明上人、貞和五年(二〇〇九)六月十三日、世臘七十二を以て遷化せり。同年の刻文ある石塔は、高野山に在り、又中河内郡蛇草はぐさの墓地にも、その塔(卵塔形)あり、こは文字磨滅せり。南河内郡古野の古墳内(俗に一里塚と呼ぶ)に在りし供養碑は、今附近の長野村なる一民家(某寺址)に移され、流し元の用石となり、無慘にも三分二の處にて二つに断たれ、その一片は門先に轉がしありしを、予は接ぎ合はせてこれを手拓したる上、原處に復すべき旨を勸告し置けり。碑は高さ六尺に餘り、幅一尺七寸餘にして、薄手の板碑式なり。上部中央に、南無

阿彌陀佛と大書し、左右の肩に日月を現はし、名號の下右方に「慶長十九年甲子四月廿三日(寅を子に作る)同じく左方に「右意趣者、爲法明上人□百年忌菩提也」と刻し、中央に「極樂山大念佛寺、爲三界四恩六親眷屬菩提也」年號の下に又爲「廬」房逆修善根也」と刻せる外、附近の村名(伏見堂の如き)人名を刻せるもの、大半磨滅して明かならず。

法明上人菩提の爲建立せしことは是にて明かなれど、貞和五年より慶長十九年(二二七四)迄、數へて二百六十五年なり、原刻五百年忌と讀まれざるにあらざれど、兎に角、歴年の點に疑ひあり。

附 載

三八 駒谷傳反正天皇御禊碑

河内駒ヶ谷なる杜本神社の丘上に、附近飛鳥の地より出土の反正天皇御禊碑といふもの二面を石龕に藏めまつる。その一面は、

伊波別命

表 瑞齒別天皇

袁登賣命

左側 河内駒谷

維日谷御宮者

裏 反正天皇一夜

祓禊之舊蹟也

長さ九寸、幅七寸、厚さ一寸七分の花崗石に刻し、他の一面は、長さ約九寸、幅約一尺二寸の斷石にして、

伊波別命

天皇

袁登賣命

の文字辛うじて讀まる、日本圖經には、甲の裏の下半と、乙の斷石とを一葉の拓本にしたるを複刻したり。

飛鳥は反正天皇の假宮を置かせられし御舊蹟なり、日本紀に「皇弟水齒別命、既平難波之亂、上幸於倭之時、到大阪山口、……因造假宮於山口、……以號其他、謂飛鳥也」と見わたり。この祓禊の御舊蹟といふは、即ちこの時の事を指し、後人が記念の爲この石に刻せしものなるべく、その時代は詳かならず。

樋口銅牛君は、反正天皇の時の古碑に非ずとしても、推古天皇以前の物たるは疑ふべからずと云へり、嗚呼談何ぞ容易ならん。この碑の石質及び文字を見るに到底一千年前に溯ることを得ざるなり。

蒲生君平は、寛政十二年、河内の古陵巡拜の程に在りし日、駒ヶ谷の金剛輪寺に覺峰阿闍梨を訪ひ、その先導を得て發明するところ多く、君平が覺峰の爲に「高津宮舊蹟考」の序文を撰せしも、この時に在りき。當時君平はこの碑を檢して、この事を録せしもの「修靜遺稿拾遺」の中に見ゆ。

三九 行仙上人供養塔

今の川邊郡六瀬村杉生の地藏院に碑表あり、題して曰く大野山地藏院日光寺、天
長元年三月十一日開基と攝津志に見ゆれど、

淳和	元年	置	大野山
天皇	十二月		地藏院
御代	十一日	行仙上人	日光寺
天長	開山	<small>一字不明</small>	

と寶篋印塔臺石の四邊に刻せるを正しとす。開山行仙上人供養の爲なり、建立
の年代を知らず。

四〇 廢普門寺傳平重盛公石塔

東成郡北田邊の普門禪寺は今廢し、小松内府の石塔といふもの、亦その所在を失
せり。この塔の事は、伊藤東涯の轡軒小錄に、享保亥年……堀習齋氏物語に、近
ごろ大阪の北に中り、田邊村といふ村あり(北田邊の誤聞なるべし)、平野に近し、こ

とに一寺あり、昔は阿彌陀堂不動院といふ、黃蘗の末になりて普門寺といふ、此頃
圍炬古びたるに依り、造り變んとて開き見れば、その下に一尺程の方石あり、それ
を取のけ、爐をしつらひ、方石を庭に出し置ける所、久しく土に埋れ、初は文字の跡
も見わざりき、數日の後、雨かゝり土少し落たれば、小松の二字隱然顯はる、寺僧と
くと洗みれば、

己 治承三年

小松内府證空公

亥 八月朔日

とあり、堀氏歸りて、平家物語を考ふれば、重盛は法名淨蓮と號して證空とは無し
如何なる故にて此處に納め置き、法名もかくの如くなる事、量りがたし、是亦訂古
の一端ならずやとあり。予は頃日、その存亡を確めんが爲、同村に訪到せしに、三
杉長兵衛君の宅地は、この普門寺址にして、寺は明治の初年に廢滅し、什寶は一時
程近き河内岸田堂の長樂寺にて保管せしが、同寺も引續きて廢寺となり、重盛公
の石塔は同處伊達氏の庭中に建てありしに、同家退轉後その所在を失せりとい

へり。

三杉君は、予の訪問に對して、村内某家より探り出せる、嘉永二年普門寺住僧善應和尚の再興勸緣簿の古版を示されたるが、同年より溯りて三百五十年の昔(明應年間)住盛律師一旦これを興し、永祿年間、黃河禪師の時、黃蘗に改宗し、長崎聖福寺末普門院の支配となり、瑞應山普門寺と改め、内府創建の時は、阿彌陀堂不動院と呼べりたりとあり。

轉じて同じく南田邊の法樂寺を訪ひしに、この寺の本尊不動明王は、今も參詣者夥しく、寺寶としては重盛公所用と傳ふる銅鑪あり。老僧の話に、昔し長樂寺に在りし重盛公の石塔を拜みしに、その形は、小五輪塔なりしと云へり、東涯の所謂方石云々とは符合せねど、その後五輪に組み直せしやも知れず。例の眞偽如何は今究め難けれど、世に名高かりしものにて、今も稀には舊拓を見ることあれば、その顛末を記してここに附載す。

桂林漫錄には大系圖を引いて、内大臣正二位重盛、平治年中下向大和國司之時、於宇治溺死、法名淨蓮、小松内府と記せり、一門入水の嚆矢なりとあり。

四一 畠中源行家墓

備前守源十郎藏人行家は、六條判官爲義の末子、義朝には弟、賴朝義經の叔父にして、以仁王の令旨を奉じて、諸國の源氏に傳へし人なり、然るに賴朝と仲違へして、義仲に投じ、又義仲と衝突して、後白河法皇に依り、その間義經の入京に聯絡を通じたるらしく、宇治川合戦の際、兵を河内に擧げて、東軍に應じたり。義經の屋島出陣にも、和泉あたりの兵船を集むるに盡力したるらしく、而も賴朝との間は依然として快からず、義仲すでに亡び、平家全滅するに及び、恩賞どころか、賴朝は謀反の企發覺せりとして、近江の佐々木太郎定綱に命じて、行家を討たしめたり(時に文治元年八月頃)。行家乃ち身を義經に投じて、その庇護を求む。義經時に平家追討の恩賞として、大夫判官を以て伊豫守を兼ねしめられたり。義經は行家を援けて、關東に叛くと噂せられ、關東の討手林の如くなる中に、院宣あり、義經を九國地頭に、行家を四國地頭に補せらる、義經行家西下の途、大物浦に風波に遇ひ、和

泉の浦に漂着し、頓て義經は行家と別れ、天王寺を経て吉野山に落行き、行家は北條兼仗時定、常陸坊昌明の手に捕縛せられ、遂に首を打たれしは文治二年五月十日なり。

行家の墓といふもの、泉州石津川太陽橋の南詰に在り、高さ三尺餘の角石にして、

(表) 南無阿彌陀佛

(裏) 行家

正徳三年癸巳歲建之

と刻せり、然るにこの墓は北畠中納言顯家卿の爲に建立せしものなるを、ユゴアと發音の近きより、誤まりて「行家」と題せるものならんとの説あり、眞正なる行家の墓は、泉南郡北近義村字畠中なる要亮太郎氏の園内に在り。

文治二午年

備前守行家之

五月十二日

の刻文ありと云へり。

「丹妻鏡」文治二年五月二十五日の條に、行家日頃和泉河内の間に匿れしが、人その和泉國一在廳日向權守清實が許に在りと告ぐる者あり、時定昌明と往き向ひ、その宅を圍みしに、行家は後山に逃ぐるを以て、捕へてこれを斬り、首を鎌倉に傳ふとあり、山城志には備前守行家の墓、赤井村乙訓郡に在り、文治三年二年の誤乙訓郡五月擒に就き、こゝに誅せらるゝとあり乙訓郡（こは平家物語に従へる異説なり）。
要家の系圖に、先祖は和泉國小木（近義）郷一之在廳日向權守清實とあり、

四一 傳蘆屋猿丸大夫墓

攝津武庫郡蘆屋に、猿丸大夫の墓といふものあり

猿丸

南無阿彌陀佛

大夫

高さ三尺餘、幅一尺六寸の花崗石に刻せり、村に猿丸姓あり、蓋しその先世これを

營めるならん、時代は詳かならず。日本圖經には、名號の字體、多胡碑と相似たりとあるは、買被りなるべし。下部に蓮花座を現はせり。

和泉行者講田碑

直養の金石年表に、一たびうの誤りを傳へてより、諸書にこれを沿襲し來りし、和泉行者講田碑といふものは、正しく大和山邊郡桃尾山に在る龍福寺のものたり、日本圖經にも「和泉國山邊郡」云々と誤記せり、今攝河泉金石文中より、一筆これを取除く。

第三章 鐘

- 一 正祐寺 高麗鐘 (國寶)
- 二 鶴滿寺 高麗鐘 (同)

朝鮮の古鐘、我邦に傳來せるもの尠なからず、今は大抵國寶として珍惜せらるるうち、高麗朝の二名鐘を、同じくわが大阪に有するは、一の誇なり。

城北長柄の鶴滿寺鐘は、久しく長門國厚東郡宇部郷松江山普濟禪寺に移り、永和五年(康曆元年)二〇三九の追銘あり。市内上本町正祐寺のは、日向國某所に傳はり、後大阪に在りしを、近く明治七年、同寺住職觀空師の手にて購求されしこと、同じくその追銘にて知られたり。この二鐘は、肥前國東松浦郡鏡村惠日寺の朝鮮鐘と、近江國園城寺鐘との殆んど同時代に鑄造せられしものにして、その齊しく我邦に傳はれるも、亦一奇なり。

正祐、鶴滿の兩鐘は、他の朝鮮鐘と同じく、形式上格段の差異を見ず、龍頭の旗插、乳座、撞座のさま、飛天の狀、上帶下帶の唐草模様など、その優秀にして穩健なる意匠

は争ふべからず、殊に正祐のは、鶴滿の圖案が、飛天を主とするに引かへ、挾持の添はりて、水烟に包まれ、天蓋を具へたる佛體(二座)を中心としたるは、一段の見榮あり。飛天翱翔のさまも、鶴滿のに比して一層の意匠を凝らし、兩帶の瑞花も夏かに立まさりて、唐長安府碑林などのそれと見紛ふばかりの手際を示せり。欸識は正祐のもの、左右飛天に挟まれたる撞座の上に、長方形の一區(長七寸四分、幅四寸六分)を設けたる中に陽鑄せられ。

菩薩戒弟子高麗國興麗府棟梁僧彦脩名保戸長陪戎校尉金^厶舍^厶□□□□□□
聖壽天長鴻基^厶□□□□□□^厶興^厶立^厶鑄成金鐘一口重五百斤^厶□□□□^厶容^厶
端正聲響清高掛於當府内^厶以寺^厶□□^厶竺謹疏

天禧三年龍集己未十二月 日 謹記(六行)

の文あり、名保の二字と、重五百斤の四字とは白文にせり。天禧は、宋の眞宗の年號にして、その三年は我後一條天皇寛仁三年(一六七九)に當り(遼の開泰八年、恰かも高麗朝の顯宗(元文大王)の代に當り、この鐘の鑄成されし頃は宋の年號を用ひし際なり、四年目の乾興元年、眞宗薨じ、復た契丹の年號(太平二年)を用ひたり。鶴

滿寺鐘の年號以て徴すべし、顯宗は太平十年の翌年、景福元年(宋の天聖九年)に薨せしなり。

鶴滿のは、撞座の中間、下帶に接して、長さ六寸三分、幅一寸六分の短冊形の一區に同じく陽鑄せられ。

太平十年二月日 寺棟梁^厶元^厶慶^厶□□^厶
青金入鐘三百斤 長二尺四寸二□

と二行四句にもものして、寺の名は初めより鑄現はされざりしなり。貞幹の「太平」を「天平」と誤りて(鐘銘集も同じく)聖武天皇御宇の物なりと斷せしは、見當違ひも甚だし、掖齋これを攻撃して曰く、この鐘は遼の世、聖宗太平十年の物なり、掛川侯にも「太平六年」丙寅の鐘あり、鶴滿寺の鐘と同式なり、「天平」と讀んで聖武帝の時のものとするは非なり云々とあり、秋里籬島は、又西晉二世敬帝の太平と誤まり、橋春暉は燕の太平とす、この説可なりと、梅川重高の考證せしも誤りなり。從來諸家、皆「寺」の上の一字と、「四寸二」の下一字磨滅せりとなせど、最初より文字は無かりしなり。即ち遼の太平十年(宋の仁宗天聖八年)の鑄造にして、後一條天皇長元

三年(庚午)(一六九〇)に當れり。

鐘身は、正祐のもの、上帶より下帶迄二尺七寸五分、鶴滿は同二尺五寸あり、孰れの點より見るも、彼は兄にして此は弟なり。

鶴滿鐘の追刻文は、うれ自身が一箇の金石文たる價值あり。

長門州厚東郡宇部郷松江山普濟禪寺

聞鐘聲、煩惱輕、智慧長、菩提王、離地獄、出火坑、願成佛、度衆生

皇風永扇、帝道遐昌、佛日增輝、法輪常轉、天下太平、四海靜謐、專祈

諸大檀那、信力彌堅、善根增長、二世願望、一切圓成、次冀

山門鎮靜、海衆成安、修行有慶、進退無虞、般若智以、現前菩提心、而不退

四恩總報、三有偏資、法界含情、同圓種智

永和五年己未仲呂 日

原款識の上にかぶせ、左右の乳座に挟まれて切銘となし、第一行は三字句、以下大抵四字句となせり。この鐘の寫生圖、大阪の畫人王手棠洲の手に成りしもの、堺の田中道登君これを藏せり。

この二名鐘の事に就ては、明治四十三年九月、大道寒溪君の精細なる考證あり(大坂朝日新聞)。然るに同君は初め考古界十二に於て鶴滿寺の「寺棟梁」二「寺朽而」二讀み(古拓本を見るに大抵「棟梁」の二字朦朧として、此く讀まれざるにあらす)これを基礎として、寺院の荒廢して朽損するには餘程の星霜を閱せねばならぬ三といふ事より、舊説北燕太平云々の無稽を訂されしが、後朝日紙上にて更にこれを訂されたり。

同君は又この鐘の類似を、肥前國東松浦郡鏡村勝樂寺の高麗鐘に求めて、下帶を除けば全く等しい、合掌せる天人といひ、挿座といひ、上帶といひ、乳郭といひ相似形で、一の異なるところを發見せぬ、と言はれしは同感なり。殊に飛天の形は、全く同形にして、その大きさは、此れの全長八寸なると、彼れの七寸なるを異にせるのみ。然るに同君は更に語を進めて、

此の勝樂寺の鐘は、元肥前國松浦郡半田村にあつたが、後同郡鏡村惠日寺に傳はり、後濱松侯水野家の有に歸したが、明治の初年、遂に某獨逸人の購ふところとなつて、今は外國にある、多分どこかの博物館か、うの獨逸人の家藏になつて

居るのであらうが、その後見た人もない様である、然るに幸ひなるかな、東京帝室博物館に、その摺本が只一葉遺つて居る、それによつて吾人は僅にその佛を知るに足るのである。(高橋健自君も「考古界」に、この鐘海外に持去られたりと記されたり)

と言はれ、一旦濱松侯の有に歸したりとあるは、正しく掖齋の説と符合すれど、その獨逸人購求説は全然否認せざるべからず、或は一時外人に持ち去られんとせしを、何かの事情ありて、更に恵日寺の手に戻りしものかも知れず。現にこの名鐘は儼然同寺の所蔵にして、大正二年八月、同國佐賀郡川上村健福寺の建久七年鐘と共に國寶に編入され、予はその新拓本を有す。されば殆んど同時代の高麗鐘は、同じく國寶として、大阪と肥前の空に相對峙して、美術工藝上の好模範を示し、金石文研究の一大資料を供しつゝあり、寒溪君の遺憾とせらるゝところは、全然取除かれたる譯にして、斯界の爲に同慶の至りなり。

次に同君に感謝すべきは、その正祐寺鐘の「興麗府」の位置を研究されしこと是なり。同君は文學士今西龍君の説により、東國輿地勝覽卷二十二、蔚山郡の條に、

本新羅屈阿火村婆婁王、始置縣景德王改名河曲爲臨關郡、領縣高麗太祖、以縣人朴允雄有功、乃以東津虞風二縣來合、來陞爲興麗府云々

又「興麗一作興禮」とありといひ、蔚山の別名なりと斷じ、その他「名保は吏道であるまいかといふ人がある」といひ、「戸長」といふのは收稅書記のやうなもの、陪戎校尉は武官の位階である」といひ、高麗史、李魯記を引用されしは多とすべし、但その本寺名の不明なるは遺憾至極なり。

尙鶴滿寺鐘の傳來に就ては、同君も引用されし「攝陽落穂集」の中に「普濟寺退轉の元文の頃、毛利長州侯、堤防經營の折から、土中より掘出し、延享年中、これを此寺に納れたまふ……延享年中、僧忍鏡重興の節、毛利侯より寄贈せられしもの云々」とある、以てその次第を知るべし。

尙この二名鐘は、嘗て兩寺とも前後鑄掛直しの議あり、一旦高津北坂なる鑄物師故今村久兵衛の手に托されしが、同人は流石多年の老功により、かゝる名鐘を鑄直すことの勿體なさに、その旨を答へ、單に修繕だけに止め置くこととなりしは喜ぶべく、今日兩鐘の儼存せるは、同人與かりて力ありといふべし、右寒溪君の物

語りのまゝを附記し置く。

尙正祐寺鐘の鑄造年代に就ては、朝鮮鐘寫真集には、西遼天禧三年(皇紀一八三〇嘉應二)に作れり。

肥前勝樂寺鐘に就ては、考古界^五に和田千吉君の説明もあり、同じく明治の初年獨逸人ヘーレン三十圓にて購ひ持ち歸り、今は現存せず、金石文の一を失ふこと惜むべしとあれど、前述の如く今現存して金石文の一を取返したること慶すべきなり、その原款識は

大平六年丙寅九月日河

清部曲北寺鑄鐘壹軀入

重百二十一斤棟梁僧談日

(應安十年追刻文畧す)

曲字或は喎字とも讀まる。

三 神戸徳照寺鐘

原大和成身院物

攝河泉に於ける鐘は、早く亡くなりし三島郡惣持寺の延喜十二年(一五七二)のものに次ぎ、前項の朝鮮鐘を最初に數へ、これに次ぎては、原と奈良成身院の物にして、後に中川^{なかがわ}の彌勒院に移りし鐘(日本金石彙第二輯の中に「中ノ川成身院」と記せしは誤り)現に神戸徳照寺(眞宗)の鐘樓に懸れり。陽鑄の文に曰く、

成身院鐘、大治四季

四月七日、鑄造匠多

治比頼友等也、唯願

以茲善根、資功、法俗

聞聲、人畜乃至群生、

共成佛道矣、

既經三十六季、破損、仍

長寛二年、歲次七月

甲申

第三章 鐘

二日酉乙有縁合力以
尊智聖人鑄直之

日本圖經に、中ノ川を吉野山のうちとなせるは誤りなり、成身院は興福寺五師の首班に位せしよし、陰山日記に見ゆ。直養の年表に、大治四年中川寺鐘の目あり、長寛二年(一八二四)の條には、成身院鐘と記し、集古十種にもその拓影あり。この文の上一段は、舊鐘の文をそのまゝ鑄現はし(文字は書改めて)、下一段は長寛改鑄の時に續けたるらし。

この鐘、久しく所在を失ひ、金石家の落膽一方ならざりしに、今や掛け離れたる神戸の地にこれを發見し得たるは近來の拾ひ物なり。初め大正元年五月、田坂謙一君これを發見し、岩井武俊君これを公けにせしが、何故にや當時聖徳寺と誤まれり(考古學雜誌^四)、予亦これを手拓す。高さ三尺三寸、口徑二尺許、口邊厚さ三寸許、内側に五輪塔を刻せるは珍らし、文字の存するところ、長さ六寸、幅九寸五分、禪の一區、長さ一尺四寸、幅底部にて一尺三寸あり、刻文前段の四行目岩井君發表のうち、善根の下の□は、資字にして、法信は法俗の誤りなり。

この名鐘が本寺の有に歸せし由來は、今これを詳かにせず、岩井君の發表には、元大阪の商人より買取りしといふに止まるとあり、予の聞くところも亦大差なし、蓋し正祐寺の朝鮮鐘と同じく、維新後叩き賣に附せられ、阪神間の古金屋に轉がり居りしものなるべし。

この鐘の鑄工多治比頼友の事に就ては、故平子君の鎌倉大佛攷(佛教藝術の研究)の中に、その説見たり。又考古學雜誌^五に、丹治姓の鑄師と題して、香取君の考證あり。

この鐘、大正三年八月、國寶に編入せらる。

四 長寶寺鐘

攝津平野郷の長寶尼寺に、原と京都東山金光寺の古鐘を藏す。この鐘、直養の年表その他に見ねど、三浦蘭坂は早くその手拓を試みたり。長寶寺の名亦攝津志にも載せざれど、坂上田村麿公の由緒地にして、開祖慈心大姉(公の女)は、承和元

年(仁明天皇)に示寂し、三十二世素心大姉の時の寺記(萬治寛文間)今に存せり。天保中慈源大姉これを再興して今に至る。杭くさか全神社の附近に、開祖慈心尼の五輪塔あり。

この鐘、いつの頃當寺の物となりしにや、詳かならず。文字は陽鑄なり、

建久三年清涼七月、忽命龜匠、

新鑄鴻鐘、振昏黃圓朝之逸響、

驚上天下界之遠聞、一音攸覃、

群類悉濟、即作銘曰、

東山有寺 名曰金光

佛像瑩日 鐘聲和霜

四空八大 一切十方



併預抄韻 悉除罪障

况斯處主 旁滿願望

凡同族輩 永誇榮昌

孫枝子葉 傳慶表祥

永保松算 鎮崇華堂

撰書者の名は逸したれど、我邦鐘銘中の主要部を占むるものたり。釋一區、八行にして、界線を劃し、文字を鑄上げたる手腕も並々ならず、序文はその中の四行に鑄現はしたり。一區の廣さ、縦一尺、横は下部にて一尺五分強なり。その品位は國寶淨橋寺の鐘に優るあるも劣ることなく、文字の穩健清勁なる、この年代のものに視べてその比倫多からず。

五 願泉寺鐘

原大和太福寺、後和泉水間寺物

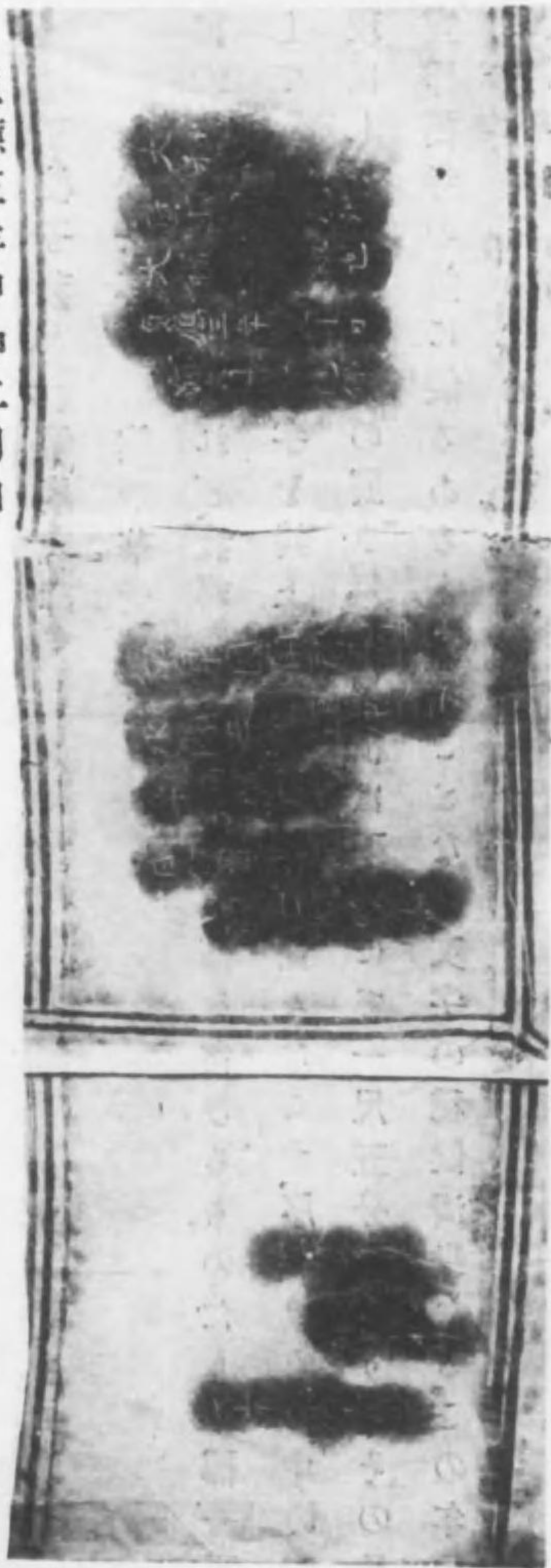
和泉貝塚願泉寺(貝塚御坊と稱す)の鐘は、初め大和箸尾莊辨才天村なる太福寺(舊

名廣瀨寺の物なりしを、後泉南水間寺に移り、更に同寺に買取りしものなり。

大和國

廣瀨郡箸尾郷

大福寺 鐘也



貞應三年甲申二月日

願主圓阿彌陀佛

和泉國南郡木島莊

水間寺椎鐘、康正二

年丙子、卯月七

日仁買取也

願主一阿彌陀佛

海塚寺之内

令買得也

願主卜半齋

天正十三年乙酉十一月三日

然るに、和泉志には「康正」を「應正」と誤り、又同寺に移りし年代を知らずとあるは粗忽なり。分國訪古録には、これを二口と誤認し、同じく「應正」と誤まれり。一口の鐘にして、三回轉輾したるは稀有の例にして、一々その年代出所を明記せるも、珍重すべし。即ち六百九十年前に鑄造され、大福寺に在り、後二百八十二年目に、水間寺に移り、後又六十八年にして、願泉寺の物となり、以て今に至れるなり。一口の鐘にして三所に移轉したる例は、中川泉三君の説に、弘安四年の年紀ある

もの、初め近江國坂田郡番場に於て鑄造され、明德四年、蒲生郡苗村神社に移し、明治二年、三轉して同郡某寺に入りしものあり、いづれも刻文の微證すべきものありと云へり。又、下野足利町長林寺鐘、丸山瓦全君考證もこの例に入るべきものとす。願泉寺は、和銅元年行基の開創なりと傳へ、天正十一年七月、顯如上人の紀州鷺森より入寺せしに因りて始めて名あり、その十三年八月に大阪天滿御坊に移りし前後、ト半は留守居格を以て寺を護りしなり、この鐘を水間寺より買得したるは、即ち顯如上人入寺早々の擧にして、その冬の報恩講修行の際に於けるト半の仕事始なりしなるべし。

六 光 德 寺 鐘

關西線柏原驛より、大和河の右岸に沿ひて東し、鐵橋の下より水に別れて山に入り、青谷を経て鴈多尾畑かりいたをに至る、舊大縣郡(中河内郡)に屬し、今堅下村の内なり。光德寺は、安貞二年(一八八八)の創立、初め密教に屬せしを、後眞宗に轉じ、今東本願寺

末なり、柏原の町外れに案内の大石標あり、寛喜の古鐘は、藏めて庫中に在り。

夫松谷者、風水

地靈、而登東廣

舊跡春日山兀

朝陽照軒窓、西

海入船囉夕日、

北信貴寶殿、南

在法喜金剛靈

山、集四時美景、

復雁林堂傍有

一井泉、名曰龍

水、福井一汲、顯

延壽、福德耽味、

不捨其樂佛法

威徳、以可敬信、
于時寛喜己丑、
別當俊圓誌焉、
治工藤原家嗣、
南無无量壽佛

この文、禪の四區に亘りて鑄上げられ、文字の存するところ、末一區を除き、各縦約四寸五分、横約六寸七分あり。鴈多尾の稱は、この雁林堂の轉訛なるべし。この鐘の名は、夙に遠近に聞わ「コート光徳寺のお寺の鐘は、一里聞わて二里ひやく」と子守謠にも歌へり。
黒川眞道君の日本金石銘年表(考古界)に、この鐘の所在を春日山、雁林堂の二つに分てるは誤りなり。

七 淨橋寺鐘 (國寶)

淨橋寺は、有馬郡生瀬村なませに在り、續千載和歌集に「淨橋寺といふ寺の柱に書つけ侍る、常盤井入道前太政大臣、立置し誓も淨き橋柱朽ても世々の人を渡さむ」とあるはこの寺なり。橋柱は今朽ち果てけんも、鐘樓に吊さるゝ名鐘は、文明五年十一月の災厄にも亡びずして、今もそのかみの響を傳ふ。
この鐘の事、金石年表、集古十種その他一様に誤りを傳へて、多田莊鴻橋寺の物となせり、予は水落露石、大道寒溪等の諸君と共に、明治四十四年二月廿六日、手拓して沿裏の誤りを訂し得たり。「淨」の字はいつも誤り傳へらるゝ因縁



あり、洛西妙心寺の古鐘は、もと淨金剛院のものなりしを、いつの程にか法金剛院のものに誤まられしが如き、亦一奇なり。

刻文は二區に阿彌陀經を寫し、第二區の末一行より始まりて、第三、四の兩區に鐘銘を勒す、いづれも陽鑄なり。

夫窺賓昵吒、脫刀輪於

十頭、隋朝智興、足夢絹

於十匹、撞鐘之利益、遠

被于梵漢、佛子ト阿練

若、而排堂舍、以淨橋寺、

而爲題額、仍命龜氏、有

鑄鴻鐘、此器之爲、牀、隨

意之聲、應物兮、峇然、則

每鳴之、舍那淨滿之戒、

牀、普納得衆類、每叩之

彌陀誓願之名聲、廣流

傳三有、于時寬元二年

無射九月、作銘曰、

銅是土子、鐘爲金聲、

龜氏和合、鯨乳鑄成、

應霜之韻、如雷兮鳴、

聞於百里、告以五更、

梵響所及、毒睡易驚、

此器久駐、我寺無傾、

傳之三會、利其群生、

南無阿彌陀佛、願主沙門證空

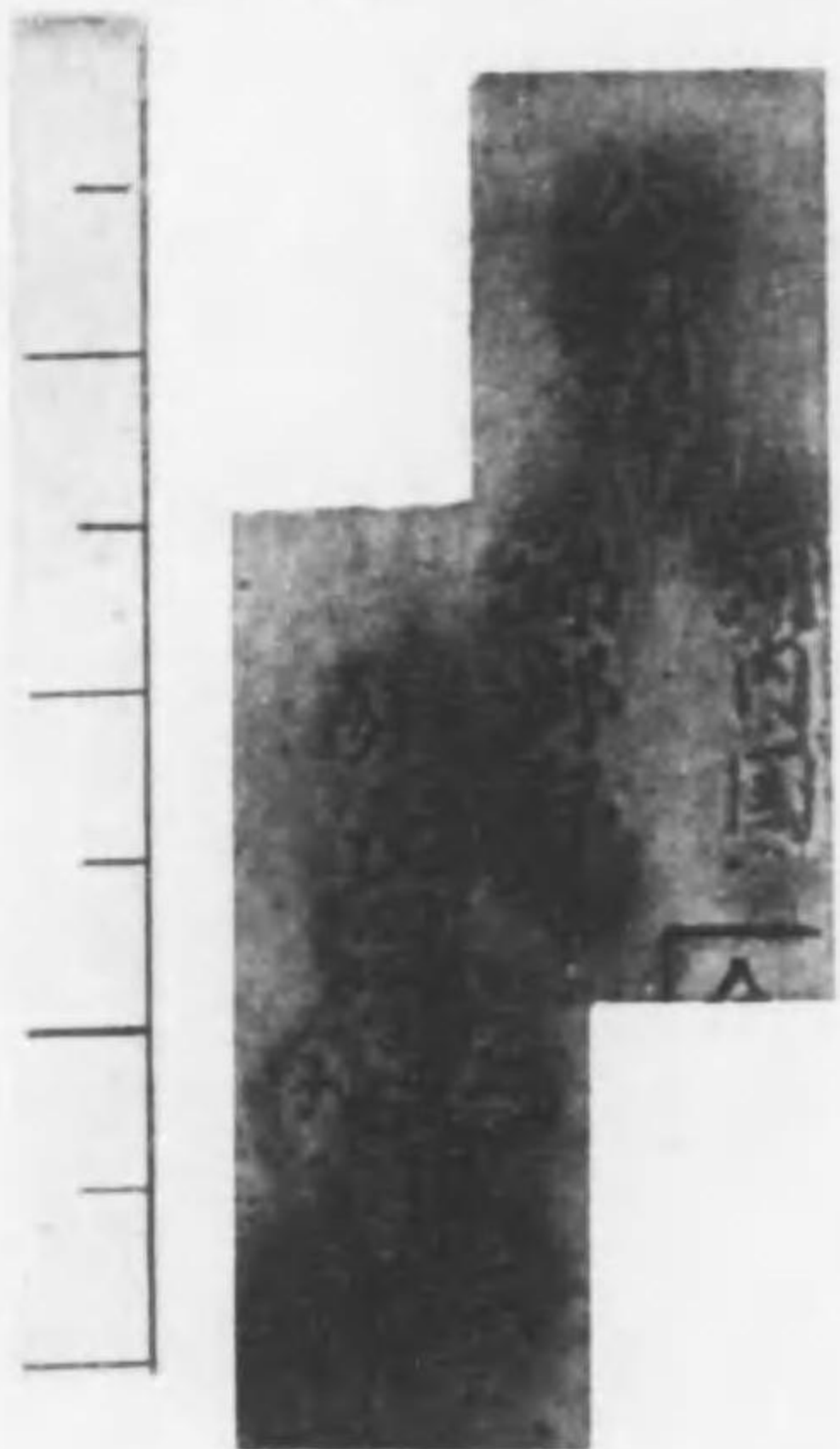
鐘の形式、文字の排列、すべて大和榮山寺鐘、原深草道澄寺に似たり、この時代の文辭としては最も傑出したるもの、字體亦德照寺鐘と同じく、渾然として雄勁なり。蓋し證空上人の自撰自書なるべし。我邦の金石文、大抵撰文者は素より、書人の

名を傳へざるが例なるに、光徳寺鐘に俊圓の名を掲げ、この鐘に證空上人の名記あるは喜ばし。證空上人は、西山派の開祖なり、その藏骨器、今傳へて河内叡福寺に在ること、別章に見ゆるが如し。

八 金剛寺喚鐘

南河内郡天野山金剛寺の喚鐘は、予その三浦蘭坂の遺拓を藏す。

金剛寺 河内國 錦部郡



建長四年 壬子十月二十七日

と陽鑄にて現はし、文字の排列法に異彩あり。文字の存するところ、長さ七寸、横三寸に滿たす。惜いかな、同寺寶物館中の陳列品、彼が如く豊富なるを以てして、獨りこの古鐘を逸せり。予はこの原拓に據り、繪葉書を製し、一昨子年の賀正狀にこれを用ゐたりき、庶幾くは亡くなりし原鐘の餘韻、長く人間に傳へられんか。

九 慈光寺鐘

郭公の名所として聞わたる、中河内郡髮切山は生駒山の南の峰つゞきなり。官幣大社枚岡神社の北手より登ること十八町にして、慈光寺と呼ぶ古刹あり、眞言宗に屬し、役小角の開創なり。小角山開きの時、負ひ登りしといへる古笈を藏す。寺に古鐘あり、今山中北野氏の保管するところとなる。禪四區の内一區、及び縦帶より次の一區にかけて刻文あり。

河内國河内郡葛木北峰

慈光寺字神切山鐘也、本

鐘奉^レ禱^ル年號、永保二年^{乙卯}

七月八日、所奉^レ禱^ル鐘依^レ少^ク奉

寄進阿闍梨增壽之一周忌

佛事用途、於^レ門弟僧實辨之

沙汰、寺僧等相共所奉^レ禱^ル改^メ之也、

正應五年^{辰壬}十一月廿四日

一和尙阿闍梨辨圓

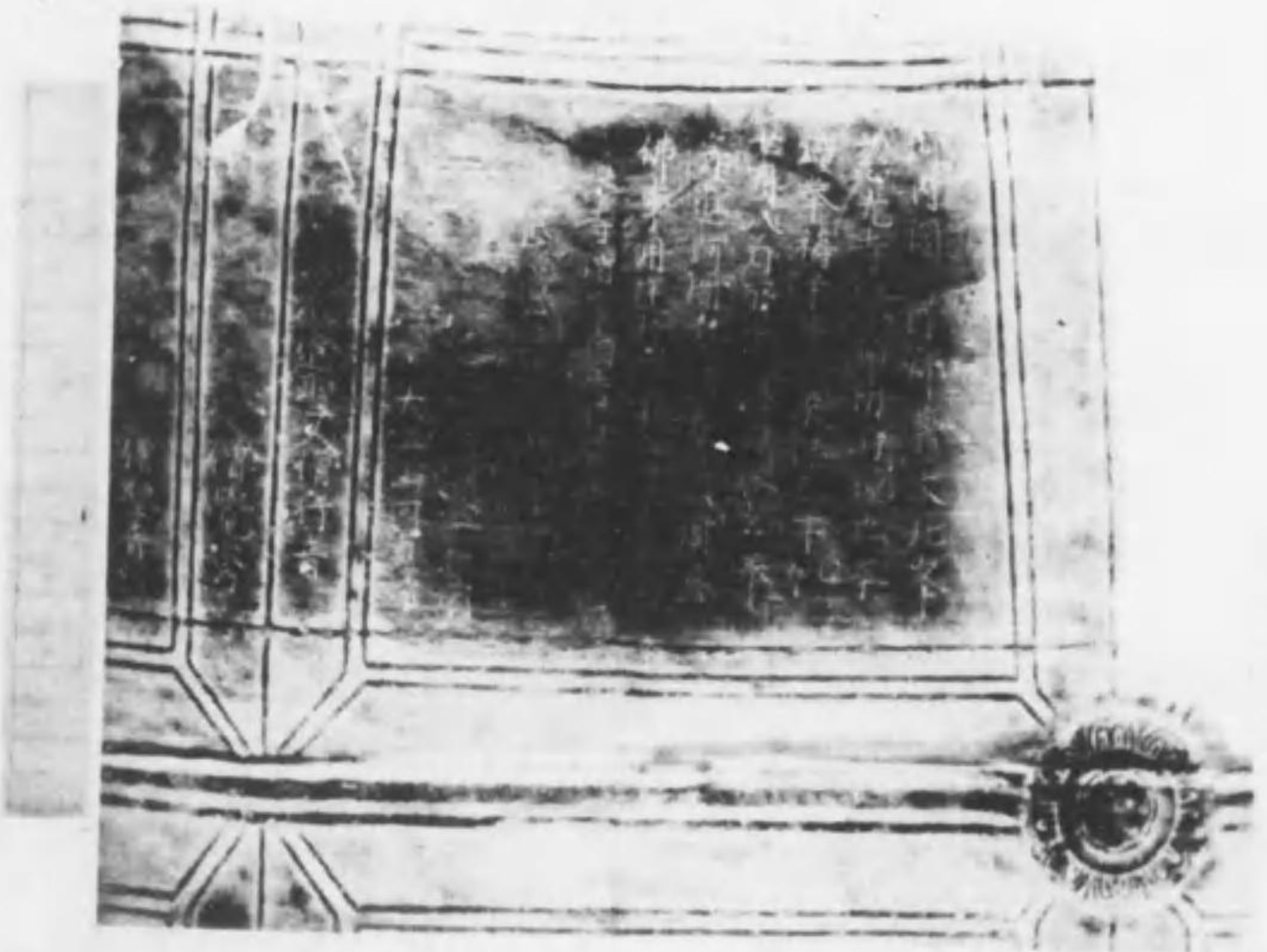
大工山河貞清

勸進聖人 僧行 音

僧覺 秀

僧聖 音

文中「髮切山」を「神切山」に作る、「永保」は「承

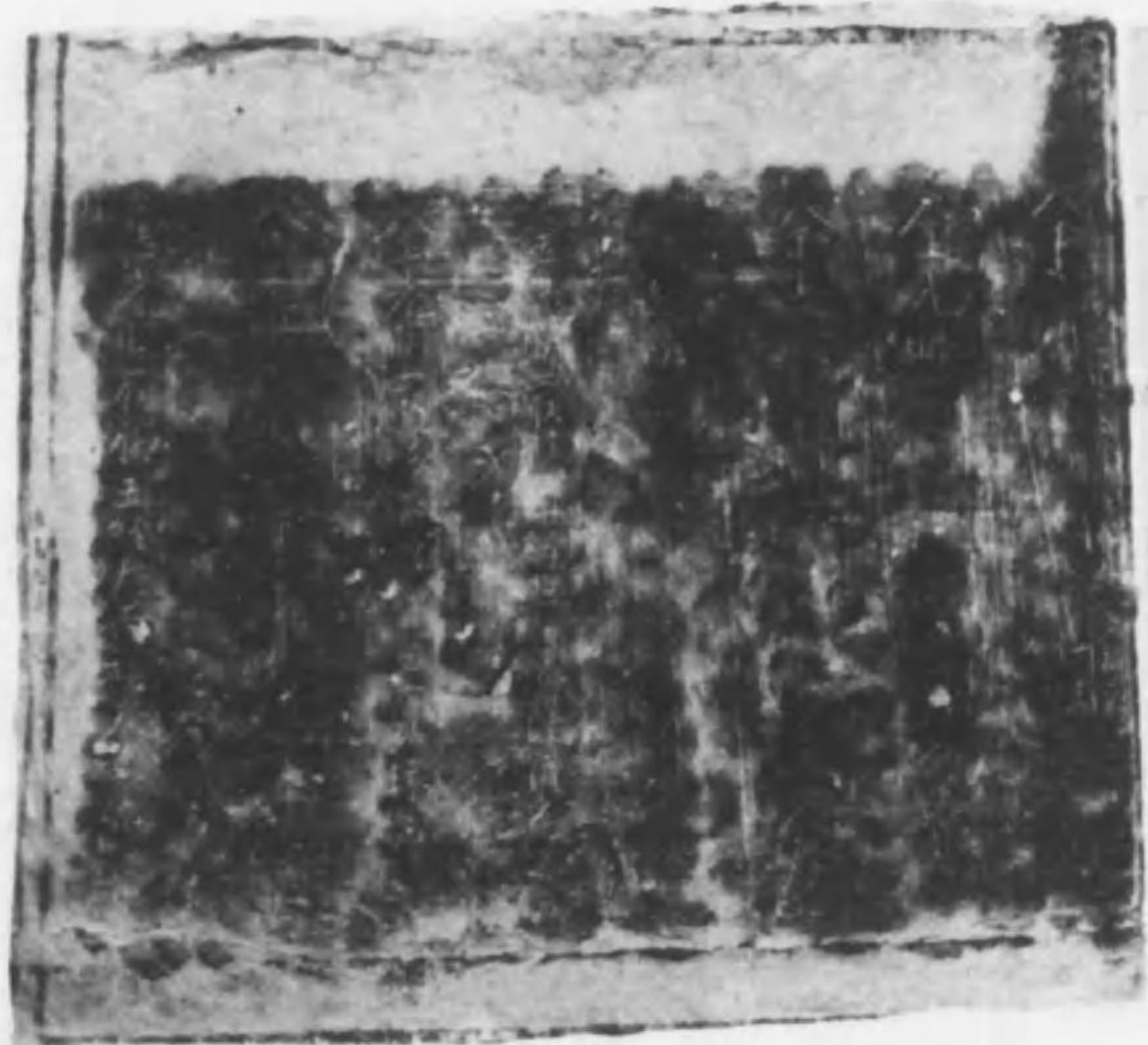


保」の誤、「禱」はすべて「鑄」の誤なり。永保二年（一七四二）は壬戌にして乙卯にあらず、乙卯は承保二年なり（永保二年より八年前）。初め承保二年（一七三五）に鑄造の鐘小さく（文中「小」を「少」に作る）増壽阿闍梨一周忌の佛事用として、辨圓阿闍梨の代に、弟子實辨の發起により、寺僧行音、覺秀、聖音等相謀り、正應五年（一九五二）に大きく鑄改めたりとなり。承保二年より正應五年まで、二百十八年目に當る。承保の小さき鐘、若し在らば、金石史上、一層の光輝を揚ぐべきを、惜しきこととしてけり。今の鐘、高さ二尺四寸五分、龍頭五寸、底徑一尺七寸二分、重さ十六貫、口邊厚さ一寸五分あり、文字の存するところ、長さ七寸、幅一尺三寸。

一〇 道教寺鐘

泉南郡麻生郷^{あさか}村半田なる、大谷派本願寺末の道教寺に一口の名鐘あり、而も從來絶わて世に聞わ渡らざりしは、いと訝かし。

この鐘は、原と中河内郡龍華村太子堂（下の太子）大聖勝軍寺の法器にして、寺傳に



は、聖武天皇の御寄附、天平年中の鑄造にして、楠木正成公の陣鐘に供せられたりとあり。道教寺側の記録には、正暦某年十二月九日(一六五〇)製作のものとなし、且曰ふ、元弘の亂、正成公の初めて勤王の師を河内に起すや、往いてこれを太子の靈に告げ、この鐘を見て大に喜んで曰く、勝軍寺(又願成就寺)の寺額、及び刻文(金光明最勝王經)皆吉兆なりと、乃ち請ひ得てこれを陣鐘となし、山嶮に轉輸す、故に文字半ば磨滅せり、その後堺の東本願寺別院に移されしを、延寶の頃、道教寺の住僧教祐、法門に功勞ありし故を以て、江州長濱別院

の布教に就てなりと、法主よりこの鐘を酬らられたりと、岸和田藩儒某の記文あり。太子四大臣の一なる秦河勝はたのかほかつに緣故深き道教寺に、此鐘の傳はれるも一奇なり。鐘に勒せるは金光明最勝王經の諸品題名にして、なる程陣鐘として山路を引ずり廻したりと覺しく、凸處の磨滅尤も甚だしく、今讀み得るところは、

南無

- 金光明最勝王經 □ □ □ □ 品
- (同) 上(分)別三身品
- (同) 上 □ □ □ □ 品
- (同) 上 □ □ □ □ 品
- (同) 上(全)勝陀羅尼品
- (同) 上(蓮)華(傘)讚品
- 金光明最勝王經(重)願(空)性品
- (同) 上(依)空(滿)願品
- (同) 上(四)天(王)觀察人天品

- (同) 上(四)天(王)護國品
- (同) 上無染着陀羅尼品
- (同) 上如意寶珠品
- (同) 上大辨財天女品
- (同) 上大吉祥天女品
- 金光明最勝王經□□□品
- (同) 上(天)吉(薩)天(女)增(長)財物品
- (同) 上(僧)檀(爾)耶(承)又(大)將品
- (同) 上□□□□品
- (同) 上□□□□品
- (同) 上(諸)天(承)又(護)持品
- (同) 上□□□□品
- (同) 上□□□□品
- 金光明最勝王經□□□品

- 同 上□□□□品
- (同) 上□□□□品
- (同) 上妙(輪)善(薩)歡(歡)品
- (同) 上善(提)樹(神)讚(歡)品
- (同) 上□□□□品
- (同) 上□□□□品
- 南 無 上□□□□品

右經文の品題を袈裟禪の四區に勒し、縱帶三區には、

- 一打□□□
- 諸□□□□
- 河内國□□□□勝軍寺
- 月九日鑄之
- 大工山川助永 檀那沙彌光運? 尼慈運
-

と刻し、肝心の年號は復た認識すべからず。さて、教祐の追刻せるところは、泉州南郡麻生郷秦村道教寺者、本願寺之末流也。往古繁榮、而門葉不少。居諸往舊、而中絶之風、冷于佛庭。檀徒僅百餘家、雖然佛法日新、而拜掃不懈。寶前殿飾、遙超舊日。所患則華外嵐下、何以告晨夕。住持比丘教祐、寤寐之思在茲、請之本願之寺主焉。于繁有古器銅鐘、在泉南界之御坊、量應所好、即本願寺主之所有也。至誠之所感、是屬予、何異李嗣真之喜乎。年深文字、不免缺畫。羲娥無甲乙、何尋誰某。古老所傳、謂楠正成所造。遂蒙門葉之助力、新架樓上、清亮聲聞百里。嗚乎盛舉之迅速、佛力乎、法力乎、不可得測、其銘云、

道教精慮 蒲宰新懸 陶鎔何日

溪舌潺湲 昏旦揆景 幽明攪眠

赫矣□乎 何嘗□□

以上、縦帶の一區に細刻し、(左右區間に掛けて)尙その頂邊に、

皆天和二年壬戌初夏下浣、道教寺沙門釋祐心、任先住教祐法師遺命、而修焉、

南无阿彌陀佛

乃ち知る、嗣住祐心が、教祐の遺志により、手入れを加へて鐘樓に吊されたりしを、然るに延寶、天和の交、文字缺畫を免れず、羲娥(日月)甲乙なし、何ぞ誰某(寄附者鑄造者)を尋ねん。と教祐の記し置きしを、岸和田藩儒の文に「正曆□年十二月九日」と讀みしは何故なるか。十二月九日の五字は稍辨すべきも、その上の年號千支の部面は、教祐の文の如く到底識別すべからず、教祐は又「古老の傳説するところ楠正成造る」といへり、こは前説を翻へして、正成公自から鑄造し、自から陣鐘に用ゐられしやうにて理りなし、こは教祐の書き違ひといふの外なし。

是に於て問題は、一に懸りて製作の年代に在り、而も年號の識別すべからざる以上は、先づ鑄師山川助永その人に就て、その年代を推定せざるを得ず。

山川助永の鑄造したる鐘は、(一)攝津國西成郡船淵(舟淵)莊盛福寺(中畧)文永十一年甲戌四月九日鑄云々の刻文ありて、後に同國西ノ宮なる六湛寺茂松庵に移りし者と、(二)紀伊國那賀郡毛原郷朝日寺鐘、弘安八年乙酉二月二十二日云々の者とを引證し得べし(香取秀真君の説)。即ち前者は紀元一千九百三十四年、後者は一千九百四十五年の鑄造にして、何れも助永が仕事盛りの時代なるべければ、この道教寺

鐘の製作年代も、必然この時代と推定せざるを得ずして、岸和田藩儒の所謂正暦鑄造説は、根柢より破壊さるゝに至れり。然るに、こゝに注意すべきは、弘安十一年に正應と改元あり(一九四八)伏見天皇御即位の年「正暦」の二字を當時おぼろ氣に認め得たるべく想はるゝ岸和田藩儒は、或はこの「正應」を誤認して「正暦」となせるにあらざりしか。助永の盛時は、文永、建治、弘安、正應の二三十年間に亘りしを知らば、余がこの鐘の製作年代を、正應年中(五年まで續く)となすの結論を得たるは、決して甚だしき誤謬に非ざるべきを信せられん。

こゝに至りて研究は、更にその形式の上に及ばざればならず。この鐘は無論銅製にして、高さ龍頭を除きて三尺二寸、口邊の厚さ、二寸六分、口徑一尺七寸八分(口邊を除き)あり、龍頭は普通にして、鐘は同じく袈裟襷の素文、撞座(鐘)は左右相對とし、徑四寸の蓮花文なり、外縁八葉の蓮瓣(小葉を挿む)にして、比較的中房大きく、房子も大きが如し(これとても非常に磨滅して辨じ易からざれど、乳間は四座にして、各四列四行の乳を有せること、普通の形式に同じ。その他檀那の名、及び「二打……爲樂」の鐘銘より觀察すれば、天平説は成立すまじく、議論は結局正暦鑄

造説の正應誤認といふに歸すべきを可とせんか。

何は兎もあれ、六百年前の古調を傳ふる、かゝる一大名鐘が、久しく考古學者の視界より逸して、斯學上の問題とならざりしは、返す／＼も不思議なり、余は幸ひに發見者として、差當りその紹介の任に當り、日本金石年表の上に、この一名鐘を加へ得たるを喜び、これ以上の研究は姑らく後機を俟つこととせん。

鑄師山川助永は、朝日寺鐘には「東大寺鑄物師」と肩書せり、香取君の説に、助永が東大寺鑄物師と名のりしは、何故なるかを知らず、壽永の大佛補鑄には「助」の字のつく者二三あれど、助永はその子か孫にもや、或は弘安前後、東大寺に何等かの仕事ありし爲にや、將た東大寺常屬の鑄師にもやと云へり。

又前項正應五年の髮切山慈光寺鐘(改鑄)も、山河貞清の手に成れり、定めて助永とは同一系統の人なるべし。香取君の説に、周防國遠石宮鐘(元應二年(一九八〇)も貞清の製作にして、肩書に「大和」の二字あり、貞清の住地の大和なりしを知り得べしとあり、助永の東大寺云々と相參照して、思ひ半ばに過ぐるものあるべし。

この鐘に就き地方の子守謠に

思ひ切らんせ半田の道教寺

鐘のくさりも切りや切れる

とあるは、

思ひ切たる河勝道教

鐘のくさを切るよりも

より轉じたるにて、秦河勝(法名道教)が、物部大連守屋と戦ひ、その首を切りたりといふを、この鐘に託して誦ひしものなるべし。

一一 廢新福寺鐘

前項河内鴈尾畑なる光徳寺の手前に、形ばかりの地藏堂あり、こは新福寺址にして、その鐘は今辛くも堂内に保存されあり。

河内國大[方]郡鴈多尾

新[福]寺鐘

乾元三年癸卯四月八日鑄之

加龍頭二尺七寸

鑄物師大工藤原則清

院主

政所源左衛門尉正氏

右志者、爲二親師匠等、六道四

生、平等利益□地安穩、諸人

快樂、□□二世、所願成就也

大勸進聖人堯海

沙彌□誠 沙彌西念 西願

□□ 禪□ 安□

光明眞言

(梵字三行)

隨求真言

(同 二 行)

正平二十二年丁七月七日鑄

改以前加龍頭三尺

大 勸 進

沙彌西信 沙彌承阿

□衛門尉□ □□□□

僧正圓 □□□□

諸行無常 是生滅法

生滅々々 寂滅爲樂

乾元十年は嘉元元年(一九六三)なり。六十五年目の正平二十二年(二〇二七)に改鑄し、龍頭共總高さ二尺七寸なりしを、三尺にしたるなり。文字の磨滅甚だしく、殊に近年大和河洪水の節、これを亂打して急を報せしとかにて、書出しの處缺損したるは痛々し。金石年表に、正平廿四年の部に入れ、日本金石年表にもその誤りを承けたり、又日本圖經には、この鐘銘の下に、二つの撮影が一つになりて、光徳

寺鐘銘を携入し、光徳銘は別に立派に掲げあるに拘はらず、この鐘銘の中に光徳銘を含め、又陽文二層に各九行と註釋したるは、不穿鑿なり。圖經、又正平二十二年を「二十一年」に誤る。

一一一 廢 安 曇 寺 鐘

山城山科の安祥寺の鐘は、原と大阪廢安曇寺の物なり。いづれの時代、こゝに移されしかを知らず。安祥寺も今京津電車の爲に寺域を中斷され、堂宇荒廢に傾きかゝれり。鐘は袈裟襪の一區内に、

攝津渡邊安曇寺洪鐘一口

右爲驚覺三世諸佛濟度一切衆生

諸人之助成、作一口之洪鐘、宜爲

一寺之重寶、永傳万代之不朽而已、

嘉元二年 歲次 丙午 正月廿六日

大勸進法橋上人位印昭

願主沙彌蓮阿并助成諸人等
鑄師河州且南治印入道淨佛

「蒙」の字「部」の字は、予の所見此の如し。日本金石彙には「蒙」を「受」と誤記せり。岩井武俊君（考古學雜誌三ノ六）は「菴」印かと疑へり。「昭」の上の一字、同君は平と疑へれど、扶桑鐘銘集には示とあり。この鐘の説明は、同君の文にて悉されれば、茲に贅せず。

廢安曇寺は、大阪安堂寺町に在りき。その記念物たる石地藏は、今も同町板屋橋筋角に安んぜられ、參詣人多し。孝徳天皇行幸の迹なる、古の阿曇寺の形見、これなるべし。金石年表に、安曇寺の物としてこれを載せたるは、同時代仍大阪に在りしもの歟。

一三 廢高福寺喚鐘

大和吉野郡賀名生後村上天皇行宮址なる堀氏邸内の庫中に、河内高福寺の喚鐘を藏む。小楠公の陣鐘として、齎らし行かれしものと傳ふ。廢高福寺、今その所在を詳かにせず。

祐實

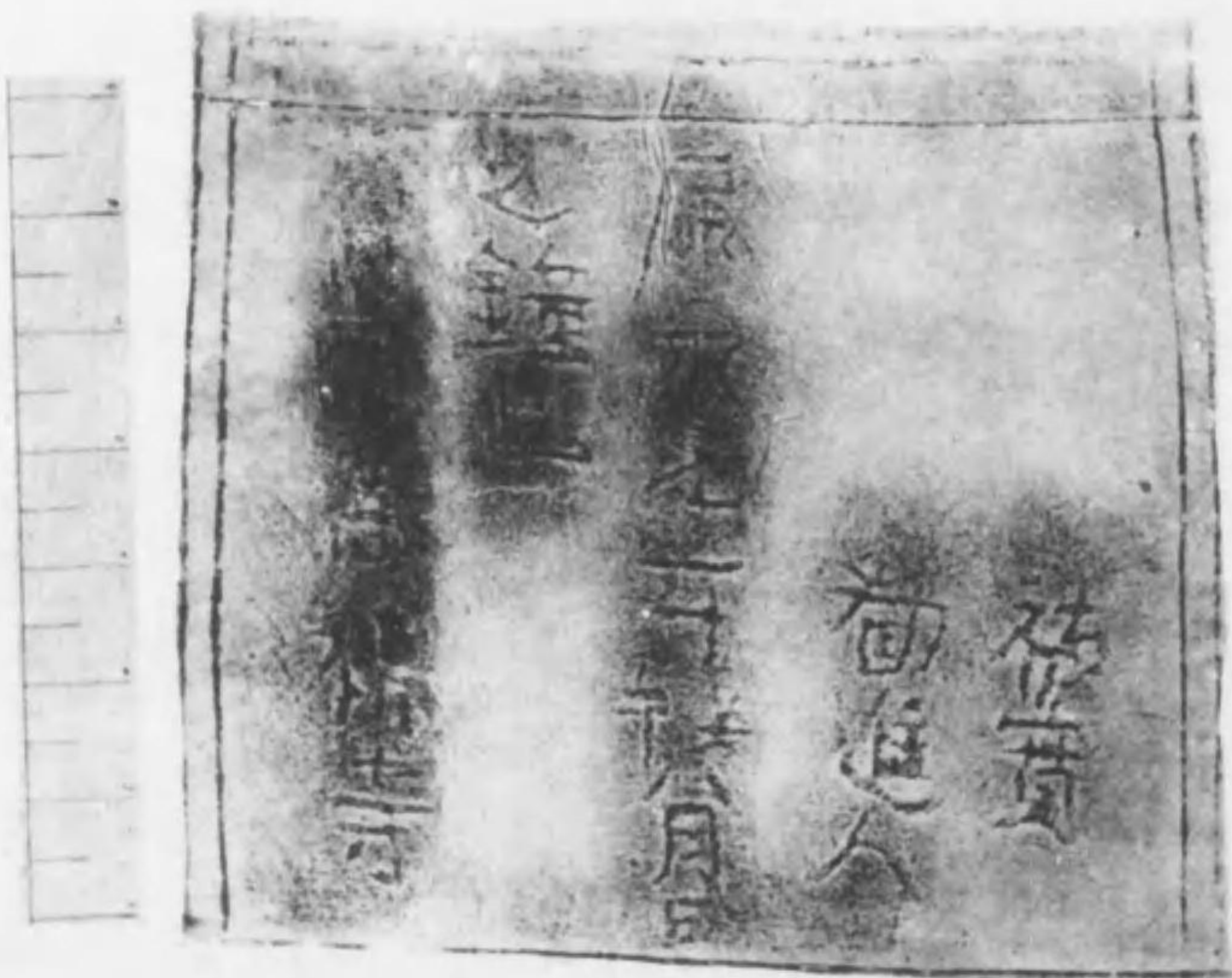
勸進人

康永元年壬午八月日

之鐘也

河内國高福寺

と禪の一區に陽鑄す。字體の奇逸なる上に、文字の排列法、最も珍なり。即ち向て左より逆に讀ましむべく作られ、河内國高福寺の鐘なり、康永元年云



々、勸進人祐實」と讀みて、意味よく通ずるなり。金石年表に、この鐘の年號「作興國四」とあるは、何故なるかを知らず、實物を見ずして南朝の物なればとて、北朝の年號は用ゐられざる譯なりとでも考へ過ぎて、及が裏に廻りしものならん。文字の存するどころ、長さ六寸五分、幅七寸五分、普通二重襷の内、上下に各一線を劃したるも一異彩なり。

名古屋の内田健之丞君所藏の拓本は、藤井貞幹の手拓なり、貞幹の附記に云ふ、

大和國芳野郡加名生谷和田村畑又太耶家藏鐘一口、高二尺二寸、口徑一尺五寸、龍頭六寸、銘云(畧)傳云、河内國祖先岸上大膳大夫(原注、一説内藏頭信通)屋後二屋を建て、後村上帝へ奉る、黒木御所と稱す、又別に一亭を建て、此鐘を懸けて機變に備ふ、鐘は楠正成奉る所といふ、黒木御所及び亭近年まで傳はりしといふ。

乙卯(寛政七年)仲春廿三日記 貞幹

一四 勝福寺 喚鐘

豊能郡池田町の西北方なる一部落を火打(川邊郡多田村)と呼ぶ、勝福寺(攝津志に

逸す)といへる真宗の一寺院の境外より、明治二十三年八月十八日、古墳を發掘し、漢式鏡その他多數の出土品ありき。

抑當寺、往古中山



寺弟子、善了坂本氏、建立勝福精舍、高貴之皈依不少、以真言大行、得現

當大益者、年々葬
 當山、名寶塚山矣、
 貞治之比、本願寺
 存覺來此地、勸專
 修念佛、而以惠心
 僧都彌陀本尊
 古傳寶物、可守護
 者也、

正長元年戊申十月

再建之

義持家臣

賴成書

中山寺は、聖德皇太子の御開創と傳へ、百濟の惠便、惠聰を開山とし、宇多法皇の時
 眞言宗となり、今は仁和寺派に屬せり。刻文に見ゆる中山寺弟子善了云々、その

年代を詳かにせざるも、今の寶塚の名稱が、この勝福寺善了の時に起りしといふ
 は、一の好史料たるを失はず。降りて北朝貞治の頃より眞宗に屬したるが、中山
 寺の應永三十年兵火の爲に烏有となりし際、當寺も亦その厄に逢ひしものゝ如
 く、足利義持の代に至り、漸く再建されしなり。
 この喚鐘鑄造の正長元年(二〇八八)は、恰も義持薨去の年なり、その家臣賴成とい
 ふ人、未だ考へざれど、或は能勢の豪族能勢氏の一族にはあらしか。
 鐘は禪四區、刻文は三區に亘り、下帯には卍文様あり。

一五 惣持寺鐘

西國三十三所第二十二番の札所として名高き、三島郡惣持寺(舊島下郡)の延喜十
 二年の古鐘は、今見るよしもなく、現に鐘樓に懸けられたるは、近江伊香郡楠山大
 明神祠のを移したるなり。

日本國江州伊香郡楠山大明神鐘一口

本云于時曆應第二天、歲次卯三月晦日

勸進之沙門道勝 大工橋末□

然間、本鐘依有子_{時社}□_就□_時

永享六年_甲八月朔日_全奉鑄之

大工大和國下田□左衛門藤原_友□_永

同願主伊香郡氏人_等

銘云

一打鐘聲 當願衆生

脫三界苦 _得 _見 _甚 _提

夫槌槌一打三千之□…□鐘一槌

_衆 _臣 _之 _□ _銅 _故 … 刻

休鑊湯長眠聞之而

而□曉八□□駢… … 福

永享六年八月十日

氏 人 等

鐘面損傷多くして、到底讀過すべからず、曆應二年(一九九九)の舊鐘を、永享六年甲寅の歲(二〇九四)鑄改めたるものなることは、臆氣に知られたり。當寺に移されたる年代、亦知るべからず。文字存するところ、長さ八寸、幅一尺六寸五分、第一區、禰間二區、及び第二區に二行かゝりて刻せらる。

楠山祠の所在に就ては、中川泉三君を煩はしてその考證を求めしに、同君は伊香郡七郷村大字東物部なる新木松三郎君の説なりとて、同祠は今の杉野村横山神社なるべし、數年前或人弘治紀年の曼荼羅用板の破片を獲しに、奉供養楠山大權現の文字あり、故南部晋翁の説に、楠山大明神は熊野權現をまつり、横山神社の末社ならんごあり、さて攝津國嶋下郡三嶋鴨神社は横山神社と同神なれば、何かの緣故により、この鐘同社に轉じ、遂に惣持寺の物となりしかと云へり、又永享紀年に就て参考すべきは、現に横山神社に傳ふる大般若經の奥書に、永享十二年七月廿七日、中庄杉野郷横山大明神男雷僧圓參聖契の文あり、と云ふ。因みに、同寺延喜古鐘の序銘は左の如し。

粵若祖父越前守藤原朝臣、歸心於普門妙智、傾首於無礙大悲、而墜露溘然、閃電倏爾、納言尊考、軫先業之不遂、歎善因之未成、多以黃金、附入唐使大賀御井、買得白檀香木、造千年觀音菩薩像一軀、仍建道場於攝津國嶋下郡、安置此像、號曰總持寺、於是第二男、備前權介公利、鑄豐鐘一口、于時延喜十二年夏四月八日、爲銘曰、

命大鐘冶	施鍾師工	鴻鐘協律
龜乳應宮	聲徹霄漢	響傳晚風
感動隨聽	懺悔生夢	儆告諸佛
唱導大衆	雖遠必達	無幽不通
悲想慧下	阿鼻獄中	長夜知曉
妄有歸空	觀音依願	先上善功
俱滿三界	拔出樊籠	

この文は朝野群載卷一文筆の上に見え、序文は略記とあり。小山田靖齋の證古金石集には響傳の傳の字、諸本みな缺け、考ふるところなし、儆告の儆の字、一に微

に作るごあり。

一六 福祥寺鐘

攝津國舊矢田部郡丹生山田莊原野村に在りし安養寺、明治初年廢絶し、その鐘はいつの程よりか移されて、須磨の福祥寺(須磨寺)に在り。

攝州矢田部郡生山田庄
 原野村安養寺鐘
 天下泰平國土安穩
 諸人快樂故也

長祿二年庚十一月十日

網真 村人等白

大工 丹治直則

第三章 鐘



と袈裟褌の二區に亘りて刻文あり、禪の一區、長さ九寸、幅一尺。

この鐘の鑄造年月、從來世に傳へられず、甚だしきに至りては、全く年紀なしとすら説かれたるが、今その年月を詳かにするを得たり。但し長祿の一行は何故にや、鐘もて削り去られたる述あり、而も長祿云々の文字は、臚氣にも認識され、その十二月廿一日に寛正と改元(二一二〇)ありしを見れば、改元間際の物として殊に珍惜さるゝ心地す。その鐘目あるは、或は安養寺より移されし際の禍にあらじか。

攝津志に、丹生山田莊原野村(今武庫郡

山田村の内)天王祠の傍に大日堂あり、安養寺と號すこあり、天王祠今八坂神社と稱す、同祠の金口に、長祿二年(二一一八)の刻文あるものを存す、この鐘と共に前後引續きて鑄造され肥ものたるを知る。この鐘の拓本は、武岡博三君の寄贈に係れり。

一七 道明寺鐘

南河内郡道明尼寺の鐘は、もとし後國興聖禪寺の物なり、何れの時、當寺に傳へられしかを知らず。普通の禪四區に亘りて、序銘および寄附者を刻せり。

大日本國關西道肥後州

砥用山興聖禪寺洪鐘一部、

任緇素貴賤之志、憑大冶

之工力、鑄旃、而以謹奉

掛寺前高樓上者也、仍

其銘曰

拘留孫様 釋迦文傳

下金輪際 上有頂天

擊作音闍 覺塵劫眠

或忘三熱 又消万愆

清曉鳴也 黃昏打焉

佛宗弘世 法子集筵

□曹溪道 入少林禪

是非私述 隨先師緣

皇圖萬歲 檀土無邊

至祝 至禱々々

右撞鐘之企、當寺門前善

男子善女人、平昔積微塵

之功、成鴻鯨一部、而爲現

世安穩、後生善處者也、

昔永祿十二己巳歲己巳九月十日

前大慈當山中興

檀馨金和尚之法弟

前法泉當位興聖松隱茂龍

大檀那阿蘇三社大官司

宇治朝臣惟將

一万疋 甲斐民部入道宗運

一千疋 限庄織部佑親興

一万疋 寺領男女等

鑄冶大工御船野中藏人助

橘 直 成

小工 十有餘人

大檀那即ち寄附者の重なる人名を勒したるは、いと珍らしく、その他、鐘一口を一

部といひ、普通歳次とあるべきを歳舎と記したるたぐひ、皆目新らし。一區の長さ七寸五分幅一尺。拓本は鹿嶋萍水君の贈るところ。

宇治惟將は、惟豐の子なるべし、惟豐は兄を惟長といひ、惟憲の子にして世々阿蘇三社大宮司たり、今の阿蘇男爵家の祖先なり。惟豐の名ある阿蘇郡小國庄高橋火宮兩大明神鐘(享祿四年(二一九二)の刻文、考古界八ノに見えたり。

一八 難波別院鐘

大阪市東區北久太郎町四丁目なる、大谷派本願寺難波別院の鐘樓に吊さる。

大谷本願寺

文祿五丙申曆□□下旬第四日(以上陽曆)

大工 我孫子杉本

藤原朝臣佛善左衛門尉家次(以上陰刻雙鉤)

文祿五年は慶長元年なり、刻文纔にこの數行に過ぎざれど、この鐘は本願寺史に輕からの資料を供するのみならず、適りては實に我が大阪市に對して、無限の史

實を語るものといふべし、鐘は普通袈裟褌にして、高さ五尺、口徑三尺五寸。

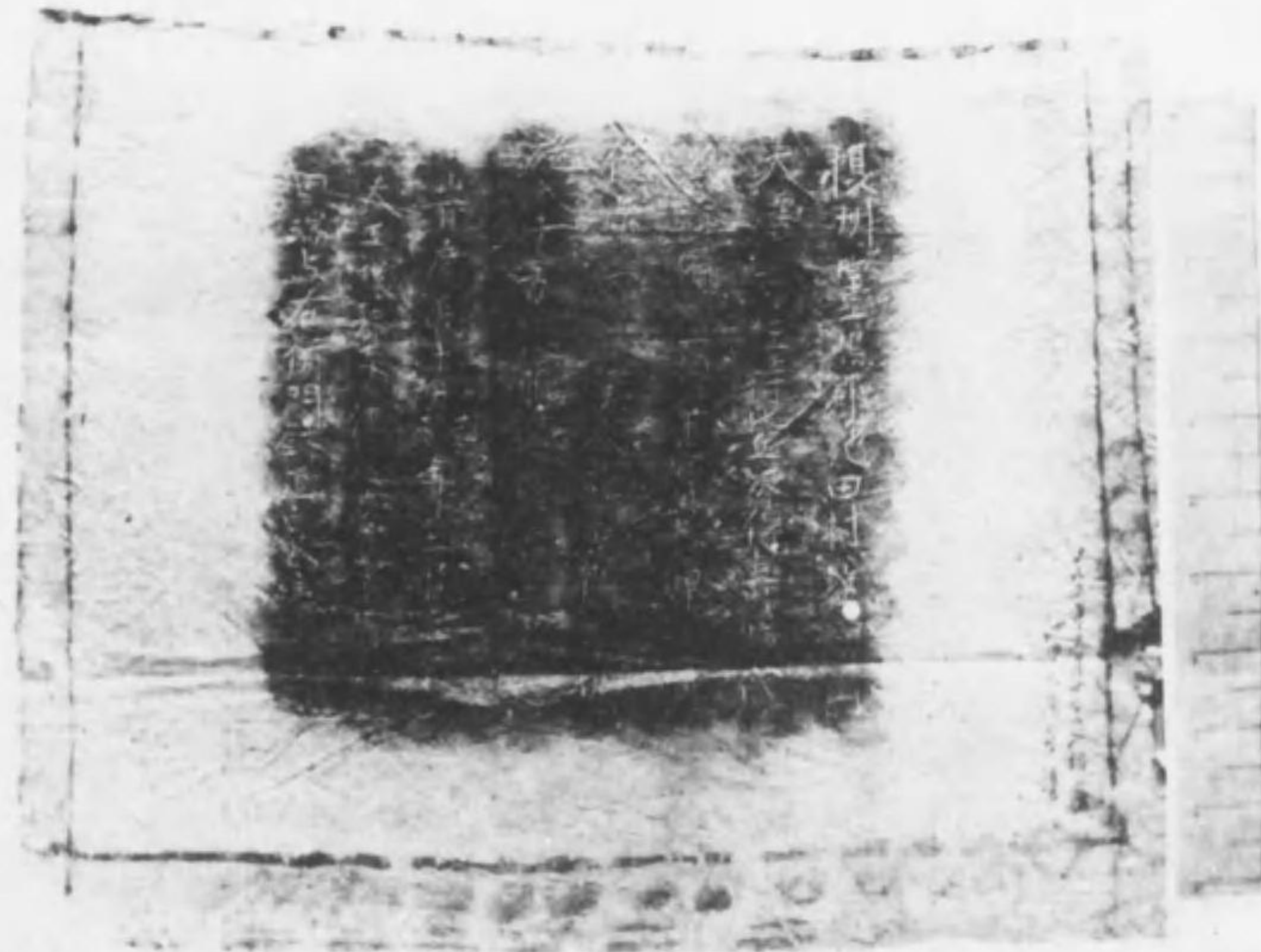
淨土眞宗第八世蓮如上人は、文明十年(二一三八)山城山科本願寺を建立せしに次ぎ、明應五年(二一五六)に大阪石山御坊を建立せり、抑當國攝州東成郡生玉の庄内大坂といふ在所は、往古よりいかなる約束のありけるにや、さんぬる明應第五の秋下旬のころより、かりそめながら、この在所をみそめしより、すでにかたのごとく、一字の坊舎を建立せしめ、云々と、かの所謂御文章といふものに見ゆる如く、石山御坊建立の後、天文元年(二一九二)に至り、山科の本坊火災の事あり、第十世證如上人は、本寺を石山に移せしに、第十一世顯如上人に至り、元龜元年(二二三〇)織田氏の兵に對して、一向宗徒は防守最も力めたりし末、天正八年(二二四〇)正親町天皇の勅旨をかしこみて、媾和し、上人は紀伊鷲森に移れり、同十一年信長公の遺志を承け、豐太閤は石山址に金城を築き、本願寺側にありては、同十三年天滿川崎に堂宇を築き、尋で太閤の力により京師七條の地を開き、文祿元年(二二五二)本願寺の落成を見るに及べり。第十二世教如上人は、同四年西成郡渡邊の地に、大谷本願寺を再興して、石山御坊の形見を留めたり、これを難波別院の起源とす。この

鐘は即ち當時の記念鑄造なり。
大阪の大谷本願寺は、慶長三年に至り
今の地に移り、同八年建立の功を竣へ
たりしなり。その詳細は、昨年四月同
別院に於て開版したる難波別院由緒
記に見ゆ。尙別章「戦國諸將墓」の部を
参照すべし。

一九 大廣寺鐘

豊能郡池田町大廣寺の鐘樓に懸けら
れたる鐘は、

攝州豊能郡池田村、鹽増山
大廣寺住持、比丘澤傳壽勝代、



爲前備州一相乘實大禪定門、
俊嶽常賢大禪定門菩提
施入、十方檀那、逆修過去者也、

昔慶長十四西己年二月吉辰
大工我孫子住人藤原朝臣
田端與右衛門尉正家鑄之

の刻文あり。一相、俊嶽兩禪定門の法名は、後章同寺の慶長九、十兩年の五輪塔二
基に、それ〴〵見ゆるところなり。鐘、高さ龍頭とも三尺餘、口徑二尺、素文なり、文
字は禪の一區に在り、文字存するところ方七寸

附 載

二〇 譽田八幡宮鐘

河内譽田八幡宮の鐘は今亡し、日本圖經に據るに、

八幡宮

畷田山陵鐘也

建久七年丙辰七月 日

鑄之

の陽文あり。傳雲龍曰く、集古十種に燈籠銘とあるは誤りなりと。鐘字は鍾に作らる。

一一一 布忍寺鐘

河内舊丹北郡布忍^{のし}莊布忍寺の鐘は、維新後同じ莊内なる小字高木の東坊に移されしが、今亡びたり。

河内國布忍寺奉懸鐘

右奉懸意趣者、爲伴五子往生極樂者也、

文曆元年甲午十二月十八日 孝子等

沙彌願西 伴時貞 平國友

平盛澄 菅野姉子 平姉子

別 當 僧 聖 舜

東大寺鑄物師 艸部信明

一一二 得勝寺鐘

得勝寺は河内國舊八上郡金太^{かた}村に在り、金太村、今南河内郡北八下村の大字金田となり、寺は已は荒廢せり。鐘は舊と佐伯時重といひし人の施入したりしを、貞永元年一八九二改鑄せしものに係る。

佐重

河内國八上郡金太郷得勝寺

右件鐘者、故佐伯時重所施入、

而依鐘薄、於氏人之推所奉。

鑄替也

貞永元年^{壬辰}七月十四日

大工 大中臣弘兼

古谷清君、予が爲にこの刻文を示されたり、香取秀真君は、又古器銘纂にもこの文を載せたるよしを示さる。

一三三 巨堂寺鐘

和泉濱寺より東三里、横山村福瀬の慈雲山巨堂寺^{コダウジ}又小堂寺の鐘は、京都善法寺の物なりしを、何れの時にか移したりしが、而も今亡びて傳はらず。

善法寺者、始祖參議宮内卿、三善清行朝臣所創也、謂尊像、則十一面之月輪、計薰修、則三百載之星序、弘誓湛海、功德隣者歟、是以專凝五内之棘誠、忽鑄一口之補宰、何謂豐霜之韻、豈非發露之力哉、于時
建長三歲次辛亥夏四月辛卯朔十八日戊申

正四位下行修理權大夫兼算博士美濃守雅衡、題作銘曰
大聖信鼓、堯匠功成、暗夫聽徹、長夜夢驚、虛受必應、秋分自鳴、脫苦六趣、淫慈群生

一四 廢長樂寺鐘

中河内郡舊澁川郡布施村岸田堂なる長樂寺一に岸田寺、建治三年の鐘を實查せんとて訪到せしに、今は廢寺となりて、その址には楠の老樹、いたづらに昔を語り貌なるのみ。同村山田勝太郎君の説に、明治十八年洪水の後廢寺となり、本尊觀世音の銅像、疱瘡に罹るもの祈りて靈現ありしと、は神戸の南京寺に移り、脇本尊は東京淺草寺の物となり、鐘は捨賣りに附せられしが、曾て大阪博物場に出品されしことありと記憶す云々とありき、その拓本は黒川真道君これを藏す、予その撮影を請ひ、

河内國

岸田堂長樂寺洪鐘

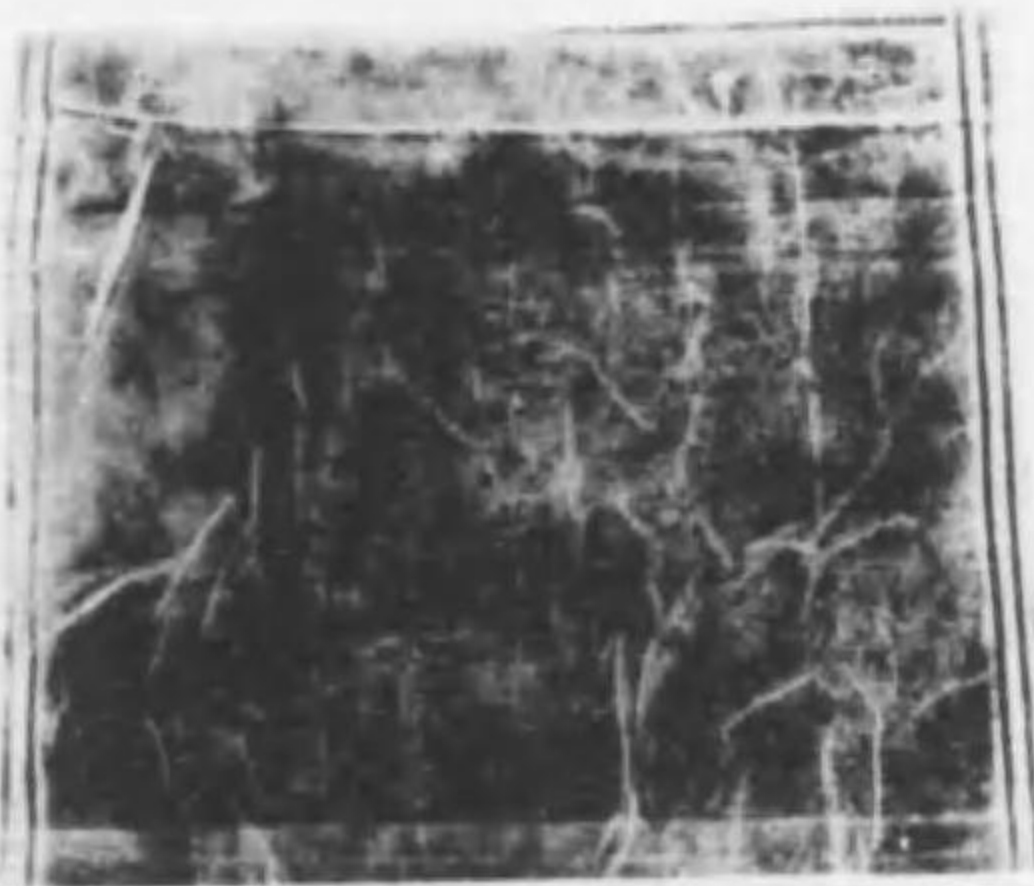
建治三年十一月二日

寺塔鐘惣大勸進聖人定眼房良圓

大工左馬允丹治國則

の刻文あるを知ることを得たり、乃ち當寺は建治三年(一九三七)冬、定眼房良圓上人の勸進にて建立され、同時にこの鐘も鑄られたりしなり、

鑄師丹治國則は、この鐘の製作より十六年前に當る、弘長二年(一九二二)に、大和國城下郡森屋郷新樂寺鐘を改鑄(原鐘建保三年のもの)せし人にして、同人の鑄鐘は都合この二口を得たり。國則はその郷貫未詳なれど、その丹治姓を名のるによりて、河内國丹南郡の



出なるを知るべし、同郡丹治井村(今南河内郡丹比村大字多治井)に式内丹比神社あり。香取秀真君の説に、諸國鑄師の傳書には、その先皆丹南郡より出でたるよしを云ひ、河内鍋の稱もいご古くよりあれば、奈良朝以前より、この地方の鑄型の砂の秀でたるなどより、鑄師の本據地たりしなるべく、又歸化人の鑄師たりしものもありしならん、尙河内最古の鑄師として考證すべきは、正倉院文書造東大寺解天平勝寶七歲三月二十七日の條に

秦 船人 鑄工年三十三 河内國高安郡人

といふがありと云へり。

丹南郡出身の鑄師としては、建治元年(一九三五)製作の讚岐小豆嶋瀧水寺鐘に、大工河内國丹那郡黒山郷下村住人平久米嘉元四年(一九六六)製作の大坂安曇寺鐘(今山城山科安祥寺に在り)に、鑄師河州且南治部入道淨佛などいふ人もあり、以て參照に資すべし。

二五 教興寺鐘

河内舊高安郡(今中河内郡)中高安村教興寺村の教興寺は、又の名を高安寺とも稱へ、攝津平野郷大念佛寺派六別寺の長として名ありしが、後寺を同郡山畑に移し舊跡は荒廢年久しかりしを、近ごろ僧覺彦復たび舊地に再興し、分れて兩寺となり(享保二十年版河内志)とあり。當寺弘安三年(一九四〇)の古鐘、何れの歲にか移されて、今は紀伊高野山案内所前に懸けられたり。

敬白

河内國高安郡教興寺洪鐘一口

右一結諸衆同心合力、且爲佛

法興隆、滅罪生善、且爲法界衆

生、平等利益所奉鑄也

弘安三年庚辰正月二十五日

大工 沙彌專念

施主

美乃正吉

僧 教善

坂上二子	僧 行念
葛井末正	僧 禪慶
僧 善識	物部末次
坂上守末	坂上影助
菅野友正	坂上助守

沙彌賢佛(綴帶)

山口末吉	物部頼安
坂上影恒	沙彌西念
安部吉弘	坂上助光
坂上助安	僧 良暹

左衛門尉中原清季

僧 念生

大勸進 淨緣

修理本願 南都西大寺長老敬尊

以上袈裟禪の四區一區長さ八寸幅一尺二寸に刻し、縦帯に一名、僧俗の施主連名の中、俗家の氏名は殊にめづらしく讀まれたり、美乃坂上、葛井、物部、菅野、山口、安部、中原等は、いづれも高安方面を中心として、今の河内人の祖先たりしなるべく、いと懐かしき見ぬ世の人々かな。この鐘の所在、香取秀真君に教へられ、拓本は高野山の井村真琴君贈るところ。

二六 延福寺鐘

兵庫經島延福寺の延文元年(二〇一六)の鐘は、今京都曇華院に在り、何れの時移されしかを知らず。

延福寺鐘銘並序

攝津國福原庄、兵庫經島有寺、名延福寺、本尊是彌陀尊、盖夫一村之歸依、衆庶之敬崇而已、然間捷推先、雖懸樓閣、音闐猶不能調和、爰願主讚阿、尋叱王免劍輪之蹤、祈亡父脫鑊湯之路、今當七廻之酬報、新造一口之銅鐘、驚眼精撰、鳧氏

鎔鑄所願者、九乳之响、遙迫九品之臺、三下之韵、遠徹三途之底

延文歲次丙申初冬下旬五日辛未、作銘曰

洪鐘一打 三界消難 靈寺嚴飾

民村賞般 諸天望會 衆聖來壇

告暮知曉 覺眠促觀 龍頭動吹

鯢杵掃瀾 迎月通漢 和霜聽寒

六時修行 十德多端 猗矣延福

利生不彈

即ち讚阿といふ人、亡父の三回忌に當り、舊鐘に代へてこの鐘を新鑄せしなり。

二七 鹽穴寺鐘

二八 太平寺鐘

二九 廢勝福寺鐘

和泉志に見ゆる、堺市新在家町鹽穴寺の鐘、泉北郡上神谷村大字太平寺の同寺鐘
および同郡山瀧村大字大澤、舊大澤上村、廢勝福寺の鐘は、いづれも阿波國より移
されたる、和泉國三幅對の名鐘なりしが、今皆逸亡したるは惜むべし。

鹽穴郷は今の泉北郡湊村一帯の地にして、和銅創立の鹽穴寺の巨刹は、舊その
あたりに在りしなるべけれど、今その名は新在家町なる一蕭寺に存じ、それさへ
廢滅の悲運に向ひつゝあり。同寺の鐘は、原と阿波國勝浦莊古上郷神光寺の物
にして、元徳三年(元弘元年)二九九一の鑄造なりしが、いつの程にか同寺に移され
しなり。太平寺の鐘も、同じく勝浦莊多奈田野ともなる恩山寺の物にして、元弘
三年(一九九三)五月二十五日鑄造とありしなり。同郡山瀧村大澤(牛瀧山の口)の
勝福寺鐘も、亦阿波國秋月莊八幡宮寺たりし梵光寺のものにして、應永二年(一〇
五五)八月十二日鑄と刻せるものなりしが、明治の初年、同寺廢絶の後、久しく檀家
總代田中氏の保管に歸せしを、村内にて檀尻新造の際、明治二十年頃とか聞く。こ
の鐘を賣却して、資金を調じたりと云へり(前田惇君の報には、明治二十六年金三
十圓にて或る古物商人これを買取り他へ轉賣せりとあり)。

鹽穴寺の鐘は、其後播州明石に在り、勝福寺のは河内へ運ばれたりとも聞けど、所
在すべて明かならず、蓋し皆鑄潰されしなるべし。

太平寺の鐘に就ては、阿波徵古雜抄に據るに、此鐘和泉國大鳥郡仁王谷太平寺村
安國山太平寺にあり、元祿十六年、寫を以て來り、可返旨を告ぐ、其後享和三年三月
十二日、檀徒幸助といふもの、彼國に至り懸合ひ、其頃靈夢にて、右鐘を以て不動尊
並半鐘を鑄る、文化三年(一八二六)六月、右半鐘を持歸ると云ふとあり、即ち知る本鐘は已
に鑄潰されりしものなることを。鐘銘は左の如し(青山太次郎、井守忠輝兩君
所報)。

阿州勝浦庄多奈恩山寺新鐘銘並序

夫當寺者、去延曆七年戊辰、弘法大師尋求勝地、落成梵宮也、手彫刻一攄手半之
樂師靈像、而以悲母之髮頭並落牙、而安之像中、是以因其遺修自業、寺號曰恩山
寺者也、爰星霜稍遷、殿堂盡朽、自草創以降、既及千五百三十有一歲、文保二禮
戊午、源空上人始至、此靈跡、則有慕蘭之志、棲遲此荒跡(註一作)而勵再興之重業也、
則募萬人之化緣、而致苦勞十有餘年矣、成大功也、佛殿始安、十二神將、影堂新圖、

一十祖像青葉樓至鎮山門、黑衣禪師董靈場也、然又此洪鐘、以標蘭若梵制之謹、
爲銘曰、

治鎔頑洞、化成大器、偉哉斯功、驚天動地、其形可見、聲從何趣、倘能
入流、聞之非耳、告晨報昏、官知須止、此方真教、金言有以、咬破七條、
乃是直指、永鎮茲山、利濟遐邇、

元弘三年癸酉五月廿五日

助緣大施主 禪 尼 源 圓

廢勝福寺は建立の時代明かならざれど、今の檀徒總代烏野氏の家に保管の同寺
縁起(治暦元年の奥書あり)に據れば、隣接の椎原寺と共に、寛弘元年冬の野火に燒
盡せり、その四至は東、春木境南、露谷、西、大道、北、烏岡に達すとあるを見れば、寺域の
廣大なりしこと想ふべく、勝福寺のみは六十二年目の治暦元年(一七二五)に至り
再建せられたりしといふ、今その廢址に一庵を結び、藥師像を安置す。この鐘の
拓本は、三浦蘭坂の遺物中にこれを存す。

以上三鐘は、戰國時代に、阿波の三好氏が、泉北の地を根據として大に兵威を張り

し際、本國より轉致して、それ〴〵寄進せしものなるべしと思はる、そは別問題と
して、阿泉兩國海上交通の盛んなりしこと、この三鐘の轉移を以てするも、これを
想像するに難からざるべし。

三〇 眞光寺鐘

眞光寺は、泉南郡佐野の南、田尻村嘉祥寺浦に在り、延元元年(一九九六)の古鐘は亡
くて、寶曆年中鑄造のもの、今鐘樓に懸れり。撞座の上なる縦帶の二行に、

和田源秀自撰鐘、則元和年、紀前太守淺野但馬殿、懸泉州

極井戰場、在所、用古鐘也、而治亂後、軍用之、納藏、而永成武器也

これを読み下せば、和田源秀自撰の鐘は、則ち元和の年(元年)紀の前の太守淺野但
馬殿が、泉州極井の戰場に懸け在り、用ふる所の古鐘也、而して亂治まりて後、之を
軍用として藏に納め、而して永く武器と成る也となり。

元和元年四月の役に、淺野長晟は、大阪方の二勇將塙團右衛門直之、淡輪六郎兵衛

重政を樞井に逆撃して之を敗り、二將、首を授くごあれば、延元の古鐘は、此の合戦の軍用品として徴發され、その記念として紀州侯の庫中に納められたるなるべし。ごとし恰かも二將三百年忌に當り、追善の供養あり、物こそ變れ、當年のいくさがたりは、この鐘やおぼろげにその響きを傳ふべからん。

夫景鐘者、化城警衆之法器也、使群蒙到彼岸之勝緣也、故弘法之基趾、粵欲造營、既宿念發之、于時爲同性同心而助力、故巍々精舍、爲不日成就也、於是同苗猶投資財、以遂大鐘鑄冶、而補靈場之莊嚴也、銘曰

鴻韻灑亮、應律以鳴、凡衆知戒、幻夢忽驚、

延元丙子二月二十五日

光明山法泉院嘉祥寺源秀法印 拜撰

三一 万代八幡宮鐘

泉北郡萬代^{もつづ}庄八幡宮、今百舌鳥八幡宮の古鐘は、仁平年中のものを曆應二年に修補せしを棄て、應安六年(文中二年(二〇三三)更に新鑄せしものなるが、大阪陣の陣鐘に徴發せられしに、戦後雨森某といふもの、本國江州雨森の氏神總社權現に寄進し、その後東淺井郡湯田村(今尊勝寺村)の眞宗稱名寺の有に歸し、更に又一個人の買得するところとなれり(故小杉文學博士の考證を取る)。

鐘、高さ三尺、龍頭七寸三分、口徑二尺四寸、口邊二寸四分、乳は一區四箇五列、四區八十箇を數へ、その他は普通の袈裟禪なり。

(在江州萬代庄古鐘銘)

夫當社者、鳴谷無雙之靈地、八幡垂迹之瑞籬也、國號錢州、地名萬代、良有以哉、然聞去仁平年中、雖鑄鐘一口、依爲破損、史曆應二年所修造也、而今爲增神威、廣社光、重操蜀山之秘寶、新鑄伯勞之洪鐘、虞倕鍊火、普曠飛鑪、雖制器々志出一心、然鎔範之功、多緣衆力、庶幾因龜氏之新功、顯蒙化之本跡、以捷槌之遺韻、驚衆生長、眠式旌高躅、敢勒貞金、

銘曰

龜氏奇功	萬代鐘懸	崇神召賢
正直廣被	妙音深傳	自和光砌
至普遍天	蒼生廣益	自他結緣
囉神明咲	覺愚癡眠	三界拔苦
四恩發連	滅罪生善	功德無邊

應安六癸巳年閏十月三日

大施主 沙彌宗稟

大施主 惣莊

大工 藤原友吉

我孫

大施主宗稟は、領主大内家なるべし、又平埜庄郷記に錢州萬代いづれの國所といふこと分明ならずとあるは、作者の不稽といふべしと小杉博士は言へり。萬代は毛受とも書き、今は百舌鳥に改めたり、八幡宮は現に西百舌鳥村赤畑の内に屬す。「我孫」は「我孫子」とも書く（大廣寺及難波別院鐘參考）東成郡依羅村に屬す。

鐘銘序文の末なる「式旌高躡敢勒貞金」の二句は、かの有名なる大和薬師寺塔檫銘序文の末二句を踏襲せるものなること言ふまでもなし、而も檫銘に「式於高躡」とあるは、近ごろ故平子鐸嶺君の創説に據りて、廣弘明集の唐西明寺鐘銘序文の末二句「式旌高躡敢勒貞金」の誤記なるべきよしを知れり。然るに今この鐘銘序文に、薬師寺を一足飛びに、直ちに西明寺鐘の本文に遇りて、この二句を用ゐたりしは、思ひ懸けなき筆法ならずや。この銘の撰者、或は鐸嶺君より先きに檫銘の誤記を氣附き居りしもの歟、恨むらくは鐸嶺君を泉下に起して、この刻文を讀ましめ、拍手一番、快哉を呼ばしめ得ざることを。

三三一 舊一庫大梵天王祠鐘

攝津志、河邊郡の部舊御園莊瓦宮村に、大梵天王祠を載せたる外、多田莊一庫村（今川邊郡東谷村）の同祠といふもの見えず、而もこの鐘、舊一庫村の大梵天王祠の物たりしこと、左の刻文にて知らる。

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅爲樂

攝州河邊郡

多田御庄内

一庫郷

大梵天王御寶

前奉建立鑄鐘

依是信心結衆

等現世安穩後

生□□除災

與樂心中

□□皆令滿足

永和第二戊□月十一日 願主□□

大工 □□滿春

右は黒川眞道君所藏の拓本に據る。鐘はその存亡詳かならず。

三三三 廢常樂寺鐘

堺市(戎之町東一丁)の郷社菅原神社の別當たりし威徳山常樂寺は、その創立の年代詳かならず、明治初年神佛分離のため、遂に廢寺となれり。その鐘は

攝州堺北庄常樂寺

右依甲乙尊卑合力所

鑄冶也

住吉郡我孫子 同勸進坊主北ノ十萬衆徳

鑄冶師藤原家□

天文二年巳卯月十八日

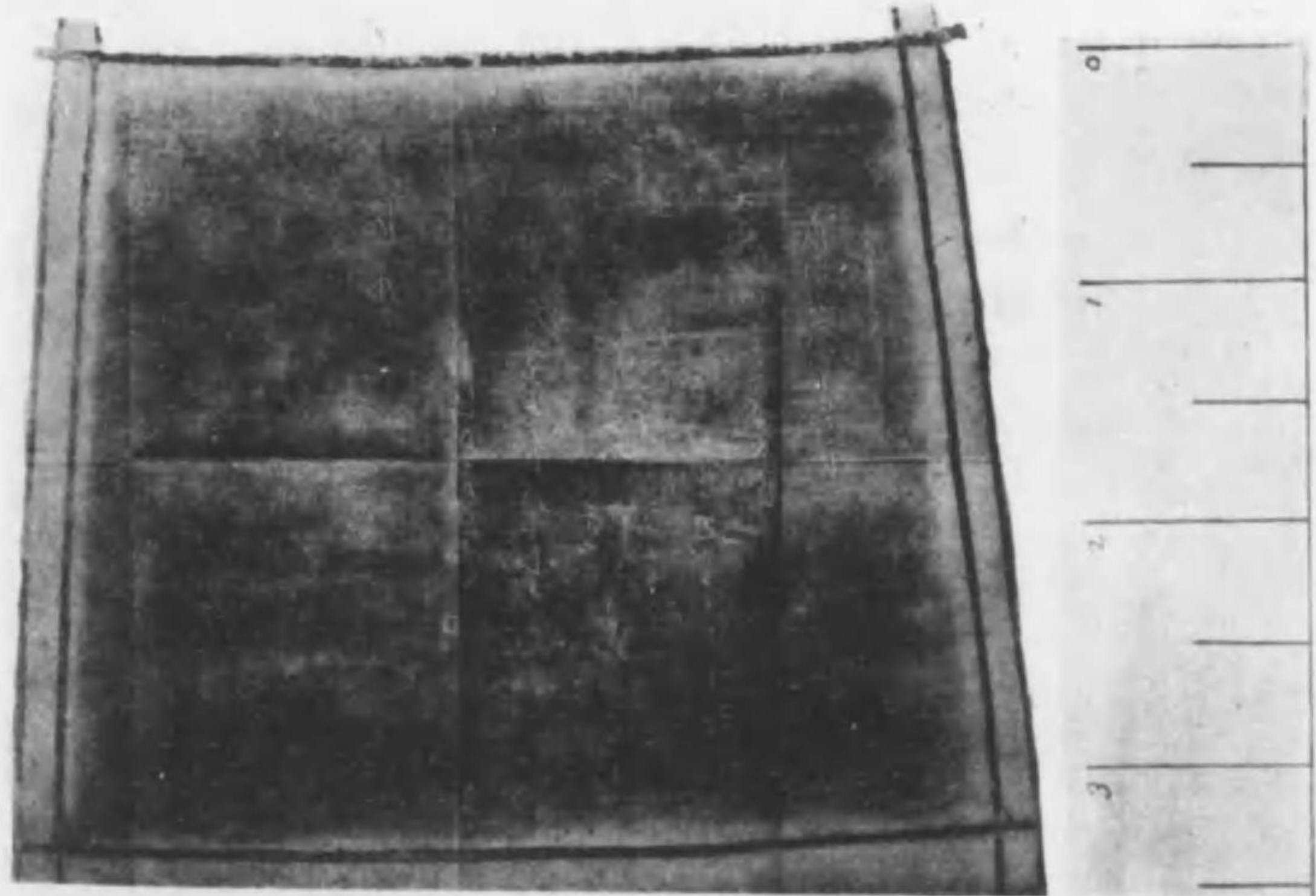
勸進沙門存惠

光明眞言(梵文)

一 藤良海 祐盛 聖圓
 存意 祐海 盛範
 宥明 乘海 西方
 存盛 純海 上座長圓
 當奉行聖海 祐惠 慶? 行覺 仕也?
 增海 祐純 善曉
 實純 奉行 舜教
 真海

□勸進良圓

右黒川眞道君所藏拓本に據る。この鐘は廢寺と共に沽却せられ、播州明石ごかの某寺院に在りしを見たる人ありといへど詳かならず、今假りに佚亡したるものと見做し置く。



三四 法案寺鐘

今の大阪市官幣大社生國魂神社は、そのかみ垂跡説に樂師如來と崇められ、法案寺はその別當たりき。慶長十一年(二二六六)豊臣秀頼公が近畿の古社寺修興の際、片桐且元の奉行として、當社及び法案寺の舊觀を復し、梵鐘をさへ新鑄せしを元和元年に至り、京都寺町廣小路上る法華宗大本山本禪寺に移されたり。

南瞻部州大日本國攝州關郡生玉大明神者、本地豎王如來也、佛宇神社之荒廢、雖歷乎幾世、無修造一字之施主、伏以、可謂億兆之君師、正二位右大臣豐臣朝臣秀頼公、欲企營繕之志厚、而乃命片桐東市正且元、且元謹奉鈞命、始于孟春、修于季秋、其壯觀也、珠璣金棟、輪困盡美矣、是鐘之設、亦復速成就也、誠時至乎矣、明神之擁護、與聖主之至德、恰如合符節、相若也、左右逢源、此功德焉、仰瞻末代耳、鐘銘曰、(十二行)

築再興地 開百福田 鍛冶爐鑪
 造建臺甌 蘭若高聳 蒲牢新懸

百八杵數	三世機緣	琉璃殿上
水精簾前	鯨吼巨海	竜濯深淵
扣擊有節	韻響無邊	上通兜率
下資黃泉	姑蘇城外	遠到客船
長樂宮裡	常濕御筵	五畿七道
千歲萬年	撫育民戶	祝延皇天

昔慶長十一年丙午黃鐘吉辰 釋門小比丘雲叔叟玄龍謹書
住吉中在家 鐵屋大工松屋五兵衛尉宗次

億兆之君師さへも無鐵砲に誇耀されたる豊臣秀頼公が巨資を捐て、再興の功をたゞへし、生玉大明神の別當法案寺の鐘は、中間九年の短期間、鯨吼を境内に掲げしのみ。片桐且元奉行の社殿は、所謂輪奐の美を三百年後に傳へしが、明治四十四年一月南地の大火に延焼し、今正にその再建中に在り。

法案寺南坊は、維新俊嶋の内大和町に移り、本尊正觀世音菩薩國寶を安置し、寺運隆興して、信者の參詣絶間なし。別章朝鮮鐘にて名高き上本町正祐寺は南坊と

共に、法案寺の塔中櫻本坊と稱へられき。法案寺創立の事は、南坊に傳ふる生玉宮縁起に詳かなり。縁起は貞應元年(一八八二)の國文のもの(寫)と、元祿十一年漢文のご兩様あり、事實は兩者とも同一材料より出でたり。これに據るに、生玉神社は、延喜式に所謂難波坐生國國魂神社二座にして、古來傳ふるところ、生國は生玉姫、國魂は三輪神なり、生玉姫の事に就ては、神話的の縁起を傳へて曰く、往古大阪の良隅なる高津原に雄蛇あり、その東に野中池あり、雌蛇棲めり、兩蛇相契ること久し、崇神天皇の御宇に、高津長者といふものあり、志宜中濱、森の三莊を主とる、夫妻嗣なきを憂ひ、天に祈ること一七日にして、妻は身りぬ、期滿ちて一顆の靈玉を産む、ある日雷聲のために靈玉二つに裂け、一女兒現はる、手に瑠瑠壺を把れり、(鐘銘に本尊鑿王如來とあるを見よ)父母大に喜び、玉の生める揚月姫と名けたり、長するに及び、婢媼比ひなく、竊かに異人に接せり、父母危みてその異人の姓名を訊ふ、異人復た來らず、姫は苧環を異人の裙に係け、その蹤を逐うて、和州三諸山杉樹の下に至り、茫乎として家に還る、父母は姫の不貞を惡み、將に刃を加へんとす、忽ちにして二神空中に現示して曰く、これ活玉命の化するところにして、活玉の

眞神は三輪神なりこの聲の裡に、姫の身は復た化して初生の靈玉となる、乃ち玉を祭りて生玉大明神といふ、後聖徳太子社殿を改造し玉ひ志宜山法案寺といふごあり。

降りて天正十六年(二二四四)豊臣秀吉公大阪築城を終り、神社を谷町に移し、後今の地域に遷座せりとなり、鐘銘に豊臣秀頼社殿再建とあるを、この縁起には、慶長十一年六月、徳川家康、片桐主膳正貞隆に命じて興復せしむごあり。尾張大納言義直は、當社を産土神となせり。大阪亡びて後、元和元年六月二日、別當南坊深祐法印家康公に謁し、舊社領三百石を賜へり、今の玉造の地は、かの靈玉より生れたる生玉姫の故事により名づけられたるなりと傳ふ。

元祿十年徳川桂昌院は、寶興を調造して神玉を安置せしめたりしかば、翌年南坊眞賢法印は、寶興に陪して江戸に下り、謝恩の意を表せりとなり、元祿の縁起は、即ち同年九月、眞賢の筆するところに係る。

予の家は代々當社の氏子にして、今玉造寺山町に住す、寺山町の名は、四天王寺の舊地といふに取れるか、或は生玉法案寺の址とあるに出づるか、はた石山本願寺

址に因みて名づけられしかを知らずと雖も、今この縁起を讀みて感慨のこれに伴ふこといと、深きものあり。

さて鐘は、元和元年林鐘(六月)本禪寺の有に歸するや、同寺塔中勸持院日求の撰文を追刻せり。その中に「元和乙卯(元年)仲夏(五月)逆亂の強俗、之を奪ひ把りて已來、造次にも持つこと無く、顛沛にも鳴らすこと無し、噫、この梵鐘、功德永く斷つに似たり、故に自ら半錢の貯へなしと雖も、一鉢を投じて之を買得し、洛陽本禪精舎に納む云々の文あり。今寺傳に據れば、この鐘は、大久保彦左衛門忠教の寄進なりとあれど、そは忠教が鐘樓の寄進といふを混同せし説なるべし。今塔中圓龍院これを保管す。

鐘は、高さ龍頭以下三尺八寸、口徑二尺八寸、口邊三寸、五行五列の乳座四區、撞座四箇、普通の袈裟禪にして、下帯に簡單なる左右唐草に挟まれて八瓣菊花を現はせる文様あり(和泉鉢ヶ峯石燈の文様に酷似せり)。禪の一區中央に「法安寺」と陽鑄す、法案寺の案を諱みたるらしきも、その故を知らず。

第四章 佛像

一 觀心寺阿彌陀佛 國寶

河内觀心寺の國寶阿彌陀佛造像記の考證、載せて續古京遺文(山田香取兩君同編)に詳かなり。

戊午年十二月、爲命過治伊之沙古而其妻名汗麻尾古、敬造彌陀佛像、以此功

德願過往其夫、及以七世父母生々世々、恒生淨土、乃至法界衆生、悉同此願、

末尾願の下に、今一字不明なり、耳の字ならんことあれど、悉同此願にて文意充足するを覺ゆるのみならず、文字らしく見ゆるものあるを覺わす。本文は兩君の考證精確にして、何等附け加ふべきなし。この光背は、鍍金銅製の如意珠形にして、光頭迄の高さ五寸三分五厘、横徑四寸二分、表面即ち直接佛像の背後に當る部分には、八瓣の蓮花紋を附し、瓣間には劍頭を挟みて放射線を現はし、飛鳥式の勁拔なる唐草文様を透彫にせり、その手法最も觀るべし。像は同書中に寫真版あり

參看すべし。

〔過往〕の用例に就ては、文學博士黑板勝美君藏維摩詰經卷第下(寫真)奥書に、己丑歲八月廿六日子時過往亡者穗積朝臣老云々の文字あり(天平勝寶二年四月十五日附)〔考古學雜誌十四〕己丑の歲はその元年に當る。

二 淨谷寺石地藏

河内富田林淨谷寺(融通念佛派)地藏堂の石像、予が手拓せし折は、恰も堂宇改築工事中なりしが、本年四月に至り、落慶遷座の式を行へり、後背前面左右に、

歿故小比丘尼報恩覺靈位

應長元年歲辛亥

六月廿七日造立

歿故濟戒眞澄覺靈位

文字の存するところ、長さ一尺三寸餘、幅各三寸五分強。〔歲〕は〔歲次〕の略なるべし。

三 廢禪興寺石釋迦

泉南郡(舊日根郡)長瀧村廢禪興寺の釋迦石像は、今同處辻堂の内に存する半肉彫のもの、それなるべし。籠内暗くして仔細に見分け難く、和泉志に所謂「建武二年八月二十二日」の文字は發見するに由なけれど、後背正面右脇下に「寅熊丸」左に「石法師丸」の刻字あり。その字體決して建武以下のものにあらず。今假りに建武の物として、これを記録し置く。石像の高さ約三尺、幅一尺に餘り、蓮花彫臺座の上に結伽趺座せり、その手法亦凡ならず。村民これを石地藏として尊信し居れり。

四 安松・石地像

和泉志に、舊日根郡(泉南郡)安松村に、承平八年(天慶元年)の石地像とてあり、然るに現今西の地藏と稱する石像村の西外れなる民家の地内に在り。後背正面向つ

て右脇に

正平十八年二月十八日□□

と刻せるあるを見る。承平のは村内に發見されず、承平八年、もしくは正平十八年(二〇二二)の誤りにはあらず。この正平の石像、もと八丁地藏とて、村外れの曠に在り、遠近の參詣者多かりしが、嘉永三年の頃、大阪なる地藏講中のなにかし講金を懷中して參詣の途すがら、追剝に罹らんとせしを、この地藏堂に身を隠して、其難を免かれしより、時人の信仰一層厚くなり、今も大阪若榮講寄進の石燈一對を存せり。今一つ、東の地藏とて、村の東外れに辻堂あり、而も承平のものは遂に見當らず。

以文會筆記抄(考古學雜誌)に見ゆる(城下岸和田)の南に安松村のさき、田地の路頭に松樹の老たるあり、その下に建武の年號ある石地藏あり、といふもの、今亦見當らず、或はこの正平地藏の誤聞ならずやと思はる。尙建武云々に就ては前項廢禪興寺石釋迦を參照すべし。

五 龜井石地藏

中河内郡龍華村龜井なる、眞觀禪寺前の辻堂に、文明十三年(二一四一)の石地藏あり、長さ後背共約四尺、幅二尺、半肉彫の手法平凡ならず、右側の刻字毀損甚だしけれど、觀尊大徳建立の意味を勅し、紀年はその左側に在り、眞觀寺の附屬にして、像は原攝津阿倍野邊より移されしものとも傳ふ。

六 住吉石焰魔

浪速奇談に、住吉奥ノ天神の乾の方、田圃の中に辻堂あり、堂中に自然石にて、焰魔王を彫刻し、右に天文七年戊戌………行………左に「八月彼岸………かやうに處々石面損じて、ことごとくは讀みがたしとあり。今、このあたり一帯に人家建ちつゝきたれど、焰魔王の石像は保存されてあり、俗に地藏と稱し居れり。前田文

林君の手拓して予に贈られたるを見るに、

妙法師 天文七年戊戌 中辻春阿行菴

妙 八月彼岸中日 敬白

とあり。紀年の部、面細字にて法號らしきを透間なく刻せり、蓋し寄附者の冥福を祈れるなるべし。

七 阿彌陀寺石地藏

南河内郡國分村阿彌陀寺(淨土宗)は、同地の儒醫柘植龍洲及びその子葛城頼山陽(門人)の墓にて知られたる寺なり。開山塔の傍らに、

不斷念佛 導師

天文二十年十二月日 蓮譽造

と後背左右に刻せる地藏石像あり、遠譽は當寺二世にして、開基は教譽上人なり

この像、長さ約三尺、幅一尺二寸許り。
廢國分寺の石地藏は、頃日その地に興されたる辻堂の内に安置せらる、浮彫の手
法観るべく、天平式のおもかげ争ふべからず。

八 久寶寺石地像

中河内郡(舊澁川郡)久寶寺村許麻神社門前の辻堂に在り、

爲景□慧□禪定門追善

天文廿一壬子四月□□孝子敬白

と後背左右に刻しあり、俗に安産地藏と呼ぶ。大正二年四月十五日、予は同村の
醫師安田覺三郎君の邸内に、廢澁川縣學鱗角堂(攝津志に見ゆ)の再興されしに臨
みし折、これを發見したり。同村の東外れにも、辻の地藏とて辻堂あり、古像なれ
ども年紀なし。

九 叡福寺山内石地藏

一〇 同 上

南河内郡上ノ太子叡福寺の山内に在り、後背右側の一行は、文字見わ分かす。左
側には、

爲□□□禪定門 天文廿二年癸丑八月□□ 施主□□助成□

と刻す、等身大の石地藏なり。

今一基、等身の大作あり、その後背兩側に刻字あり、右に「阿字中心」云々と刻し、左に

預修主安見美作守宗□壽□□ 維時弘治三年丁巳七月十三日

とあり、安見美作守といふ人の預修、即ち逆修建立なるべし。その左にある双墓
の敷石と、右手なる石地藏の石龜とは、石棺の蓋と、又別の石棺の身なるべく思は
る。安見美作守は、別章狹山池樋門の條に見ゆる如く、中世狹山池の修築工事を
掌どりし人なり。

一一 湊村石地像

堺市の南端につゞける、泉北郡湊村の墓地内に、一基の地藏石像あり。像の大きさは後背とも高さ一尺二寸、幅七寸、これを上部中央に半肉彫にして、高さ一尺九寸、幅一尺餘の石面に浮かせ、石面の左右と像の下部に

爲逆修祐宗

天文廿四年

地藏像

爲慶圓童子

爲逆修春慶

九月十四日

と刻し、左右の逆修者、即ち童子の兩親と見らるべき法名の一つくを、更に高さ八寸七分、幅四寸の位牌形の欄内に刻したるは、一種の形式なり。この石佛の建てられしより一ヶ月後、即ち天文廿四年十月廿三日、弘治と改元せられたるなり。この地は、廢正覺寺址なりといふ。

一二 明光寺十三佛

北河内郡水木村打上明光寺の境内に、高さ三尺餘、巾二尺餘、厚さ下部にて七寸、頂部にて三寸、半肉彫十三佛の下方に、

逆修

蓮 □ □ □

長 □ □ □

妙壽 □ □ □

三界

榮通久 □

道勢宗 □

正永 □ □

妙圓 □ □

第四章 佛像

の文字隠々見るべく、その下深く土中に埋れたり。川内撫古小識には、同寺弘治
碑同時の物と記せり、考古學雜誌^{四ノ六}に、梅原末治君の記事あり。

一三 足代石地藏

中河内郡(舊澁川郡)東足代^{あじろ}の辻堂に在り、像の兩側に、
永祿五年壬戌十月廿四日
河内國澁川郡足代庄
と刻せり。今大阪軌道電車の停留所北手に移さる。

一四 正覺寺石彌陀

和泉志に見ゆ。岸和田正覺寺本堂前なる地藏堂の片隅に突込まれてあり。
元龜四^{癸酉}年三月十日

南無阿彌陀佛 大法師慶祐

と左右に刻せり。石像高さ二尺三寸五分。元龜四年七月廿八日、天正と改元せ
らる

一五 藥師寺石藥師

河内志及び川内撫古小識に見ゆ。中河内郡下若江藥師寺本堂前なる堂内に在り。

天文六年

二月廿三日 宿阿

と後背左右に刻せり。寺記を閱するに、宿阿は淨土宗の僧、織田信長公の代に、京
師より來りて隱栖し、石佛を建立す、永祿十二年十月遷化とあり。

一六 慈光寺十三佛

河内^{ヒノ}髪切山慈光寺の観音堂前に、十三佛の石像建てり。打上明光寺のそれに比しては小形にして、右肩に天正十九年辛卯十月十五日と刻せり。佛像は天盖の下に一軀、その下三軀四行の半肉彫なり。

一七 長瀧村石地藏 附金川氏石井欄

泉南郡長瀧村大字長瀧に地藏尊を刻せる石柱あり、高さ約三尺、幅一尺三寸。小々やかなる芝地に、一段土を盛り上げてこれを建て、三方に各地蔵尊を陰刻にし、正面の右に「奉造立」、左側には「慶長十三年戊申八月□日」の刻字おぼろげに認めらるゝ外、その他の文字は磨滅して讀み易からず。地藏尊三體を刻せるを誤認して、村民はこれを青面金剛童子と做し、庚申塚として崇奉し居れり。村内に大阪の金川氏別墅あり、その庭園の井戸側石の右側上面に同じく「慶長十三年戊申八月吉日 永井喜兵衛」の刻字あるを見る、この井戸側石は方四尺に近く、中央割抜きのところ、その大きさ、シツクリこの地藏石柱を箆め込めて適好な

るを想はしむ、さればこの井戸側石、初めは地藏石柱の臺座なりしもの、轉じて同氏の藏に歸せしにはあらずか。

同園内の池上、また一座の大巖石あり、こは同村廢禪興寺の塔婆礎石なりしを、安政年間ごかに、この園の舊持主喜多氏が白米一石に買へて、これを搬致せしものなりといふ、今その表の平面部を下(水面)に伏せれば、打見たるところ天然の巖石としか認められず、同別墅の管理者は、この礎石と同時に、井戸側石をも園中に運び來りしなりと語れるより察すれば、その地藏石柱の臺座たりしにあらずやとの想像は、強がち事實に遠からざるべきか。

附 載

- 一八 石切劍箭神社塑像
- 一九 廢 曼 寶 院同上
- 二〇 勝 軍 寺同上

弘法大師自作と傳ふる辨財天十五童子の塑版像、世に傳ふるもの少なからず、大抵長さ九寸許、幅七寸許、厚さ一寸許の煉土製にして、背面には手形左の掌を押し、四めて、

天長七年七月七日（拇指）

於江嶋辨財天法

門秘密護摩

空海印

一万座奉修行

以其灰此形像作者也（小指）

の陽文を識す、うの字體後章弘仁の長田神社鏡と酷だ相類せり。日本圖經に載せたるは、清人顧濠が名古屋にて手拓したるものよしにて、文字を讀み兼ねて誤りしところ多く、一萬座の中の一枚なるべしとて、大にこれを稱美し、罕見の物にて、大和藥師寺の佛足石と對峙すべしなど云へるは、見當違ひの買被りなり。攝河泉三州の中にも、從來知られたる限りにては、河内舊交野郡見光寺、舊丹南郡今井村草庵の二箇所に、この物ありと稱せられしが、いづれも廢寺となりて、現

品の所在確かならず。今井の分は、予その舊拓本を藏せり、近ごろ又大戸村神並の石切劔箭神社、及び中河内郡龍華村大聖勝軍寺に於ても、この塑佛を觀たり、而も果して天長年中空海の作なりや否は、決して保せられず、今は唯古來の名物として、こゝに掲げ置くのみ。尙一言附加し置くべきは、その掌の大きさ、餘り小さ過ぎて、佛教上の大權を握りし、空海らの人の手としては、餘りに似合はしからざるにあらずや。

一一一 青谷石棺地像

河内の大和川筋なる青谷より、國分に通ずる間道の南側なる、寡婦家より發掘せりとの説ある、石棺の蓋の内面に、地藏像を刻し、正和二癸丑十二月云々の文字あり、今村内の辻堂に安置す、石棺の蓋を利用して像を刻せるは、他にその類例を見ず。考古雜誌一三ノに、梅原末治君の考證と見取圖とあり。

一一一 岸和田城石地像

〔岸和田舊城の堺町御門より入りて路頭に正平の年號ある石佛あり、正平地藏といふ〕以文會筆記抄(考古學雜誌に見ゆるは、和泉志の所謂岸和田城隍祠の傍らにありといへる、正平十二年のそれなるべし、今その所在を知らず。

第五章 燈臺

一 觀心寺鐵燈

河内觀心寺に、後白河院法皇御奉納と傳ふる、鐵燈臺一基、本堂の前に立てり。

奉鑄大燈鐘事

- 光佛證三明
- 燃燈仕佛之功
- 阿那律得天眼界
- 前挑燈之力順逆
- 緣 得益遂功者
- 光目燈存燈
- 緣 鑪持展轉相
- 令然

- □ 基燈 鐘 □ □
- □ □ □ □ □ □ □
- □ 佛與神之 □
- □ 今住侶每曉更
- □ □ 民例時之松
- □ □ □ 等五 □
- □ □ 一天安穩四 □ □
- □ 二親得脫先師 □
- 嗟呼鐘炎久耀遠
- 續龍花會之朝燈光
- 長照遙臻星宿 □ □
- 衆生法界利益自然敬白
- 貞永二年 巳(癸) 中春日願主
- 沙門良心 大工大原 光(爲)

敬白

貞永二年(一八九三)は天福元年なり(四月十五日改元)後白河院法皇はこれより先、
建久三年(一八五二)崩御あり、良心といふ僧の寄進なりしこと、本文に明記あるが
如し。

文字は陽鑄にして、その體大和古體ともいふべき一種の風格あり、磨滅の部分多
く、通篇たやすく讀下し難し。四方火袋には透し井筒形のうちに、四天王を現は
せり。文字の存するどころ、長さ約八寸、廻り三尺二寸許りに及べり。

二 土師神社石燈

南河内郡道明寺村なる土師神社はの神苑中央に一基の石燈あり、文に云ふ、

奉法入

天地院

御寶殿

康元二年

年 巳丁

正月十日

五日造

立畢

棹石を回りてこれを刻す、文字の存するところ、高さ七寸、周り二尺二寸。この石燈は原と太宰府天地院の物なりしを、いつの程にか、藩主黒田家の園中に移されしが、維新前大阪の御用金方某、積年の勞に酬いられ、某はこれを日ごろ尊信せる道明寺天満宮に寄進し、梅香院の庭中に建てしものなりとぞ。全形完好、近々國寶に編入さるべしといふ。

三 興善寺石燈

和泉の極南海に沿うて多奈川村あり、大字谷川たがほの東川に架せる一軒屋橋といふ

を渡り、河原傳ひに行けば興禪寺に入る。一段高き大日堂の前に一基の石燈あり、壞敗甚だしく、三本の石の支柱さへいと危げなり。棹石の上欄に、

和泉國谷河庄

興善寺

正平廿一年 丙午

九月廿八日

沙彌宗實

の文字を見る、半ば漫滅せり。別に天保十年秋、當村の出身にて和歌山人となりし和田正主まさし本居大平の門人が、名だるる石燈の行末を思ひ、特に摸造寄進せしもの一基、彼方に立てり。その上欄には右の文字を摸刻し、宗實を宗賢に作れり、住僧は宗實こそ正しからめと語る(和泉志にも宗實とあり、分國訪古録には宗賢に作る。その下欄には、

以末毛万他

武可之刀奈

真牟余々哥
 化岳不利奴
 留加多乎子
 都志天曾於
 久
 元此里仁生
 低今紀伊國
 若山个住累
 和田九内橋
 正主、天保己
 亥秋

と刻せり。寺に當時竟宴歌の卷物を藏す。その内に、

春
 燈の花さへうへて谷川にちよふる寺の
 春を見るかな
 伊達千廣
 社

秋ごさのみぢの色を庭火にてたねぬ
 光を神ぞしるらむ
 本居内遠

池

蓮葉の露の白石きのふまでいはの底に
 もしづきけるかな
 加納諸平

祝

五百させのかけさへ見ゆるこもしびは
 千世ふる寺の光なり覺
 和田正主

見るべし、當時紀の國の名家筆をそろへて石燈摸造の成功を願せしさまを。石
 燈總高さ八尺五寸、火袋は六角にして、六面とも蓮臺に梵字あり。石の支柱は、天
 保年中玉垣(今跡方もなし)と共に、同じく本居大平の門人、堺の上條良材(柳居と號
 す)これを寄進せりとぞ。

四 日部神社石燈

泉北郡鳳村（みづのり）の南はづれより東南半里ばかりにして鶴田村の内、草部に入る。不動尊にて名高き行興寺（ぎょうこうじ）の石燈は、今隣地なる日部神社（ひべ）同寺はその神宮寺たりきの玉垣内に移され、模造品と二基、社殿の左右に並び立てり。方形の棹石の左右



和泉國 大島郡草部上條
午頭天王燈壇也

正平二十二年己卯月八日

と刻し(和泉名所圖繪に二十二年とあるは誤り)表裡兩面には、登り龍降り龍、臺石、

火袋共一面に彫物あり。火袋は角取にして四天王、その正面を空洞にし、その左右兩面に、唐草兩面とも變り模様（かまぼこ）に陽刻の日輪、裏には雷紋に陰刻の日輪を現はしたる手腕凡ならず。模造の方には、

泉之草部午頭神祠石燈者、楠氏之所寄也、多歷年所而缺一基、今恐古踪泯、以模其舊製、欽並建焉、
享保癸丑八月六日
施主 淺井忠榮拜誌

右棹石の裏面には

魏魏神徳 赫赫明燈
克感克應 地久天長

とあり、古製一基を缺げりとは、全く施主の考へ違ひにて、古製こそ一基なるべけれ、さるにても古踪の泯びんことを恐れて、その模造品を寄附せし志いごめでたし。興善寺のものと共に、泉州金石界一對の佳話を傳へたるもの。社傳には、楠木正儀の寄進とあり。

五 天澤寺石燈

川邊郡六瀬村木津天澤寺の書院庭中に、一基の石燈あり、

願主一結衆等敬白

應永十年癸未十二月□□

棹石文字の存するところ、長さ一尺六寸、幅五寸。

六 櫻井神社石燈

泉北郡(舊大鳥郡)上神谷の鉢ヶ峯長福寺は、天智天皇の白雉年中に、法道仙人飛鉢の法を修めてこれを創めしに、享保年間徳川家に憚るところありとて、法道寺と改め、別に開谷院の號あり(享保二十一年即ち元文元年版の和泉志には仍長福寺の名を用ひ、鉢ヶ峯を蜂ヶ峯に作る)。古來一の宮大鳥神社の奥の院と呼び、鎮守

の祠を國ノ神社(五所權現)と稱へしが、近年同村片藏の櫻井神社に合祀され、その境内に在りし古石燈も、今はここに移轉せられたり。

鉢ヶ峯山

應永十九年

五所權現

勸進 頁 秀

長福寺

三月十七日



泉州鉢ヶ峯山 長福寺開谷院

と二様に棹石に刻し、火袋の上部に簡單なる唐草模様の中に、十二瓣の菊花を陽刻せり。その臺石には、側面を各左右二ヶ所に仕切りて、蓮座の陰刻あり。移轉勿々、未だうの組立を了らざりしを、予は同社掌井守忠輝君の助力を得て、これを手拓せり。

七 杭全神社石燈

攝津平野郷杭全神社の參道の東側中程に在り。

天文二十辛亥年

奉寄進 末吉藤右衛門

九月五日

末吉家は平野郷の名家にして、外國貿易の全盛時代に當主の寄進せしものなり
社庫に又貿易史料に供すべき繪馬類を藏す。

藤右衛門名は行増法號道音、今の末吉家(勘四郎、増臣兩君)の祖先なり、天正十一年
正月十九日、九十一歳にして歿せり、一女五男あり、長男増之家を承く、孫治郎兵衛
は大阪の安井道頓と共に、今の道頓堀を開發せし人なり。この燈臺は即ち藤右
衛門五十九歳の時の建造に係る。

八 土師神社石燈

河内道明寺の土師神社本殿と拜殿との中間外部に、左右一對の石燈あり、その一
基に

河州志記郡道明寺

文祿(四)乙未曆 施主千代女

と一行に刻せり。文字の存するところ、長さ二尺四寸、幅一寸五分。道明寺は一
に土師寺と稱へ、本堂と相對して菅原道真公を祭りしを、維新後分離せしなり、
石燈の款識「志紀」を「志記」に作れり。拓本は鹿島萍水君贈るところ。

九 譽田八幡宮石燈

河内譽田八幡宮の拜殿前に一基の石燈あり、棹石は六角造りにして、その三面に

奉寄進

第五章 燈臺

畷田八幡宮御寶前石燈籠

慶長十年乙巳正月吉日 三好丹後守源房長
と刻せり、三好丹後守房長、未だ考へざれど、蓋し阿波の三好家の一族たるべし。

一〇 蟻通神社石燈

ありこほし蟻通古へ或は有通に作る。泉南郡長瀧村に在り、本殿玉垣内の右手に一基の石燈あり、棹石に

泉州日根郡長瀧庄

蟻通大明神石灯籠

尾州春日郡□山住

右衛門尉立

慶長拾二年 丁未 八月吉日

とあり、文字存するところ長さ七寸、周り一尺一寸許り。

一一 光瀧寺石燈

南河内長野驛を距る三里、瀧畑村なる福玉山光瀧寺の本堂前に、高さ五十尺の、光の瀧なり、その奥四十八瀧は夏知らぬ仙境と稱せらる、寺に一基の古石燈あり、棹石の上下段に

尾州春日井郡 豊橋住吉田治左衛門尉

奉造立石灯 籠、光瀧不動明王寶前

慶長十二年 丁未 二月十日

頂部に梵字あり、文字の存するところ、長さ一尺六寸、幅五寸、火袋の臺石四邊に、桐紋二箇づゝを陽刻す(大道寒溪君の手拓本に據る)。和泉蟻通神社の石燈と共に、同年の造立にして、而も同じく尾張人の寄附なるは、一對の現象なり。

附 載

一一 殿村氏東大寺鐵燈

大阪の富豪殿村家(舊米屋平右衛門^{通稱})の別荘に、原東大寺の鐵燈を置けりといふ、文化元年蘭惣逸人(三浦蘭坂)の考證あり、左に掲ぐ

大阪府買人殿邑氏別荘置乃樂東大寺古鐵燈臺、或曰嘗寄黃金數百片、所乞得焉、

余偶過觀之、其三面粗全、而背則缺損矣、前中央、有東大寺大佛殿六字、東大二字

(東大寺の東と大佛殿の大と)所蓋、不得全見、其右有永治□□七月納所沙門實英數字、永治下似有

元年等字、漫換不可見、沙門二字、亦稍難見、其左有大工備前重久六字、皆陽識也、實

六百年上之物、豈不奇珍乎、今圖其形、摹其文、以備同好之玩弄

文化紀元之春

蘭惣逸人誌

第六章 鏡

一 長田神社鏡

舊矢田部郡(武庫郡)の式内なり、貞觀元年正月從四位下を授け奉ること、同式内生田神社に同じ、今も神戸(兵庫を含む)にては東西の兩大社として相對立せり。日本記に、事代主の神託、皇后(神功)に誨へて曰く、吾を御心長田國に祀れど、則ち葉山媛の弟長媛を以てこれを祭らしむとあり。當社に傳ふる古鏡三面あり、その最も古きは弘仁元年のものとして、集古十種その他に掲げたるは、稜角の鈍き八稜鏡にして

大國主神 天下泰平五穀

大物主神 成就國家安納民

大己貴神 福壽一切運力勸願

志固男神 弘仁庚寅天九月十一日

八千弋神 淳和王

天國玉神 御所神事空海七日護摩焼

顯國玉神 社司從三位中將中臣春榮

の陽鑄文あり、淳和王とあれば無論弘仁期の物にはあらず。

世に大師の作と傳ふるもの何ぞ限らん、下總結城郡沓掛村香取明神の神體の如き、大同二丁亥仲夏十五日、空海の款識(陰文ある石版?)あり、字體この鏡と略相似たり、参考の爲こゝに記しておく。

二 同 上

三 同 上

傳弘仁鏡と共に、當社に尙

建久壬子年

武運成就 賴朝

の陽鑄ある圓鏡(徑七寸)を藏す。建久

三年は源賴朝征夷大將軍となりし年なれば、うの奉養の意を寓せしものなるべし。足利高氏は又征夷大將軍となりし年より十五年前に

正中甲子年願神鏡

高氏武運長久

の陽鑄(圓鏡徑七寸)ある神鏡を奉納せりと傳ふ。

四 中天神社鏡

大阪市北區上福島の中天神社鏡は、圓形分銅鈕にして、



奉寄進

天満宮御寶前

于時永和第五己未二月日

願主左近將監仲原沙彌性久

と左右に二行づゝ刻せり、周縁には同心圓の子持線あり。

附 載



五、六 杜本神社埴鏡

南河内郡駒谷の廢金剛寺、舊と埴鏡二面を藏す。甲は表に雲に日輪、裏に寶劍の形を刻し、右經津寶、左、以天香山土造、天平二年三月朔日、乙は表に波に月輪、裏に片刃の寶劍を刻し、同じく右經津神寶、左、天平二年三月三日造、矢作連と刻す、徑共に

八寸。明治の初年同寺廢して、寺主の齋山口鼎三君の手より杜本神社に之の保管を託し、今は同社信徒總代たる矢作鹿太郎君の家に在り。この物の眞偽如何は、こゝに言ふことを避くるとして、集古十種に始めて著録されしより河内の一名物となれり、殊に覺峰阿闍梨の秘愛として、一層世に之の名を知られたり。月鏡の表、左の肩に勾玉形の文様あり、恐らくは何人かのいたづらなるべし。

七、八、九 船氏古墳出土漢式鏡

河内國分山なる船氏の古墳中、喜田博士の所謂王辰爾墳墓は、今を距る二百八十五年、前なる寛永六年春、一旦賊の爲に發かれ、石棺中の朱を奪はれたりし節、古鏡三面同じく出土せり、蓋し賊の委棄せしものに係る。同村平野屋勘三郎といふもの、これを發見せしを、村の宿老ども、これを村内なる式外天王祠(今の國分神社)の寶物として、同祠の庫中に納めしは、同年四月廿八日に在りき。三面とも檜材

の曲物に收め、蓋裏にうの山を記せり、今同村西尾良一君これを管理し、余は同族西尾兵一郎君方に就きこれを手拓せり。

その一 四神四獸鏡

徑七寸六分、外縁厚さ四分。鈕高く、振形座を繞らし、座の徑一寸五分、内區に二神二獸相對し、二神と二獸との間に、各四層の藻狀文様を挟み、うの間に同じく振形座の四乳突起し、藻の下部にも尙同座の四乳を現はす、銘帶の篆文六十餘字、宜子孫云々を數ふ、内區を繞りて外に向へる斜面に鋸齒紋帶あり、外區は銘帶の外に斜行楕齒紋帶、次に鋸齒紋帶、次に複線波紋帶、次に又鋸齒紋帶あり、以て内縁(素紋)に至る。うの形式は全體に東京帝室博物館所藏の、近江野洲郡祇王村大字富波出土のもの(高橋健自君の「鏡と劔と玉」に酷似せり)。

その二 四神二獸鏡

徑七寸三分、外縁厚さ三分五厘。鈕及び鈕座とも前に同じく、うの徑亦同じ。内區の二神一獸相對し(獸は二獸その形を異にす)、神と獸との間に三層の藻狀文様あり、その下部に魚形を現はし、神と獸との間に振形座の四乳あり、内區を

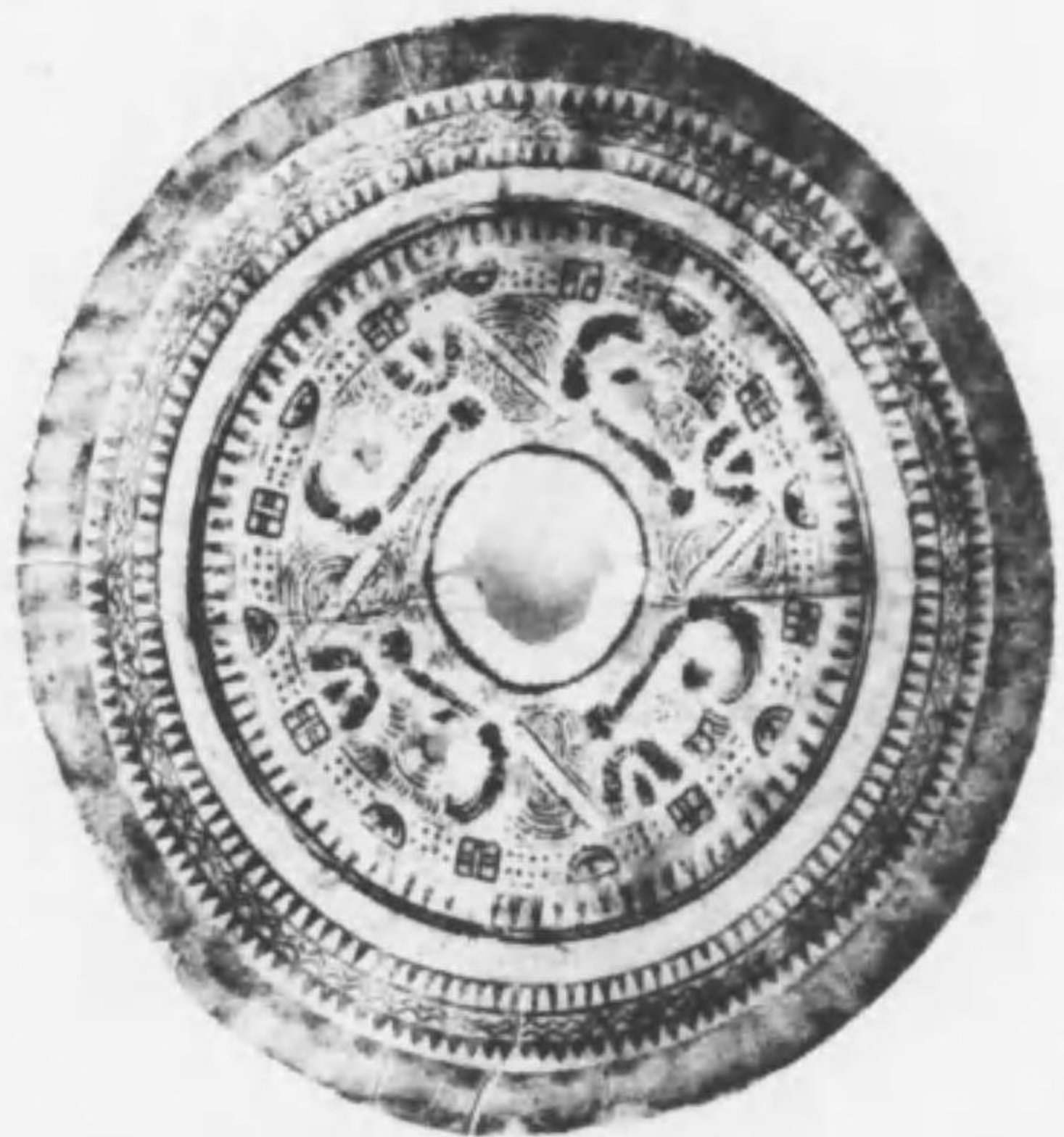
繞りて、外に向へる陽文の鋸齒紋帶あり、銘帶(吾作明竟云々)の文字は魚眼を以て相隔てられ、圍中に記せる文字と、左文字と相雜れり。すべて二十四字。次に楕齒紋帶、以外みな右に同じ。

その三 龍鏡

徑四寸六分、外縁厚さ三分、鈕高く、座なし、内區には龍數體を現はし、乳なし、銘帶(長保二親云々、三十二字)、次に楕齒紋、以外みな亦右に同じ。三面の形式文様以上の如く、いづれも瑩潤、玉に似たり、蓋し漢式前期に屬するものにして、この種優逸の物たるを失はず。船氏古墳時代の遺物として、毫も疑ふべからざるものとす。その寫真版は歴史地理(十九)に掲げられたり。

一〇 廢大野寺鏡

泉北郡東百舌鳥村大字土師の土塔といふ處に、行基の開創せし大野寺の址あり、今堂宇一棟、その名残を留むるのみ。元文二年この堂宇建立のをり、土を掘りて



一面の漢式鏡を獲たりき、今檀徒總代
瀧川政太郎君これを保管す。
この鏡は徑五寸八分、外縁厚さ二分。
鈕高く、座は徑一寸三分、内區に波上龍
龍四體を配し、波間斜に棍棒狀を現は
し、無乳なり、内區を繞りて銘帶あり、方
形と弧形と相錯綜して、内に模様化せ
る文字あり、その字間に各二列四箇づ
づの小珠紋を置き、これを繞りて二重
圈内に外に向へる鋸齒紋帶あり、素紋
帶を隔て、鋸齒紋、複線波紋、鋸齒紋帶
あり、以て素紋の内縁に至る。内縁の幅
比較的に廣し。内縁の一部に「大野寺」
と墨書せらる。蓋し出土の際記せし

ものなるべし。この鐘の形式は、漢式前後期の中間にあるものゝ如く、行基開創
時代を運るゝものにあらず。

鏡函は元文出土の際のものにして、蓋にその來由を記し、(家原寺久藏院第一世無
端和尚の筆)函底には、當時の住持たりし中興安流實覺和尚(泉涌寺末)の自署あり
實覺は同郡上神谷村小谷氏の出なり。

一一 高林氏 鐘

泉北郡西百舌鳥村赤畑の高林六郎君附近出土(土塔方面か)の漢式鏡一面を藏す
徑五寸七分、外縁厚さ二分許り、鈕高く、櫛齒帶の座を有し、徑一寸六分、内區に持送
紐結の文様と四乳とを配し、二重圈を隔て、大野寺址出土鏡に似たる銘帶あり
これを繞りて斜面に櫛齒紋あり、珠紋帶と珠紋帶とに挟まれて銅鐸に見る如き
斜線ある鋸齒紋の、外行内行相噛み合ひたる一帯あり、以て素紋の内縁に至る。
その文様最も珍らしく、内區の手法殊に和らかにして、漢式後期のものと見られ

その一部缺損したれど、大野寺鏡と共に雙壁たるを失はず。



第七章 金口

一 大田氏金口

三島郡三島村大田善右衛門君所藏の金口は、原と大和秋篠寺の物なり。

秋篠寺鐘 大工四郎友氏

正安三年辛二月晦子

別當法印光譽 執行盛尊

柴田常惠君の手拓本に據る、

二 福祥寺金口

武庫郡須磨村福祥寺(俗に須磨寺)の本堂に吊さるゝ金口は、直徑一尺五寸、金口中稀に見るところの大物なり。挿座は徑三寸、八瓣十二房の蓮花紋を現はし、周縁

は二重圏、内區に大小の三重圏(中央の太き)二帶を有し、左右の外區に

福祥寺金口、願主式部法橋長賢

貞治五年^{丙午}五月十一日

の鑿刻あり。貞治五年(二〇二六)は、正平廿一年に當る。

攝津志を見るに、永正年中の募縁簿を藏す、文明三年罹災の爲再建の資を集めんとせし時の物なりといふ、この大金口、當年の火災を免がれて儼存し、南北朝時代に於ける須磨の片影を傳ふるは喜ぶべきなり。拓本は武岡博三君の贈るところに係る。

三 正井氏金口

堺市前田文林君、曾て宿院の露店をあさりて、古金口一具を獲たり、二重圏を以て周縁を劃し、

土州八幡庄正法寺常住^印?

永享七^{乙卯}十二月八日、吉重敬白

と刻せり。正法寺の事、沼田頼輔君に質してこれを知るを得たり。南路志に據るに、正法寺は舊土佐國安藝郡羽根村に在りしが、天正の地檢帳には、天王崎之村

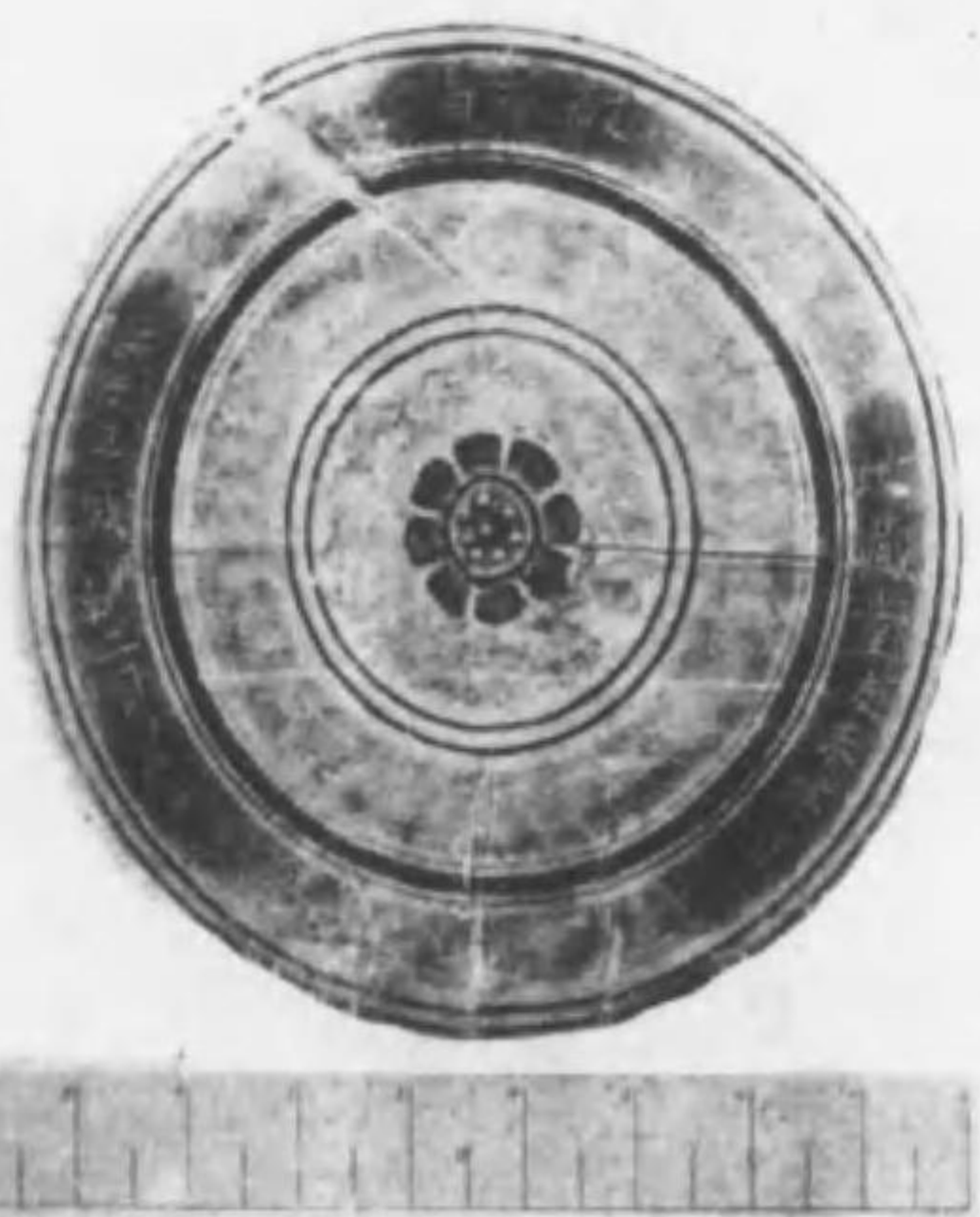


正法寺今退轉し、寺中十代、内六代は堂床とあり。編者の説に、同寺金口、移りて土佐郡久万村金性院に在りとあり、その銘なりとて出せるは、正しくこの金口の刻文に同じ。常住の下の一字、同書には「芒」の如く記せり。羽根村は或は八幡^{ハチワン}の轉訛にはあらしか、正法寺

の境域十代、堂敷地六代とあるは、采女氏壁域碑に見ゆる、四十代の代と同じき測地法に據れるにや、一千餘年前の代といふ測度を天正の頃に見るも珍なり。金口は今轉じて、前田君の戚族正井喜兵衛君の愛藏に歸す。

四 友淵地藏堂金口 附廢盛福寺鐘

大阪城北なる都島村友淵廢盛福寺址地藏堂の金口、攝津志に見ゆるもの、今藏して友末家に在り。同家の開祖吉左衛門は橋氏、數世の孫彌右衛門に至り、田地を本派本願寺寂如上人に寄せて、兼帶所の號を授けられ、金口を懸けたる地藏堂をその儘、宅を捨て、友末寺と稱せり、これを今の主人七世の祖とす。舊記は洪水の爲に流失して、盛福寺の廢せし年代、及び地藏堂開創の詳を知るに由なし。主人の物語りに、廢盛福寺の古鐘は、西宮六湛寺茂松庵に移りしが、慶應の頃、同寺より引取るべきやとの照會ありしも、そのまゝになれりと、先代より聞きしことありとなり。而も予の探討



したるところにては、六湛寺に今この鐘を傳へず。享保開版の攝津志に、何れの時六湛寺に移りしやを知らずとあれど、鐘の款識に據れば、文永十一年(一九三四)鑄造のもの、嘉慶元年(二〇四七)西宮に移されしなるべし。さて金口は徑八寸五分、中心表裏とも九房八瓣の蓮花紋を陽鑄したり、同心の周縁に、

地藏堂友末建立

天文三歲甲午二月吉日

の刻文あり。頂邊に「敬白」の二字あるは珍らし。又古瓦一枚を示す、巴瓦にして葉菊の文様あり、その様式を見るに天文前後の物なるべし。外に古鏡一面を傳ふといふ。

前田惇君所藏、大阪本町一丁目古圖(東西御役所附御繪圖師大岡壽卜書とあり、年紀を欠きたれど天保頃のものならん)に附録となれる、同町伊丹屋いく友淵村所有田地圖にも、友末寺と記して民家のさまに書き做せり、この頃已に民家のまゝ寺名を負ひたりしを知る。

廢盛福寺鐘銘は左の如し。

盛福寺鐘也 願主成佛

攝津國西成郡船淵庄

盛福寺鐘

右鐘者九禍去尼蓮向厄???

三文永十一年甲戌卯月九日

願主成佛

大工助永

攝津州武庫郡西宮

六洪禪寺公用鐘也

嘉慶元丁霜月十八日

願主講衆等

并施主上音

附 載

五 河内二ノ宮金口

河内舟橋村(今北河内郡楠葉村)二宮神主の家に藏する金鼓古雅なり、

奉施入吉岡明神

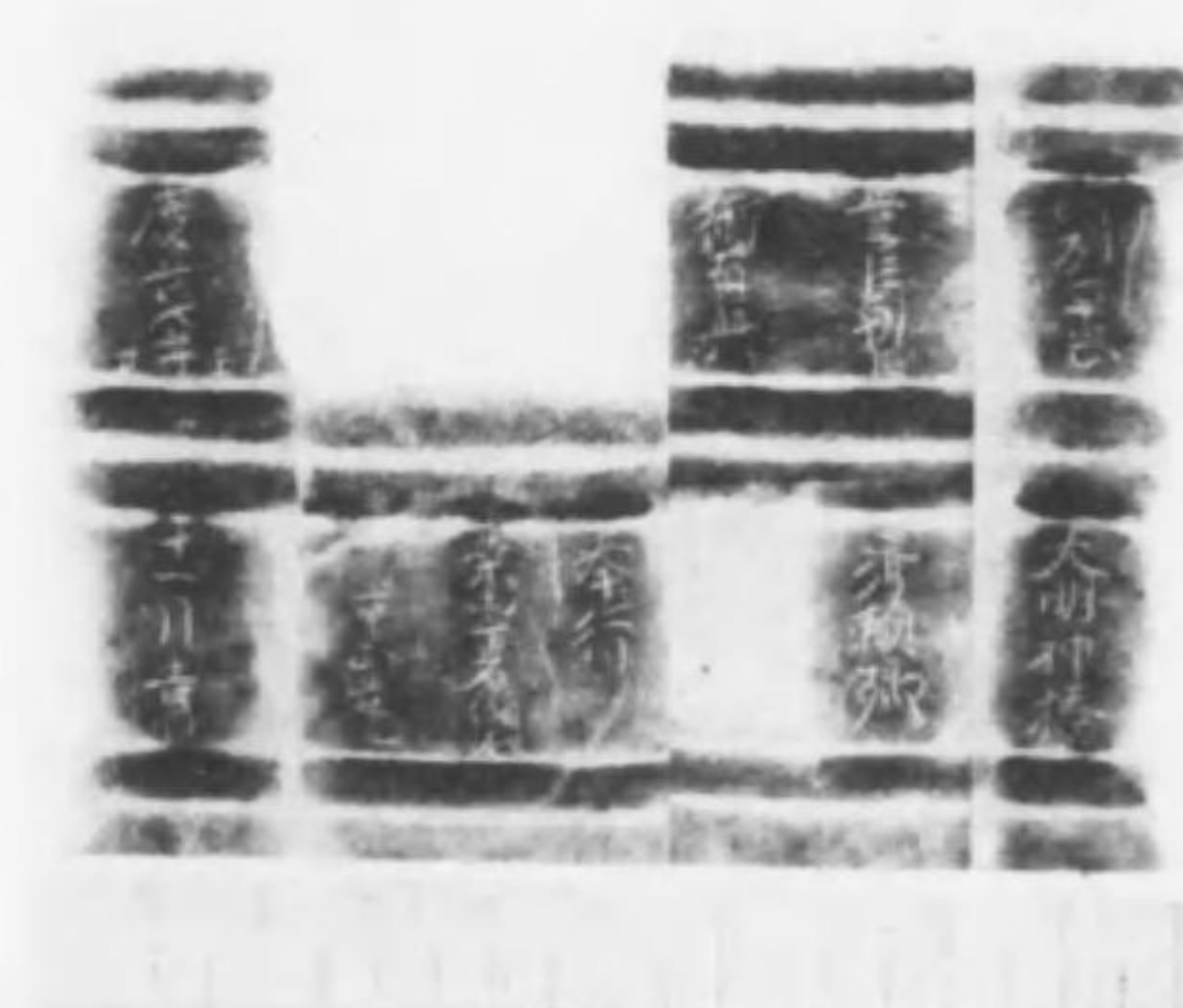
永享二年十月日 願主善六

とあり、吉岡明神今知れず、境内地藏堂に掛けありしよし、以上以文會筆記抄(考古學雜誌)に見ゆ。今その所在を知らず。

第八章 擬寶珠

一枚岡神社擬寶珠

河内官幣大社枚岡神社の神橋(石造)に、慶長の擬寶珠左右三對ありき。現在設備のものは、模造品一箇、他はことごとく新製品なり。舊物は曾て盜難に罹り、今は只一箇神庫に藏するあるのみ。



河州平岡大明神橋

豊臣朝臣秀頼卿

御再興

奉行

桑山市右衛門

重正造之

慶長七年 十一月吉日

壬

と切り、字體多くは壞れたり。壬_ナは即ち壬寅なり。豊臣氏の威力衰へて、その翌八年には、徳川家康公江戸を開府せり。當社は舊河内郡出雲井の古社にして一の宮と稱へ、元春日とも呼び、四座の本殿並び鎮まれり。

二 叡福寺擬寶珠

豊臣秀頼公は、又慶長八年(二二六三)河内上ノ太子叡福寺の太子堂を再興し、その紀念を今もその擬寶珠に留めたり。諸書多くはこれを誤りて鐘となせり。

河内國 石川郡

叡福寺

御太子堂 御再興

内大臣 豊臣朝臣

秀頼卿 奉

鈞命 御奉行

伊藤左馬頭則長

于皆

慶長八歴癸卯十一月

吉祥日

三、四、五、六 金剛寺擬寶珠

河内天野山金剛寺の大日堂(五佛堂)大師堂(後村上天皇觀月亭)多寶塔、水分大明神社(高野明神)みな亦秀頼公の再興なり、擬寶珠にそれ〱記念彫刻あり。

天野山大日堂

右大臣豊臣朝臣秀頼公御再興旂

慶長十一歴丙午六月吉日

片桐東市正且元奉之

吉田次左衛門保好奉行之

天野山金剛寺寶塔

奉内大臣豊臣朝臣秀頼公御再興鈞命

慶長十一年三月吉日

御奉行 森嶋長以

天野山弘法大師堂

右大臣豊臣朝臣秀頼公御再興旂

慶長十一歴丙午六月吉日

(以下大日堂と同じ)

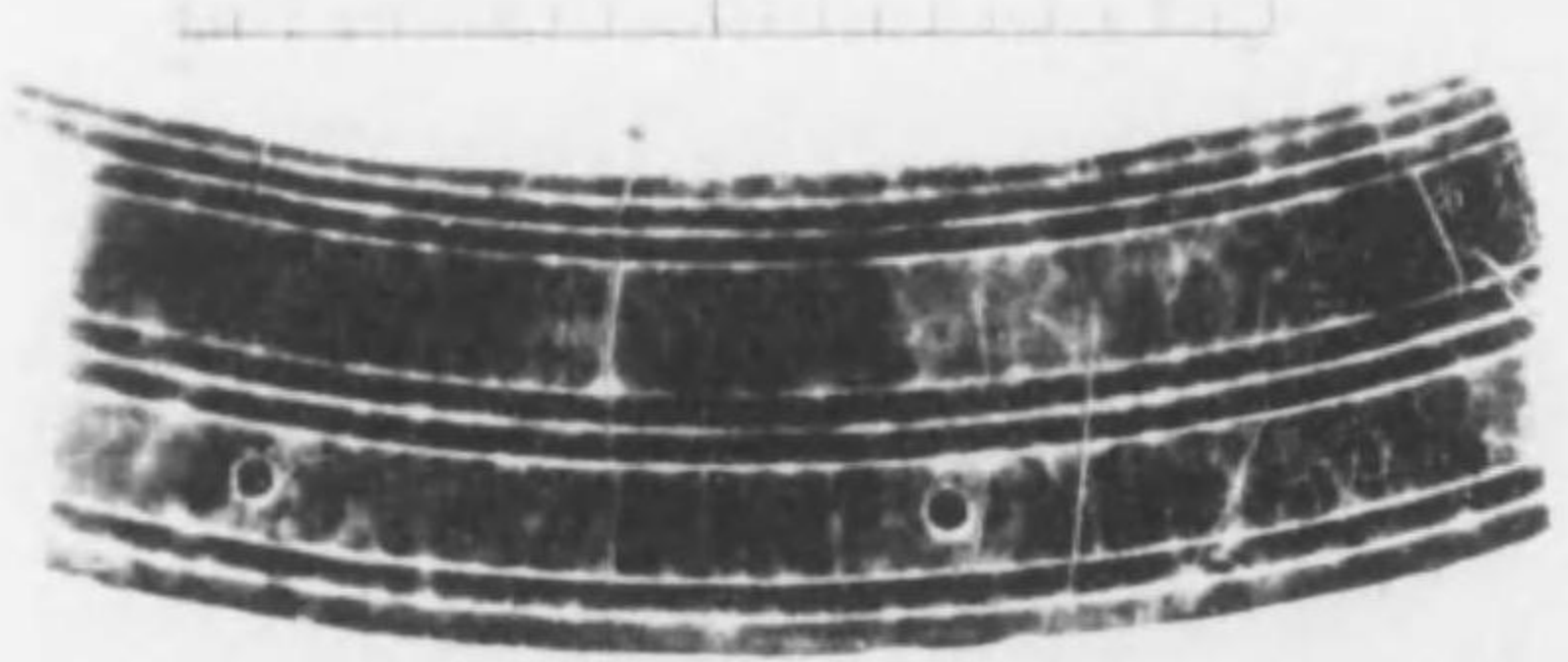
天野山金剛寺水分太明神

奉内大臣豊臣朝臣秀頼公御再興鈞命

御奉行 片桐東市正

慶長十年正月吉日

秀頼公の内大臣に任せしは、慶長八年に在り、今この刻文に、三月には内大臣とあ



り、六月のものには右大臣と記す、以て右府昇進の時代を知るべし。秀頼公が近畿社寺の廢頽したるものを再興せしには、莫大なる費目を要せしこと、言ふ迄もなく、すべて徳川氏の指金を以て餘儀なくせられしこと、史上に隠れなき事實なり。社寺再興の名を残せしは、秀頼公の名譽ととも、一面豊臣家滅亡の悲史の序幕とおもへば、感慨無量なり。水分祠のものは、山麓の鞘橋の欄干に在り。

附 載

七 高麗橋擬寶珠

大阪東横堀川高麗橋の擬寶珠も、同じく豊臣秀頼卿の命を以て、慶長九年に施設されたるものにして

慶長九年

甲 八月吉日

辰 御大工

奉行 吉久

大阪陣に安藤右京進重長これを戦利品とし、久しく同家に傳はりしを、その後福嶋縣松本祐順君の手に歸せりと、沼田頼輔君の文考古界三ノに見わたり。

第九章 瓦

一 葛井寺瓦

瓦に年紀あるもの、全國を通じてその數多からず、而も久安紀年のもの二種、同じく南河内郡に在り、いづれも同一形式より成れり。
西國觀音第五番の札所たる河内の葛井寺（剛琳寺）に、
葛井寺後脩理瓦（日ノ目三上寺三治ノ）の陽文を現はせる唐草瓦を藏す、瓦の中央を界線にて劃し、兩極端より筆を起したるは、次の西方尼院のと相同じ。



二百五十八

但尼院のには中央の界線を見ず、何となく引縮らぬやうなり。長さ九寸、幅一寸二分（縁を除く）にして、尼院の八寸二分に九分なるに比べて、何れの點よりするも葛井寺のものを兄とすべし。この瓦の一片、水野桂雄君亦近年同寺附近にて採收せり。日本圖經に、この瓦を載す。

二 西方院瓦

河内獻福寺の對丘なる、向莊（今向小路）に西方尼院あり、舊と法樂寺と稱す、寺に近



年發掘したる唐草瓦を藏す。

法樂寺久安五年 癸日ノ日二日
 の陽文あり。己巳は久安五年にして
 その二月八日に堂宇の工事始まりし
 なるべし。外に八瓣蓮花寶塔形の巴
 瓦などを藏す、同じく久安のものなら
 ん。寺傍の墓地に聖德太子の三孀と
 稱せらるゝ同寺初世の三尼僧の多寶
 塔を存す。

善信尼 禪藏尼 惠善尼

三、四 淨橋寺瓦

武庫郡生瀬淨橋寺に古瓦二種を藏す
 一は唐草瓦にして、中央に淨橋寺、右に



〔仁治〕左に二年とあり、一は巴瓦にして〔淨橋寺〕の文字あり、四年目の寛元二年に證
 空上人鑄鐘〔前章を見よ〕の事ありしに徴すれば、當年造淨橋寺の一徴證となすべ
 きもの。

五 前田氏吉樂寺瓦

前田文林君が曾て富岡鐵齋翁より貰ひ受けたりといふ古瓦〔筒瓦〕に、

大工瓦師 橋吉重壽玉
 吉樂寺

嘉吉元年 辛酉 三月吉日

の篋書あるものを藏す。高橋健自君は、吉樂寺は大和國北高田の東北、飯高の一
 寺院〔磯城郡平野村の内〕に、嘉吉紀年の古瓦あるがそれならんとして、更に谷井濟一
 君にその實查を託せしに、同君は同地瑞花院に、

本願 聖知海法師
 瓦大工 橋吉重壽玉三郎
 大和國飯高郷吉樂寺 檀那在原鬼若丸
 嘉吉元年 辛酉年 卯月 吉日 辰辰

の古瓦ありといひ、吉樂寺は飯高に在りしこと確定するに至れり(考古學雜誌二七)前田君所藏のものは、楷字端雅にして、篋書中の上乘たり。同君は又これに添へたる、

永享十三年辛酉二月日

の篋書(行書)ある筒瓦を藏す、蓋し同寺同時のものなるべし。永享十三年二月十七日、嘉吉と改元ありしなり。



瓦師橋吉重の名は、大和龍田傳燈寺瓦(享德二年(一一二一)卯(卯月)にもこれを見る、即ち大工左衛門大夫橋吉重とあり、その拓本は野中完一君これを藏す。

六、七 觀心寺瓦

平瓦に篋書あり、

元龜三年二月吉日

觀心寺金堂

瓦大工天王寺

文祿瓦と共に、字體素樸觀るべし。彼は行草を雜へ、此は正書なり。文字存するところ、長さ一尺、幅六寸、大阪天王寺村瓦師の製造と見ゆ。文祿瓦は、平瓦に只一行、

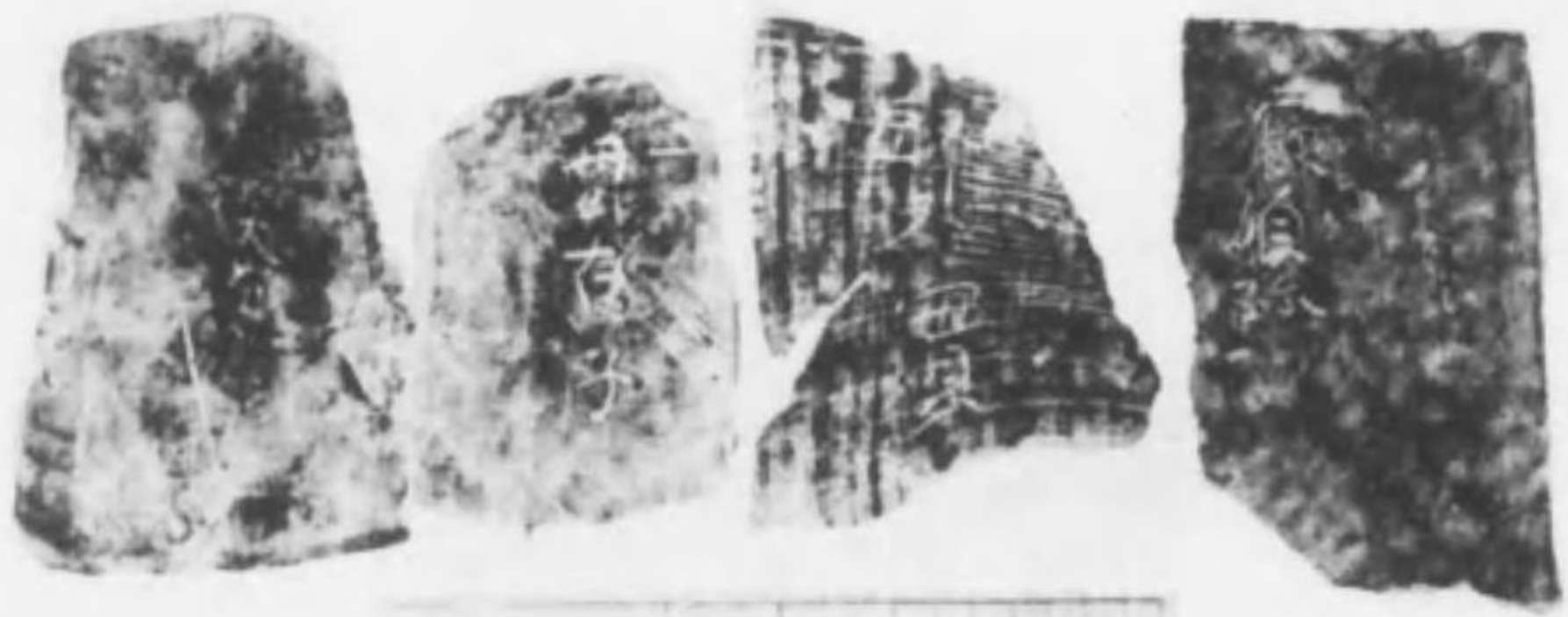
文祿四年寺土

と篋書にしたり。文字の存するところ、長さ七寸、幅一寸七分。

附 載

八 廢大野寺人名瓦

泉北郡東百舌鳥村大字土師字土塔に廢大野寺の址あり、今その地に元文中再興の假堂一字、さびしく立てるのみ。頃日三上、前田、鹿島、及び奈良忠三郎等諸君の



手により、その接續丘地より、奈良朝創立時代の寄附者とおぼしき人名を窺書にせる、平瓦の破片を發見したり、余も亦その採收に同行せり、最近本年八月には東京より高橋健自、關保之助兩君、來りて實地に就き考證せられたりといふ。人名を現はせる古瓦の發見は、其例しいと稀なるが、和田千吉君曾て下野國廢上神主寺址にて、發見獨占されたるもの六十二片(考古界九六)の多數に上りしことあり。野中完一君も亦曩に太宰府址にて「平井」の文字あるもの一片を、佐々豐水君も同じく「平」字瓦を獲られたるが、こは地名か人名

か、未だ詳かならずといへり。その他丸山太一郎君採收の下總國分寺址出土荒人[の]人名瓦の如き、又他に武藏國分寺瓦の中にて發見されしもの、如き、關東方面に在りては、偶その發見ありしやに聞けるも、關西に於ける人名瓦の大發見は、實に今回を以て嚆矢とすべし。今先づその重なるものを擧ぐれば、

- (一) 船大宅
- (二) 丹比在子
- (三) 土師宿禰
- (四) 麻須彌
- (五) 妹刀女
- (六) 赤兎
- (七) 鳥憂波
- (八) 賢實
- (九) 勢明

(二)は河内に名高き船氏の末流なることいふまでもなく、(船王後墓版の條參看)河

内丹南郡船子首(姓氏録)の後なるべし。

(二)は同郡多治井村に丹比神社あり、貞觀元年秋七月、使を諸社に遣はし、神寶幣帛を奉じたまふ時、丹舞真人繩主は丹舞社使たりと見ゆ、文武天皇の大寶元年、高年功臣たる故を以て、壽杖及び輿僮を賜ひ、從二位を授けられし多治比島、その長子池守(聖武天皇の神龜四年從二位となり、天平元年薨す)、その次子水守、四子縣主、五子廣成、六子廣足、いづれも顯要に登れり、又淳和天皇の宮人たりし從五位上丹治比門成の女池子、嵯峨天皇の妃にて從一位を贈られし從五位下多治比氏守の女高子と同族なりしなるべく、(三)は土師連、石津連と同じく、野見宿禰の後たること疑ひなく、和泉舊大島郡土師郷(後毛受莊)即ち今の百舌鳥村(開發の家筋なること論なし)、(四)(五)(六)は未だ考へず、(七)の憂波は橋本香迂君(優婆)の省畫にして、下に(塞)の字ありしものならんかといへど如何にや、(八)(九)は僧名なるべく思はるれど、或は上下に各文字ありて、勢明の勢は巨勢などありしにやとも想はる。

(六)は實地踏査前に於ける關係之助君の考證には(三)上君より求められたる(天武紀)に置始連菟と申す人あり、推古紀に土師連菟ありて、共に菟を名にいたし候、又

平群の木菟は鳥名に候へ共、同じく菟の字を用ひ申候、又赤と申す字は、赤猪子と申す人ありしやに記憶致候間、赤菟も可有之存候、赤人なども赤の例たるべく候とあり、(七)に就ては、鳥といふ字よりして憂波と付けしにやと考へ候、水鳥に思ひ寄せたる名ならん、鳥氏は姓名録には無之候へ共、萬葉八に土理宣令あり、又刀理にも作り、續紀養老五年には、刀利宣令に作り、共にトリと訓み申候故、或は是と同姓と存候、又氏には無之候へ共、推古紀には鞍作の佛師止利など同訓有之候、又島の字にもやと考へ申候、果して島ならば島史ありて高麗國人なりしこと、姓氏録に見ゆ申候とあり、尙(四)の麻須彌に就ては、眞澄の義にやと存候、眞益などを名に用ひしことは多く候間、マスミなるべく存候、又麻の字をアサと訓み候は、麻田連の略かとも存候、アミダなど佛語を取り候もの有之候間、須彌も用ひ候歟云々とあり。

その他、人名の斷片なるは

(十) 麻呂

(十一) 道主

(十二) 飯

(十三) 造?

(十四) 奉?

(十五) 足

(十六) 道?

(十七) 名
賞

その他尙多し、(十)は斗もて量るほごもある名前なれば、到底指定の手がよりもなけれど、文武天皇に仕へし大判事にして和歌に長せし船麿(惠教の子)といふ丹比人あり、参考のため擧げ置かん、(十二)は天平寶字三年河内守となりし紀飯麿あり、同じく参考に資すべし、(十六)は道の破片らしく、道守朝臣、道守臣等などの家筋にもや、(十七)は一字づゝ左右に並べ記されたる破片なり。

右のうち、文字の瓦の表にあると、裏の布目に記されたとあり、表には細き並行線數條を現はせり。(十七)の表には別に針書の三文字の右部三分一ばかり現は

れあり、即ち表裏ともに文字あるは、この一片のみ。

以上の外、尙一枚最も貴重なるは、(月十日)の日附あるものは是なり、而も何月か分らず、その上に記されたるべしと思はるゝ年號の部分も、定めて他に散亂せるならんも、今のところ未だ發見されざるは遺憾千萬なり。

年號瓦は未だ發見されざれど、その人名より、その書風の古勁なるより推して、予は定めて奈良朝時代のものとなすに躊躇せず。その瓦質は大抵厚さ五分許りにして、燒き方極めて堅硬なり、鼠色のものと、赭色のとあり。

この丘地は圓墳狀なるが、古墳より瓦を發見することは珍らしからずといふ、高橋健自君は先年奈良公園附近の頭塔の方墳より、奈良朝時代の巴瓦の完全なるものを獲られたりといふ例あれば、この丘地に昔時建築物ありし名殘の破片と見るよりも、寧ろ古墳に瓦を葺けりといふ古例の一資料に充つべきを至當とせん。關君は又曰く、兎に角字體古雅にて、何れにしても奈良朝より下るものとは不存候へ共、是等の人の傳記を歴史又は記録より探し出すことは一寸不可能と存候、或は大日本古文書の正倉院文書等によりて御探し相成候はと、或は類似又

は同名を求め出すやと存候云々。

この丘地には齋瓶の破片夥だしく散亂し、文様ある瓦片とては、巴瓦の破片の外唐草瓦の文様あるもの一小片を獲たるが、中にも唐草瓦の如きは室町末期のものにして、この人名瓦とは時代に於て何等交渉あるなし、蓋し何れの時代にか混交せしものならん。

人名瓦の外、この地よりは又百七十七年前なる元文二年に、今の假堂建築の際土中より奈良朝の物なるべき一面の漢式後期鏡の出土ありしこと、鏡の部に掲げたるが如し、さればかの鏡を取りて、この人名瓦に對看し來らば、奈良朝に時めきし大野寺の面影は、敢て想察するに難からず。この外字土師には廢觀音寺の址あり、同じく奈良朝の唐草瓦、巴瓦を發見すること尠なからず。皆以てこの人名瓦の奈良朝を下らざるものなることを傍證するに足るべし。

九 四天王寺瓦

難波の大寺と呼ばるる、荒陵山四天王寺の古瓦、藏して同寺に在るもの數種、その多くは水野桂雄君の寄附に係る。こゝに一括縮寫す。



菅原神社水盤

堺市菅原神社、南門内の井戸屋形に一座の水盤あり。

天	御	神
滿	旅	興
宮	所	臺

長徳三丁酉歲
八月初三日

四方に深刻し、年號の一面、恰も井戸側に接近せり。石の大きさ方二尺五寸、高さ一尺五寸、その以下は土中に没せり。水を盛るところは、正圓形に加工せられたり。

この水盤は、參拜者の絡繹たる場所柄にも似ず、從來世人の注意を惹かざりしに頃日同地の鹿島萍水君等これを發見し、前田文林君と二人に導かれて、予はこれを手拓せしに、九百十七年前の古物として、果して肯けがはるべきものなりや否、

年紀の書法もこの時代の物として疑問あり、殊にこの年代の對照品は、全國を通じて未だ發見されざれば、未だ遽かに斷定し易からざるものあり、姑らく研究の餘地を存じ置かん。社傳に一條天皇御宇、長徳二年丙申正月十八日寅の一天に奇瑞あり、寶殿おのづから開けて神體飛行云々あり、長徳三年と相對照して何等かの結び附あるやうに思はる。

住友家經筒

住友男爵家に長治二年(一七六五)紀年の經筒を藏す、

僧行圓敬白

長治二年十月三十日

法花如法經、爲自他法界平等利益、供養之、右

右は幸田成友君に由りて、集古會誌^{丙午}卷三に紹介されしところなり。高橋健自君は考古界^{六ノ}にて、法花云々の一行は第一行となり、長治の一行は第三行となるべき

にあらざるかと疑へり、さもあるべし。同君の徑筒年表に據るに、寛弘四年(一六六七)の大和吉野山金峰神社の御堂關白道長公奉納のものを最古のものとし、この長治經筒は實にその第四位に列するものにして、經筒史上有数の遺品たり。本年三月入札沽却されたる尾張犬山瑞泉寺の經筒は、天安元年(一五一七)の紀年あり、金峰神社のに比して、實に百五十年前の古物なれど、予はその拓本を藏するのみにて、未だその實物を觀ざれば言はず。住友家の經筒、その出土年月等未だ考へずといへり。

三 高倉寺 鏡

泉北郡陶器村高倉寺の鏡は、金石年表に、一たび鐘と誤まれしより、諸家みなこれを訂すに至らず、日本圖經には、更にこれを鏡と誤まり、その説明には又亦誤りて鐘としたるは何ぞや。即ち鐘にも鏡にもあらずして、正しく鏡なり。鏡は鏡鉢の略稱にして、響銅にて造り、二枚撃ち合はせて聲を發す。同寺の古鏡は、今そ

の一枚を存じ、徑一尺二寸、撃ち合はせて發聲すべき周縁の幅は八寸あり。その内側左縁に、

久安五年己十月八日造之、大修惠院と新月形に刻文を連ねたり。文字の存するところ、弦線にて五寸七分あり、頂縁と右縁中央とに各一小孔を穿つ、今一枚連撃の鏡と、紐にて繋ぎ合すべく造らる。全體に於て完好無比、我邦金石文中唯一のものにして、從來の拓影に見ゆる如く、文字缺損のところあるを見ず。

高倉寺は、行基の開創にて、天平勝寶年間高倉山大修惠院と稱し、後高倉寺と



改む。今土地の大字を高藏寺と呼び、塔頭寶積院のみを存し、眞言宗高野派に屬す。寺に又一枚の午王符版を存す、書風古怪、その規制、久安二年の山城宇治白川白山神社のに似たり、蓋し同時代のものたるべし。

四 坂上氏經筒

集古會誌(丙午卷之三)に幸田成友君の紹介せられし、原河内金剛山(文化六年發掘)の經筒は、當時攝津平野郷町なる多治見春谷君の藏なりしが、今は轉じて大阪市坂上新治郎君の有に歸せり

奉納妙法蓮華經一部

我今弟子什彌勒	僧	圓	然
龍花會中得解脫	僧	春	朝
願以此功德	僧	相	祐
普及於一切	僧	永	道
		永	俊

我等與衆生	僧	嚴	智
皆共成佛道	僧	教	辨
	僧	定	西
	僧	長	尊

永安五年乙未九月辛刁日願主僧朝尊

散位坂合部俊成

緣友 三 國(因?)

工名 米 正

この經筒は、明治二十八年十二月三日、春谷君の先考石翁一周年忌追善茶會(遺愛品展列)に、煎茶席の餅に充用せられりたりといふ。

五 出野經筒

養和元年の銘あり、豊能郡東郷村大字出野若宮八幡社地にて發掘せられたり(明

治三十五年。銅地鍍銀、身高八寸餘、徑三寸四分、銘は針書にして墨摺に堪へず(考古界六、高橋健自君の經筒沿革考)養和元年十月五日聖人澄珍(願主米多氏)と二行に書せり。この經筒、今同時同所出土の秋草双雀鏡と共に、東京帝室博物館の有に歸せり。

六 證空上人舍利器

淨土宗西山派の開山、證空上人の舍利器なり、河内叡福寺に藏す、蓮子形三重のものにして、外は鐵製、次は銅製、中實は銀製、高さ一寸三分、徑一寸八分(銀製の部分)あり、精巧比ひなし。銅蓋には、
是法住法位 世間相常住
於道場知己 導師方便說
銀蓋には、
每自作是念 以仰令衆生

得入無上道 還成就佛身

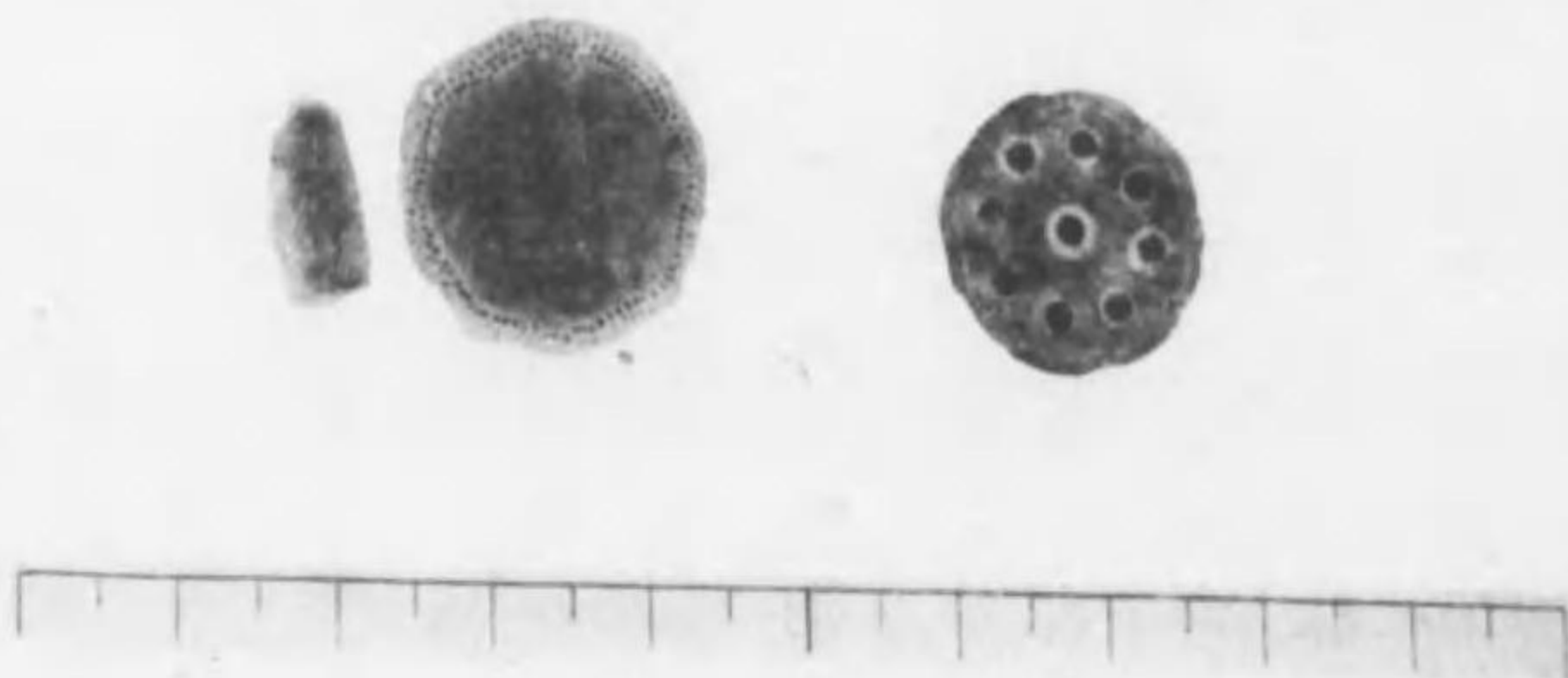
建曆元年四月廿三日

沙門 證空 造之

銀の底蓋は、鈍き蓮子形の内に、中央一箇、四周八箇の蓮房を現はせり。この舍利器、何れの年、如何なる事情ありて、叡福寺に傳はりしか、未だ詳かならず。同寺靈寶記には、曾て忠禪上人建立の塔檨の邊りより發見せりごあり。

七 祥福寺銅鉢

神戸市奥平野村なる、妙心寺派別格地、専門道場天門山祥福寺の本堂に、一座



の銅鉢あり、徑三尺に餘り、高さ二尺七寸。これを高さ三尺の臺上に安んじたり、口邊を繞りて横さまに左の刻文あり。

建長伍年五月吉祥日之納

相州鎌倉建長寺寶什 北條時頼寄附

京岩上住森島播磨大椽義只作

鎌倉建長寺は、往時關東五山の隨一として知られ、臨濟宗建長寺派の本山たり、宋僧蘭溪道隆の開基、北條時頼の願主として、建長五年十一月落慶せしところなり、同寺の鐘は、建長七年大檀那時頼の鑄造せしめしもの、この外又寶治二年の鐘あり。

この銅鉢如何にして散佚したるかを知らず、明治三十八年、同市の古董舖にありしを、兵庫の杉本孝輔君あたらし名器の流離を悲しみ、購ひ取りて同寺に寄附せしものなりといふ。予は無論年代に疑ひを懐かざるにあらざるも、鉢その物の古色揃すべきを取る、鉢身全體に波狀文様を現はせり。拓本は武岡博三君の贈るところ。

八 譽田八幡宮石函

神庫に一石函あり、縦九寸四分、横八寸三分、厚さ二寸の蓋の表に、

此觀音自熊野權現
上 御夢想仍奉 歡生

と縁の三方に刻し、蓋の正面(側面)にも、庵縛羅駄婆怛迷咩と横に刻文あり

治承三年

正月十八日

平朝臣

〔圖〕田三郎兼朝

の刻文は、左右兩面に見ゆ。その裏面には、寛永二十一年甲申(正保元年)九月十八日奉納の節の刻文あり。内面及び蓋裏と底部とに、觀音像の由來を記せり。

その文に據れば、熊野權現の夢想に依り、治承年中に勸請後降りて慶長の末年に至り、この像、洛外北野の民家に埋れ果てしに、加賀の人畠山義信、夢の告にて石函

と佛像(長け一寸八分)とを掘出せり。既にして義信、公事ありて津輕に赴き、石函は池田某方に托し、佛像を笈に納めて隨身せり。池田の一子棉都(池田檢校)といふもの、江戸に下り、大橋入道式部卿法印竜慶(この文の撰者)に身を寄せけるうち、寛永十一年、家光將軍上洛の時、隨うて都に上りしかば、竜慶はその序でに、石函の一角を求めしに、頓て京より船便ありて江戸に着きぬ。同十四年に至り、義信は津輕より江戸に入り、觀音像はこゝに再び函中に藏められたり。こゝに後藤彦左衛門といふもの、顔齡九十三歳にして、亡父五十年忌を修せん爲、郷里加賀に下らんとす、義信も時に八十五歳となり、津輕の勤めを辭して、同じく歸國せんとて、後藤を頼みとなせり。後藤は義信の窮を憐れみ、爲に觀音像を沽却せんとす。よし、檢校の物語りに、竜慶乃ちこれを買得し、和同開珍錢を鑄直して新たに厨子を取かへ、これを石函に藏めしとなり。竜慶は、河内畷田の出身なり、乃ち擧げてこれを八幡宮の別當護國寺に奉納したるが、即ち寛永二十一年(正保元年)の事なりしといふ。

觀音像は、厨子共に今舊物を存せずして、石函のみ感得の昔を語り貌なり。平兼

朝は、兼盛八世の孫なりと文中にあれど、詳かならず。さて石函の眞價は、治承年間之物なりや否や、研究の餘地を留め置かざるを得ず。「歡生」は「勸請」なり。

九 温泉寺銅經函

攝津有馬温泉寺に、金銅經函一具を藏す、曾て火に罹りて鍍金の色を失へり、その側面に左の如き彫刻あり。

文永八年八月卅日 勸進比丘俊尊
文字の存するところ、長七寸八分、幅八寸。拓本は武岡博三君の贈るところ。

一〇 橋本氏符版

橋本香迂君、石山寺の古符版を藏す、

牛玉

石山寺 (裏) 弘安三年五月八日

寶印

紀年は白文なり、その下、新たに削れる跡あり、刻字隠々たり。曾て同寺に訪到し、その古材中より發見獲得せりといふ。平安朝時代の宇治白山宮(和泉高藏寺)のもこの期の物として、及び室町期の河内石切劍箭神社の物に對して、鎌倉期の符版の面目を徴すべきなり。版長さ一尺に近く、幅一尺一寸六分、版身二つに折れたり。

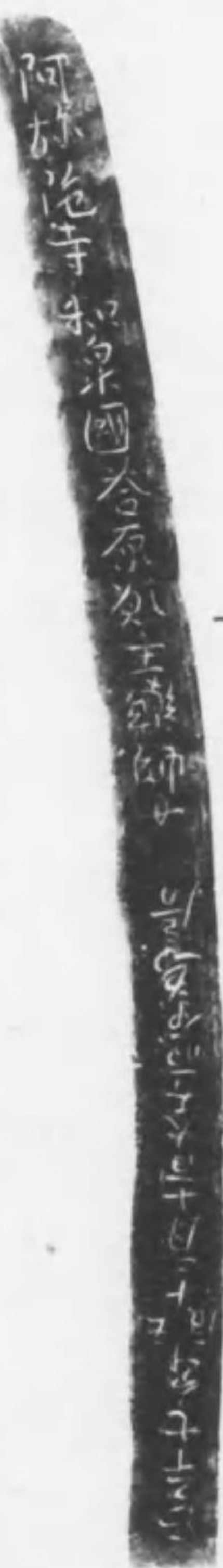
一一 廢阿彌陀寺銅鑼

泉南郡西葛城村大字蕎原そばらのの文野ふんの氏に、同村大字塔原廢阿彌陀寺の銅鑼を保管す。徑七寸六分、外縁幅一寸、頂邊左右二箇の耳を附し、兩耳の外方より左右、筆を起して

阿彌陀寺和泉國答原願主藥師女 留多道輝工平日一十自二十 留王寺才主王

と一行の切銘にし、字體行書にして拙ならず。鑼面は無論素文なり。

阿彌陀寺退轉の年代は詳かならず、同寺廢して後、隣村なる蕎麥原即ち今の大字蕎原なる文野氏の保管に歸したるなり。「和泉志」には、蕎麥原祠正平八年の金口といふものを載せたれど、同祠今廢絶して、その金口の所在明かならずといふ。正平八年の金口といふもの、もしくはこの正平七年の銅鑼を誤り傳へたるもの



かとも思はるれど、その金口の所在明かならずと、村の故老も語り居れば、同一物にはあらざるべし。但しこの正平七年のもの、その制は銅鑼式なれど、こは無論金口と同じく、堂宇の軒端に吊したるものなるべければ、年號の誤認とも思へざるにあらず。隣村なる今の大字大川にも古き金口ありとの事に、予は往訪したれど、それさへ明治初年に沽却されたりき。

蕎原は紀州境の僻境にして、貝塚より水間寺まで五十町、水間より蕎麥原溪の左岸づたひに又五十町にして遠し、村内に文野氏とて草分けの舊家あり、その家記に據れば、弘文天皇の朝書樂といふもの、天皇に従ひて近江に在り、戦後佐伯某と共にこの地に來りて歸農し、各姓を改めて文野、齋喜と稱し、兩家の手にて土地を開墾し、和銅年間に至り戸數十六戸となりしと傳ふ。降りて享保年間に及び四十二戸となり、現在八十餘戸に上れりといふ、蕎麥原祠は即ちその祖先を祀れるものなりしが、今廢せり。

村に常福寺あり、原と眞言宗なりしが、今淨土宗に屬す、木積の觀音堂(釘無堂)と同制の釋迦堂あり、久安五巳年三月の裏書ある木像(寶都盧と稱す)一軀(長一尺五寸)あり、久安建立の節、棟札に代へて工匠の荒彫りせしものなりといふ。同寺及び極樂寺(今廢す)の符版(牛玉寶印)二面、亦傳へて文野氏に在り。同氏の保管物中、又古銅磬一面あり、五百年外のものたり。その外、是閑吉滿の作、能面(平太)一枚あり、裏側上邊左方に、楕圓形、天下一是閑の刻印を見る、是閑は桃山期面打の名手たること隠れなく、その歿年は元和二年なりと聞く、岸和田侯の先世、曾て豊公遺物能

面十枚を獲て、これを領内の庄屋十家に分賜せりといへば、この面の由來以て知るべし。

蕎原なる橡木谷の橡木は、周り七尋ありと聞け、加李素免草紙(泉州史料)の著者、中盛彬が實見の爲旅行せし昔は、水間寺より東は石壑、上に聳け、片岸、下にかゝり、或は下り、或は登り、葛をよぢ、かつらにすがり、その道程の苦しさを述べたりしも、今日は村民相謀りて道路改修の工を完うしたれば、貝塚方面より水間までの道路に比して、却つて水間以東の坦路なるを見るは、喜ばしき事どもなり、筆の序でに附記す。

阿彌陀寺の緣起は、泉州史料二、三卷に見ゆ、例の荒唐無稽なる傳説多けれど、亦參考に資すべきものあり。この緣起は、文政年中同寺快嚴和尚の撰にして、元明天皇の御宇智海上人の事に筆を起して、光明皇后の御生ひ立を潤色し、藥師如來の靈現を説けるものなり。

一一一 柴田氏銀厨子

柴田德翁君、雲慶作と傳ふる一寸八分の觀世音黃金像、及び後藤祐乘作銀厨子を藏す。厨子裏に、

依備前守平朝臣忠盛之心願、於山城笠木山岩谷、以大寶年中之黃金鑄、一切衆生、行年九十八翁雲慶行者作焉。

永正元年甲子□月三日、依

追作後藤民部卿祐乘(花押)

國君信長公之御願德

下部に蓮臺を嵌め、高さ四寸、幅一寸八分、深さ約一寸、

三 野田藤石標

浪花奇談下に、福島耕作橋詰東向に、高七尺許の碑あり云々とあり。今も下福島一丁目の濱通り樋門の北手に存じ、石身方九寸、高さ六尺九寸の見上ぐるばかりなる大石標にして、正面に

右はぬち名所春日社、是より

(右側北)

天文元壬辰年

(左側)

願主山名礮兵衛建之

(裏面)

㊦

と刻し、野田の藤(春日神社の境内)の道しるべとなせり。天文元年より遡りて、四百十七年前なる永久三年の石燈といふもの、全しく春日神社に建てられあり。その寄進者は、山名礮治とありと、全しく浪花奇談に見ゆ、今は亡し。又浦江に在る立石(紀年なし)にも、山名の文字見ゆ、福嶋五百羅漢(妙徳寺)門前の立石(紀年なし)にも、丸の内山形に、「な」の字の徽章を刻し、矢張野田の藤の道しるべとなし、尙春日社に現存の立石(寶曆年中)にも、山名の文字あり。この山名といふは、斯くばかり連綿たる家筋にて、殊にこの大石標の思ひ切て巨大に造りなされしを見れば、大阪市史には考證の費さるべき家柄なるべし。天文二年には、本願寺の石山城が大阪城と改稱されしこととて、この大石標こそ大阪市の歴史には特筆さるべきものにして、今も舊物破壊熱の熾んなる大阪市、殊に人馬の往來しげき巷角に當りて、誰れ保存することもなく、今に取拂はれざるは、山名氏の餘勢なりと謂ふべし。

而もこの石標の建てられたる當の目的物にして、大阪唯一のゆかりの花は今ではた見るべくもあらずなりぬ。

一四 石切劍箭神社符版

中河内郡大戸村石切劍箭神社に一枚の神符版を藏す、木積宮、牛王寶と左右に分書し、中に高坏に玉を載せたる圖を挟み(以上刷板なれば左文となる)、向つて右側に



弘治三年丁巳三月日 行春

の白文(右文)を刻めり。版木長さ七寸三分、幅八寸、古函これに副ふ、蓋し當年

のものならん。河内志及び分國訪古録に「神主行春記」とあるは衍なり。河内志に又この款識刻版の背面にありと見ゆるも誤りなり。久安二年の山城宇治白川白山神社のは背面に年號あり。

一五 竹林氏陶製茶釜

泉北郡國府村和氣の法華堂と呼ばれし、妙泉寺開祖大覺上人遺愛の陶製茶釜は俗に文福茶釜とて、狸の顔を釜の耳に現はせるものにして、高さ蓋共一尺、腹の圍り同じく一尺、口徑四寸あり。今竹林寅一君の有に歸す。

元龜元年庚子

攝津國住、陶次作

と分書しあり、元龜元年(二二三〇)は庚午にして庚子にはあらず、蓋し工人一時の誤記なるべきか。

一六 狹山池樋門

舊丹南郡今南河内郡狹山村の狹山池は、我邦池溝史の第一頁を飾れるもの。崇神天皇御即位六十二年(六二五)秋七月の詔に、農は天下の大本、民の恃んで以て生けるところ、今河内の狹山、埴田水少し、こゝを以てその國百姓農事に怠る、其れ多く池溝を開いて、以て民業を寛くせよ、とあり、降りて天平寶字六年(一四二二)夏四月、池堤決潰す、單功八萬三千人を以て修造せり。永祿中、安見美作守の重修を歴て、慶長中、片桐且元又修補を加へたりき(河内志)。當年新設の樋門に刻せることを讀むに、

河内國狹山、天平三年之比、行基菩薩成池後堤樋、及大破畢、然處百年以前、安見美作、雖一成池工、有子細終依、不成就、民百姓等及干損、迷惑之旨、秀頼公に致訴訟、片桐東市正、被仰付、攝津河内和泉三ヶ國之人夫を以、慶長拾三年(十八)戊申二月七日、始而御普請取懸、此樋之長さ六十間、全二月十六日に伏之(十八)

普請奉行

林又右衛門尉

小島吉右衛門尉

玉井助兵衛

御大工攝州之住人

□□□□□□□□
 □□□□□□□□
 □□□□□□□□

これに據るに、天平三年(一三九一)行基の修補せし池後、今の池尻の地の堤樋いつしか大破の儘なりしを、永正年中(一一七〇頃)安見美作守が修築の功全からず、農民早損の愁訴を憐み、豊臣秀頼公は、片桐且元に命じ、攝河泉三州の人夫を徵發せしめ、慶長十三年二月七日起工し、全十六日伏樋の工事を竣れり、この樋の長さ六十間なりとあり。行文質實にして、記録の誤を訂すに足れり。普請奉行の筆頭に見ゆる、林又右衛門は、三十七八年役旅順口閉塞隊の勇將たりし、故海軍大佐林三子雄氏の祖先なるべし。

この横木、刻文の存するところ、長さ九寸、濶さ五尺。その拓本は生田南水君これを藏す。

一七 平野郷伏樋蓋

東成郡平野郷町(舊住吉郡)の内野堂町に昔時樋尻門あり、平野川より郷内に引け



る用水下水兩水路の水門、その南手に當り、伏込樋を地下約五尺の處に埋設せり。

寶曆十三年の攝州平野大繪圖には、樋門の鳥瞰圖を示せり。安政四年、一たびその改良工事(下總古河藩の地方役牧山讓介の手にて)を企てしをり、樋蓋に慶長紀年の刻字を發見せしが、明治三十三年、下水道改良工事の際、樋蓋の板二十四五枚を掘り出し、一旦不用賣却品の中に加へしに、時の町長水野富三郎君の注意により、紀年の分一枚を町役場に保存することとなせり。

板は檜材にして、長さ五尺、幅二尺九寸、厚さ六寸五分、裏面の上下兩邊に、各三箇の盲孔を穿ち、右邊に近く

慶長十八年五月吉日

と一行に刻めり。盲孔は支柱簇入の跡なるべく、以て伏樋工事の大體を徵するに足れり。三百年間水土の裡に在りしこの埋れ木の一片は、町史の生ける面影をさながら今に傳ふめり。

結 論

「上方贅六」の冷語は、他州人の恒に喜んで我等畿内人殊に攝河泉人、大阪人の頭上に浴せかくるごころたり。贅六の語源は、その何の意味より發したるかば、別に穿鑿を費すの要を見ざれど、軟靡にして不斷、便依にして下卑たる一種排斥的語意を以て、我等を觀察さるゝことが、いかに堪へ得らるべきとす。而も贅六と呼ばれて、贅六自から甘んずるに至りては、沙汰の限り、畢竟自から招くの罪たらずんばあらず。

我等の祖先は、決して贅六たらざりき、齒切れの好き、負け嫌ひの、血あり涙あり、意氣あり抱負ある、好個愛すべく敬すべき民族にして、有史以來、高く自から標し來れることは、これを證するに歴史あり、歴史の漏れたるは、金石文これを補うて餘りあり。

「久方の天の探女が石船の泊し高津はあせにけるかも」と萬葉氏に歌はれたりし

我が大阪の地は、神代のそれは措いて言はず、神武天皇の御東征、崇神天皇、景行天皇の御經營、神功皇后の御征韓、應神天皇、仁德天皇の御奠都を首とし、飛鳥朝時代の前後、殊に長柄豐崎宮におはし、孝德天皇御宇には、大陸文明の先づこの一大關門より入り來れるあり、内治も外交も、その樞機は實に今の大阪の前身たる、難波の地に握られざりしものあらず。降りて奈良、平安時代には、對外政策の根據地として、遣唐使の出入、鴻臚館の設置、皆こゝに在り、事實の上に國家の一大中心點として、この地の高く國史の上にその地歩を占め來りしもの、誰か其れ然らずと謂はん。

王朝の政綱弛びて、大阪の利用復た昔日の如くならず、鎌倉期に入りては、關西の氣韻に揚がらず、この時に當りて、楠木正成公、河内の一隅より崛起して、攝河泉の大守となるに及びて、攝河泉の一語は今更の如く天下にその重きを爲せり、七百の手兵を提げて百萬の賊軍に當る、慷慨淋漓、日本魂の花はこゝに開き、武士道の實はこゝに結ばる、義勇奉公の一念凝りて、金鐵の如き三州大部の人士は、争うて楠公父子の麾下に屬し、朝日に匂ふ山櫻花にも似たる國民性を史實に示せり。

足利氏の季、世は亂れて麻の如く、無名の軍のために、生民塗炭の苦みに喘ぎし間に立ちて、織田、豊臣の二公相繼いで起り、雲霧を排して始めて天日を仰ぐを得たり、大旆の向ふところは京畿に在り、一天萬乗の御威稜に藉りて、四海を蕩平し、本願寺の墟に據りて大阪城は築造せられ、餘威遠く大陸に及び、高津宮、豊崎宮の古へと前後相輝映して、大阪の權威は長しへに帝國史上に高かりき、徳川氏起りて大阪の名は富の上、その光彩を放ち、諸侯もこれを屈する能はず、算盤珠の音に高き大阪町人の名聲は、その意氣を尙び、任侠の風あるを以て、押しも押されぬ堂々たる大公民、大市民として天下に鳴れり。

明治維新の際、四方利に奔るの徒、競うてこの地に集まり、近くは徳川期三百年間の「大阪」遠くは二千年來の「難波」の風土を驅りて、滔々として俗惡化せしめ、その極、贅六呼はりを受けしむべく餘儀なくせしめ、生粹の大阪風その迹を絶てるが如き觀ありしは遺憾なり、その狀宛かも今の東京人が昔の江戸兒の氣象を喪へるに似たり。而もその本源に遡りて、涵養煦育その一日の故にあらず、列聖の深仁厚澤、長しへにその風化の絶ゆるを思はざらば、上方贅六は畢章一時的假現象にし

て、本來の面目はいつしかに闡明せらるべき日あるを疑はず。

余の攝河泉金石文を研究するは、實に由りて以て三州人士の精神的史實を求めんと欲するに外ならず、言ひ換ふれば郷土觀念を喚起せしめんとするに出づ、その意は緒論中すでにこれを宣明せり、古への攝河泉に對して、今の攝河泉人士の覺悟を立てしめんとするにあり、贅六の汚名を雪がしめんとするにあり。

已に郷土史の重んずべきを知らば、資料の探求に努力せざるを得ず、資料は金石文に由る、最もその的確なるを見る。我等は進んで郷土博物館をこの地に起すを得る迄に、その努力を惜むべきにあらず、而してその第一歩を先づ金石文に取る。

時なる哉、今秋府下に陸軍特別大演習の盛舉あるを聞く、大元帥陛下親しく御統監あらせ玉ひ、大本營は實に我が大阪城に置かせらるべく仄聞す。この時に方りて、攝河泉金石文の録するところ、從來幾多の史乘記録文書の上に表はれざりしものを補ひ得て、幸ひに俯仰今昔の念を喚起するを得ば、その喜びは獨り著者の上のみならず、實に三州人の慶幸として、上、その祖先に報いると共に、長く

その子孫に傳へて、この榮譽を記念すべきところたらん。

二

攝河泉三州の金石にして、今日迄予の實査上、明確に佚亡したるものとすべきは、年表の示すごとく□印六十一件に上り、その中、眞偽辨すべからざるもの(×)印廿一件を除き、河内の采女氏瑩域碑、攝津の惣持寺舊鐘、和泉の安松地藏、河内の譽田八幡宮鐘、和泉の巨堂寺鐘、河内の金剛寺鐘、攝津の盛福寺鐘、和泉の鹽穴寺鐘、同太平寺、眞光寺鐘、同壺井八幡宮石燈等を佚亡したるは殊に惜みても餘りありといふべし。

右の佚亡品六十二件に對して、從來金石家の間に知られず、記録に掲げられざりしものにして、今日予等同人の間に發見したるもの、及び斯界の人々によりて新たに紹介されたるものは▲印、實に百卅六件の多きに達せり、即ち新發見は佚亡の約二倍に及びたれば、差引勘定して東隅の失は立派に桑榆に收められたりと謂ふべし。この調子にては、これ以外に今後の新發見は十分に豫期し得らるべし。

し。最も年表に録したる中、未だその存亡如何を究むるに至らざるもの亦尠なからず。

これを要するに、今後の新發見は、その必然を豫期し得べしとするも、佚亡したるもの此くばかり多數に上りたれば、今に及びて現存品の保護を嚴重にすべきは大にして國家事業、これを小にしては、その郷土史料に供するだけにても、十分に愛重せらるべきものなり。三州金石の佚亡此くの如く驚くべき統計を示したるを見れば、我邦全體に亘りて、金石界に空しくその名を存じて、實物の早く已に佚亡したるもの、眞に如何ばかりの多數に上りけん、洵に寒心の至りに堪へず。

三

明治四十二年刊行の「皇朝金石年表」には、卷尾に國別統計を附せり、これに據るに

攝津 二〇

河内 二一

和泉 七(この内誤りて大和のもの一を含む)

計 四八(實數四七)

即ち三州の金石は、總て僅に四十七件に止まりしなり、然るに今日予等の實査せるところにては、卷首年表の示す如く

大阪市	三一
攝津	八
神戸市	一一五
七郡	七六
河内	三郡
三郡	一〇一
和泉	二郡
堺市	五三
五九	一一二
計	三〇三

右の如く四七に對する三〇三、即ち約七倍の多數に上れり。勿論この中には曾て三州の内ものにして、今は他に轉移し、若くは佚亡したるものをも含み居れど、兎に角攝河泉三州だけにて、この新統計を示し得たるは、一面、日本金石文の爲に慶賀せざるを得ざるなり。

清朝同治三年(元治元年)趙之謙は寰宇訪碑錄(嘉慶七年^{享和二年}刊行)の遺漏を追補して、原錄の總數七千八百四十九件に對し、一千八百二十三件を獲て、その四分一にも足らずといへど、原錄の完備に近かりしと共に、趙氏補錄の手柄その大なるを認めずんばあらず。今予等の新發見たる、その率の高き趙氏の比にはあらざるも、これ畢竟前修探求の不完全極まれるの致すところにして、予等は僥倖にも新發見の多數なるを詫し得べきのみ。この一事を以てするも、日本金石文學の幼稚なるは決して争ふべからず。予は斯學に志ある士の、續々その郷土に於ける新發見に努力せられんことを希ふ、予の擧の如きは、いさゝか隗より始むといふに過ぎざるなり。

四

それ三州は日本の史界に立ちて、最も早く文明の光澤に浴せり、従うて金石文はその分量に於て、これに正比例するの多數を占めざるを得ず。古墳群の地區に夥しくその土中に深藏せられつゝあるを疑はざる墓版の類は、言はずもあれ、史

蹟に富めるわが三州の地を以てして、金石文の發見は今後ますますその多數に上るべきは、最も視易き道理なると同時に、現在金石そのものゝ佚亡を防ぐべき注意と手段とは、將來に於てあながち期し得られざるにもあらず。さてここに三州金石の種類を一わたり點檢し置かん、即ち

墓版	七	擬寶珠	四
墓碑塔	一四〇	瓦	一〇
鐘	四六	水盤	三
佛像	三九	符版	二
金口	一九	經筒	六
燈臺	二五	其他	二〇
鏡	七		
三二八			

にして、雜の部には炬臺石、鏡、銀舍利器、石龜、經函、木牌、石幢、銀厨子、石標、銅燈籠、樋門の如きあり。廣く日本金石界に於て見るを得べき種類の多くは、先づ備はらざるはなけれど、夫の榛、露盤、瓦經、鈴、磬、釜、樹などの屬を缺き、殊に板碑といふものに

至りて、一枚も發見するを得ざるは、却て日本金石の分布上、一種結論の材料を與ふるものともいふべし。

尙三州を通じて、墓誌の中には銅版、合子、甌、石、埴。墓碑銘の中には、五輪塔、寶篋印塔、多寶塔の外有らゆる碑石、燈臺の中には鐵製、石製、銅製は無し、鏡の中には埴、銅あり、これ亦日本の斯界に通有するものと、大抵その率を同じくし、獨り甌製の墓版、埴製の鏡、これは眞偽不明として、などの較や異例を示すを見る。

五

金石文の價值は、先づその年代の古きを推す。載籍の未だ備はらざる古代に當りて、金石文に負ふところの至大なるは、更にも言はず、文化の開けざりし時代に在りて、その文字(辭章と作字)を主とし、内容、製作の優秀なるものは、それだけ重味を有するものたるを知るべし。

觀心寺佛光背造像記は、全國斯界の最大貴重品たる大和法隆寺のそれに厲行すべく、船氏墓版、年足朝臣墓版の如きは、京都小野朝臣墓版、大和文忌寸墓版に視て

數等に上に出で、威奈卿藏骨器墓志に比しては、備中下道氏同墓志、因幡伊福吉部氏同墓志は、遂に遜色あり。高屋連、紀氏女墓輒に至りては、大和揚貴氏の墓輒と共に、實に我邦に於ける輒製墓版の三幅對として、斯界に噴々の名あるもの、況や揚貴氏のは、早く已にその存在の認められざるをや。采女氏塋域碑は、則ち山城宇治橋斷碑、上野山名村碑、下野那須直碑と同じく、石文の白眉として推されしを見るも、一千年以上の攝河泉金石文が、如何に日本の斯界に、その重要なる位地を占むるかを知るに足らん。

降りて正祐寺、鶴滿寺の朝鮮鐘は、全國類品中の優秀なるものに對して、同等の待遇を受くべきもの。高倉寺の鏡は他に多くらの類を見ず。鐘に至りては、徳照寺、長寶寺、光徳寺、淨橋寺等のもの、いづれもその眞價は争ふべからず。葛井寺、西方院、淨橋寺等の文字瓦は、瓦稀に觀るの遺品たり。叡福寺の舍利器は、その品質その技工、これをや類品中の巨擘といふべき。觀心寺の鐵燈、興善寺、日部神社等の石燈の如き、亦他のそれに比べて見劣りせざるのみならず、日部の物に至りては、その文様圖案の觀るべき、殊に珍重すべし。

南北朝の際、泉州一圓に南朝の正朔を奉じて、有らゆる金石面に、正平の年號を列べたるを見ては、言ひ知らず爽然たる感念の頭腦に浮び來るを覺ゆるも、金石文より學び得べき一種の史的教訓に非ずとせんや。かゝる例しは全國を通じて纔に看るを得べき特徴たるべし。如上舉げ來りたるところを以てこれを總括すれば、三州金石の眞價は自から明かなるべく、日本金石界に立てるその位地は、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん。

しかのみならず、三州の歴史が、日本の史界に格段なる地歩を占むるは、言ふを須たず。殊に河内の南部、和泉の東部方面に在りては、古陵墓の累々たる、轉た崇高森嚴の感に打たるゝもの何人かそれ然らずといはん。これを一般考古界より觀察するも、古墳の發掘に當りては、無比の大石棺を發見し(津堂村)これと相表裏して埋藏品の出土は、實に天下一品の稱あり(大仙陵附近)。最近の出土に係れる奈良朝人名瓦の如き、蓋し全國にその比類を求め易からざるものたらん。さればこれに影響せる金石の眞價は、日本の斯界に立ちて、その争ふべからざるものある、蓋しその所たるべし。

六

これを總括するに、三州金石文〇〇〇〇件の内、本編に考證研究したるものに就き、予等の郷土史材として、將た我邦の史界に貢獻すべ資料として、争ふべからざる何物かを發見したるを信す、而も精神的にこれを感受して、古人の芳躅を味ひ、昔賢の遺蹤を追ひ、兼てはその文辭と筆蹟と、および製作意匠の迹を尋ねて、これを鑒賞し、これを玩味し、以て美的方面を開拓せんか、その趣味蓋し津々として盡きざるものあるべし。予等はこれを推し廣めて、我全邦土の斯界に就き、これを一科學として考證せざるべからざるを思ふや切なり、三州金石文の觀察は、即ち日本金石文研究の第一行程に上らんとするに外ならざるなり。

七

予はこゝに攝河泉三州に於ける慶長以前の古金石文に就き、その重要なものを考證し畢り、將に鉛槧の功を果さんとするに臨みて、恰も今回府下に御舉行あ

らせらるゝ。今上天皇陛下の御統監を行はせ玉ふべき、陸軍特別大演習最終期に於ける、地點の御模様、十一月四日の諸新聞紙上を仄聞するの一大光榮に接したり。

こゝし大正三年より遡りて、正に一千六百年の古へに當り、聖帝仁徳天皇が皇居を奠し玉ひし、難波の高津の大宮址と考證せらるゝ、城南桃山一帯の丘陵こそ實に、大元帥陛下の御講評を賜ふべき要地と承はりたれば、大阪市民たるもの、頭腦に印象せらるゝ、郷土史的教訓の深さと重きとは、果して如何ばかりなりとすぞ。

予は大阪朝日新聞本年一月の初摺紙上に於て、仁徳天皇奠都一千六百年記念の祝典を唱道したり、その反響として、聖帝を御祭神と齋きまつれる、高津宮の氏子は言ふも更なり、大阪市會の決議として、全市舉りて祝典舉行の準備中、長く、照憲皇太后陛下の大喪に會し、改めて明年を以てその花々しき實行を見るべくなれり。

今又攝河泉金石文の著述に當り、一たびは高津宮に因縁の最も深き比咩古曾神

社の神寶として、大阪開創史の重要資料として、古來その重きを爲しつゝある「高津宮址植版」第一章附載參看の文字を考證するに當り、その發掘地の齊しく桃山の地たりしを知るに共に、今の「高津宮址碑」の所在地に思ひ到り、これを今次の大蕪を進めさせ玉ふべき地點といふによそへて、いよゝますゝわが桃山一帯の丘地が、大阪史、攝河泉史の上に絶大の價値を占むるは論ずるを俟たず。高津宮址碑は、明治三十二年 仁徳天皇崩御一千五百年大祭記念として、大阪府市の一大事業として建設されたりしなり、大祭記念問題は、同じく予が當年初摺の同新聞紙上に於て提唱せしところたりき。

今や西歐の大動亂に方り、今上天皇陛下には、東洋永遠の平和を保障し玉はんが爲に、獨逸に對して戰を宣し玉ひ、海陸兩軍の貔貅は、青島攻陥にその全力を用ゐ、我が武維れ揚がりて、敵塞陥落の一大吉報は、恰も全篇の校了とそその時を同じうし、その殊筆を擲かんとするの時は、門外に新聞號外の鈴の音勇ましかりし時たり。この秋に方りて、本年の大演習の、我が攝河泉の大平野の中心點に於て舉行せられ、古來三州の一大富源にして、大阪市の大動脈たる淀川の兩岸が、假設戰

闘必争の要區たるを想ひ、兩者の一大記念出版として、この「攝河泉金石文」の著述を公けにすることを得るは、是れ果して誰の賜ものぞや、嗚呼是れ果して誰の賜ものぞや。(大正三年十一月七日記)

「高津宮址植版」の物の眞偽如何は、研究上の疑問として、茲に問題を保留すべきも、而もその物の府下に儼存するを知り得たるは、予の慶幸とするところたり、但しその所藏者は故ありて姑らくこれを公けにすることを避く。

三浦蘭坂先生

余の不逮を以てして、おぼつかなくも指を金石文に染むるを得たるは、實に蘭坂三浦先生に私淑するの餘に出でたるなり。初め故濱真砂翁は、蘭坂先生の一大著述たる、名物撫古小識の奥附に見ゆる、先生の著述書目に就き、その家を訪うて得るところあらんことを期し、余の同行を促されき。三浦家は、北河内郡樟葉村大字坂の舊家なり、舊友枚方の三松俊雄君は、當主逸三郎君と相知るの故を以て余は同君に就き、その先容を得て、さて真砂翁を誘ひしに、當日となりて翁は所勞の爲めその意を果されず、折角に約したる日取を空しうせんはいかゞあるべきとて、余は單獨に三松君に導かれて、坂の三浦家を訪ひしは、明治四十三年の杏花さく頃なりき。

蘭坂先生は醫家に生れ、本草物産の學に精しく、初め京師の鈴木蘭園に従ひ、後に斯學の泰斗小野蘭山に就き、得るところ多し、本業の傍ら漢籍國典は更なり、歴史地理に通じ、最も考古の趣味に富み、古金石文の檢覈に力を盡せり。その著述書

目を舉ぐれば、

- | | |
|---------|-----------|
| 名物撫古小識 | 同 續錄、別集 |
| 川内、撫古小識 | 文物古今通志 |
| 地志糾謬 | 撫古、字苑 |
| 溫古圖 | 金石古、文模、勒帖 |
| 難經辨註 | 九卷類聚 |
| 衍義傷寒論 | 傷寒論逸 |
| 治痘新書 | 近古醫史 |
| 隨筆 | |

三浦家に傳ふるところを見るに、名物撫古小識六卷續錄、別集は無しを首め、隨筆の内、雄花草子(一)或人物語(三)難經辨(四)假初艸(六)の四冊二、五は逸す、總冊數不詳と外に爾雅名物小識一冊、治痘小識一冊(原稿、治痘新書の原題か)及び難經正文を挙げ得べし。

國手としての以外に、先生の代表作とも稱すべき名物撫古小識は、その壯時より古書に見ゆる草木鳥獸の日本の古名稱を抄出し、假に舊名録と題して、物産家の

誤傳を糾すべく起稿せしを、老後補正改題したるものにして、記、紀、萬葉は更なり、新撰字鏡、和名鈔、本草和名勅號記（一名和名本草）延喜式、出雲風土記等を始め、三唐韻、塩囊抄、古本節用集などを涉獵考證して、一部専門辭書の體裁をなせり。同家に傳へらるゝこの書には、今もさながらに先生の手澤をそのまま、江戸の本間游清より返送し來りしときの手簡が、書中に挿まれたるもゆかし。

……先年品物考和名類纂三十卷上木にかゝり候處、午の年（寛政十年か）の火災に灰となし、うの後再び上木の由なくて、今に空しく過候……貝原翁の倭本草、名は倭なれど、當世の倭にて古の倭ならねば、古書を考ふるよしなし、今此の摭古は専ら古書の要を擧げられたれば、本草の古學せん人、必座右に置くべき者也云々

ご游清の推奨せる、以て本書の價値を窺ふべきなり、而も本書の欄外處々に朱書の爛斑たるを見るは、蓋し游清の意見を附し來れるものなるべく、その凡例には「近來物産學倍明、故探蘭山遺說、傍謀社友水野廣業附、今俗稱呼」と云へり。爾雅名物小識は、七十歳の自壽記念として公にせしものに係る。

先生の著書を見るに、いづれも木製活字版にして、製本も素人仕立の質素なる小

本形なり、木活字を製するについては、非常の苦心を拂へると共に、その抱負を見るに足り、自から稱して、世人曰く梨棗に災ひとすと、而も予は自から木活字を製せり、然るに寒村工人に乏しく、活字の有無は字體の整一を期し易からず、類字を以て補填せるもの少なからずといへり。

名物摭古小識には、言順堂活字版の添題あり、天保三年六十八歳にして改題再訂し、爾雅小識は天保五年七十歳の出版なりしこと、前に言へるが如し。博物學者としての先生を見るには、この二書在り、而もその醫學の方面に關しては、先生の遺書、一も存するあるなし。

寛政二年、先生二十六歳、その九月十五日に大坂を出發し、廿二日歸村したる參宮旅行の勢遊艸といふがあり、同村一宮の神主にして、領主水野監物忠徹侯の邑宰たりし、郷友岡田鶴鳴と同伴し、その詩章をも併録したるもの、以て先生の漢文學に於ける手腕を見るべし。

川内撫古小識は、文化三年二月、伏見の書佐城州屋正二郎をして開版せしめ、友人中川壺山（京都の人）にして大阪に在り、名は定故、字は其德、通稱は固貞、別に修亭、又

抱神堂と號すの序文と自跋とを附し、弘治以前に於ける河内一州の金石古物の目録に小解題を附せり。先生の著書は前にもいへる如く、手摺手製らしき木活本に「不待賈人」の印を加へたるが例なるを、この書獨り賈人を待ちて木版となせるは、却て珍なり。

先生の古金石文に於けるは、實に半生の精力を竭盡せしもの、その摸勒帖の原拓本としては、世に聞わたる限り一々手拓考證して、加ふるに友人よりの所贈本を以てせり。おもふに先生在世のころは、金石界の黄金時代とも稱すべく、寛延二年には藤井貞幹の奈良善城寺の古碑を考證して、元明天皇山陵の地點を明かにしたるあり、明和七年には、大和の穴蟲より威奈卿の墓誌銘を鐫れる銅合子の藏骨器の出土あり、寛政四年には、攝津の荒神山より年足朝臣の金銅墓版を發掘するあり、天保二年には、大和の八瀧村より文忌寸の墓版を出せるあり、この秋に當りて先生たるもの、争でか指を啣へてこれを看過すべき、斯道の學者と相角逐して、鑿古上の知識を養ひもしつ、洩らしもしつ、身は北河内の一隅に在りて、名は關の東

西に聞か、文忌寸墓版發見の時の如き、奈良も京も大騒ぎ、京の同好團體たる以文會員の一人より、早くも先生に贈るに、その眞拓本と模刻とを以てし、その包紙に「これは奈良より尊翁へ進上致され候品なり、只今京都にて大評判、皆々渴望の品なり、以文會中にも大噂にて、甚だ流行の稀品なり、此の外に金壺硝子壺、舍利など掘出し候、異説紛々、奈良奉行(鹿野土佐守)より來候書簡入御覽候云々」こと、穗井田忠友の考證さへ添はりたり。當時先生の斯界に於ける位地は、亦以て傍證すべきなり。

先生、名は義徳(金石界には宜登古の字を用ゐる)、字は季行(又子行、士行とも)別に、出雲行者(約めて雲行)、南郊、存庵、芒庵等の號あり、館を括囊堂を醉古と號せり。日本人名辭書に纔に二行の傳記あり、三浦スエユキ(季行)とあるは不穿鑿なり。父は通稱懷仙、名は義方、字は陳芻、尙綱樓と號す、その先は平氏に出で、三浦介義明の裔なり、四世の祖定道、河内渚の領主永井信濃守に聘せられ、始めて醫術を坂に開き、その子秀道は大阪の醫植木玄養の門に入りて名あり、その嗣子春道は玄純と稱し、三樂軒と號す(後春豊、晩に義豊)、彦根の藩老木俣氏の子なり。懷仙は義豊の嗣

子、伊勢の田丸養貞の子にして、義豊の長女道子に入贅せしなり、代々玄純を通稱とし、三代目玄純即ち蘭坂先生に迫り。先生は城州大山崎の社家、松田勘解由藤原邦秀の二男なり、明和二年に生れ、醫を懷仙に學び、後京師に遊び、御醫佐渡法眼に従ひ、兼ねて蘭園、蘭山の兩家に受益し、入りて三浦家を襲げり。家藏書に富み、寛政二年の冬、父懷仙の手に整理されし「家藏書録」といふを見るに、和漢の書目無慮數千卷に上れり。同八年の春、先生は父懷仙六十の壽詞を四方に募り、巖垣龍溪、海保青陵、太田玩鷗、細合半齋等諸名家の什を製帖したるがあり、懷仙は享和二年八月三日、六十八歳を以て歿せり。

玄順堂の額は、山城八幡の中村通齋（松花堂の高弟久越の裔久永）の揮ひしもの、日華筆采藥圃に隱居先生格言を題したる、小野蘭山七十一歳の書と共に、今も三浦家の玄關を飾れり。その他先生の遺愛として、客間に大雅堂筆山水額と、皆川

洪園自書贊山水幅を掲げたるなど、いづれか先生在時のさまを想はしめざる。鶴鳴は先生の括囊軒に題して云へり、蘭坂は手に書類を釋てず、出づるに懷るに、且歩み且讀み、輻に座する亦書を廢せずと、先生自から爾雅小識に序して曰く、

七十にして猶老の既に至れるを知らず、この擧を企てたりと、皆以て先生の精苦を想見すべきなり。

先生の交友は、壺山、鶴鳴の外、典藥寮鍼醫御園常言（字子慎、號鶴鳴、江州甲賀同心の出身にして京に在りし中井微顯（通稱孝介）等の士あり、御園の遺書阿豆麻安會比歌解は天保六年に、中井の「古囊考」は同十一年に、先生手づから木活發刊して、これを世に傳へたり、亦以て先生の友に厚きと學に忠なるを見らるべきなり。

天保三年三月二十四日、中川壺山は、その六十自壽の意を以て、浪花尙齒會といふを石町（石町）の光乘寺に催しぬ。七十以上を上客とし、以下を垣下と定めしが、蘭坂先生は六十八老を以て、一つ年上なる藤井高尙、六十二歳の八木巽所等の諸名家と共に、所謂垣下の列に在り、そが中に唐樂ものする人のあるからに、北の方に南面の座をしきてその所とせり、傾盃樂ふくほごに三獻あり、初獻（初獻）打飽、二獻たつくり、三獻そうになり、このことはつれば、おのれ令月どうたふ、皆つけ物あり、二反の句頭は義徳なり、三反はおのれ又うたへり、義徳もおのれも、久しく打すてしからに、聲ぶりのいかならん云々と壺山の自記に見ゆれば、先生の趣味の廣き、かゝる際

までにも及びたるを推すべし。席上先生の仕あり、

みうらの義徳

なにしおふもくせかけて三千年も年きりせざる花をこらみめ

右の記文は先生爲にこれを淨寫し、板行本には八木巽所、松本愚山(八十二)慈雲尊者(八十二)藤井高尙等の題辭、本居大平(七十七)の跋などあり。

越わて天保十三年三月十九日、壺山は又その七十の壽宴にて、難波村の別莊澄霞軒に於て後の尙齒會を開けり。その自記(同じく先生の淨書)に「年ごろの友、河内の交野の原なる三浦の義徳、七十八にてすくよかなれば云々」とあり、先生又も席上の仕あり、

義 徳

おのづからなはたかゝらしなはの浦のちよ松かげのけふのまごぬは

その板本には藤澤東咳、本居内遠、西田直養の序および先生の跋あり、中に交態を叙して曰く、

余少少負_レ交遊_ニ京師_ニ天明壬寅(二年)之春、初遇_ニ其徳_ニ中川君_ニ於_ニ關園_ニ源翁_ニ之門_ニ爾來昆季不_レ嘗

也……………蓋君之於余、余之所好、君必好之、君之所好、余亦好之、風流好古、猶出_ニ同胞_ニ、加之六十年來交態云々

以てその交誼を見るべし。

先生の和歌は、岡田鶴鳴と共に水野侯に上つりし春二十首といふがあり、又短冊のうち

鹿の畫

七重花八重はな咲さきをしかのはやされぬべき姿いさまし

題 不 知

かぜさむき野みにくる人はあらむけふころもみぢ散らばちりてめ

ことしは親しき人々十人身うせにければ

人々のながき別にくらべてはまた來る年をなごなしまめや

先生は、六十年來の舊友中川壺山の後尙齒會に列せし翌年、天保十四年十一月十五日、七十九歳の長齡を以て病歿せり。墓は穂谷川先塋の次に在り、法名を花竹院香園蘭坂居士といふ。子良道、孫元道を経て、當主政明(逸三郎君)に至れり。

川内撫古小識の板本は、三浦家にこれを傳へず、余は三浦家を訪ひし年の夏、京都

の書林聖華房を過りて、圖らずもその原板を獲たり、乃ちこれを印行して騰寫に代へ、これを同好諸友に頒てり。余はこの書の原板を獲て、さながらに先生の手澤を撫し、竊かにその奇遇を詫りつゝも、老友眞砂翁の既に已に道山に歸したるを懐ひ、俯仰自から感慨の淺からざるものあるを覺ゆるなり。

明治三十六年三月發行の考古界十ノに、黒川眞道君は川内鑑古小識を轉載本號以下分載するに就き、ちの小引に、關坂先生の傳記不明なるよしを述べ、出雲行者恐らくは隠者にして、しかも古物家なりしことは、推定に難からず云々あり、以て先生の傳記の久しく溷晦に歸したりしを見ゆるし。

小山田靖齋先生

攝河泉三州の土、金石家としてその名、三浦蘭坂先生に亞げるもの、大阪の醫小山田靖齋先生を得たり。靖齋先生は友人小山田松翠君の養祖父に當り、證古金石集の著者として、斯界にその重きをなせり。

先生名は孔彰、字は子言、秋香、十洲の別號あり、姓は葛西氏、通稱俊藏、その祖父葛西東民、蘭叟と號す、徳島の藩士なり、始めて大阪に家す。嗣子玄熊、晩に玄滌、名は滌、字は子黄、宜齋と號す、故ありて小山田家を承け、醫を業とす、文政九年五月廿四日歿す、七十二歳、墓は口繩坂梅舊院に在り、靖齋先生はその子なり。

先生、寛政二年を以て大阪に生れ、家業を繼ぎ、伏見町に住し、平野町の醫橋本順積の女貞子を娶る。

先生は業餘、考古の學を嗜み、金石文に精通し、行餘漫筆、座右日鈔等の稿本、家に傳ふるもの多く、その最も苦心集成したるは即ち證古金石集三卷なり。當時豊前の金石家柳村西田直養、來りて大阪の小倉藩邸に在り、先生ごその好みを同じう

するの故を以て、意氣相投す。證古集の稿本は、今傳へて府立大阪博物場の庫中に在り、その序は直養の撰に成り、行餘漫筆の中に見え、本集稿本にはこれを冠せず、左に掲ぐ

金石志序

凡そ古を温ぬるに、ひとすぢならず物を玩ぶと、事を好むとの二つあり。物を玩ぶ人は、たゞ其形をめで、あながちに故よしをたごらす、事を好む人はその形をめづるのみかは、物につきて又つぶさに古を考へずしてやはあるべき。さて彼物を玩ぶ人を見るに、あるは宮寺に傳はりぬる寶をも求め得ては我物とし、又は古家にをさめたりし物を掘出しては持てはやし、はては白波の名をも長く世に流すに至りぬべし。まこと事を好む人は、又これと異なり、わづか一片の墓誌につけて、正史のかけたるをも補ひ、一もこの石文を見て寶錄の遺ちたるをも拾ひぬべしや。おのれ若かりし時より、深く古を好み、いかでさりぬべき書ものして、んとて、好事家の説どもをこれかれ拾ひ集め、物のはしにかき記し、を小山田ぬしの見て、かくまでに心もちゐたまひしものを、かいや

りおかむは無念なり、わぬしが志をつかんとて、おのが鈔録したりし上に、又諸家の考を加へ、その足らざる所をば説を立て、證古金石集と名づけられたり。その精密なること、おのがかけても及ぶべき事にあらず、さるは彼物を翫びてあるまじき寶を欲りするそしりはなく、事を好みて大御書の補を爲すべきものは、これの冊子なりけり。いそしきかも、小山田ぬし。うれしきかも、西田直養。

豊國間の郡なる 西田直養

金石學上、兩家の相許し、ことこの深き以て見るべく、證古集の成れるは、直養に負へりしことこの妙からざるを知る。而も直養の金石年表に序せし、屋代輪池の文を見るに

西田浩然(直養)……予雖職而日淺、而交誼最篤、頃者輯錄皇朝金石文字……附載先輩題跋、加以創見、題曰金石誌予乃、出所奉金石搨本示之、頗有增補其書、然成而未遠、刊行、因著金石年表、標其題曰以備便覽云々

とあり、この序文の成りしは天保九年九月にして、直養の金石志は、爾後尙開版に至らざりしを、先生の編著あるに及び擧げてその采り入るゝに任せたるものと

見るべく、即ち輪池、直養兩家の精力は、先生の證古集に采入され、集めて大成したるものなるを知るに足らん。宜なるかな、その斯界に裨益することの尋常ならざるものあるや。

今その稿本を閲するに、引證の古金石文はすべて眞拓本を貼附し、博收廣載、諸家の意見に加ふるに、自家の發明を以てし、多く得易からざるの成書たり。

これを外にして、先生の鈔書に勉め、考古に意を用ゐたるは、かの隨筆、日鈔、幾十卷の遺書あるによりて窺はれたり。

先生、嘉永五年八月二十六日を以て歿す、享年六十三、梅舊院先塋の次に葬る。配貞子は文政十二年七月十二日先だちて早逝せり（二十三歳）。繼室石倉氏、名は竹子、紀州の人、元治元年九月廿四日五十九歳を以て逝けり。子太吉郎、玄熊を襲名す、名は弘、字は子充、宴齋と號す、松翠君はその即ち嗣子たり。

余すでに蘭坂先生に私淑して、斯界に耽味することを得つ、後又證古金石集を讀みて、靖齋先生の遺澤に浴し、啓發せらるゝ所最も多し。今や攝河泉金石文の小著成るに臨み、謹んで廣く世に傳へられざる二先生の事歴を略述し、斯學の巨匠

にして郷土の先覺たる二先生の冥助に報いんとす。在上の靈、希はくはこれを鑒せよや。

攝河泉金石文 終

大正三年十一月十日印刷
大正三年十一月十三日發行



攝河泉金石文與附
定價金參圓五拾錢

著者	木崎愛吉
發行者	大阪東區寺山町四百九拾參番地 勢健治
印刷者	大阪北區東梅田町貳百八拾番地 田正夫
發行所	大阪南區安堂寺橋通壹丁目壹番地 土史研究會
發賣所	大阪北區東梅田町貳百八拾番地 德書院

特約取次所

同	京都市上京區寺町通二條角	若林書店
同	同市同區富小路通二條北入	山本文華堂
同	神戸市兵庫佐比江町	西田常三
同	大阪市東區平野町二丁目	柳屋書店
同	同市西區土佐堀通三丁目	日華書房

電話東四九六四番
振替大阪一四五三七番
大阪北區東梅田町貳百八拾番地

▼豫 告▲

好尚木崎愛吉君 著

日本金石文

第一編

總クローヌ金文字入最善裝
紙數凡四百拾枚挿入
コロタイプ版凡五拾枚挿入
定價金參圓五拾錢
預約特價金貳圓五拾錢
送料 八

本會は既に『攝河泉金石文』を發行し 我允文允武なる大元帥陛下攝河泉三州の野に於て陸軍特別大演習を御統監あらせらるゝの秋に當り、三州郷土史の根本とも云べき同書を大阪城なる大本營に傳獻し 天覽を賜ふの光榮を有し、尙大演習參加軍事當局者及文武陪觀諸官より多大の賞讃を博したり

攝河泉金石文は日本金石文の一部なるを以て、本會は引續き著者多年の苦心によりて收集せられたる豊富の材料を以て、三州以外全國の金石文研究の結果に成れる『日本金石文』を發行して全國郷土史の一大資料に供し、兼ねては精神修養の材料に供すべく不日第一編を公けにせんす、其要目は左の如し

要 目
日本金石文大年表

大和	第一章 詔書	伊豫	第四章 墓碑塔
大和	第二章 佛像	山城	道後温泉碑
大和	法隆寺觀音造像記(御物)	近江	宇治橋碑
大和	藥師造像記(國寶)	近江	鬼室集斯墓
大和	釋迦造像記(國寶)	下野	那須國造碑(國寶)
大和	釋迦三尊造像記(國寶)	上野	多胡郡碑(國寶)
大和	二天造像記(國寶)	大和	超明僧記名碑
大和	觀音造像記(御物)	大和	元明天皇御陵碑
大和	釋迦造像記(御物)	上野	下贊郷碑(國寶)
大和	觀音造像記(國寶)	上野	山名村碑
大和	鑿淵寺觀音造像記(國寶)	上野	朝野魚養碑
大和	(以下目録略す)	大和	竹野王碑
山和	第三章 墓版	大和	藥師寺佛足石記(國寶)
山和	小野毛人墓誌(國寶)	大和	藥師寺佛足歌碑(國寶)
山和	文彌麻呂墓誌	大和	多賀城碑
山和	吉備公祖母墓誌	大和	宇智川磨崖碑
山和	伊福吉部氏墓誌	大和	日光山碑
山和	小治田安萬侶墓誌	大和	益田池碑
山和	美努岡萬墓誌	大和	安陪宗任女墓
山和	吉備公母揚貴氏墓誌	大和	宗像神社阿彌陀經碑(國寶)
山和	(以下目録略す)	大和	(以下目録略す)

第五章 鐘
 山城 妙心寺鐘(國寶)
 奈良 興福寺勸善院鐘(國寶)
 對馬 府中八幡宮朝鮮鐘
 越前 織田村鐘(國寶)
 越前 常宮朝鮮鐘(國寶)
 山城 高尾山西寶幢院鐘(國寶)
 山城 高尾山神護寺鐘(國寶)
 豐前 宇佐八幡宮朝鮮鐘(國寶)
 大和 榮山寺鐘(國寶)

以上コロタイプ拓影を附す

大和 大峯山上鐘
 那霸 波上神社朝鮮鐘(國寶)
 安藝 竹原照蓮寺朝鮮鐘(國寶)
 肥前 惠日寺朝鮮鐘(國寶)
 近江 園城寺圓滿院朝鮮鐘(國寶)
 大和 吉野山廢世尊寺鐘
 京都 西本願寺鐘
 下野 日光山鐘
 讚岐 屋島千光院鐘
 (以下目錄略す)

發行所

郷土史研究会

大阪市北區東梅田町二百八十番地

電話 東四九六四番

特約申込所

大阪市北區東梅田町二八〇番地
 大阪市東區平野町二丁目
 同市西區土佐通堀三丁目
 神戸市兵庫佐比江町
 京都市上京區寺町通二條角
 同市同區富小路二條北入

宗徳書院
 柳屋書房
 日華書房
 西田常三店
 若林書店
 山本文華堂

好尚木崎愛吉君 手拓編輯

日本金石彙

コロタイプ版大形映入

實費各金壹圓五拾錢

送料八錢

第一輯 目次 (再版)

一	河内觀心寺佛造像記	國寶
二	大阪威奈卿墓誌銘	國寶
三	備中吉備公祖母骨藏器銘	國寶
四	近江超明僧記名碑	國寶
五	河内高屋連帆墓志	國寶
六	河内紀參議女瓶墓志	國寶
七	和泉犬鳴山碑	國寶
八	大阪正祐寺朝鮮鐘	國寶
九	攝津長寶寺鐘	國寶
十	攝津淨橋寺鐘	國寶

第二輯 目次

一	大和法隆寺藥師造像記	國寶
二	同 釋迦造像記	國寶
三	同 釋迦三尊造像記	國寶
四	山城宇治橋斷碑	國寶
五	大和藥師寺東塔標銘	國寶
六	攝津石川朝臣年足墓志	國寶
七	出雲齋淵寺石造經筒記	國寶
八	神戶德照寺鐘	國寶
九	出雲齋淵寺鐘	國寶
十	山城山科安祥寺鐘	國寶

發賣所

宗徳書院

大阪市北區東梅田町二百八十番地

電話 東四九六四番
 振替口座大阪一〇五三七番

郷土史研究会々則概要

- 第一條 本會は郷土史研究会と稱す
- 第二條 本會事務所は當分の内大阪市北區東梅田町二百八十番地に設置す
- 第三條 本會は郷土の歴史を研究し忠君愛國の觀念を養成し尊嚴なる國體の光輝を發揚するを以て目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ
- 一 毎月一回事務所に會合し郷土史に關する研究を爲す
 - 一 臨時隨所に講演會を開く
 - 一 有益なる圖書を出版し實費を以て會員に頒布す
 - 一 毎月一回研究に關する雜誌『郷土史』を發行して各會員に頒布す
- 第五條 會員は會費として毎月金貳拾錢を齎出するものとす

大阪市北區東梅田町二百八十番地

郷土史研究会

電話東四九六四番

356
144

イ
大
大

終

